大正十五年十月　十日印刷
大正十五年十月十五日發行

〔非賣品〕

日本古典全集第一回

平家物語

上卷

編纂者　與謝野寬
同　正宗敦夫
同　與謝野晶子
裝幀圖案者　廣川松五郎

東京府北豐島郡長崎村一六二
發行者　長島豐太郎

東京府北豐島郡長崎村一六二
印刷所　新樹製版印刷所

印刷者　高瀨淸吉

發行所
東京府北豐島郡長崎村一六二
日本古典全集刊行會
振替口座東京七三〇三二
電話番號小石川七〇九九

中いふ甲斐なうぞ見えし。去程に今年も暮て、壽永二年に成にけり。節會以下常の如し。正月五日朝覲の行幸有けり。是は鳥羽院六歳にて朝覲の行幸有し其例とぞ聞えし。二月廿一日宗盛卿従一位し給ふ。やがて其日内大臣をば上表せらる。是は兵亂愼みのためとぞ聞えし。南都、北嶺の大衆、熊野、金峰山の僧徒、伊勢、石淸水の祭主、神官に至る迄、一向平家を背いて源氏にこころを通はしけり。四海に宣旨をなし下し、四方へ院宣を遣せども、院宣、宣旨をも皆平家の下知とのみ心得て、隨ひ付者なかりけり。

平家物語卷第六　終

命なれば力及ばず。是によつて助茂を長茂と改名す。去程に九月二日越後國の住人、城四郎長茂、木曾追討の爲にとて、越後、出羽、會津四郡の兵共を引卒〔率〕して都合其勢四万餘騎、信濃國へ發向す。同九日當國横田河原に陣をとる。木曾は依田城にありけるが、三千餘騎で城を出て馳むかふ。爰に信濃源氏、井上九郎光盛が謀に、三千餘騎を七手に分ち、俄に赤旗七ながれつくつて、手手にさしあげ、あそこのみね、ここの洞よりよせければ、越後の勢共是をみて、あはや此國にも御方の有けるは、力付ぬとていさみ悅ぶ處に、次第に近う成ければ、相圖を定めて、七手が一つになり、赤旗共切捨させ、兼て用意したりける白旗をさつと差あげて、時〔鬨〕をどつとぞつくりける。越後の勢共、あわてふためきけるが、或は河へ追はめられ、或は惡所へ追落されて、たすかる者は少なう、討るる者ぞ多かりける。城四郎がむねとたのみきつたる越後の山太郎、會津乘丹房などいふ一人當千の兵共も、そこにて皆討取られぬ。城四郎我身手負、からき命生つつ、河につたうて越後國に引退く。飛却〔脚〕をもつて都へ此由を申たりけれども、平家の人人ちつとも噪ぎ給はず。九月十六日、前右大將宗盛卿大納言に還着して、十月三日内大臣になり給ふ。同十七日悅こび申有しに、公卿には花山院中納言を始奉つて十二人扈從してやりつづけらる。藏人の頭親宗以下殿上人十六人前駈す。中納言四人、三位中將も三人までおはしき。源氏既に蜂の如くに起りあひ、只今都へ亂れ入らんとするに、風の吹やらん、波の立やらんをもしり給はず、かやうに花やかなりし事共、中

る。去程に、今年も暮て養和も二年に成にけり。節會已下つねのごとし。二月廿一日太白、昴星ををかす。天文要鏃に云、太白、昴星ををかせば四夷おこるといへり。又將軍勅命を承つて國の境を出づとも見えたり。三月十日除目行はれて、平家の人人大略官加階し給ふ。四月十五日前權少僧都顯眞、日吉社にして、如法に法花經一萬部轉讀いたさるる事有けり。御結緣の爲にとて、法皇も御幸なる。本三位中將重衡卿、其勢三千餘騎で日吉社へ參向す。何者の申出したりけるやらん、一院山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしと聞えしかば、軍兵内裏へ參じて四方の陣頭を警固す。平氏の一類皆六波羅へ馳集る。山門に又聞えけるは、平家山責〔攻〕んとて登山すと聞えしかば、大衆東坂〔本ノ衍〕へおり下つて、こはいかにと僉議す。法皇も叡慮を驚かさせおはします。公卿、殿上人も色をうしなひ、北面の輩どもの中には、餘りに慌騒いで黃水つく者多かりけり。山上、洛中の騒動斜ならず。去程に重衡卿、穴太の邊にて法皇請取まゐらせて、都へ御幸なし奉る。誠には一院山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしといふ事も、平家又山責〔攻〕んと云事も、跡形なき空事なり。只天魔のよく荒たるにこそとぞ人申ける。法皇仰せなりけるは、かくのみあらんには、此後は御物語など申御事も、御心にはまかすまじき事やらんとぞ仰せける。同廿日、廿二社へ官幣使を立らる。これは飢饉疾疫によつて也、同五月廿四日に改元有て、壽永と號す。其日除目行はれて、越後國住人城四郎助茂、越後守に任ず。兄逝去の間、不吉なりとてしきりに辭し申けれ共、勅

らじとこそおぼしめせども、先今様一つあらばやと仰せければ、大納言拍子とつて、信濃に有なる木曾路河といふ今様を、これは見給ひたりしかば、信濃にありし木曾路河と歌はれけるこそ、時にとつての高名なれ。

横田河原合戰

八月七日官廳にして、大仁王會おこなはる。是は將門追討の例とぞ聞えし。九月一日純友追討の例とて、伊勢へ鉄の鎧甲を參らせらる。勅使は祭主神祇權の大副、大中臣定高とぞ聞えし。都を立て、近江國甲賀の驛より病付て、同き三日伊勢の離宮にして遂に死にぬ。又調伏のために五壇の法承はつて行ひける降三世の大阿闍梨、大行事の彼岸所にして、寢死にしにぬ。神明も三寶も御納受なしと云事いちじるし。又大元法承はつて行ひける安詳［祥カ］寺の實玄阿闍梨が御卷數を進じたりけるを披見せられければ、平氏調伏の由を注進しけるこそおそろしけれ。こはいかにと仰せければ、朝敵調伏せよと仰せ下さる。つらつら當世の躰を見候に、平家專朝敵と見えたり、よつて彼を調伏す、何のとがや候べきとぞ申ける。此法師奇恠也、死罪か流罪かと沙汰ありしか共、大小事の怱劇にうちまぎれて、何の沙汰にも及はず。平家亡び源氏の代になつて鎌倉へ下り、此由かくと申ければ、鎌倉殿感じ給ひて、其勸賞には大僧都に成れけるとぞ聞えし。去程に同十二月廿四日中宮、院號蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申ける。主上いまだ幼主の御時、母后の院號是始とぞ承は

夜半ばかり、俄に空かきくもり、雷おびたゞしうなつて大雨ふり、天はれて後、虚空に大なる聲のしはがれたるをもつて、南閻浮提金銅十六丈の盧遮那佛燒亡ぼし奉つたる平家の方人する者ここにあり、よつてめしとれやと、三聲叫んでぞ通りける。城太郎を始として、是を聞兵共皆身の毛よだちけり。郎等共、これほどおそろしき天の御告の候に、たゞ覺しめしとゞまらせ給へといひけれども、弓矢とる身のそれによるべからずとて、城を出て纔に十餘町ぞ行たりける。黑雲一村立來つて助長が上に覆とこそ見えたりけれ。忽に身すくみ心ほれて落馬してけり。輿にかかれて舘へかへり、打臥事三時ばかりあつて、遂に死にけり。飛脚をもつて都へ此由を申たりければ、平家の人人大におそれさわがれけり。同七月十四日改元あつて養和と號す。其日除目行はれて、筑後守貞能肥後守になつて、筑前、肥後兩國を給はつて、鎭西の謀叛たひらげに、其勢三千餘騎で鎭西へ發向す。又其日非常の大赦行なはれて、去ぬる治承三年に流され給ひし人人皆都へめしかへさる、松殿入道殿下備前國より上らせ給ふ。妙音院太政大臣殿尾張國より御上洛、按察使大納言資方卿は信濃國より歸洛とぞ聞えし。同廿八日妙音院殿御院參、去ぬる長寛の歸洛には御前の簀子にして、賀王恩、還城樂を彈給ひしが、養和の今の歸京には仙洞にして秋風樂をぞあそばされける。何も何も風情折を思召よらせ給ひける御心ばせこそ目出けれ。按察大納言資方卿も其日院參せられけり。法皇いかにやいかに、たゞ夢とのみこそおぼしめせ、ならはぬひなの住居して、郢曲なども今は定めて跡方あ

んとぞ進みける。兵衛佐の弟卿公義圓深入して討れにけり。十郎藏人行家、散散にたたかひ、家子、郎等おほく射せ、力及ばで河より東へ引退く。平家やがて河をこえ、落行源氏を追物射に射て行に、あそここにて返しあはせて、ふせぎ戰といへ共、多勢に無勢叶ふべしとも見えざりけり。水驛〔澤〕を後にする事なかれとこそいふに、今度の源氏の謀はをろかなれとぞ人申ける。十郎藏人行家は引退き、參河國□□〔二字空白、他本ニ矢矧トアリ〕川の橋をひき、掻楯かいて待かけたり。平家やがてつづいて責〔攻〕給へば、そこをも遂に責〔攻〕落されぬ。なほもつづいてせめ給はば參河、遠江の勢はたやすう附べかりしを、大將軍左兵衛の督知盛いたはりありとて、三河の國より都へ歸り上られけり。今度も纔に一陣をこそやぶらるといへども、殘黨を責〔攻〕ざれば、させるし出したる事なきが如し。平家は去去年小松の大臣薨ぜられぬ、今年又入道相國失給ひぬ。運命のすゑになる事あらはなりしかば、年來恩顧の輩の外は、隨ひつく者なかりけり。東國は草も木もみな源氏にぞなびきける。

嗄聲

去ほどに越後國の住人城太郎助長、越後守に任ずる〔二字他本ニぜらるトアリ〕。朝恩のかたじけなさに、木曾追討のためにとて、其勢三万餘騎で信濃國へ發向す。六月十五日に門出して、既にうつたたんとしける

園一所も相違有べからざるよし仰せ下さる。同き三日大佛殿事始め有。事始の奉行には前左少辨行隆が参られける。此行隆、先年八幡へ参り通夜せられたりける夢に、御寶殿の御戸おし開き、鬟づら結たる天童の出て、これは大菩薩の御使なり、大佛殿事始の奉行の時は是を持べしとて笏を給はると云夢をみて、覺て後見給へば、幻現に枕上にぞ候ひける。あな不思議、當時何事有てか、大佛殿事始めの奉行にはまゐるべきと思はれけれ共、懷中して宿所にかへり、深う納めておかれけるが、平家の悪行によつて、南都炎上の間、おほくの辨の中に此行隆えらばれて、大佛殿事はじめの奉行に参られける宿縁の程こそ目出たけれ。同十日美濃國の目代、早馬をもつて都へ申けるは、源氏既に尾張國まで責〔攻〕上り、道を塞〔塞〕いで人を一向通さぬよし申たりければ、平家やがて討手を差向らる。大將軍には左兵衛督知盛、左中將淸經、同少將有盛、丹後侍從忠房、侍大將には越中次郎兵衛盛續、上總五郎兵衛忠光、悪七兵衛景淸を先として、都合其勢三万餘騎で東國へ發向す。入道相國薨ぜられてわづか五旬をだに滿ざるに、さこそ亂れたる世と云ながら、淺猿かりし事共也。源氏のかたには、十郎藏人行家、兵衛佐弟卿公義圓、都合其勢六千餘騎、尾張河を隔てて源平兩方に陣をとる。同十六日の夜に入て源氏六千餘騎、河を渡いて平家三万餘騎が中へをめいて懸入。明る十七日の寅剋より矢合せして、夜のあくるまでたたかふに、平家の方にはちつとも騷がず。敵に河をわたいたれば、馬、物具もみなぬれたるぞ、それをしるしに討やとて、源氏を中に取籠て、我討取

とこそ仰せけれ。昔も天智天皇はらみ給へる女御を大織官に給ふとて、此女御の生らん子、女子ならば朕が子にせん、男子ならば臣が子にせよと仰せけるに、則男を生り。多武峰の本願定惠和尚是也。上代にもかかるためし有ければ、末代にも淸盛公誠には白川院の皇子として、さしもたやすからぬ天下の大事、都遷など云事をもおもひたたれけるにこそ。

洲胯合戰

同二月廿日、五條大納言國綱卿もうせ給ひぬ。入道相國とさしも契り深うおはせしが、同日に病ついて、同じ月うせ給ひけるこそ不思議なれ。同廿二日前右大將宗盛卿院參して、院御所を法住寺殿へ御幸なし奉るべきよし奏せらる。彼御所は去ぬる應保元年四月十五日に造出されて、新日吉、新熊野まぢかう勸請し奉り、山水木立に至る迄思食まま成しが、平家の惡行によつて、此二三ヶ年は院もわたらせ給はず。御所の破壞したるを修理して御幸なしまゐらすべき由奏聞せられたりけれども、法皇何の樣も有べからず、只とうとうとて御幸なる。先故建春門院のおはしける御方を御覽ずれば、岸の松、汀の櫻年經にけりと覺敷くて、木高くなれるに付ても、大〔太〕液芙蓉、未央柳、是に向ふにいかんが涙すすまざらん。かの南内西宮の昔の跡、今こそおぼしめししられけれ。三月一日南都の僧綱等、皆ゆるされて本官に覆〔復〕す。末寺庄

留めたらんは、如何に念なからまし、忠盛が振舞こそ殊に思慮深けれ、弓矢取はやさしかりける物哉とて、さしも御最愛と聞えし祇園女御を忠盛にこそ下されけれ。此女御、院の御子をはらみ給へり。女御の生らん子、女子ならば朕が子にせん、男子ならば忠盛とりて弓矢とりにしたてよとぞおほせける。即男を生り。事にふれては披露せざりけれ共、内内はもてなしけり。此事いかにもして奏せばやと思はれけれ共、然るべき便宜もなかりけるが、或時白川院熊野へ御幸なる。紀伊國糸鹿坂といふところに御輿かきすゑさせ、暫らく御休息有けり。其時忠盛藪にいくらも有けるむかごを袖にもり入れ、御前へ參り畏て、

〔芋、妹〕いもが子ははふ程にこそ成にけれ

と申されたりければ、院やがて御こころ得あつて、

〔忠盛、只守〕ただもりとりてやしなひにせよ

とぞ付させましましける。扨こそ吾子とはもてなされけれ。此若君餘りに夜なきをし給ひしかば、院聞し召て、一首の御詠をあそばいてぞ下されける。

夜泣〔只守、忠盛〕よなきすとただもり立よ末の代にきよくさかふ〔ゆ〕る事もこそあれ

それよりしてこそ清盛とはな乘られけれ。十二の歳兵衛佐になり、十八の歳四品して四位兵衛佐と申しを、子細存知せぬ人は、華族の人こそかうはと申されければ、鳥羽院はしろし召て、清盛が花族は人におとらじ

なる。或時殿上人一兩人、北面少少めし具して、忍びの御幸有しに、比は五月廿日あまり、まだ宵の事なるに、五月雨さへかきくらし、よろづ物いぶせかりける折節、件の女房の宿所ちかう御堂あり、かたはらより光り物こそ出來たれ。頭には銀の針をみがき立たるやうにきらめき、左右の手と覺しきを指あげたるを見れば、片手には槌の樣なる物を持、片手には光物をぞ持たりける。これぞ誠の鬼とおぼゆる。手にもてる物は聞ゆる打出の小槌なるべし。いかがせんとて、君も臣も大にさわがせおはします。其時忠盛北面の下臈にて供奉せられたりけるを、御前へめして、あの者射殺し斬も留めなんやと仰ければ、畏り承つて歩み向ふ。忠盛內內思ひけるは、此者さしも武き者とは見「他本ニえノ字アリ」ず、おもふに狐狸などにてぞあるらん。是を射もころし、斬も留めたらんは無下に念なからまし。同くは生捕にせんとおもつて歩みむかふ。とばかり有て、ばつとは光り、と計有ては、さつとはひかり、二三度しけるを、ただ盛走り寄て、むずと組む。くまれてこはいかにとさわぐ。變化のものにてはなかりけり、はや、人にてぞ候ひける。其時上下手手に火をともいて、是を御らんじ見たまふに、六十ばかりの法師也。たとへば御堂の承仕法師にてありけるが、御あかしを參らせんとて、かた手には平瓶といふ物にあぶらを入てもち、片手には土器に火を入てぞ持つたりける。雨はいにいてふる。ぬれじとて頭には小麥の藁を引結んでかづいたりけるが、小麥の藁が土器の火に耀いて銀の針のごとくにはみえけるなり。事の次第一一に皆あらはれにけり。是を射も殺し、斬も

誠は慈惠僧正の化身なり。其故は、天台の佛法護持の爲に、かりに日本に再誕する故に、我かの人を一日に三度禮する文あり。件の入道にえさすべしとて、

　敬禮慈惠大僧正。天台佛法擁護者。示現最初將軍身。惡業衆生同利益。

此偈を誦終つて尊惠に又附屬す。尊惠悦びの涙を流いて、南方の中門を出る時、官衆等十余人、車の前後に随ひ、東南に向つて空を翔り、ほどなく歸り來るかとおぼえて、夢の心ちして息〔生〕出ぬ。其後都へのぼり、入道相國の西八條の亭に行いて、此よし申たりければ、入道相國斜ならず悦び、やうやうにもてなし、様様の引出物たうで、其時の勸賞には律師に成されけるとぞ聞えし。それよりしてこそ、清盛公をば慈惠僧正の化身とは人みなしりてけり〔れカ〕。持經上人は弘法大師の再誕、白河院は又持經上人の化身也。此君は、功德の林をなし、善根の德をかさねさせおはします。末代にも清盛公惡業も善根もともに功を勸で、世の爲、人の爲に、自他の利益をなすと見えたり。かの達多と釋尊の同衆生の利益にことならず。

祇園女御

又故い人の申けるは、清盛公はただ人には非ず、誠には白河院の御子なり。其故は、去ぬる永久の比ほひ、祇園女御とて幸人御座き。件の女房の栖居所は、東山の麓、祇園の邊りにてぞ有ける。白川院常は御幸

つて後、餘僧等皆歸る時、尊惠は大極殿の中門に立つて、はるかの大極殿を見わたせば、冥官、冥衆、皆閻魔法王の御前に畏る。有難き參詣也。此次でに後生の罪障を尋ね申さんと思つてあゆみ向ふ。其間に二人の從僧箱をもち、二人の童子蓋をさし、十人の下僧列を引て、やうやう歩み近づく時、閻魔法王、冥官、冥衆、悉く下迎ふ。藥王菩薩、勇施菩薩、二人の從僧に變じ、多聞、持國二人の童子に現ず。十羅刹女、十人の下僧に變じて、隨逐給仕し給へり。閻王問て曰、餘僧等歸り去んぬ、御房一人來る事如何。尊惠、後生の罪障を尋ね申さんが爲也。閻王、往生、不往生は人の信不信にありと云云。閻王又冥官に勅して仰けるは、此御房作善の文箱、南方寶藏にあり、取出し一生の行、化他の碑文見せ奉れとぞのたまひける。冥官畏はつて、南方の寶藏に行いて一の文箱を取つて參り、即蓋を開いて讀きかす。冥官筆を染て一一に是をかく。尊惠悲歎啼泣して、唯願はくば出離生死の方法を敎へ、證大菩提の直道を示し給へと泣泣申されければ、閻王哀愍敎化して、種種の偈を誦す。

　妻子王位財眷屬。死去無一來相親。常隨業鬼繫縛我。受苦叫喚無邊際。

此偈を誦し終つて、尊惠に附囑す。尊惠斜ならず悅び、南閻浮提大日本國に、平大相國と申人こそ攝津國和田御崎を點じて、四面十餘町に屋をたて、今日の十萬僧會のごとく、多くの持經者を屈請して、坊坊に一面に座につけ、念佛讀經丁寧に勤行いたされ候と申す。閻王隨喜感歎し給ひて、件の入道は只人にはあらず、

申しは、もと叡山學僧、多年法花の持者也。然るを道心發し離山して、此寺に住けるを人皆歸依しけり。去ぬる承安二年十二月廿二日の戌刻ばかり、脇息にかかつて法花經讀奉りける處に、夢共なく、現共なく、淨衣に立烏帽子着て、藁鞋はばきしたる男二人立文をもつて來りたり。尊惠夢の中に、あれはいづくよりぞと問給へば、閻魔王宮より宣旨の候とて、尊惠に渡す。尊惠是を開いてみるに、南閻浮提大日本國攝津國清澄寺の聖慈心房尊惠、來廿六日、閻魔羅城大極殿にして、十萬部の法花經轉讀せらるべきなり。仍て參勤すべし。閻王宣「に脱カ」よつて屈請如件。承安二年十二月廿二日閻魔廳とぞ書れたる。尊惠いなみ申に及ばねば、やがて領狀の請文を奉ると覺えて夢覺ぬ。是を院主の光影房に語りたりければ、きく人身の毛よだちけり。其後は偏へに死去の思ひをなして、口には彌陀の名號を唱へ、心に引攝の悲願を念ず。同廿五日の夜に入て、又常住の佛前に參り、例の如く念佛讀經す。子刻斗眠り切なるがゆゑに、住房に歸つて打臥。丑の刻ばかり、又さきのごとくに男二人來つて、とうとうと勸る間、尊惠參詣致さんとすれば、衣鉢更になし。閻王宣を辭せんとすれば、甚其恐れ有。此思ひをなす處に、法衣自然に身に纏つて肩にかかり、天より金の鉢下る。二人の從僧、二人の童子、十人の下僧、七寶の大車、寺坊の前に現す。尊惠卽時に車にのり、從僧等西北にむかつて虛空を翔ると覺えて、程なく閻魔王宮に至りぬ。王宮の躰を見るに、外郭曠々として其内渺渺たり。其中に七寶所成の大極殿有。高廣金色にして凡夫の眼に及びがたし。其日の法會畢

樣には舞躍りける也。六波羅の兵共はつと押寄、酒にゑひ〔他本ニたるもの四字アリ〕ども二三十人搦取て六波羅へゐてまゐり、坪の内にひつすゑさせ、前大將宗盛卿大床に立つて、事の子細を尋ね聞給ひて、現にもさ樣にのみゑひたらんずる者を、左右なう斬べき樣なしとて皆歸されけり。上下人のうせぬる跡には、朝夕に鐘打ならし、例時懺法よむ事は常のならひなれども、この禪門薨ぜられてのちは、聊供佛施僧のいとなみと云事もなし。朝夕は唯戰合戰のはかりごとをぞめぐらしける。およそは最後の所勞の有樣共こそうたてけれ共、誠には只人とも覺えぬ事共多かりけり。日吉社へ參り給ひしにも、當家、他家の公卿おほく供奉して攝籙〔籙〕の臣の春日の御參詣、氏〔宇治〕入など申共是には爭か勝るべきとぞ人申ける。何よりも又福原の經島築て、上下往來の舟の今の世にいたるまで煩なきこそ目出けれ。彼島は去ぬる應保元年二月上旬に築はじめられたりけるが、同八月二日俄に大風ふき大浪たつて、みなゆりうしなひてき。同三年三月下旬に、阿波民部重能を奉行にてつかれけるに、人柱立らるべしなど、公卿僉議有しか共、それは中中罪業なるべしとて、石の面に一切經を書いてつかせられたりける故にこそ、經島とは名付けれ。

慈心房

或人の申けるは、清盛公は只人にあらず、慈惠僧正の化身なり。そのゆゑは攝津國清澄寺の聖慈心坊尊惠と

殺鬼をば、暫時も戰ひかへさず。又歸り來ぬ四手〔死出〕の山、三瀨川、黄泉中有の旅の空に、ただ一人こそおもむかれけれ。日來作りおかれし罪業計こそ獄卒となつて迎ひにも來りけめ、哀なりし事どもなり。さてしも有べき事ならねば、同七日愛宕にて煙になし奉り、骨をば圓實法眼頸にかけ、攝津國へ下り、經の嶋にぞ納めける。さしも日本一州に名を揚、威を振つし人なれ共、身は一時の煙となつて炎空へたち上り、屍はしばしやすらひて濱の眞砂に戯れつつ、むなしき土とぞ成給ふ。

經嶋

送葬の夜、不思議の事有けり。玉をのべ金銀をちりばめて作られたりける西八條殿、其夜俄に燒にけり。何者のしわざにや有けん、放火とぞ聞えし。又六波羅の南にあたつて、人ならば二三十人ばかりが聲して、嬉しや水、なるは瀧の水と云拍子をいだいて舞躍り、どつとわらふ聲しけり。去ぬる正月には上皇かくれさせ給ひて天下諒闇に成ぬ。纔に一兩月を隔てて入道相國薨ぜられぬ。心なきあやしの者も如何が憂へざるべき。いか樣是は天狗の所爲といふ沙汰にて、平家のはやりをのつはものども百餘人、わらふ聲について、是を尋ぬるに、院の御所法住寺殿には、此二三ケ年は院も渡らせ給はず、御所預かり備前前司基宗と云者あり、彼基宗が相知つたる者ども、酒を持て來集り、かかる折節に音なせそとて飲けるが、次第に飲醉ひて加〔斯〕

鞍、鎧、甲、弓矢、太刀、刀に至る迄取い出で運び出して、祈り申されけれ共、かなふべし共みえ給はず。たゞ男女の君達、跡、枕にさしつどひて、歎きかなしみ給ひけり。潤〔閏〕二月二日二位殿あつさ堪がたけれども、入道相國の御枕によつて、御あり樣見奉るに、日にそへてたのみすくなうこそみえさせおはしませ。物の少し覺えさせ給ふ時、思食置事あらばおほせられおけとぞ宣ひける。入道相國、日來はさしもゆゆしうおはせしかども、よにもくるしげにて、息の下にて宣ひけるは、當家は保元、平治より以來、度度の朝敵をたひらげ、勸賞身に餘り、忝くも一天の君の御外戚にて丞相の位にいたり、榮花既に子孫に殘す。今生の望みは一事も思置事なし。但し思ひ置事とては、兵衛佐頼朝が首を見ざりつる事こそやすからね。吾いかにもなりなん後、佛事孝養をもすべからず、堂塔をも立べからず。いそぎ討手を下し、頼朝が首を刎て、我墓の前に懸さすべし。それぞ吾思ふ事よと宣ひけるこそおそろしけれ。同四日もしやたすかると、板に水をいて、それに臥まろび給へ共、たすかる心ちもし給はず。悶絶、躃地して、終にあつち死にぞし給ひける。馬、車の馳ちがふ音は、天も響き、大地もゆるぐ計なり。一天の君、萬乘の主の、いかなる御事在ます共、是には過じとぞみえし。年は六十四にぞなられける。老死と云べきにはあらね共、宿運忽に盡ぬれば、大法祕法の効驗もなく、神明三寶の威光も消え、諸天も擁護し給はず、況や凡慮においてをや。身にかはり命に代らんと忠を存ぜし數万の軍旅は堂上堂下に並居たれども、是は目にも見えず力にもかかはらぬ無常の

がごとし。只宣ふ事とては、あたあたとばかりなり。ふし給へる所四五間がうちへ入ものは、あつさ堪がたし。少しもただ事共見え給はず。餘りの堪がたさにや、比叡山より千手井の水を汲くだし、石の舟にたたへ、それにおりてひえ給へば、水わきあがつてほどなく湯にぞ成にける。若やと筧の水をまかすれば、石や鐵などのやけたる樣に水迸てよりつかず。おのづからあたる水はほむらとなつてもえければ、黒煙殿中にみちみちて炎うづまいてぞあがりける。是や昔法藏僧都といひし人、閻王の請に赴いて、母の生所を尋ねしに、閻王あはれみ給ひて、獄卒を相副て、焦熱地獄へ遣さる。鐵の門の内へ指入つてみれば、流星などのごとくに炎空にたちのぼり、多百由旬におよびけんも、かくやとぞおぼえける。又入道相國の北方八條の二位殿の夢に見給ひける事こそおそろしけれ。たとへば猛火のおびたたしう燃たるに、車の主もなきを門のうちへやり入たり。二位殿夢の内に、あれはいづくよりぞと問給へば、閻魔王宮より、平家太政の入道殿の御迎に參つて候と申。車の前後に立つたる者どもは、あるひは牛の面の樣なる者もあり、或は烏の面のやうなる者もあり。車の前には無といふ文字斗あらはれたる鐵の札をぞ立たりける。二位殿さて其札は何の札ぞと宣へば、南閻浮提金銅十六丈の盧遮那佛、燒亡ぼし給へる罪によつて無間の底に沈給べき由、閻魔の廳に御定め候が、無間の無をば書れたれ共、いまだ間の字をば書れぬなりとぞ申ける。二位殿夢さめて後、汗水に成つつ是を人に語給へば、聞人皆身の毛よだちけり。靈佛、靈社へ金銀、七寶をなげ、馬、

までさげもつてゆき、鋸で頸を切たり共聞ゆ。又はつつけにしたり共聞えけり。其後は四國の者共、河野四郎に隨ひ附。又紀伊國の住人熊野別當湛增は平家重恩の身なりしが、忽に心がはりして、源氏にひとつに成にけり。東國北國悉く背きぬ、南海西海かくのごとし。夷敵〔狄〕の烽〔烽〕起耳を驚かし、逆亂の先表頻りに奏す。四夷忽に起れり。必ず平家の一門にあらね共、心ある人人の歎きかなしまぬはなかりけり。

入道死去

同廿三日、院の殿上にて、俄に公卿僉議有。前右大將宗盛卿の申されけるは、今度坂東へ討手は向ふたりといへども、させるし出したる事もなし。今度は宗盛大將軍を承つて東國北國の凶徒等を追討すべきよし申されければ、諸卿色代して、宗盛卿の申狀ゆゆしう候ひなんずとぞ申されける。法皇大に御感有けり。公卿、殿上人も武官に備はり、少も弓箭に携らん程の人人は、宗盛を大將軍として、東國北國の凶徒等を追討すべきよしおほせ下さる。同廿七日門出して既に打立んとし給ひける。夜半ばかりより、入道相國違例の心地とて留まり給ひぬ。明る廿八日重病を請給へりと聞えしかば、京中、六波羅、すはしつるは、さみつる事よとぞ申ける。入道相國病づき給へる日よりして湯水も咽へ入られず。身の内のあつき事は火をたく

へ發向す。城の内にも義基法師を始として、其勢百騎ばかりには過ざりけり。卯の刻より矢合せして、一日たたかひ暮し、夜に入ければ、義基法師討死す。子息石川判官代義兼は、いたで負て生捕にこそせられけれ。明る十一日義基法師が首都へ入つて大路を渡さる。諒闇に賊首を渡さるる事、堀川院崩御の時、前對馬守源義親が首を渡されし、其例とぞ聞えし。同十二日鎭西より飛脚到來、宇佐大宮司公道が申けるは、九州の者共緒方三郎維義を始として、臼杵戸次、松浦黨に至る迄、一向平家を背いて、源氏に同心のよし申たりければ、平家の人人、東國北國の背くだに有に、西國さへ、こはいかにとて手を打てあざみあはれけり。同十六日伊豫國より飛脚到來、去年の冬の比より四國の者ども河野四郎通淸を始として、一向平家をそむいて、源氏に同心の間、備後國の住人額入道西寂は平家に志ふかかりければ、伊豫國へおしわたり、道前、道後の境なる高直の城に押寄て、四郎通淸を討取候ぬ。子息河野四郎通信は母方の伯父、安藝國住人奴田次郎が許へこえてありあはず。父をうたせてやすからずやおもひけん、いかにもして西寂を討とらんとぞうかがひける。額入道西寂は四國の狼藉をしづめて、今年正月十五日備後の鞆へおしわたり、遊君、遊女ども召集めて、あそびたはぶれ、酒もりける所へ、河野四郎通信、思ひ切たる者ども百餘人相かたらつて、ばつとおしよす。西寂が方にも三百餘人有けれども、俄事なれば思ひまうけず、あわてふためきけるが、たてあふ者をば射伏、切伏、先西寂を虜て伊豫國へ押渡り、父が討れたる高直城

井の小彌太、滋野行親をかたらふに、背く事なし。是を初て信濃一國の兵共皆隨ひ附にけり。上野國には田子郡の兵共、父義方がよしみによつて皆隨ひ付にけり。平家末になりぬる節を得て、源氏年比の素懷を遂げんとす。

飛脚到來

木曾といふ所は、しなのに取つても南の端、美濃境なれば、都も無下に程近し。平家の人人、東國の背だに有に、北國さへ、こはいかにとて、大に恐れ騒がれけり。入道相國宣ひけるは、おもふに其もの信濃一國の者どもこそ隨ひ附といふ共、越後國には、於期將軍末葉城太郎助長、同四郎助茂、是等は兄弟共に多勢の者也。仰せ下したらんに、やすう討てまゐらせなんずと宣へば、げにもと申人も有、いやいや、只今御大事に及びなんずとささやく人人も有けるとかや。二月一日除目おこなはれて、越後國住人城太郎助長、越後守に任ず。是は木曾追討せらるべき謀とぞ聞えし。同七日大臣、公卿、家家にして尊勝陀羅尼弁に不動明王畫供養せらる。是は兵亂つつしみのためとぞ聞えし。同九日河内國石川郡に住居しける武藏權守入道義基、子息石川判官代義兼、是も平家を背いて、頼朝に心を通はして、東國へ落下るべしなど聞えしかば、平家やがて討手を遣はす。大將軍には源大夫判官季貞、攝津判官盛澄、都合其勢三千餘騎で河内國

私語相れける。去程に、其比信濃國に木曾冠者義仲といふ源氏ありと聞えけり。彼は故六條判官爲義が次男故帶刀先生義方が子也。父よしかたは去ぬる久壽二年八月十二日鎌倉の惡源太義平がために誅せられぬ。其時はいまだ二さいなりしを、母かかへて泣泣信濃へ越、木曾中三權守兼遠が許に行て、是いかにもしてそだてて、人になして我にみせよといひければ、兼遠かひがひしう請取て、此廿餘年が間養育す。やうやう長大ずるままに、力も人にすぐれて強く、心もならびなく剛なりけり。馬の上、歩、射弓箭討物取つてはすべて上古の田村、利仁、於期〔餘五〕將軍、知頼、保昌、先祖頼光、義家朝臣と云共、是にはいかでか勝るべきとぞ人申ける。木曾あるときめのとの兼遠をようで、抑兵衛の佐頼朝は東八ヶ國を討したがへて、東海道より攻上り、平家を追落さんとすなり。義仲も東山、北陸兩道をしたがへて、今一日もさきに平家を亡ぼして、たとへば日本國に二人の將軍といはればやと、ほのめかしければ、兼遠大きに畏り悦んで、其料にこそ君をば此廿餘年まで養育し奉て候へ。かやうにおほせらるるこそ、八幡殿の御末ともおぼえさせましませとて、やがて謀叛をくはだつ。つねはめのとの中三に具せられて都へ上り、平家の人人の振舞有様どもを見窺ひけり。十三の歳元服しけるにも、先八幡へまゐり通夜して、吾四代祖父義家朝臣は此御神の御子と成て、八幡太郎義家と號しき。且つは其跡を追べしとて、御寶前にしてやがてもとどり取上、木曾次郎義仲とこそついたりけれ。兼遠先廻文候べしとて、信濃國には□□〔二字空白、他本ニ禰のトアリ〕

や。法皇打つゞき御歎きのみぞしげかりける。去ぬる永萬には第一の御子二條院崩御なりぬ。安元二年七月には御孫六條院かくれさせ給ひぬ。天にすまば比翼鳥、地にあらば連理枝とならんと、漢河の星をさして、さしも御契りあさからざりし建春門院、秋の霧にをかされて朝たの露と消えさせ給ひぬ。年月は隔たれ共、昨日今日の御歎のやうにおぼしめして、御涙もいまだつきせざるに、治承四年の五月には第二皇子高倉宮討れさせ給ひぬ。現世後生頼みおぼし召されつる新院さへ先立せ給ひぬれば、とにかくにかこつ方なき御涙のみぞすすみける。かなしみの至つて悲しきは、老て後子におくれたるよりも悲しきはなし、恨の至つてうらめしきは、若うして親に先立よりも恨めしきはなしと、かの朝綱相公の子息澄明におくれて書たりける筆の跡、今こそ思食知れけれ。さるまゝには一乘妙典の御讀誦も怠らせたまはず、三密行法の御薫修もつもらせおはします。天下諒闇に成しかば、大宮人もおしなべて華のたもとややつるらん。

廻文

入道相國かやうにいたく情なうあたり奉られたりける事を、さすが空おそろしうや思はれけん、安藝嚴島の内侍が腹に、姫君の生年十七に成給ふをぞ法皇へは參せらる。當家他家の公卿おほくぐぶして、ひとへに女御まゐりのごとくにぞ有ける。上皇かくれさせ給ひて纔に二七日だに過ざるに、しかるべからずとぞ人人

も候はず。さて君をば何とかしまゐらせ給ふべき。ゆめゆめ叶ひ候まじ。相構て此女房出し參らすなとて、供に召具したるめぶき仕丁〔三字吉上ノ誤〕など留置其屋を守護せさせ、我身は寮の御馬に打騎て內裏へかへり參つたれば、夜はほのぼのとぞ明にける。今は入御も成ぬらん、誰してか申べきと思ひ、寮の御馬つながせ、給はりつる女房の裝束をばはね馬の障子になげかけて、南殿の方へ參る程に、主上はいまだ夜邊の御座にぞましましける。南翔北嚮、雖ㇾ付二寒温於秋鴈一。東出西流、只寄二瞻望於曉月一と御心細げに打詠めさせ給ふ處に、仲國つつと參りつつ、小督殿の御返事をこそまゐられけれ。主上斜ならずに御感有て、さらば汝やがてゆふさり具してまゐれとぞおほせける。仲國、入道相國のかへりきき給はん處はおそろしけれ共、是又勅定なれば、雜色、牛飼、牛車に至る迄淸げに沙汰して嵯峨へ行向。小督殿參るまじきよし宣へ共、やうやうにこしらへ奉つて、車に乘せ奉り、內裏へ參りたりければ、幽なる所にしのばせて、よなよな召されまゐらせけるほどに、姫宮御一所出きさせ給ひけり。坊門女院とは此宮の御事也。入道相國、小督が失せたりと云は跡形もなき空事なりとて、「他本、いかにもしてうしなはんと宣ひけるがノ句アリ」何としてかはたばかり出されたりけん、小督殿をとらへつつ、尼になしてぞおつぱなつたる。歳廿三。出家はもとより望み成けれ共、心ならず尼になされ、こき墨染にひきかへて、嵯峨の邊にぞすまれける。無下にうたてき事ども也。主上はかやうの事どもに御惱つかせ給ひて、遂にかくれさせ給ひけるとか

非なく押隔てぞ入にける。妻戸のきはなる椽〔緣〕にゐて、何とて加〔斯〕樣の所に御渡候やらん、君は御ゆゑに覽しめし沈ませ給ひて、御命も既にあやふくこそ見えさせましまし候へ。かやうに申さば、うはの空とや覽し召れ候らん、御書を給つて參つて候とて、とりいだいてたてまつる。有つる女房取次で、小督殿にぞ參らせける。是をあけてみ給ふに、誠に君の御書にてぞ有ける。軈而御返事書いて引結び、女房の裝束一重そへてぞいだされたる。仲國、女房の裝束をばかたにうちかけ、これは餘の御使などで候はんには、御返事の上は申に及び候はねども、日來內裏にて琴あそばされ候ひし時、仲國も笛の役にめされまゐらせ候ひし、その時の奉公をばいかばかりとかおぼしめされ候らん。直の御返事承らずして歸りまゐらんは本意なかるべしと申ければ、小督殿げにもとや思はれけん、みづから返事し給ひけり。そこにも開給ひつらん、入道相國餘りにおそろしき事をのみ申と聞しが淺猿さに、我身のうへはとても有なん、君の御ため御こころぐるしさに、ある暮方にひそかに內裏をばまぎれ出て、今はかかる栖居なれば、琴など引事もなかりしが、明日よりは大原の奧へ思ひ立事のさふらへば、主の女房、今夜ばかりの名殘ををしみ、今は夜も深ぬ、立聞人もあらじなどすすむる間、さぞな昔の名殘もさすがゆかしくて、手なれし琴を引程に、やすうも聞出されけりなとて、なみだもせきあへ給はねば、仲國も袖をぞしぼりける。ややあつて、仲國涙をおさへて申しけるは、あすよりは大原の奧へ覽しめし立事と候は、定めて御樣などもやかへさせ給ひ候はんずらん。然るべう

さこそは哀にもおぼえけめ。片折戸したる屋を見つけては、此中にもやおはすらんと、ひかへひかへ聞けれ共、琴引所はなかりけり。御堂などへも參り給へる事もやと、釋迦堂をはじめて堂堂見まはれ共、小督殿に似たる女方「房」だにもなかりけり。空しう歸り參りたらんは、參らざらんより中中あしかるべし。是よりいづちへもまよひゆかばやとは思へども、いづくか王地ならぬ、身をかくすべき宿もなし。いかがせんと案じ煩らふ。まことや法輪はほどちかければ、月の光にさそはれて參り給へる事もやと、そなたへむいてぞ歩ませける。龜山のあたりちかく、松の一村有方に幽に琴ぞ聞えける。峰の嵐か松風か、尋ぬる人の琴の音か、覺束なくは思へ共、駒をはやめて行ほどに、片折戸したる內に琴をぞ引すまされたる。ひかへてこれを聞ければ、少もまがふべうもなく小督殿の爪音なり。樂はなにぞと聞ければ、夫を思うて戀ふと讀む、想夫戀といふ樂也けり。さればこそ君の御事おもひ出まゐらせて、樂こそおほけれ、此樂をひきたまふ事のやさしさよと思ひ、腰よりやうでう拔出し、ちつと鳴らいて、門をほとほとたたけば、琴をばやがてひきやみ給ひぬ。是は內裏より仲國が御使に參つて候、あけさせ給へとて、たたけどもたたけどもとがむる者もなかりけり。ややあつて、內より人の出る音しけり。うれしう思ひて待處に、鎖をはづし、門をほそめにあけ、いたいけしたる小女房のかほばかりさしいだいて、是はさやうに內裏より御使など給はるべき所でも候らはず。若門たがへてぞ侍ふらんと云ければ、仲國返事せば門立られ鎖さされなんずとやおもひけん、是

男女うちひそめて、禁中いまいましうぞみえし。比は八月十日餘、さしも隈なき空なれ共、主上は御涙にくもらせ給ひて、月の光もおぼろにぞ御覽じける。良深更に及んで、人やある人やあるとめされけれ共、御いらへ申者もなし。ややあつて彈正大弼仲國其夜しもお「ん脫カ」とのゐに參つて、遙にとほう候ひけるが、仲國と御いらへ申す。汝近う參れ、仰下さるべき旨有と仰せければ、何事やらんと思ひ、御前ちかうぞ參じたる。汝若小督が行へやしつたると仰せければ、いかでかしりまゐらせ候べきと申す。誠や小督は嵯峨の邊、かたをり戸とかやしたる内にありと申す者の有ぞとよ。あるじが名をばしらず共、尋ねて參らせてんやと仰せければ、仲國、主が名を知候はでは爭か尋ね逢參らせ候べきと申ければ、主上げにもとて、御涙せきあへさせ在まさず。仲國つくづく物を案ずるに、誠や小督殿は琴引給ひしぞかし。此月のあかるさに、君の御事思ひ出まゐらせて、琴引給はぬ事はよもあらじ。日來御前にて琴引給ひし時、仲國笛の役に召れまゐらせしかば、其琴の音はいづくにても聞しらんずる物を、嵯峨の在家幾程かあらん、打廻て尋ねんになどか聞出さであるべきと思ひ、さ候はば主が名は知候はずとも、たづね參らせ候べし。たとひ尋ねあひまゐらせて候共、御書など候はでは、うはの空とや思食され候はんずらん、御書を給はつてまゐり候はんと申ければ、主上誠にもとて、やがて御書あそばいてぞ下されける。寮の御馬に乘て行と仰せける。仲國、寮の御馬給はつて、明月に鞭をあげ、そこともしらずぞあくがれける。小鹿鳴此山里と詠じけん嵯峨のあたりの秋の比、

やと一首の歌を詠で、小督殿のおはしけるつぼねの御簾の中へぞなげ入たる。

　おもひかね心はそらにみちのくのちかのしほがまちかきかひなし

小督殿軈而返事もせまほしう思はれけれ共、君の御ため、御うしろめたしとや思はれけん、手にだにとつても見給はず。やがて上童にとらせて、坪の内へぞなげいださる。少將情なう恨しけれ共、さすがに人もこそみれと空おそろしくて、急ぎ取つて懷に引入て出られけるが、猶立歸り、

　玉章をいまは手にだにとらじとやさこそこころにおもひすつとも

今は此世にて逢みん事もかたければ、生てゐて兎に角に人を戀しと思はんより、中中唯死なんとのみぞねがはれける。入道相國此由を傳聞給ひて、中宮と申も御女也、冷泉少將も又婿也ければ、いやいや、小督があらんほどは世中よかるまじ、二人の婿を取られなんず。いかにもしてめし出いてうしなはんとぞ宣ひける。小督殿此よしを聞給ひて、我身のうへは如何でも有なん、君の御ため御心ぐるしとや思はれけん、ある夜内裏をばまぎれ出て、行へもしらずぞ失られける。主上斜ならず御歎き有て、晝は夜の殿にのみ入せ給ひて御涙にしづませおはします。夜は南殿に出御なつて、月の光を御覽じてぞ慰ませ在ましける。入道相國此由を承て、さては君は小督故に思食沈ませ給ひたんなり。さらんにとつてはとて、御かいしやくの女房達をもまゐらせられず、參內し給ふ。臣下をもそねまれければ、入道の權威にはばかつて參り通ふ人一人もなし。

出來たりとて里へ歸り、うちふすこと五六日して終にはかなく成にけり。爲二君一日恩一、誤二妾百年身一。とも加〔斯〕樣の事をや申べき。昔唐の大宗、鄭仁基が女を元觀殿にいれんとせさせ給ひしを、魏徵彼娘既に陸氏に約せりと諫め申たりければ、殿に入る事をやめられたりしには、少もたがはせたまはぬ御心操かなとぞ人申ける。

小督

主上は戀慕の御涙におぼしめししづませ給ひたるを、申なぐさめまゐらせんとて、中宮の御かたより小督殿と申女房をまゐらせらる。そも此女房と申は、櫻町中納言重教卿の御娘、ならびなき美人、有がたき琴の上手にてぞおはしける。冷泉大納言隆房卿いまだ少將なりしとき見そめたりし女房なり。始は歌を讀〔詠〕、文をば盡されけれ共、玉章の數のみつもりて、なびく氣色もなかりしが、さすが情によわる心にや、終にはなびき給ひけり。され共今は君へ召れまゐらせて、爲方もなく悲しくて、あかぬ別の悲しさに、袖しほたれてほしあへず。少將いかにもして小督殿を今一度見奉る事もやと、その事となくつねは參內せられけり。小督殿の御座ける局の邊、御簾のあたりを、彼方此方へたたずみありかれけれ共、小督殿、われ君へ召れまゐらせぬる上は、少將いかにいふ共詞をもかはすべからずとて、傳の情をだにもかけられず。少將もし

房もめしつかはず、かへつて主のごとくにぞいつきもてなしける。當時謠詠有レ云、生レ男勿二喜歡一生レ女勿二悲酸一、男是不レ封レ侯、女作レ妃とて、后に立と云へり。めでたかりける幸ひかな。かへつて此人女御、后ともてなされ、國母、仙院とも仰がれなんとて、其名を葵の前と申ければ、内内は葵女御などぞささやきあはれける。主上は是を聞しめして、其後は召さざりけり。是は御こころざしのつきぬるにはあらず只世のそしりをはばからせ給ふによつてなり。されば御詠めがちにて、つやつや供御も聞しめさず。御惱とて常は夜るのおとどにのみ入らせおはします。其時の關白松殿此由を承はつて、御慰まゐらせんとて、急ぎ御參內あつて、さやうに叡慮にかからせましまさんにおいては何條事か候べき。件の女房召れまゐらすべしと覺え候、科尋ねらるるに及ばず、基房やがて猶子に仕り候はんと奏せさせ給へば、主上おほせ成けるは、いさとよ、そこにはからひ申すもさる事なれ共、位をすべつて後はままさるためしも有也。まさしう在位の時、さ樣の事は後代の謗なるべしとて、きこしめしも入ざりけれ。關白殿力及ばず、御淚を押へて御退出ありけり。其後主上綠の薄樣の匂ひことに深かりけるに、ふるき語なれども、おぼし出て、かうぞあそばされける

　しのぶれど色に出にけり我戀はものやおもふと人のとふまで

冷泉少將これを給はり、ついで件の葵の前に給はせたれば、是を取て懷に入、顏打あかめ、例ならぬ心ち

てまかりぬるぞや。今は御装束があらばこそ御所にもさぶらはせたまはめ、又はかばかしう立宿らせ給ふべき親き御方も在まさず、是を思ひつづくるに泣なりとぞいひける。さて彼女の童を具してまゐり、このよし奏聞したりければ、主上聞し召して、あな無慙、何者のしわざにてか有らんとて、龍顔より御涙を流させ給ふぞ忝き。堯の代の民は堯の心の直なるをもつて心とする故に、皆直なり。今の代の民はちんが心をもつて心とする故に、奸しき者朝に在て罪を犯す。是吾恥に非ずやとぞ仰ける。さるにても取られつらん衣は何色ぞと仰せければ、しかじかの色と奏す。建禮門院その時はいまだ中宮にてわたらせ給ふ時なり。其御方へ、さやうの色したる御衣や候と御尋ね有ければ、先のよりはるかに色うつくしきが參りたるを、件の女の童にぞ給はせける。いまだ夜深し、又さるめにもぞ逢とて、上日の者をあまた付て、主の女ばうの局迄送らせましましけるぞかたじけなき。さればあやしの賤の男、賤の女に至るまで、只此君千秋万歳の寶算をぞ祈りたてまつる。

葵前

何よりもまた哀成し事には、中宮の御方に候はれける女房のめしつかひける上童「うへわらは」、思はざる外に、龍顔咫尺する事有けり。只尋常白地にてもなくして、まめやかに御こころざしふかかりければ、主の女

て見るに、跡かたなし。如何にととへば、しかじかといふ。あな淺猿、さしも君の執しおぼしめされつる紅葉を加樣にしつる事よ、しらず汝等、禁獄流罪にも及び、我身も如何なる逆鱗にか預からんずらんと、おもはじ事なう案じつづけて居たりける處に、主上いとどしく夜るの殿を出させもあへず、かしこへ行幸成て紅葉を叡覽あるに、なかりければ、いかにと御尋ね有けり。藏人何と奏すべき方はなし。ありのままに奏聞す。天氣殊に御快げに打ゑませ給ひて、林間煖酒燒紅葉といふ詩の心をば、されば其等には誰が敎へけるぞや、やさしうも仕つたるものかなとて、却而叡感に預かつ「りノ音便」し上は、敢て勅勘無かりけり。又安元の比ほひ、御方違の行幸の有しに、さらでだに鷄人曉唱聲、明王眠を驚す程にも成しかば、いつも御寢覺がちにて、つやつや御寢もならざりけり。いはんやさゆる霜夜のはげしきには、延喜の聖代、國土の民どもがいかに寒かるらんとて、夜るのおとどにして御衣を脫せ給ひける事などまでもおぼしめし出て、吾帝德の至らぬ事をぞ御歎きありける。良深更に及んで、ほどとほく人の叫ぶ聲しけり。供奉の人人はききも付られず、主上はきこしめして、只今叫ぶは何者ぞ、あれ見て參れと仰せければ、うへぶししたる殿上人、上日の者に仰つれば、走りて尋ねけるに、ある辻にあやしの女の童の、ながもちの蓋さげたるが泣にてぞ有ける。いかにととへば、主の女房の院の御所にさぶらはせ給ふが、此程やうやうにして、したてられたりつるきぬをもつて參る程に、只今男の二三人きらできて奪ひ取つ

雲のうへに行すゑとほく見し月のひかりきえぬと聞ぞかなしき

御年廿一、内には十戒をたもつて慈悲を先とし、外には五常を濫らず、禮義を正しうせさせおはします。末代の堅〔賢〕王にてましましければ、世の惜み奉る事、月日の光を失へるが如し。かやうに人の願ひもかなはず、民の果報もつたなき、只人間のさかひこそ悲しけれ。

紅葉

人のおもひつき奉る事は、延喜、天暦の御門〔とヲ脱ス〕申す共、おそらくはこれにはいかでまさらせ給ふべきとぞ人申ける。大かた賢王の名を揚、仁德の行を施させ在ます事も、君御成人の後、淸濁を分たせ給ての上の御事でこそあるに、無下に此君はいまだ幼主の御時より、性を柔和にうけさせおはします。去ぬる承安の比ほひ御在位の初つかた、御年十歳ばかりにもやならせ在ましけん、餘に紅葉を愛せさせ給ひて、北の陣に小山をつかせ、櫨鷄冠木の誠に色うつくしう紅葉たるを植させ、紅葉の山と名付て終日に叡覽有に、猶あきたらせ給はず。しかるを或夜野分はしたなう吹て、紅葉皆吹散し、落葉頗る狼藉なり。殿守のとものみやつこ朝ぎよめすとて、是を悉く掃捨てけり。殘れる枝、散れる木の葉をばかき聚めて、風すさまじかりけるあしたなれば、縫殿の陣にて酒あたためてたべける薪にこそしてけれ。奉行藏人、行幸より先にといそぎ行

像、經卷の煙とたちのぼらせ給ふをみまゐらせ、あな淺ましとてこころを摧かれけるより、病づいて終に失給ひぬ。此永圓は優にやさしき人にておはしけり。ある時郭公の鳴をきいて、

　聞たびにめづらしければ郭公いつもはつ音の心ちこそすれ

といふ歌を詠てこそ初音の僧正とはいはれ給ひけれ。上皇は去去年法皇の鳥羽殿に押籠られて渡らせ給し御事、去年高倉宮のうたれさせ給ひし御有樣、さしもたやすからぬ天下の大事、都遷など申事に御惱つかせ給ひて、御煩はしう聞えさせ給ひしが、今又東大寺、興福寺のほろびぬる由聞召て、御惱いとどおもらせおはします。法皇斜ならず御歎ありし程に、同十四日六波羅池殿にて新院つひに崩御なりぬ。御宇十二年、德政千萬端、詩書仁義の廢れぬる道を興し、理世安樂の絕たる跡をつぎ給ふ。三明六通の羅漢もまぬかれ給はず、幻術變化の權者も遁れぬ道なれば、有爲無常の習ひなれ共、理過てぞおぼえける。やがてその夜東山のふもと、淸閑寺へ遷し奉り、夕べの煙にたぐへつつ、春の霞とのぼらせ給ひぬ。澄憲法印御葬送に參りあはんとて、いそぎ山よりくだられけるが、はや道にてけぶりとたちのぼらせ給ふを見まゐらせて、泣泣かうぞ詠じ給ひける。

　つねに見し君が御幸をけふとへばかへらぬたびと聞ぞかなしき

又ある女房の御門かくれさせ給ひぬと承はつて、泣泣思ひつづけけり。

新院崩御

治承五年正月一日、内裏には東國の兵革、南都の火さいによつて、朝拜とどめられて主上出御もなし、ものの音も吹ならさず、舞樂も奏せず、二日殿上の宴醉もなし、吉野の國栖參らず、藤氏の公卿一人も參ぜられず、是は氏寺燒失によつてなり。男女うち潛めて禁中忌忌しうぞみえし。幷に佛法、王法共に盡ぬる事ぞ淺ましき。法皇仰なりけるは、四代の帝王、おもへば子なり、孫なり、いかなれば萬機の政務を停められて、むなしう年月を送るらんとぞ御歎ありける。同五日、南都の僧綱等公請を停止し、所職を沒收せらる。衆徒はみな老たるも若きも、或は射殺され、あるひは斬殺されて、煙の内を出ず、炎にむせんで亡びにしかば、纔に殘る輩は山林に交はつて跡をとどむる者一人もなし。但形の樣にても御齋會は有べき物をと、僧名の沙汰ありしに、南都の僧綱等皆は闕官せられぬ。北京の僧綱をもつて行はるべきかと、公卿僉議ありしかども、さればとて、今更南都をも捨てはてさせ給ふべきならねば、三論宗の學匠、成法已講が忍つつ勸修寺に居たりけるを、召出て御齋會かたのごとく遂行はる。中にもこうぶくじの別當華林院僧正永園は、佛

平家物語卷第六目錄

新院崩御
紅葉 付葵前
小督
廻文 付飛脚到來
入道死去 付經島
慈心坊
祇園女御
洲股合戰 付喘涸聲
横田河原合戰

らる。入道相國ばかりこそいきどほり晴れてよろこばれけれ、中宮、一院、上皇も惡僧をこそほろぼさすとも、伽藍を破滅すべしやとぞ御歎ありける。日來は衆徒の頸、大路を渡さるべきよしと、公卿僉議ありしかども、東大寺、興福寺のほろびぬる淺ましさに、何の沙汰にも及ばず、ここやかしこの溝や堀にぞすておきける。聖武皇帝の宸筆の御記文にも、我寺興福せば天下も興福すべし、我寺衰微せば天下も衰微すべしとぞあそばされたる。されば天下の衰微せん事うたがひなしとぞみえたりける。淺猿かりつる年も暮て、治承も五年になりにけり。

平家物語卷第五　終

四面の廊、朱丹をまじへし二階の樓、九輪、雲に輝し二基の塔、忽に煙となるこそかなしけれ。東大寺は常在不滅、實報寂光の生身の御佛とおぼしめしなずらへて、聖武皇帝手自瑩き立給ひし金銅十六丈の盧遮那佛、烏瑟［瑟］高く顯はれて、半天の雲にかくれ、白毫新たに拜まれさせ給へる滿月の尊容も、見［御］頭は燒落て大地にあり、御身は鎔會て山のごとし。八万四千の相好は、秋の月はやく五重の雲に隱れ、四十一地の瓔珞は、夜の星空しう十惡の風に漂ふ。煙は中天に滿滿て、焔は虛空に隙もなく、まのあたり見奉る者は、更に眼を當ず、遙に傳聞人は肝魂を失へり。法相三輪の法門、聖教、總て一卷も殘らず、我朝はいふに及はず、天竺、震旦にも是程の法滅あるべしともおぼえず。于闐大王の紫磨［摩］金を瑩き、毗須羯磨が赤栴檀を刻しも、わづかに等身の御佛なり。況や是は南閻浮提の中には、唯一無雙の御佛、ながく朽損の期あるべしともおぼえず。いまも毒焔の塵にまじはつて、ひさしくかなしみを殘し給へり。梵尺［釋］四王、龍神八部、冥官、冥衆も、驚き騷ぎ給ふ覽とぞ見えし。法相擁護の春日大明神、いかなる事をかおぼしけん。されば春日野の露も色かはり、三笠山の嵐の音も恨むる樣にぞ聞えける。焔の中にて燒死ぬる人數を記いたれば、大佛殿の二階の上には一千七百餘人、山階寺には八百餘人、或御堂には五百餘人、ある御だうには三百餘人、具に記いたりければ、三千五百餘人也。戰場にして討るる大衆千餘人、少少は般若寺の門に切懸らる。少少は頸どももたせて都へ上られけり。あくる廿九日、頭中將重衡卿、南都ほろぼして北京へかへり入

覺といふ惡僧あり。これは力のつよさ、弓箭、打物とつて、七大寺、十五大寺にも勝れたり。萠黄威の鎧に、黑糸威の腹卷をかさねてぞ着たりける。帽子甲に五枚甲の緒をしめ、茅の葉のごとくにそつたる白柄の大長刀、黑漆の大太刀、左右の手に持まゝに、同宿十餘人前後左右にたて、手搔の門より打て出たり。是ぞしばらくさゝへたる。おほくの官兵、馬の足ながれてうたれにけり。されども官軍は大勢にて、入易入易責〔攻〕ければ、永覺が防ぐ所の同宿皆うたれにけり。永覺ひとり武けれども、うしろあらはになりしかば、力およばず、南を指してぞ落行ける。夜軍になつて、大將軍頭中將重衡、般若寺の門の前に打立て、暗さはくらし、火を出せと宣へば、幡〔播〕磨國住人福井庄下司次郎大夫友方と云者、楯を破り、續松にして在家に火をぞ懸たりける。比は十二月廿八日の夜なりければ、折節風は烈しく、炎本はひとつなりけれ共、吹迷ふ風におほくの伽藍に吹かけたり。恥をもおもひ、名をもをしむ程の者は、奈良坂にて討死し、般若寺にして討れにけり。行歩に叶へる者は吉野、十津川の方へぞ落行ける。歩みも得ぬ老僧や、尋常なる修學者、兒共、女童は、もしやたすかると、大佛殿、山階寺の內へ我先にとぞ迯入ける。大佛の二階の上には、千餘人のぼりあがり、敵のつゞくを登せじとて階を引てけり。猛火はまさしう押懸たり、をめき叫ぶ聲焦熱、大焦熱、無間、阿鼻、焰の底の罪人も、是には過じとぞみえし。興福寺は淡海公の御願、藤氏累代の寺なり。東金堂におはします佛法最初の釋加〔迦〕の像、西金堂におはします自然涌出の觀世音、瑠璃を雙べし

別當忠成を下されけるを、大衆起つて乘物より取て引落し、髻きれとひしめく間、忠成色を失つて逃上る。次に右衛門督親雅を下されたりければ、是も髻きれとひしめきければ、取物も取敢ず急ぎ都へ上られけり。其時は勸學院の辨色二人がもとどりきられてけり。南都には又大きなる毬丁［毬杖］の玉を作て、是こそ入道相國の頭と名付て、打て、蹈めなどぞ申ける。詞の洩し易きは殃を招く媒なり、詞の愼まざるは破れをとる道なりといへり。かけまくもかたじけなく、此入道相國は當今の外祖にておはします。それをかやうに申ける南都の大衆、凡は天魔の所爲とぞみえし。入道相國且且先南都の騷動を靖めんとて、瀬尾太郎兼康を大和國の撿非所に補せらる。相構て衆徒は狼藉をいたすとも、汝等は致すべからず。物具なせそ、弓箭な帶せそとて、つかはされたりけるを、南都の大衆、かかる內儀［議］をばしらずして、兼康が餘勢六十餘人搦め取て、一一に頸を斬て、猿澤の池のはたにぞ懸並べたりける。入道相國大に怒て、さらば南都をも責［攻］めよやとて、大將軍には頭中將重衡、中宮亮通盛、都合其勢四万餘騎、南都へ發向す。南都にも老少きらはず七千餘人、甲の緒をしめ、奈良坂、般若寺二ヶ所の路を掘截て掻楯かき、逆木ひいて待かけたり。平家四万餘騎を二手にわかつて、奈良坂、般若寺二ヶ所の城郭に推寄て、鬨をどつとぞ作りける。大衆はかち立、うち物也、官軍は馬にてかけまはしかけまはしせめければ、大衆數を盡いて討れにけり。卯刻より矢合して、一日たたかひ暮し、夜に入ければ、奈良坂、般若寺二ヶ所の城郭共に破れぬ。落行衆徒の中に坂四郎永

るべきにあらねば、我先に我先にとぞのぼられける。兩院は六波羅、池殿へ御幸なる。行幸は五條の内裏とぞきこえし。去六月より屋ども少少壞下し、形の如く取立られたりしか共、いま又物ぐるはしう、俄に都還ありければ、何の沙汰にも及はず、皆打捨打捨上られけり。各宿所もなくして、八幡、加茂、嵯峨、太秦、西山、東山の片邊に付て、或は御堂の廻廊、或は社の寳殿など、立やどつてぞ然るべき人もましましける。抑今度の都遷の本意をいかにと云に、舊都は山、奈良近くして聊の事にも、日吉の神輿、春日の神木などいうてみだりがはし、新都は山陽たり、江重て、程もさすが遠ければ、さやうの事もたやすかるまじとて、入道相國はからひ出されたりけるとかや。同じき廿三日、近江源氏の背きしを責〔攻〕んとて、大將軍には左兵衛督知盛、薩摩守忠度、都合其勢二萬餘騎、近江國へ發向す。山本、柏木、錦古里など云溢れ源氏共責〔攻〕落し、それよりやがて美濃、尾張へぞ越られける。

奈良炎上

都には又一年高倉宮園城寺へ入御の時、或は宮請取まゐらせ、或は御迎ひに參る條、これもつて朝敵なり。しかれば奈良をも責〔攻〕めらるべしと聞えしかば、南都の大衆、夥〔彩〕しう蜂起す。攝政殿より、存知の旨あらば幾度も奏聞にこそおよばめと仰下されけれ共、衆徒一切もちゐ奉らず。關白殿より御使に右〔有〕官の

召めす。同壇の並びに、太政「嘗」宮を作て神殿をそなふ。宸宴あり、御遊あり、大極殿にて大嘗あり。清暑一暑一堂にて御神楽あり、豊楽院にて宴會あり。しかるを此福原の新都には大極殿もなければ大嘗行はるべきやうもなし。清暑一暑一堂もなければ御神楽奏べき所もなし。豊楽院もなければ宴會もおこなはれず。今年はただ新嘗會、五節ばかりで有べきよし、公卿僉議あつて、なほ新嘗祭をば舊都の神祇館「官」にてぞ遂られける。五節は是浄御原のそのかみ、吉野宮にして、月白く嵐烈かりし夜、御心をすまして琴を弾給ひしに、神女あま下り、五度袖を翻す、是ぞ五節のはじめなる。

都還

今度の都還をば君も臣も斜ならず御歎有けり。山、奈良を始て、諸寺、諸社に至る迄、然るべからざるよし訴へ申たりければ、さしも横紙を破られし太政入道殿、さらば都還あるべきとて、同十二月二日俄に都還ありけり。新都は北は山に傍て高く、南は海近くして下れり。波の音常は喧しく、潮風はげしき所なり。されば新院いつとなく御悩のみしげかりければ、是に依ていそぎ福原を出させおはします。中宮、一院、上皇も御幸なる。攝政殿を始奉て、太政大臣以下の卿相雲客、我も我もと上り給ふ。平家一他本にはノ二字アリ」太政入道を始奉て、一門の人人皆上られけり。さしも憂かりつる新都に、誰か片時も殘

を追討のために吾妻へ下向したりしかども、朝敵たやすうほろびがたかりしかば、公卿僉議あつて、宇治民部卿忠文、清原重藤、軍監といふ司を給はりて下る程に、駿河國清見關に宿したりける夜、彼重藤漫漫たる海上を遠見して、漁舟火影寒燒レ浪、驛路鈴聲夜過レ山といふ唐歌を、たからかに口號給へば、忠文優に覺えて感涙をぞ流されける。去程に將門をば終に討取てけり。其頭を持せて上る程に、駿河國清見關にて行逢たり。それより前後の大將軍打連て上洛す。貞盛、秀鄕に勸賞行はれけり。時に忠文、重藤にも勸賞有べきかと公卿僉議ありしかば、九條右丞相師輔公、今度坂東へ討手むかうたりといへども、朝敵たやすう亡びがたかりし處に、此人人勅定を承はりて關の東へおもむく時、朝敵既に亡びたり。されば忠文、重藤にもなどか勸賞なかるべきと申させ給へども、其時の執柄小野宮殿、疑がはしきをばなす事なかれと禮記の文に候へばとて、終になさせ給はず。忠文是を口惜き事にして、小野宮殿の御末をば奴に見なさん、九條殿の御末は、いつの世までも守護神とならんと誓ひつつ、終に干死にこそは死ににけれ。されば九條殿の御すゑはめでたうさかえさせ給へども、小野宮殿の御末には、然べき人も在まさず、今は絶はて給ひけるにこそ。入道の四男頭中將重衡、左近衛權中將にあがり給。さるほどに同十三日、福原には內裏造出されて、主上御遷幸ありけり。大嘗會行はるべかりしか共、大嘗會は十月の末、東河に御幸して、御禊有、大內の北の野に稅廳「齋場」所をつくつて、神服、神具をととのふ。大極殿の前、龍尾道の壇下に廻龍殿を建て、御湯を

をば權亮と云間、平家をひらやになして、

ひらやなるむねもりいかにさわぐらん柱とたのむすけをおとして

富士河の瀨瀨の岩こす水よりもはやくも落る伊勢平氏かな

又上總守忠淸が、富士河に鎧捨たりけるをもよめり。

富士川に鎧はすてつすみぞめの衣ただきよ後の世のため

ただきよはにげの馬にぞ乘てける上總しりがいかけてかひなし

同十一月八日權亮少將維盛福原へ歸り上り給ふ。入道相國大に怒て、維盛をば鬼界が島へ流すべし、忠淸をば死ざいにおこなへとぞのたまひける。是によつて、同九日平家の侍老少參會して、忠淸が死罪の事いかがあるべきと評定す。主馬の判官盛國進出て、此忠淸を日來不覺人とは存候はず、あれが十六の年と覺え候、鳥羽殿の寶藏に、五畿内一の强盜二人逃籠りたりしを、よつてからめうと申者一人も候はざりしに、此忠淸只一人白晝に築地を越、はね入て、一人をば討取、一人をば搦取て、名を後代に揚たりし者ぞかし。今度の事はただごとともおぼえ候はず。是に付ても、能能兵亂の御愼候べしとぞ申ける。同十日除目行はれて、權亮少將維盛、右近衛中將にあがり給ふ。されば今度討手の大將軍とはいへ共、させるし出したる事もなし、是はされば何の勸賞ぞやとぞ、人人ささやきあはれける。昔平將軍貞盛、俵藤太秀郷、將門

を防げやとて、取物も取敢ず。我先にとぞ落行ける。餘りにあわて噪いで、弓取者は矢をしらず、箭取者は弓をしらず。我馬は人に騎られ、人の馬には我乘、或は繫いだる馬に騎て馳れば、杭を繞「撓」る事復踏折限りなし。其邊近き宿宿より、遊君、遊女ども召あつめ、あそびさかもりけるが、或は頭蹴破られ、或はられて、喚き叫ぶ事おびただし。同廿四日の卯刻に、源氏廿萬騎富士川に押寄て、天も響き大地も颺ぐ計に鬨をぞ三ケ度つくりける。

五節沙汰

城の内には音もせず、人を入て見せければ、或は敵の忘れたる鎧取て參る者もあり、或は平家の捨置たる大幕取て參る者も有り。城の内には蠅だにも翔り候はずと申す。兵衛佐いそぎ馬よりおり、甲をぬぎ、手水、漱をして、王城のかたを伏拜み、是は全賴朝が私の高名にはあらず、偏に八幡大菩薩の御はからひ也とぞのたまひける。やがて打取所なればとて、駿河國をば一條次郎忠賴、遠江國をば安田の三郎義定に預けらる。平家をば軈而續いて責「攻」むべかりしか共、さすが背おぼつかなしとて、駿河國より相模國へぞ歸られける。海道宿宿の遊君、遊女共、あないまいまし、軍には見迯をこそあさましき事にするに、平家の人人は聞迯し給へりとぞわらひける。去程に落書どもおほかりけり。都の大將軍をば宗盛といひ、討手の大將

騎におとつて持は候はず。馬に乘て落る道をしらず、惡所を馳れど馬を倒さず。軍は又親もうたれよ、子も討れよ、死ぬればのりこえ、乘りこえたたかふ候。西國の軍と申は、すべて其儀候はず。親討れぬれば引退き、佛事供養し、忌明てよせ、子うたれぬれば其うれへなげきとて、よせ候はず。兵粮米つきぬれば、春は田作り、秋は刈收めてよせ、夏は熱しといとひ、冬は寒しときらひ候。東國のいくさと申すは、すべて其樣候はず。甲斐、信濃の源氏等、案内は知たり、富士のすそより、搦手へもまはり候はんずらん。かやうに申せば、大將軍の御心を臆せさせまゐらせんとて申すとやおぼしめされ候らん。其儀では候はず。其故は今度の軍に命生て二度都へ參るべしとも存候はず。但軍は勢の多少にはより候はず、籌によるとこそ申傳へて候へと申ければ、是を聞兵共皆振ひ慄きあへりけり。去程に同十月廿四日の卯の刻に、富士川にて源平の矢合とぞ定ける。やうやう廿三日の夜に入て、平家の兵ども源氏の陣を見わたせば、伊豆、駿河の人民百姓等は、軍に恐れて或は野に入、山に隱れ、或は舟にとり乘て、海河にうかびたるが、營の火のみえけるを、平家の兵共、げにも野も山も海も河もみな武者で有りけり、いかがせんとぞあきれける。其夜の夜半斗、富士の沼［に脫カ］いくらもありける水鳥共が何かはおどろきたりけん、一度にはつと立ける。羽音の雷、大風などの樣に聞えければ、平家の兵共、あはや源氏の大勢の向うたるは、昨日齋藤別當が申つる樣に、甲斐、信濃のすそより、搦手へやまはり候らん。取籠られては叶まじ、爰をおちて尾張河、洲俣

べうもや候らんと申ければ、力及ばでゆらへたり。さる程に兵衛佐頼朝鎌倉を立て、足柄の山打こえ、木瀬川にこそ着給へ。甲斐、信濃の源氏共馳來てひとつになる。駿河國浮島が原にて勢揃あり。都合其勢廿萬ぎとぞきこえし。常陸源氏佐竹太郎の雜色の、主の使に文持て京へ上りけるを、平家の方の侍大將上總守忠淸、此文をうばひとつて見るに、女房の許への文也。くるしかるまじとてとらせけり。さて當時鎌倉に源氏の勢はいか程あるとか聞ととひければ、下臈は四五百千までこそ物の數をば知て候へ、それよりうへはしらぬ候。四五百千より多いやらう、少ないやらうはしり候はず。凡八日、九日の道にはたとつゞいて、野も山も海も河もみな武者で候。きのふ木瀬川で人の申候つるは、源氏の御勢廿萬騎とこそ申つれと申ければ、上總守、あな心憂や、大將軍の御心の延させ給ひたるほど口をしかりける事はなし。今一日も先に討手を下させ給ひたらば、大庭兄弟、畠山が一族、などか參らで候べき。是等だに參り候はば、伊豆、駿河の勢は皆随付べかりつる物をと、後悔すれ共かひぞなき。大將軍權亮少將維盛、坂東の案内者とて長井齋藤別當實盛をめして、やや、實盛、汝程の射手八ケ國にはいか程有ぞと問給へば、齋藤別當あざ笑て、さ候へば君は實盛を大箭とおぼしめされ候にこそ。わづか十三束をこそ仕り候へ、實盛程射候者は八か國にはいくらも候。坂東に大箭と申ぢやうの者の、十五束におとつてひくは候はず。弓のつよさも、したたかなるものの五六人してはり候。かやうの精兵共が射候へば、鎧の二三兩はたやすうかけて射通し候。大名一人して五百

宸儀、南殿に出御して、近衞階下に陣を引、内辨、外辨の公卿參列して、忠義の節會〔會〕をおこなはる。副將軍、各禮義をたゞしうして是を給はる。承平、天慶の蹤跡も年久しうなつて准らへ難しとて、今度は讃岐守平正盛が、前對馬守源義親追討のために出雲國へ下向せし例とて、鈴ばかり給はつて、皮袋に入て、雑色が頸に懸させてぞ下られける。いにしへ朝敵をほろぼさんとて都を出る將軍は、三つの存知あり。節刀を給はる日家を忘れ、出る時妻子を忘れ、戰場にして敵に鬪ふ時身を忘る。されば今の平氏の大將軍惟盛、忠度も、定めてかやうの事共をば存知せられたりけん、あはれ成し事ども也。各九重の都を立て、千里の東海へ赴かれける。たひらかに歸り上らん事も、まことにあやふきなれば、或は野原の露に宿をかり、或は高峰の苔に旅寢をし、山をこえ、河をかさね、日數經れば、十月十六日には、駿河國清見が關にぞ着給ふ。都をば三萬餘騎で出たれども、路次の兵召具して、七萬餘騎とぞ聞えし。前陣は蒲原、富士河にすすみ、後陣はいまだ手越、宇津のやにささへたり。大將軍權亮少將惟盛、侍大將上總守忠清をめして、惟盛が存知には、足柄の山打こえ、廣みへ出て勝負をせんとはやられけれ共、上總守申けるは、福原を御立候ひし時、入道殿仰には、軍をば忠清に任せさせ給へとこそ仰せ候ひつれ。伊豆、駿河の勢の參るべきだにもいまだみえ候はず。御方の御勢は七萬餘騎とは申せども、國國の驅武者、馬も人も皆つかれはて候。關東は草も木も皆兵衞佐に隨ひ付て候なれば、何十萬騎か候らん。只富士河を前に當て、御方の御勢を待せ給ふ

に入て昇せらる。路中は赤地の錦の直垂に、萠黄〔葱〕威の鎧着て、連錢蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍を置て乘給へり。副將軍薩摩守忠度は、紺地錦の直垂に、黒糸威の鎧着て、くろき馬のふとうたくましきに、鋳〔鑄ノ行〕懸地の鞍を置て乘給へり。馬鞍、鎧、甲、弓矢、太刀、刀に至るまで光輝程に出立れたれば、目出たかりし見物也。中にも副將軍薩摩守忠度は、年來或宮腹〔聟〕の女房の許へ通はれけるが、或夜おはしたりけるに、此女房の局に止事なき女房客人來つて、小夜もやうやう深行まで歸給はず。忠度軒端にやすらひ、扇をあらくつかはれければ、彼女房の聲と覺しくて、野もせにすだく虫の音よと優に口占み給へば、扇をつかひやみてぞ歸られける。其後おはしたりける夜、いつぞや何とて扇をばつかひ止しぞやと問れければ、いざ、かしがましなど聞え候し程に、さてこそ扇をばつかひやみて候ひしかとぞ申されける。其後此女房薩摩守の許へ小袖を一重つかはすとて、千里の名殘の惜さに、一首のうたを書添て送られける。

あづま路の草葉をわけん袖よりもたたぬたもとの露ぞこぼるる

薩摩守の返事に、

わかれぢを何かなげかんこえてゆく關もむかしのあととおもへば

關も昔の跡と詠る事は、先祖平將軍貞盛、將門追討の爲に吾妻へ下向したりし事を思ひ出て詠たりけるにや、いとやさしうぞ聞えし。むかしは朝敵をたひらげんとて外土へ向ふ將軍は、先參内して節刀を給はる。

の御房のなまじひなる事申出て、賴朝又如何なる憂目にあはんずらんと、思はじ事なう、案じ續けておはしける。八日と云午の刻に下り着て、くは院宣よとて奉る。兵衛佐殿、院宣と聞恭［忝］さに、新しき烏帽子、淨衣を着、手水、嗽して院宣を三度拜して披かれけり。頃年以降、平氏蔑二如王化一、無レ憚二政道一、欲下破二滅佛法一亂中朝威上。夫我朝神國也、宗廟相並、神德惟新。故朝廷開基後、數千餘歲間、欲下傾二帝猷一危中國家上者、皆無レ不二以敗北一。然則且任二神道之冥助一、且守二勅宣之旨趣一、早誅二平氏一類一、退二朝家怨敵一、繼二譜代相傳兵略一、抽二累祖奉公忠勤一、可下立レ身興中家者。院宣如レ此。仍執達如レ件。治承四年七月十四日。前右兵衛督光能奉。謹上前右兵衛佐殿へとぞ書れたる。此院宣をば錦の袋に入れて石橋山の合戰の時も、兵衛佐殿頸にかけられけるとぞきこえし。

富士川

去程に、福原には公卿僉議有て、今一日も勢の付ぬ先に、急ぎ討手を下さるべしとて、大將軍には小松の權亮少將維盛、副將軍には薩摩守忠度、侍大將には上總守忠淸を先として、都合其勢三萬餘騎、九月十八日に辰の一天［點］に都を立て、あくる十九日には舊都につき、やがて同廿日東國へこそ赴かれけれ。大將軍小松權亮少將惟盛は生年廿三、容儀躰佩、繪に畫とも筆も及び難し。重代のきせなが、唐皮と云鎧をば唐櫃

山山、寺寺しゆ行して、此廿餘年が間とぶらひ奉つたれば、今はさだめて一劫も浮び給はんずらん。されば故頭殿の御爲には、さしも奉公の者にて候ぞかしと申されければ、兵衛佐殿、一定とは覺えね共、父の頭ときくなつかしさに、まづ淚をぞ流されける。良有て兵衛佐殿、淚を押へて宣ひけるは、抑、賴朝勅勘を赦ずしては、いかでか謀叛をばおこすべきとのたまへば、文覺それやすい程の事なり、やがて上て、申ゆるし奉らん。兵衛佐殿あざわらつて、我身も勅勘の身にてありながら、人の事申さうと宣ふ聖の御房のあてがひ樣こそ大にまことしからねと宣へば、文覺大に怒て、吾身の咎をゆりうと申さばこそ僻事ならめ。わ殿の事申さうに、なじかは僻事ならん。是より今の都福原の新都へ上らうに三日に過まじ。院宣伺ふに一日の逗留ぞあらんずらん。つがふ七日八日には過まじとて、つき出ぬ。聖奈古屋に歸つて、弟子共には、人にしのうで伊豆の御山に七日參籠の志ありとて出にけり。げにも三日といふには福原の新都に上り着て、前右兵衛督光能卿の許にいささかゆかりありければ、それにたづね行て、伊豆國の流人、前右兵衛佐賴朝勅勘を赦されて、院宣をだに蒙ぶり候はば、八か國の家人共を催しあつめて、平家を亡ぼし天下を謐めんとこそ申候へ。光能卿、いさとよ、我身も當時は三官共に停られて、心苦しき折節也。法皇も押籠られて渡らせ給へば、いかがあらんずらん。去ながらも伺ふてこそ見めとて、此由竊に奏聞せられたりければ、法皇大に御感有て、軈而院宣をぞ下されける。文覺よろこんで頸にかけ、又三日と云には伊豆國へ下りつく。兵衛佐殿聖

で、折節順風なかりければ、浦傳ひ島づたひして卅一日が間は、一向斷食にてぞ有けれ共、氣力少しも劣らず、舟底に行ひうちしてぞゐたりける。誠にただ人とも覺えぬ事共おほかりけり。

伊豆院宣

其後文覺をば、當國住人近藤四郎國高に仰て、奈古屋が奥にぞ栖はせける。去程に兵衛佐殿おはしける蛭小島も程ちかし。文覺常は參り、御物語共申けるとぞ聞えし。或時文覺、兵衛佐殿に申けるは、平家には小松大臣殿こそ果報も目出たう、御籌も鑿にましましか。平家の末に成やらん、去年の八月薨ぜられぬ。今は源平の中に、御邊程天下の將軍の相持たる人はなし。はやく謀叛起させ給ひて、日本國したがへ給へといひければ、兵衛佐殿、それ思ひもよらず、我は故池の禪尼に助られ奉つたれば、その恩を報ぜんがために、毎日法華經一部轉讀し奉るより外は又他事なしとぞのたまひける。文覺重而、天の與ふるを取ざれば却而其咎をうく。時至て行はざれば却て其殃を受と云本文有り。かやうに申せば、御邊の御心をかなひかんとて申とやおぼしめされ候らん、其儀では候はず。先御邊の爲に志のふかい樣を見給へとて、懷より白布にて裹だる髑髏を一つ取出す。兵衛佐殿、あれはいかにと宣へば、是こそ御邊の父故左馬頭殿の頭よ、平治の後は獄舍の前の苔の下に埋れて、後世弔人もなかりしを、文覺存ずる旨有て、獄守に乞、頸に懸、

る紙を尋てえさせけり。文覺大に怒て、かやうの紙に物かくやうなしとて投返す。さらばとて厚紙を尋て得させたり。文覺咲て、此法師は物をえ書ぬぞ、おのれらかけとて、かかする樣、文覺こそ高雄の神護寺造立供養の爲に勸進帳を捧げて、十方檀那を勸ありきけるが、かかる君の世にしもあうて奉加をこそし給はざらめ、あまつさへ遠流せられて伊豆國へまかり候。遠路のあひだで候へば、土產、粮料ごときの物も大切に候。此使にたべと云。いふままに書て、さて誰殿へとかき候べきやらん。清水の觀音房へとかけと云。それは觀音をあざむくにこそといひければ、去とては文覺は、觀音をこそふかう憑み奉つたれ、さらでは誰にかは用事をもいふべきとぞ申ける。去程に伊勢國阿野津より舟にて下けるが、遠江國天龍〔龍〕灘にて俄に大風吹、大波立て、既に此舟を打返さんとす。水手、梶取ども、いかにもしてたすからんとしけれ共、叶べしとも見えざりければ、或は觀音の名號を唱へ、或は最後の十念に及ぶ。され共文覺はちつともさわがず、舟底に高鼾かいてぞ臥たりける。既にかうとみえし時、岸波と起、船の舳に立て、沖の方をにらまへ、大音聲をあげて、龍王やある、龍王やあるとぞ喚だりける、何とてかやうに大願興したる聖が乘たる船をばあやまたうとはするぞ、只今天の責蒙ぶらんずる龍神共哉とぞいひける。其故にや波風程なくしづまりて、伊豆國にぞ着にける。文覺京をいでける日よりして、心の中に祈誓する事有けり。我都に歸つて高尾の神護寺造立供養すべくんば死ぬべからず。此願むなしかるべくんば道にて死ぬべしとて、京より伊豆へ着けるま

ひつばられて立ながら、御所の方を睨へ、大音聲を揚て、奉加をこそし給はざらめ、あまつさへ文覺に是程まで辛目を見せ給ひつれば、ただ今思ひしらせ申さんずる物を、三界は皆火宅也、王宮といふともいかでか其難をば遁るべき。縱十善の帝位にほこつたう［リノ音便］共、黄泉の旅に出なん後は、牛頭馬頭の責をばまぬかれ給はじ物をと、躍り上り躍り上りぞ申ける。此法師奇恠なり、禁獄せよとて、禁獄せらる。資行判官は烏帽子うちおとされたる恥がましさに、しばしは出仕もせざりけり。安藤武者は文覺組だる勸賞に、一臈を經ずして、當座に右馬の允にぞなされける。其頃美福門院かくれさせ給て、大赦有しかば、文覺程なく赦されけり。暫はいづくにてもおこなふべかりしを、又勸進帳を捧げて、十方檀那をすすめありきけるが、さらばただもなくして、あつぱれ此世の中は、只今亂れて、君も臣も共に亡び失んずる物をなど、かやうにおそろしき事をのみ申ありく間、此法師都に置ては叶はじ、遠流せよとて、伊豆の國へぞながされける。源三位入道の嫡子、伊豆の守仲綱、其時の當職にて有間、其沙汰として東海道より船にて下さるべしとて、伊豆國へ將てまかるに、法便［二字放免ト云フ獄吏ノ稱ノ借字］兩三人をぞつけられたる。是等が申けるは、廳の下部のならひ、かやうの事につけてこそおのづから依怙も候へ。いかに聖の御房は知人はもち給はぬか。遠國へ流され給ふに土産、粮料ごときの物をも乞給へかしといひければ、文覺は左樣の要事いふべき得意はなし。さりながらも東山の邊にこそ得意はあれ、いでさらば文をやらうといひければ、恠か

ます。それに文覺が大音聲出來て、調子も違ひ、拍子も皆亂れにけり。何者ぞ、狼藉なり、外頸つけと仰下さるる程こそ有けれ、院中のはやり男の者共、我先に我先にと進み出ける中に、資行判官と云者進出て、何條子細を申ぞ、勅定であるぞ、退出よといひければ、文覺、高雄の神護寺へ庄を一所寄られざらんかぎりは、全く出まじとて、働らかず。よつて外頸をつかう「他本ニんトアリ」とすれば、勸進帳をとり直し、資行判官が烏帽子をはたとうつて打おとし、拳をつよく握り、胸をばくとついて、のけに突倒す。資行判官は烏帽子打落されて、おめおめと大床の上へぞ逃上る。そののち文覺、懷より馬の尾でつかまいたりける刀の、氷のやうなるを拔持て、寄來ん者を突うとこそ待懸たれ。左の手には勸進帳、右の手には刀を持て馳廻る間、思ひまうけぬ俄事ではあり、左右の手に刀を持たるやうにぞみえたりける。公卿も殿上人も、こはいかにとさわがれて、御遊も既に荒にけり。院中の騒動斜ならず。爰に信濃國住人安藤武者右宗、その時の當職にて有けるが、何事ぞとて、太刀を拔いて走出たり。文覺よろこうで飛でかかる。安藤武者斬ては惡かりなんとやおもひけん、太刀のむねをとりなほし、文覺が刀持たる右の肘をしたたかにうつ。撲れてちつとひるむ處に、えたりや、をうと、太刀をすててぞくんだりける。くまれながら文覺、安藤武者が右の肘を突。つかれながらぞしめたりける。互に劣らぬ大力、上になり下になり、ころびあひける處を、上下よつて、かしこうに文覺が働く所のぢやうを拵じてけり。其後門外へ引出て、廳の下部へにたぶ。給はつてひつぱる。

大、雖レ立二生佛假名一、法性隨二妄雲厚覆一、驟二歷十二因緣之峰一以來、本有心蓮月光幽、未レ顯二三德四曼之大虛一。悲哉、佛日早沒、生死流轉衢冥冥。只耽レ色耽レ酒、誰謝二狂象重淵迷一。徒謗レ人謗レ法、是豈免二閻羅獄卒責一。爰文覺適擺二俗塵一、雖レ飾二法衣一、惡行猶逞レ心、日夜作、善苗又逆レ耳、朝暮廢。痛哉、再歸二三塗火坑一、長廻二四生苦輪一。是故無二一顯章千万軸、軸軸明二佛種因一、隨緣至誠法、無下一不上レ到二菩提之彼岸一。故文覺、無常觀門落レ涙、勸二上下眞俗一、上品蓮臺結レ緣、建二等妙覺王靈場一也。夫高雄、山堆表二鷲峰山梢一、谷閑鋪二商山洞苔一。岩泉咽引レ布、嶺猿叫遊レ枝。人里遠無二囂塵一、師跡好有二信心一。地形勝、尤可レ崇二佛天一。奉加小誰不二助成一。風聞、聚沙爲佛塔功德、忽感二佛因一。況於二一紙半錢寶財一。願建立成就、金闕鳳曆御願圓滿、乃至都鄙遠近人民緇素、歌二堯舜無爲之化一、披二椿葉再會之咲一。特又聖靈幽儀、前後大小、速至二一佛眞門之臺一、必飾二三身萬德之月一。仍勸進修行趣、蓋以如レ斯。治承三年三月日。文覺とこそ讀上たれ。

文覺被流

折節御前には、妙音院の太政大臣殿御琵琶あそばし、朗詠めでたうせさせおはします。按察使大納言資方卿、拍子取て風俗、催馬樂うたはる。子息右馬頭資時、四位侍從盛定和琴搔鳴らして、今樣とりどり歌はれけり。玉の簾、錦の張［帳］の中迄もささめきわたつて、誠に面白ろかりければ、法皇も付歌せさせおはし

國、のこるところならおこなひまはり、さすがなほ故郷やこひしかりけん、都へ歸りのぼつたりければ、およそ飛鳥をもいのりおとすほどの、やいばの驗者とぞきこえし。

同　勸進帳

そののち文覺は、高雄といふ山の奥におこなひすましてゐたりける。彼高尾〔雄〕に神護寺と云山寺あり。是は昔稱德天皇の御時、和氣淸丸〔麿〕が建たりし伽藍也。久しく修造なかりしかば、春は霞に立籠て、秋は霧にまじはり、扇〔扉〕は風にたふれて落葉の下にくち、甍は雨露に侵されて、佛壇更にあらは也。住持の僧もなければ、稀にさし入物とてはただ月日の光りばかり也。文覺いかにもして此寺を修造せんと思ふ大願發し、勸進帳を捧げて、十方檀那を勸めありく程に、或時院御所法住寺殿へぞ參じたる。御奉加あるべきよしを奏聞す。御遊の折節にて聞し召も入ざりければ、文覺は本より不敵第一のあら聖では有、御前の事なきやうをばしらずして、ただ人の申入れぬぞと心得て、是非なく御坪の內へやぶり入、大音聲を揚て、大慈大悲の君にてまします、是程の事などか聞食入ざるべきとて、勸進帳を引擴〔擴〕げてたからかにこそようだりけれ。

沙彌文覺敬白。殊請下蒙二貴賤道俗助成一、高雄山靈地建二立一院一、勸中行二世安樂大利上勸進狀。夫以眞如廣

息出ぬ。少し人心ち出來、大の眼を見嗔かし、しばしにらまへて、我此瀧に三七日うたれて、慈救三洛叉を滿てうと思ふ大願あるが、今日はわづか五日にこそなれ、いまだ七日だにも過ざるに、何者か是迄は把て來れるぞといひければ、見る人、身の毛よだつてものいはず。又瀧壺に歸立てぞうたれける。第二日と申に、八人の童子來て、文覺が左右の手を把て引あげんとし給へば、散散につかみあうてあがらず。第三日と申にはかなくなりぬ。瀧壺を穢さじとや、びんづらゆうたる天童二人、瀧の上よりおり下らせ給ひて、よに煖かに香しき御手をもつて、文覺が頂上より始て、手足の爪さき、たなうらにいたるまで撫下させ給へば、文かく夢の心ちして息出ぬ。助け起され、少し人心ち付て、是は、さればいかなる人にてましませば、かくはあはれみ給ふぞととひければ、二童子答て曰、我はこれ大聖不動明王の御つかひに、矜迦羅、制多伽といふ二童子也。文覺無上の願を發し、勇猛の行を企だつ、行て力をあはせよと、明王の勅によつて來れるなりとぞのたまひける。文覺聲を嗔らかいて、さて明王はいづくにましますぞ。都率天にと答〔他本ニ答トアリ〕て、雲井遥かにあがり給ふ。文覺、さては我行をば大聖不動明王までもしろしめされたるにこそと、彌たつとくおぼえ、猶瀧壺に歸立てぞうたれける。其後は誠にめでたき瑞相共おほかりければ、吹來風も身にしまず、落來る水も湯のごとし。かくて三七日の大願終に遂にけり。那智に千日籠りけり。大峰三度、葛城二度、高野、粉河、金峰山、白山、立山、富士嵩、伊豆、箱根、信濃の戸隱、出羽の羽黒、惣じて日本

ありけめ、今年いかなる心にて謀叛をばおこされけるぞと云に、高雄の文覺上人のすゝめ申されけるによつて也。抑、此文覺と申は、渡邊遠藤左近將監茂遠が子小〔にノ誤〕遠藤武者盛遠とて、上西門院の衆也。十九の年道心發し、出家して修行に出んとしけるが、しゆ行といふはいか程の大事哉覽、ためいてみんとて、六月の日の草も颻がず照たるに、或片山里の藪の中へはいり、裸になり仰のけに臥す。虻ぞ、蚊ぞ、蜂、蟻などいふ毒虫共が身にひしと取付て、さしくひなどしけれ共、ちつとも身をも働かさず、七日までは起も上らず。かくて八日と云に起上て、修行といふは是程の大事哉覽と人に問へば、それ程ならんにはいかでか命も生べきといふ。問、さては安平〔有るべきノ音便カ〕ごさんなれ〔五字こそあんなれノ約言〕とて、軈而しゆ行にこそ出にけれ。熊野へ參り、那智籠せんとしけるが、先行の試に、聞ゆる瀧に暫うたれんとて、瀧本へこそ參りけれ。比は十二月十日餘りの事なれば、雪降積りつらゝいて、谷の小河も音もせず、峰の嵐吹凍り、瀧の白糸、垂氷となつて、皆白妙におしなべて、四方の梢も見えわかず。然に文覺瀧壺におりひたり、頸ぎはつかつて、慈救咒を滿けるが、二三日こそありけれ、四五日にも成しかば、文覺こらへずして浮あがりぬ。數千丈漲りおつる瀧なれば、なじかはたまるべき。さつとおし落され、刀の刃のごとくに、さしもきびしき岩角の中を、浮ぬ沈みぬ五六町こそ流れけれ。時にうつくしき童子一人來つて、文覺が手を把て引上給ふ。人寄〔奇〕特の思ひをなして、火をたきあぶりなどしければ、定業ならぬ命では有、文覺程なく

心もやはらぎ、飛鳥もおち、草木もゆるぐばかりなり。いはんや今を限りの穀〔叡〕聞に備へんと、なくなくひき給ふにや、さこそはおもしろかりけめ。荊軻首を低れ、耳を側、殆謀臣の心もたゆみにけり。その時后始て更に一曲を奏す。七尺の屏風は高くとも、躍らばなどか越ざらん、一條の羅縠〔穀〕は勁くとも、曳かばなどか絶ざらんとぞひき給ふ。軻荊は是を聞しらず、始皇帝は聞知て、御袖を引斷て七尺の屏風を躍り越、銅の柱の陰へ迯隱させ給ひけり。其時荊軻怒つて劍を投かけ奉る。折節御前に番の醫師の候けるが、劍に藥の嚢をなげあはせたり。劍、藥の袋を懸られながらに、六尺の銅の柱を半までこそ截たりけれ。けいか又劍を持たざればつづいてもなげず。王たち歸つて御劍をめしよせて、荊軻を八裂にこそし給ひけれ。秦舞陽も討れぬ。軈而官軍をつかはして、燕丹をも亡ぼさる。蒼天宥し給はねば、白虹日を貫て通らず、秦始皇は遁れて、燕丹終にほろびにけり。されば今の頼朝も、さこそはあらんずらめと、色代〔式退〕申す人もありけるとかや。

文覺强行

然るに彼頼朝は、去ぬる平治元年十二月、父左馬頭義朝が謀叛によつて、すでに誅せらるべかりしを、生年十四さいと申し永曆元年三月廿日、北條蛭小嶋へ流されて、廿餘年の春秋を送りむかふ。年來もあればこそ

鐵の築地を高さ四十丈に築上て、殿のうへにも同じう鐵の網をぞ張たりける。是は冥途の使をいれじと也。秋は田面の鴈、春は越路へ歸るにも、飛行自在のさはりありとて、築地には鴈門と名付て鐵の門をあけてぞ通されける。その中に阿房殿とて、始皇の常は行幸なつて、政道行はせ給ふ殿有。東西へ九町、南北へ五町、大床の下には五丈の幢を立たれども、猶及ばぬ程也。上をば瑠璃の瓦をぶき、下には金銀をもつて瑩きたてたり。荊軻は燕の指圖をもち、秦舞陽は樊於期が首をもつて、珠の階をのぼり上りけるが、餘りに內裏のおびただしきを見て、秦舞陽わなゝとふるひければ、臣下是をあやしんで、舞陽謀叛の心あり、刑人をば君の傍に置ず、君子は刑人に近づかず、ちかづけばすなはち死を輕んずる道也といへり。荊軻立歸つて舞陽全謀叛の心なし、たゞ田舍の陋にのみならつて、皇居になれざるが故に、心いま迷惑すといひければ、その時臣下皆しづまりぬ。よつて王に近づき奉り、燕の指圖幷に樊於期が首を見參にいるる處に、指圖の入たる櫃の底に氷の様なる劒の有けるを、始皇帝御覽じてやがて逃んとし給へば、荊軻御袖をむずとひかへ奉り、劒を胸にさし當たり。今はかうとぞみえたりける。數万の軍旅は庭上に袖を聯ぬといへども、救はんとするに力なし。たゞ此君逆心に犯されさせ給はん事をのみ歎き悲みあへりけり。始皇帝、我に暫時の暇を得させよ、后の琴の音を今一度聞んと宣へば、荊軻しばしは犯しも奉らず。始皇帝は三千人の后を持給へり。其中に花陽夫人とて、双びなき琴の上手おはしき。凡此后の琴の音を聞ば武きもののふの

なし下し、燕の指圖並に樊於期が首をもつて參りたらんずる者には、五百斤の金を與へんと披露せらる。荊軻、樊於期が許に行て、我聞、汝が首五百斤の金に報ぜられたんなり。汝が首我にかせ、取て始皇帝に奉らん。よろこんで叙賞給られん時、劍をぬいて胸を刺んは安かりなんといひければ、樊於期天に仰ぎ、をどりあがり、をどりあがり、大息ついて申けるは、われ始皇帝の爲に、父、伯叔、兄弟をほろぼされて、夜晝是を思ふに骨髓に徹つて忍がたし。まことに始皇帝討べからんにおいては、我首與へん事塵［塵］芥よりも安しとて、みづから首を刎てぞ死にける。又秦舞陽と云兵あり。是も秦國の者なりしが、十三の年敵を討て、燕國へ逃籠りぬ。彼が笑で向時はみどり子も抱かれ、又嗔つてむかふ時は大の男も絶入す。荊軻彼をかたらつて秦の都の案内者にぐして行に、或片山里に宿したりける夜、その邊ちかき里に管絃をするを聞て、調子をもつて本意の事を占なふに、敵の方は水なり、我方は火なり。去程に天も明ぬ。白虹日を貫て通らず、我本意を遂ん事ありがたしとぞ申ける。され共歸るべき道にあらねば、秦の都咸陽宮に至りぬ。燕の指圖幷に樊於期が首持て參りたる由を奏聞す。臣下をもつて請取らうとし給ふ。全く人傳には參らせじ、直にたてまつらうと奏する間、さらばとて節會の儀を調へて、燕の使をめされけり。咸陽宮は都の廻り一万八千三百八十里につもれり。内裏をば地より三里高く築上て、其上にぞ立られたる。長生殿有、不老門有、金をもつて日を作り、銀をもつて月をつくれり。眞珠の砂、瑠璃の砂、金の砂をしきみてり。四方には

憐み給ふ事なれば、馬に角生て宮中に來り、烏の頭白くなつて庭前の木に栖りけり。始皇帝、烏頭馬角の變に驚き、倫〔綸〕言返らざる事を深く信じて、太子丹をなだめつつ、本國へこそ返されけれ。始皇猶くやしみ給て、秦國と燕國の境に楚國といふ國あり、大なる川ながれたり。かの川にわたせる橋をば國の橋といふ。始皇さきに官軍をつかはして、燕丹が渡らん時、河中の橋をふまば落るやうにしたためてわたされたりければ、なじかはよかるべき、河中にておち入ぬ。されどもちつとも水にも溺れず、平地を行が如くにて、むかひの岸にぞ着にける。こはいかにと思ひて、後を顧たりければ、龜共がいくらといふ數もしらず水の上に浮れ來て、甲を双べてぞあゆませたりける。是も孝行の心ざしを冥顯のあはれみ給ふによつて也。燕丹又恨を含んで始皇帝には隨がはず。始皇、官軍をつかはして燕丹をほろぼさんとす。燕丹大に恐れ慄いて、荊軻と云兵をかたらひて大臣になす。荊軻又田光先生といふ兵をかたらふに、先生申けるは、君は此身が若う壯なつ〔りノ音便〕し事をしろしめして、かくは憑み仰らるるか、麒麟は千里を飛べども老ぬれば駑馬にも劣れり。此身は年老ていかにもかなひ候まじ。せんずる所よき兵をかたらつてこそ參らせめとて、既に出んとしければ、荊軻袂をひかへて、穴賢、此事披露すなといひければ、人間の恥には人に疑はれぬるに過たる事こそなけれとて、荊軻が門前なる李の木に頭をつきあて打碎てぞ死にける。又樊於期と云兵あり、是は秦の國の者なりしが、始皇の爲に父、伯叔、兄弟滅ぼされて、燕の國に逃籠。始皇帝四海に宣旨を

る者なし、皆骸を山野にさらし、首を獄門に懸らる。此世こそ王位も無下に輕けれ、むかしは宣旨を向つて讀けれ共〔他本ニばトアリ〕、枯たる草木も忽に花咲、實なり、とぶ鳥もしたがひき。近比の事ぞかし、延喜御門、神泉苑へ行幸なつて、池の汀に鷺のゐたりけるを、六位を召て、あの鷺取てまゐれと仰ければ、いかんがとらんとは思ひけれども、倫〔綸〕言なればあゆみむかふ。鷺羽つくろひして立んとす。宣旨ぞと仰すれば、ひらんで飛さらず。即是を取てまゐらせたりければ、汝が宣旨に隨て參りたるこそ神妙なれ、やがて五位になせとて、鷺を五位にぞなされける。今日より後鷺の中の王たるべしといふ御札をあそばいて、頸に付てぞ放たせ給。全是は鷺の御料にはあらず、只王威の程をしろしめさんがためなり。

咸陽宮

又異國に先蹤をとぶらふに、燕の太子丹、秦の始皇帝に囚はれて、いましめを蒙る事十二年、或時燕丹涙を流て、我故郷に老母有、暇を給はつて彼をみんとぞなげきける。始皇帝あざわらつて、汝に暇たばん事、馬に角生、烏のかしらのしろくならんを待べきなりとぞ宣ひける。燕丹天に仰ぎ地に伏て、頭はくば馬に角おひ、烏の頭白くなしてたべ。今一度本國へ歸て、母をみんとぞ祈ける。彼妙音菩薩は靈山淨土に詣して、不孝のともがらをいましめ、孔子、顏回は支那震旦に出て忠孝の道をはじめ給ふ。冥顯の三寶、孝行の志を

平家の人人、都遷の事もはや興醒ぬ。わかき公卿、殿上人は、さらばとくして事のいでこよかし、我討手に向はうなどいふぞはかなき。畠山庄司重能、小山田別當有重、宇都宮の左衛門朝綱、是らは大番役にて、折節在京したりけるが、畠山申けるは、したしうなつて候なれば、北條はしり候はず、自餘の輩はよも朝敵の方人はつか仕〔三字つかまつり〕候はじ。只今聞召なほさんずる物をと申ければ、實にもと申人も有、いやいや只今御大事に及び候なんずとささやく人人も有けるとかや。入道相國のいかられけるさま斜ならず。抑彼頼朝は、去平治元年十二月、父義朝が謀叛によつて既に誅せらるべかりしを、禪尼のあながちになげきのたまふ間、流ざいにはなだめられたんなり。しかるにその恩を忘れて、當家にむかつて弓をひき箭をはなつにこそ有なれ。其儀ならば神明も三寶もいかでかゆるし給ふべき。只今天の責蒙ぶらんずる頼朝哉とぞ宣ひける。抑我朝に朝敵のはじまりける事は、神武帝の御宇四年、紀別〔州ノ誤〕名草郡高雄村に一の蜘蛛有、身短足長して、力人に勝れたり。人民おほく損害せしかば、官軍發向して、宣旨を讀かけ、網をむすんで終に是を掩ひころす。それより以來野心を挿さんで朝威を滅さんとする輩、大石山丸、大山王子、山田石河、守屋大臣、曾〔蘇〕我入鹿、大友眞取、文屋宮田、橘逸成、氷上河次、伊豫親王、太宰少貳藤原廣嗣、惠美押勝、早良太子、井上廣公〔二字皇后ノ借字〕藤原仲成、平將門、藤原純友、安倍貞任、宗任、前對馬守源義親、惡左府、惡衛門督に至迄、其例既に廿よ人、され共一人として素懷を遂

事あるまじき事なれ共、善政を聞ては感じ、愁を聞ては歎く、是みな人間のならひなり。

早馬

去程に、同九月二日、相摸國の住人大庭三郎景親、福原へ早馬をもつて申けるは、去八月十七日、伊豆國の流人前右兵衛佐頼朝、舅父北條四郎時政をつかはして、伊豆國の目代、和泉判官兼高をや牧が舘にて夜討に討候ぬ。其後土肥、土屋、岡崎を始として、三百餘騎、石橋山に楯籠つて候處を、景親、御方に志を存ずる者共一千餘騎を引率して、押寄て散散に責〔攻〕候へば、兵衛佐纔七八騎にうちなされ、大童にたたかひなつて、土肥の杉山へ逃籠候ぬ。畠山五百餘騎で御方を仕つる。三浦大介が子共三百餘騎で源氏方して、湯井小坪の浦で責〔攻〕たたかふ。畠山いくさに負て武藏國へ引退く。其後畠山が一族、河越、稻毛、小山田、江戸、笠井、惣じて七黨の兵共、ことごとくおこりあひ、都合其勢三千餘騎、三浦、衣笠の城に押寄て、一日一夜責〔攻〕候し程に、大介討れ候ぬ。子共は皆九里濱の浦より舟に乗つて、安房、上總へ渡り候ぬとこそ人申けれ。

朝敵揃

へ、それに夢見の青侍の候なる給はつて、くはしう尋ね候はばやとのたまひつかはされたりければ、彼夢見たりける青侍、やがて逐電してけり。其後雅頼卿、入道相國の亭へおはして、まつたくさる事候はずと陳じ申されければ、其後は沙汰もなかりけり。何よりも又不思議なりし事には、清盛いまだ安藝守たりし時、神拜の次に靈夢を蒙つて、嚴嶋の大明神より、うつつに給はられたりける銀のひるまきしたる小長刀、常の枕を放たず立られたりしが、ある夜俄にうせにけるこそ不思議なれ。平家日比は朝家の御かためにて天下を守護せしかども、今は勅命にも背きぬれば、節刀をもめしかへさる〔る脫カ〕にや、心細う聞えし。中にも高野におはしける宰相入道成頼〔なりより〕、此事共を傳聞て、あははや平家の世はやうやうすゑになりぬるは。嚴嶋大明神の平家の方人し給ふといふもそのいはれあり。ただし此嚴嶋大明神は沙竭羅龍王の第三の姬宮なれば、女神とこそ承はれ。八幡大菩薩の節刀を頼朝にたばふと仰せられつるもことわりなり。春日大明神の其時〔後ト他本ニアリ〕は我孫にもたび候へと仰られけるこそ心えね。それも平家亡び、源氏の世盡なん後、大職〔織〕冠の御末、執柄家の君達達の、天下の將軍になり給ふべきかなど宣ひける。折節或僧の來つたりけるが申けるは、それ神明は和光垂跡の方便まちまちにましませば、或時は女神ともなり、又或時は俗躰とも現じ給へり。まことに此嚴嶋大明神は三明六通の靈神にて在ませば、俗躰と現じ給はん事もかたかるべきにあらずとぞ申ける。浮世を厭ひまことの道に入給へば、偏に後世菩薩〔提カ〕の外は又他

朝夕隙なく撫飼はれける馬の尾に、鼠一夜の中に巣をくひ子をぞ産だりける。是ただ事にあらず、御占あるべしとて、神祇館〔官〕にして、七人の陰陽師を召て占はせらるるに、重き御愼とうらなひ申す。此馬は相摸の國の住人大庭三郎景親が、東八ケ國一の馬とて、入道大相國へまゐらせたりけるとかや。黒き馬の、額白かりければ、名をば望月とぞ謂れける。陰陽頭安倍恭〔泰〕親給はつてけり。むかしも天智天皇の御時、寮の御馬の尾に、一夜の中に鼠巣をくひ、子を産だりけるには、異國の凶賊蜂起したりとぞ、日本記〔紀〕にはみえたりける。又雅賴〔まさより〕卿の許にめしつかはれける青侍〔あをざぶらひ〕が見たりける夢もおそろしかりけり。たとへば大內の神祇館〔官〕と覺しき所に、束帶ただしき上臈の餘多ましまして、議定の樣なる事のありしに、末座なる上臈の、平家のかたうどし給ふとおぼしきを、其中よりして追立らる。彼青侍夢の中にあれば、いかなる上臈にてましまし候やらんと問奉れば、嚴島大明神と答へ給ふ。其後座上にけだかげなる御宿老のましましけるが、此日來平家のあづかり奉たる節刀をばめし返て、伊豆國の流人、前右兵衛佐賴朝にたばうずるなりとぞおほせける。その御そばに猶御宿老のましましけるが、其後は我孫にもたべかしとぞ仰せける。青侍、夢の中に是を次第に問奉る。節刀を賴朝にたばふと仰せらるるは八幡大ぼさつ、其後我孫にもたべかしと仰らるるは春日大明神、かう申老翁は武內大明神と答へ給ふとおぼしくて、夢さめぬ。是を人にかたる程に、入道相國もれきき給ひて、源大夫判官季貞をもつて、雅賴卿の許

都を福原へうつされて後、平家の人人夢みもあしう、つねは心さわぎのみして、變化の者どもおほかりけり。或夜入道の臥給ひたりける所に、一間にはばかる程のものの面出來てのぞき奉る。入道ちつともさわがず、はつたとにらまへておはしければ、ただきえにきえうせぬ。岡の御所と申はあたらしう作られたりければ、しかるべき大木なんどもなかりけるに、ある夜おほ木の倒るる音して、人ならば二三千人が聲して、虚空にどつと咲ふ音しけり。如何樣にも是は天狗の所謂〔爲〕と云沙汰にて、晝五十人、夜百人の番衆を揃へ、蟇目の番と名付て蟇目をいさせられけるに、天狗の有方へむいて、いたるとおぼしき時は音もせず。又ないかたへむいていたる時は、どつとわらひなんどしけり。又あるあした入道相國帳臺より出て、妻戸を押開き、坪の内を見給へば、死人の枯髑髏共がいくらといふ數をしらず、坪の内にみちみちて、中なるははたへころび出、はたなるは中へころび入、ころびあひ、ころびのき、よりあひ、よりのき、おびただしう、からめきあへりければ、入道相國、人やある、人やあるとめされけれ共、をりふし人も參らず。かくしておほくの髑髏共ひとつにかたまりあひ、坪の内にはばかる程になりて、高さは十四五丈もあらんと覺ゆる山のごとくに成にけり。彼ひとつの大頭に、いきたる人の目の樣に大の眼が千萬出來て、入道大相國を屹とにらまへ、しばしはまたたきもせず。入道ちつともさわがず。ちやうとにらまへたたれたりければ、彼大頭餘りにつようにらまれて、露霜などの日に當て消る樣に、跡方もなくなりにけり。又入道相國の一の御厩に立て、

待よひのふけゆく鐘の聲きけばかへるあしたの鳥はものかは

さてこそ待宵とはめされけれ。大將この女房を喚出て、昔今の物語共し給ひて後、小夜も漸ふけ行ば、舊き都の荒行を今やうにこそうたはれけれ。舊き都を來て見れば、淺茅が原とぞあれにける。月のひかりはくまなくて、秋風のみぞ身にはしむと、おしかへし、おしかへし三返うたひすまされたりければ、太「大カ」宮をはじめ奉つて、御所中の女房達、みな袖をぞぬらされける。去程に、夜もやうやう明行ば、大將いとま申つつ福原へぞ歸られける。供に候藏人を召て、侍從が何と思ふ哉覽、餘りに名殘惜げに見えつるに、汝歸て兎も角もいひてこよとのたまへば、藏人はしり歸り、かしこまつて、是は大將殿の申せと候とて、

　物かはと君がいひけん鳥の音のけさしもなどかかなしかるらん

女房とりあへず、

　またばこそ深行かねもつらからめあかぬわかれの鳥の音ぞうき

藏人はしり歸つて此よし申たりければ、さればこそ汝をばつかはしたれとて、大將大に感ぜられけり。それよりしてこそ物かはの藏人とはめされけれ。

物怪

を見んとて、或は源氏の大將の昔の跡を忍びつつ、須磨より明石の浦傳ひ、淡路の灘を押渡り、繪島が磯の月を見る。或は白浦、吹上、和歌のうら、住吉、難波、高砂、尾上の月の曙をながめて歸る人もあり。舊き都に殘る人人は伏見廣澤の月を見る。中にも德大寺左大將實定卿は、舊き都の月を戀つつ、八月十日餘りに福原よりぞ上り給ふ。何事もみな換りはてて、稀に殘る家は、門前草ふかくして、庭上露しげし。蓬が杣、淺茅が原、鳥の臥戸〔處〕と荒はてて、虫の聲聲怨みつつ、黃菊、紫蘭の野邊とぞ成にける。故鄕の名殘とては近衞河原の太〔大〕宮斗ぞましましける。大將其御所へ參り、先隨身をもつて惣門を扣かせらるれば、內より女の聲にて、たぞや蓬生の露打拂人もなき所にととがむれば、是は福原より大將殿の御上り候と申す。惣門は鎰のさされて侍ふぞ、東面の小門より入らせ給へと申ければ、大將さらばとて東の小門よりぞ參られける。大宮は御つれづれに昔をやおぼしめし出させ給ひけん、南めんの御格子あげさせ、御琵琶あそばされける所へ、大將つつと參られたり。いかにやいかに、夢かやうつつか、是へ是へとぞ仰ける。源氏のうぢの卷には優婆塞宮の御娘、秋の名殘ををしみつつ琵琶を調べて終宵心をすまし給ひしに、有明の月の出けるを猶堪ずやおぼしけん、撥にて招き給ひけんも、今こそおぼしめししられけれ。待よひの小侍從と申女房も此御所にぞ候はれける。抑此女房を待宵と申ける事は、或時御前より待宵、歸るあした、いづれか哀まされると仰ければ、かの女房、

みえたり。況や五條まであらん都に、などか内裏をたてざるべき。かつがつ先里内裏造らるべしと議定〔定ノ衍カ〕有て、五條大納言國綱卿〔補〕臨時に周防の國を賜はつて、造進せらるべき由、入道相國計らひ申されける。この國綱卿」と申はならびなき大福長者にてましましければ、内裏作り出されん事左右に及ばね共、いかんが國の費、民の煩ひなかるべき。まことにさしあたりたる天下の大事、大嘗會などの行はるべきを閣て、かかる世の亂に遷都造内裏少しも相應せず。いにしへの賢き御代には、則内裏に茨を葺、軒をだにもととのへず、煙のとぼしきを見給ふ時には、限り有御貢物をも許されき。是則民を惠み、國を輔け給ふによつて也。楚、章花臺を立て黎民案け、秦、阿房殿をおこいて天下亂るといへり。茅茨剪らず、采椽削らず、舟車飾らず、衣服文なかりける世もありけんものを、されば唐の太宗は、驪山宮を作つて民のつひえをやはばからせ給ひけん、遂に臨幸なくして、瓦に松生、垣に蔦茂つて止にけるには、相違かなとぞ人申ける。

月見

六月九日新都の事始、八月十日上棟、十一月十三日遷幸と定めらる。舊き都は荒行ば今の都は繁昌す。淺猿かりつる夏もくれて秋にも既に成にけり。秋も漸半に成行ば、福原の新都にましましける人人、名所の月

にひかりをやはらげ、靈驗殊勝の寺寺は上下に甍を双べたり。百姓萬民わづらひなく、五畿七道も便有。されども今は辻辻をほりきつて、車などのたやすう行かふ事もなく、邂逅に行人は小車にのり、みちをへてこそとほりけれ。軒をあらそひし人の栖居、日をへつつ荒行、家家は賀茂河、桂川にこぼち入れ、筏に組浮べ、資財雜く舟に積、福原へとて運びくだす。ただなりに花の都、ゐなかになるこそかなしけれ。何者のしわざにやありけん、舊き都の内裏の柱に二首の歌をぞ書付ける。

百年を四かへりまでにすぎきにしおたぎの里のあれやはてなん

さきいづる花の都をふりすてて風ふくはらのすゑぞあやふき

同六月九日新都の事始有べしとて、上卿には德大寺左大將實定卿、土御帝〔門〕の宰相中將通親卿、奉行の辨には前左少辨行隆、おほくの官人共召ぐして、攝津國和多の松原、西の野を點じて、九城〔條カ〕の地をわられけるに、一條より五條までは其ところあつて、それより下はなかりけり。行事官歸參て此由を奏聞す。さらば幡〔播〕磨の印南野か、猶攝津國の昆陽野かなど公卿僉議ありしか共、事ゆくべしともみえざりけり。舊都は既にうかれぬ、新都はいまだ事行ず。ありとしある人は皆身を浮雲の思ひをなし、本此所にすむ者は地をうしなつてうれへ、今遷る人人、土木の煩をのみ歎あへり。すべてただ夢のやうなつ〔り〕〔ノ音便〕し事共なり。土御門宰相中將通親卿の申されけるは、異國には三條の廣路を開て、十二洞門を立と

納言藤原小黑丸、參議左大辨紀故佐美、大僧都玄𤢖等をつかはして、當國葛野郡宇多村をみせらるるに、兩人共に奏して曰、此地の躰を見候に、左靑龍、右白虎、前朱雀、後玄武、四神相應の地なり。尤帝都を定むるに足れりと申す。依て愛宕郡におはします賀茂大明神に此よしを告申させ給ひて、延曆十三年十一月廿三日、長岡京より此京へ遷されて、帝王は三十二代、星相「霜」は三百八十餘歲の春秋を送り向ふ。それより以來、代代の御門、國國所所へおほくの都を遷されしか共、かくのごとくの勝地はなしとて、桓武天皇殊に執しおぼしめして、大臣、公卿、諸道の才人等に仰せて、長久なるべきやうとて、土にて八尺の人形を作り、鐵の鎧甲をきせ、同じう鐵の弓矢を持たせて、末代といふとも、この京を他國へ遷す事あらば、守護神とならんとちかひつつ、東山の峰に西向にたててぞうづまれける。されば天下に事出來んとては、此塚かならず鳴動す。將軍が塚とていまにあり。就中此京をば平安城と名付て、たひらやすきみやことかけり。もつとも平家のあがむべき都ぞかし。桓武天皇と申は平家の曩祖にておはします。先祖の君のさしも執し思召されつる都を、させる故なうして、他國他所へうつされけるぞあさましき。一年嵯峨の皇帝の御時、平城の先帝、尙侍のすすめによつて、既に此京を他國へうつさんとせさせ給ひしか共、大臣、公卿、諸國の人民そむき申しかば、遷されずしてやみにき。一天の君、萬乘のあるじさへ遷し得給はぬ都を、入道相國、人臣の身として遷されけるぞ淺ましき。舊都はあはれ目出かりつる都ぞかし。王城守護の鎭守は、四方

て、鬼界、高麗、契丹まで責〔攻〕随へさせ給ひけり。異國の軍をしづめさせ給ひて、歸朝の後、筑前國三笠郡にして皇子御誕生、やがて其所をば產宮とぞ申ける。かけまくもかたじけなく、八幡の御事是なり。位に即せ給ひては應神天皇とぞ申ける。其後、神功皇后は大和國に遷つて、磐余稚櫻宮に御座す。應神天皇は同國輕嶋明宮に栖せ給ふ。仁德天皇元年に津の國難波にうつつて、高津宮におはします。履中天皇二年に又大和國にうつつて、十市郡に都をたつ。反正天皇元年に河內國に遷て、柴籬宮に栖せ給ふ。允恭天皇四十二年に又大和國に歸つて、飛鳥の飛鳥の宮に御座す。雄略天皇廿一年に、同き國泊瀨朝倉に宮居し給ふ。繼體天皇五年に、山城國綴喜に遷て十二年、其後乙郡に宮居し給ふ。宣化天皇元年に又大和國に遷て、檜隈の入野宮に栖せ給ふ。孝德天皇大化元年に、攝津國長柄に遷て、豐崎宮におはします。齊明天皇二年に又大和國にうつつて、岡本宮に栖せ給ふ。天智天皇六年に近江國に遷て、大津宮におはします。天武天皇元年に猶大和國にかへつて、岡本の南の宮に栖せ給ふ。是を淨御原の御門と申き。持統、文武二代の聖朝は、藤原の宮におはします。元明天皇より光仁天皇まで七代は、奈良のみやこにすませ給ふ。

新都

しかるを桓武天皇延曆三年十月三日、奈良の京、春日里より、山城國長岡に遷て、十年といつし正月に、大

御幸なし奉り、四面に端板して、口一開たる内に、三間の板屋をつくつて押籠奉る。守護の武士には原田大夫種直斗ぞ候ける。たやすう人の參り通ふべき樣もなければ、童部などは籠「牢」の御所とぞ申ける。きくもいまいましう、あさましかりし事共なり。法皇今は世の政をしろしめさばやとは露も思食寄らず。ただ山山寺寺修行して、御心のままになぐさまばやとぞ仰せける。平家の惡行においてはことごとく極りぬ。去ぬる安元より以來おほくの大臣、公卿、或は流し、或はうしなひ、關白流し奉つて、我聟を關白になし、法皇を城南離宮に押籠奉り、剩第二皇子高倉宮討奉つて、今殘る所の都遷なれば、かやうにし給ふにやとぞ人申ける。都うつりはこれ先蹤なきにあらず。神む天皇と申すは地神五代の帝、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四の皇子、御母は玉依姬、海人の娘也。神の代十二代の跡をうけ、人代百王の帝祖なり。辛酉の歲、日向國宮崎郡にして皇王の寶祚をつぎ、五十九年といつし己未歲十月に東征して、豐葦原中津國にとどまり、此比大和國と名付たる畝傍の山を點じて帝都をたて、橿原の地を切拂つて宮室をつくり給へり。是を橿原の宮と名付たり。それより以來、代代の帝王、都を他國他所へ遷さるる事、三十度にあまり、四十度に及べり。神武天皇より景行天皇迄十二代は、大和の國郡郡に都をたて、他國へはつひにうつされず。然るを成務天皇元年に近江國に遷つて、志賀郡に都をたつ。仲哀天皇二年に長門國に遷て、豐浦郡に都をたつ。其國の彼都にして御門かくれさせ給ひしかば、后神功皇后御世を請取らせ給ひ、女帝とし

平家物語卷第五

都遷

治承四年六月三日、福原へ御幸なるべしときこゆ。此日來都遷あるべしと聞えしか共、忽に今明の程とは思はざりし物をとて、京中の上下さわぎあへり。三日と定られしが、今一日引上て二日に成ぬ。二日の卯刻に、行幸の御輿を寄せたりければ、主上は今年三歳、いまだ幼ましましければ、何心もなうぞ召されける。主上をさなうわたらせ給ふ時の御同輿には母后こそまゐらせ給ふに、是は其儀なし。御乳母帥亮殿ぞひとつ御輿にはまゐられける。中宮、一院、上皇も御幸なる。攝政殿を始め奉て、太政大臣已下の卿相雲客、我も我もと供奉せらる。平家には太政入道をはじめまゐらせて、一門の人人皆まゐられけり。三日福原へ入らせおはします。入道相國の弟池中納言賴盛卿の山庄皇居になる。四日、賴盛、家の賞とて正二位し給ふ。九條殿の御子右大將良通卿加階越られさせ給ひけり。攝錄【籙】の臣の御子息、凡人の次男に加階越られさせ給ふ事、是はじめとぞ承はる。入道相國やうやう思ひなほつて、法皇をば鳥羽の北殿を出しまゐらせて、都へ還御なしたてまつられたりしが、高倉の宮の御謀叛に依つて、大にいきどほり、又福原へ

富士川
五節沙汰付都遷
奈良炎上

平家物語卷第五目錄

都遷付新都沙汰
月見
物怪
早馬
朝敵揃
咸陽宮
文覺强行
同勸進帳
文覺被流
伊豆院宣

室、護法善神社壇・新熊野御寶殿、すべて堂舍、塔廟、六百三十七宇、大津在家一千八百五十三宇、智證の渡し給へる一切經七千餘卷、佛像二千餘躰、忽に烟と成こそ悲しけれ。諸天五妙の樂びも此時ながくつき、龍神三熱のくるしびもいよいよさかんならんとぞ見えし。それ三井寺は、近江の義大領が私の寺たりしを、天武天皇に寄奉て御願となす。本佛も彼の御門の御本尊、しかるを生身の彌勒ときこえ給ひし教待和尚百六十年行うて、大師に附屬し給へり。都史多天上摩尼寶殿よりあまくだり、はるかに龍下〔華〕下生の曉を待たせ給ふとこそ聞つるに、こはいかにしつる事共ぞや。大師此所を傳法灌頂の靈跡として、井花水の三つ〔三字水〕をむすび給ひしゆゑにこそ、三井寺とは名づけたれ。かかるめでたき聖跡なれ共、今はなにならず。顯密須臾にほろびて、伽藍更に跡もなし。三密道場もなければ鈴の聲も聞えず。一夏の花もなければ閼伽の音もせざりけり。宿老碩徳の名師は行學に怠たり、受法相承の弟子、又經教に別んたり。寺の長吏圓慶法親王は、天王寺の別當をもとどめらる。其外僧綱十三人闕官せられて皆檢非違使に預らる。惡僧は筒井、浄妙、明秀に至る迄三十餘人流されけり。かかる天下の亂れ、國土の騒ぎ、ただ事共覺えず。平家の世のすゑになりぬる先表やらんとぞ人申ける。

平家物語卷第四　終

と仰せられかけたりければ、頼政、

たそがれ時も過ぬとおもふに

と仕り、御衣を肩にかけてまかりいづ。其後伊豆國給はり、子息仲綱受領になし、我身三位して、丹波の五ヶ庄、若狹の□〔一字空白、他本に東トアリ〕宮川を知行して、さておはすべかりし人の、由もなき謀叛おこいて、宮をもうしなひまゐらせ、我身も亡びぬることうたてけれ。

三井寺炎上

日來は山門の大衆こそ發向の猥がはしきうたへ仕るに、今度はいかがおもひけん、穩便を存じておともせず。南都、三井寺同心して、或は宮請取まゐらせ、或は御迎に參る條、是もつて朝敵なり。然れば奈良をもせめらるべきよし聞えしが、先三井寺を攻らるべしとて、同五月廿七日、大將軍には左兵衛督知盛、副將軍には薩摩守忠度、都合其勢一萬餘騎、園城寺へ發向す。寺にも大衆一千人、甲の緒をしめ、かいだてかき、さかも木引て待かけたり。卯剋より矢合して一日たたかひ暮す。ふせぐ處の大衆以下の法師原三百餘人うたれぬ。夜軍になつて、くらさはくらし、官軍、寺中に責〔攻〕入て火をはなつ。燒る所本覺院、成喜院、花園院、眞如院、普賢堂、大寶院、清瀧院、敎待和尙本坊、幷に本尊等、八間四面の大講堂、鐘樓、經藏、灌頂

雲井に郭公二聲三聲おとづれてとほりければ、左大臣殿、

　　ほととぎす名をも雲井にあぐるかな

とおほせられかけたりければ、賴政右の膝をつき、左の袖をひろげて、月をすこしめにかけつつ、

　　弓はり月のいるにまかせて

とつかまつり、御劍を給つてまかりいづ。此賴政卿は弓矢とつてもならびなきうへ、歌道にも勝れたりとぞ、君も臣も御感ありける。さてかの變化のものをば、空舟にいれて流されけるとぞ聞えし。又應保の比ほひ、二條院御在位の御時、鵼と云化鳥、禁中に鳴いて、しばしば宸襟を惱し奉る事有けり。然れば先例に任せて賴政をぞ召れける。比は五月廿日あまり、まだ宵の事なるに、鵼ただ一聲音信て、二聲とも鳴ざりけり。目指共しらぬ闇なれば、姿形もみえずして、矢つぼをいづくとも定がたし。賴政策に先大鏑取てつがひ、鵼の聲したりける內裏のうへへぞ射上たる。鵼、鏑の音におどろいて、虛空にしばしぞひひめいたる。二の矢に小鏑とつてつがひ、ひいふつと射切て、鵼と鏑と並べて前にぞ落したる。禁中さざめきあひ、賴政に御衣をかづけさせおはします。今度は大炊御門右大臣公能公のたまはり、ついで賴政たばんとて、昔の養由は雲の外の雁を射き。今の賴政は雨のうちに鵼をいたり、とぞ感ぜられける。

　　五月やみ名をあらはせる今宵かな

反の者をしりぞけ、違勅のともがらを亡ぼさんが爲也。目にもみえぬ變化の者仕れと仰せ下さるる事、いまだ承り及ばずと申ながら、勅宣なればめしに應じて參內す。賴政たのみきつたる郎等、遠江國住人猪早太にほろのかざ切りはいだりける矢おはせて、ただ一人ぞぐしたりける。我身は二重の狩衣に、山鳥の尾をもつてはいだりける鋒矢二筋、滋籐の弓に取添て、南殿の大床に伺候す。賴政矢ふたつ手ばさみける事は、雅賴〔まさより〕卿其時はいまだ左少辨にておはしけるが、變化のもの仕らんずる仁は賴政ぞ候らんとえらび申されたるあひだ、一の矢にて變化の者射損ずる程ならば、二の矢には雅賴辨の、しや頸の骨を射んと也。案のごとく日來人の申にたがはず、御惱の刻限に及んで、東三條の森の方より、黑雲一村立來つて、御殿の上にたなびいたり。賴政きつと見上たれば、雲の中に怪しき者の姿あり、射そんずる程ならば、世にあるべしともおぼえず。さりながら矢とつてつがひ、南無八幡大菩薩と、心のうちに祈念して、よつぴいて、ひやうと放つ。手ごたへして、叺と當る。得たりやをうと、矢叫をこそしてんげれ。猪早太つつとより、落る所をとつておさへ、つかもこぶしもとほれと、つづけ樣に九刀ぞ刺たりける。其時上下手手に火を燃いて、是を御覽じ見給ふに、頭は猿、軀は狸、尾は蛇、手足は虎の姿にて、鳴聲鵺にぞ似たりける。おそろしなどもおろかなり。主上御感の餘に、獅子王と申御劔をくださる。宇治左大臣殿これを給はり、次で賴政にたばんとて、御前の階を半ばかりおりさせ給ふ。折節、比は卯月十日あまりの事なれば、

たりしか共、恩賞是おろそかなりき。大内守護にて年ひさしうありしか共、昇殿をばゆるされず。年闌齢傾いて後、述懐の和歌一首讀「詠」てこそ昇殿をばしたりけれ。

　人しれぬおほうち山のやまもりは木がくれてのみ月をみるかな

此歌によつて昇殿ゆるされ、正下四位にてしばらく有しが、猶三位を心にかけつゝ、

　のぼるべきたよりなき身は木の本にしゐをひろひて世をわたるかな

扨こそ三位はしたりけれ。軈而出家して、源三位入道頼政とて、今年は七十五にぞなられける。此人一期の高名と覺しき事は、仁平の比ほひ、近衛院御在位の御時、主上よなよなおびえさせ給ふ事ありけり。有験の高僧、貴僧に仰せて、大法、祕法を修せられけれども、其しるしなし。御惱は丑剋斗の事なるに、東三條の森の方より黒雲一村たち來つて御殿の上に覆へば、必おびえさせ給ひけり。是によつて公卿僉議有けり。去ぬる寛治の比ほひ、堀川院御在位の御時、しかのごとく主上よなよなおびえ魂極せ給ふ事ありけり。其時の將軍には義家朝臣、南殿の大床に候はれけるが、御惱の刻限に及んで、鳴絃する事三度の後、高聲に、前陸奥守源義家と名乘たりければ、きく人身の毛よだつて、御惱必おこたらせ給ひけり。然れば則先例に任せて、武士に仰せて警固有べしとて、源平兩家の兵の中を撰せられけるに、此頼政をぞえらび出されたりける。其時はいまだ兵庫頭にて候はれけるが、申されけるは、昔よりてうかに武士をおかるる事は、逆

第三の王子、資〔輔〕仁親王と申しは、御才覺〔學〕勝れて在ましければ、白河院いまだ春宮の御時、御位の後は此宮を位につけまゐらせさせたまへと、後三條院御遺詔ありしかども、白川院いかがおぼしめされけん、つひに位にはつけまゐらさせ給はず。せめての御事にや、輔仁の親王の御子の宮に源氏の姓をさづけまゐらさせ給ひて、無位より三位に叙して軈而中將になしまゐらさせ給ふ。一世の源氏、無位より三位する事は、嵯峨皇帝の御子、陽成院の大納言定卿の外は是始とぞ承る。花園左大臣有仁公の御事也。されば今度の高倉宮の御謀叛によつて、調伏の法承はつて行はれける高僧達に、勸賞どもおこなはる。前右大將宗盛卿の子息侍從清宗、十二の歳三位して三位侍從とぞ申ける。父の卿は此齡ではわづか兵衞佐までこそ至られしか。忽に上達部にあがり給ふ事、一人の公達の外は是始とぞ承はる。去程に源茂仁ならびに三位入道頼政父子、追討の賞とぞ除書には有ける。源茂仁とは高倉宮を申けり。正しい太上法皇の王子を射奉るだに有に、あまつさへ凡人になし奉るぞあさましき。

鵺

抑此源三位入道頼政は、攝津守頼光に五代參河守頼綱が孫、兵庫頭仲正が子也けり。保元の合戰の時も御方にてさきを驅〔馳〕たりしか共、させる賞にもあづからず。又平治の逆亂にも、すでに親類をすてて參じ

將宗盛卿、此宮を見まゐらせて、父の禪門の御前におはして、前世の事にや候らん、若宮をただ一目見まゐらせて候へば、あまりに御いたはしうおもひまゐらせて候。なにかくるしう候べき。此宮の御命をば、まげて宗盛にたび候へかしと申されければ、入道いかがおもはれけん、さらばとう御出家をせさせ奉れとぞ宣ひける。宗盛卿、八條女院へ此由申されたりければ、女院何の樣も有べからず、只とうとうとて御出家せさせ奉らる。釋氏にさだまらせたまひしかば、法師になしまゐらせて、仁和寺の御室の御弟子になしまゐらさせたまひけり。後には東寺の一の長者、安井宮大僧正道尊と申しは此宮の御事也。奈良にも又御一所在ましけるを、御めのと讃岐守重秀が御出家せさせ奉り、ぐし奉りて北國へ落下りたりしを、木曾義仲上洛［洛］の時、主にしまゐらせんとて、還俗せさせ奉り、具足し奉つて、都へ上つたりければ、木曾が宮とも申し、又還俗の宮とも申す。後には嵯峨の邊、野依にましましければ、野依の宮共申き。昔通乘といつし相人あり、宇治殿、二條殿をば、君三代の關白、ともに御年八十と申たりしもたがはず。帥內の大臣を流罪の相在ますと申たりしもたがはず。又聖德太子の崇峻天皇を橫死の相在ますと申させ給ひたりしが、馬子大臣に殺されさせ給ひぬ。かならず相人としもあらね共、上古にはかうこそ目出かりしか。是は相少納言がひが事にはあらずや。中比兼明親王、具平親王と申しは、前中書王、後中書王とて、共に賢王聖主の皇子にてわたらせ給ひしかども、終に位にはつかせ給はず。然れ共いづれかは御謀叛起させ給ひたりけん。又後三條院

ばず、若宮をばとういだしまゐらさせ給へと申されたりければ、女院の御返事に、かくときこえし曉が
た、御乳の人などが心をさなうぐし奉つてうせにけるにや、まつたく此御所にはわたらせ給はずとぞ仰け
る。頼盛卿歸り參つて、此よしかくと申されければ、何條其御所ならではいづくへか渡らせ給ふべかんな
るぞ。其儀ならば、武士共まゐつてさがし奉れとぞのたまひける。此中納言は女院の御めのと宰相殿と申
す女房に相具して、常は參り通はれければ、日來はなつかしうこそ覺しめしつるに、此宮の御事申に參ら
れたれば、いつしかうとましうぞおぼしめされける。若宮、女院に申させ給ひけるは、是程の御大事に及び
候うへ、終には遁れ候まじ、はやばや出させおはしませと申させ給ひければ、女院御涙を流させ給ひて、人
の七つ八つはいまだ何事をも聞わかぬ程ぞかし。それに御身ゆゑかかる大事のいできたるを、かたはらいた
く覺して加〔斯〕樣に仰らるる事よ。よしなかりける人を、此六七年てならして、けふはかかる憂目を見る
よとて、御涙せきあへさせ給はず。頼盛卿、若宮の御事、かさねて申にまゐられたれば、女院ちからおよ
ばせたまはず、つひに出しまゐらせ給ひけり。御母三位の局、今をかぎりの御別れなれば、さこそは御名殘
惜うもおぼし召れけめ。さてしも有べき事ならねば、泣泣御衣きせまゐらせ、御ぐしかきなでて出し參らさ
せ給ふも、ただ夢とのみぞ思はれける。女院を始め進せて、局の女房、女の童にいたるまで、涙をながし
袖をぬらさぬはなかりけり。頼盛卿、若宮請取參らせ、御車にのせ奉て、六波羅へわたし奉る。前右大

前にて討れさせ給ひぬと聞えしかば、大衆力及ばず、涙を押へてとどまりぬ。今五十町斗待つけさせ給はで、うたれさせ給ひける宮の御運の程こそうたてけれ。

若宮御出家

平家の人人、宮并に三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆、都合五百よ人が頸切て、太刀、長刀のさきにつらぬき高くさしあげ、夕に及で六波羅へ歸りいらる。兵どもいさみののしる事おびただし。中にも三位入道の頸をば、長七唱が宇治河の深き所にしづめてければ見えざりけり。子どもの頸をばあそこここより皆尋ね出されたり。中にも宮の御頸をば、年來まゐりかよふ人もなかりしかば、誰見しりまゐらせたる人もなし。典藥頭定成こそ先年御療治の爲にめされしかば、それぞ見しりまゐらせたるにこそとて、召されけれ共、現所勞とて參らず。又六波羅よりつねは宮のめされまゐらせける女房とて尋ね出されたり。御子餘多うみ參らせなどして、さしも御ちぎりあさからざりしかば、なじかは見そんじ奉るべき。只一目見參らせて、袖をかほにおしあてて涙を流しけるにぞ、宮の御頸とはしりてけれ。此宮は腹腹の御子の宮たちあまたおはしましけり。八條女院に候はれける伊豫守盛教が娘、三位の局と申ける女房の腹に、七歲の若宮、五歲の姬宮在ましけり。入道相國の弟、池大納言賴盛卿をもつて、八條女院へ申されけるは、姬宮の御事は申に及

岸にぞ着にける。高き所にはしりあがり、大音聲をあげて、いかに平家の君達、是迄は御大事か、よう、といひすてて、三井寺へこそかへりけれ。飛彈守景家は、古つはものにて有ければ、此まぎれに宮は定てなんとへやおちさせ給ふらんとて、ひた甲四五百騎、鞭、鐙を合て追かけ奉る。案の如く、宮は卅騎斗で落させ給ふ所を、光明山の鳥井の前にておつ付奉り、雨の降様に射參らせければ、いづれが矢とはしらね共、矢一つ來つて宮の左の御そば腹に立ければ、御馬より落させ給ひて、御頸とられさせ給ひけり。御伴申たる鬼佐渡、荒土佐、伊賀君、荒〔他本ニくわうト訓ミタルハ誤ナラン〕大夫、俊秀も命をばいつの爲にか惜べきとて、散散にたたかひ、一所で打死してけり。其中にめのと子の六條助大夫宗信は、馬はよわる、敵はつづく、のがるべきやうなかりしかば、新野が池へ飛で入、萍草かほにとりおほひ、ふるひ居たれば、敵は前をぞ打通ぬ〔る脱カ〕。良あつて、かたき四五百騎さざめいて打歸りける中に、淨衣着たる死人の頸もなきを、しとみの本にかいて出來たるをみれば、宮にてぞ在ましける。われしなば御棺に入よとおほせられし小枝と聞えし御笛をも、いまだ御腰にぞささせましましける。はしり出てとりつき奉らばやとは思へども、おそろしければそれも叶はず。かたき皆通つて後、池より上り、ぬれたる物どもしぼり着て、泣泣都へ上つたりけるを、惡まぬ者こそなかりけれ。去程に、南都の大衆七千余人、甲の緒をしめ、宮の御迎に參りけるが、先陣は木津にすすみ、後陣はいまだ興福寺の南大門にぞゆらへたる。宮ははや光明山の鳥井〔居〕の

ちかさなつて、つひに兼綱を討てけり。伊豆守仲綱も散散にたたかひ、痛手餘多負て、平等院の釣殿にて自害してけり。其頸をば下河邊藤三郎清親とつて、大床の下へぞなげ入たる。六條藏人仲家、其子藏人太郎仲光も散散にたたかひ、分どりあまたして遂にうち死してけり。此仲家と申は、故帶刀先生義方が嫡子也。孤るを父討れて後みなし子にて有しを、三位入道養子にして、不便にし給ひしかば、日ごろの契約をたがへじとや、一所で死にけるこそむざんなれ。三位入道、渡邊長七唱を召て、我頸うてと宣へば、主のいけくびうたんずる事のかなしさに、仕共存知候はず、御自害候はば、其後こそ給はり候はめと申ければ、げにもとや思はれけん、西にむかひ手を合せ、高聲に十念となへ給ひて、最後の詞ぞ哀なる。

　埋木の花さく事もなかりしに身のなるはてぞかなしかりける

是を最後の詞にて、太刀のさきを腹につきたて、うつぶしざまにつらぬかつてぞ失られける。其時に歌讀〔詠〕べうはなかりしか共、若うよりあながちにすいたる道なれば、最後の時もわすれ給はず。その頸をば長七唱が取て、大勢の中をまぎれ出て、石にくくり合せ宇治河の底の深き所にしづめけり。平家の侍共いかにもして競瀧口をば生捕にせばやと窺ひけれ共、競も先にこころ得て散散にたたかひ、痛手あまたおひ、腹かき切て死にける。圓滿院大輔源覺は今は宮もはるかに延させたまひぬらんとやおもひけん、大たち、大長刀左右にもつて、敵の中をわつて出、宇治川へ飛で入、物具一も捨ず、水の底をくぐつて向の

餘騎こそながれたれ。萠黄〔匂〕、緋威、赤威、色色の鎧の浮ぬしづみぬゆられけるは、神南備山の紅葉葉の峰の嵐に誘はれて、龍田河の秋の暮、井闢〔堰〕にかかりて流れもあへぬに異らず。其中に緋威の鎧きたる武者三人、網代に流れ懸つて浮め沈みぬゆられけるを、伊豆守みたまひて、かうぞ詠じ給ひける。

伊勢武者はみなひをどしの鎧きて宇治のあじろにかかりぬるかな

黒田後平四郎、日野十郎、乙部彌七とて、是等はみな伊勢國の仕人なり。中にも日野十郎は古兵にて有ければ、弓の弭、岩のはざまにねぢ立て、かきあがり、二人の者共をも引上てたすけけるとぞきこえし。大勢見な〔二字皆〕わたつて、平等院の門のうちへせめいりせめいりたたかひけり。此まぎれに宮をば南都へ先立せ參らせ、三位入道の一類、渡邊黨、三井寺の大衆殘り留まつて防矢射けり。源三位入道は七十にあまつて軍して、弓手の膝口を射させ、痛手なれば心靜かに自害せんとて、平等院の門の內へ引退ぞくところに、敵おそひかかれば、次男源大夫判官兼綱は、紺地の錦の直垂に唐綾威の鎧着て、しら葦毛なる馬に金覆輪の鞍おいて乘給ひたりけるが、父を延さんがために歸し合、歸し合ふせぎ戰ふ。上總太郎判官が射ける矢に、源大夫判官內甲を射させてひるむ所に、上總守が童、次郎丸といふ大ぢからの剛の者、萠黄にほひの鎧着、三枚甲の緒をしめ、打物の鞘をはづいて、源大夫判官に押並てひつくんでどうとおつ。源大夫判官は大力にておはしければ、次郎丸を取て押へて頸をかき、立上らんとする所に、平家のつはものども、十四五騎お

よ。いたう傾て手へん［三字天邊］いさすな。かねに渡いておしおとさるな。水にしなうてわたせやわたせとおきてて、三百餘騎、一騎もながさず、むかひの岸へざつとぞ打あげたる。

宮御最後

足利が其日の裝束には、朽葉の綾の直垂に、赤威の鎧着て、高角打たる甲の緒をしめ、金作の太刀を帶、廿四指たるきりふの矢負ひ、滋藤［籐］の弓もつて、連錢葦毛なる馬に、柏木にみみづくうつたる金覆輪の鞍おいてぞ乘たりける。鐙踏張立上り、大音聲を揚て、昔朝敵將門を亡ぼして、勸［勸］賞かうぶつて名を後代にあげたりし俵藤太秀郷に十代の後胤、下野國住人、足利太郎俊綱が子、又太郎忠綱、生年十七歳に罷成。かかる無官無位なる者の、宮にむかひまゐらせて弓をひき矢をはなつ事は、天のおそれ少なからず候へ共、但弓も矢も冥加の程も、平家の御うへにこそとどまり候らはめ。三位入道殿の御方に我と思はん人人は寄合や、見參せんとて、平等院の門の中へ責入責入戰けり。大將軍左兵衛の督知盛是を見給ひて、渡せや渡せと下知し給へば、二萬八千餘騎皆打入て渡す。さばかり早き宇治河も馬や人にせかれて、水は上にぞ湛へたる。雜人原は馬の下手に取付取付わたる程に、膝より上をぬらさぬものもおほかりけり。おのづからはづるる水には、何もたまらず流れたり。爰に伊賀、伊勢兩國の官兵等、馬いかだおしやぶられて、六百

へ入参らせなば、吉野、兎〔十〕津川の勢共馳集つて、いよいよ御大事でこそ候はんずらめ。武藏と上野のさかひに□□〔二字空白、他本ニ利根トアリ〕河と申す大河候が、秩父、足利中たがうて、つねは合戰を仕り候ひしに、大手は長井のわたり、搦手は故我杉のわたりより寄候ひしに、爰に上野國の住人新田入道、足利にかたらはれて、故我杉の渡より寄せんとてまうけたりける舟どもを、秩父が方よりみなわられて申けるは、只今爰を渡さずば長き弓箭の瑕なるべし、水におぼれてもしなばしね、いざ渡さうとて、馬筏を作てわたせばこそ渡しけめ。坂東武者の習ひ、敵を目にかけ、川をへだてたる軍に、淵瀬きらふ樣や有。此河の深さ、早さ、□□〔二字空白、他本ニ利根トアリ〕河に幾程の劣り勝りはよもあらじ。つづけや殿原とて、まつさきにこそうちいれたれ。つづく人人、大胡、大室、深須、山上、那波太郎、佐貫廣綱、四郎大夫、小野寺の禪師太郎、□□〔二字空白、他本ニ邊屋子トアリ〕四郎、郎等には切〔桐〕生六郎、宇夫方次郎、田中宗田〔太〕をはじめとして、三百餘騎ぞつづきける。足利大音聲をあげて、弱き馬をばしたてにたてよ、強き馬をばうはてになせ。馬のあしのおよばうほどはたづなをくれてあゆませよ。はづまばかいくつておよがせよ。さがらう者をば弓の弭に取つかせよ。手に手を取くみ、肩を並べて渡すべし。馬のかしらしづまば引あげよ。いたうひいてひつかづくな。鞍つぼによく乘定めて、鐙をつようふめ。水しとまばさんづの上にのりかかれ。馬にはよわう、水にはつようあたるべし。河中にて弓ひくな。敵いる共相引すな。つねに錣を傾け

八方すかさず切たりけり。むかふかたき八人切ふせ、九人にあたる敵が甲の鉢に、餘りつよう打あてて、めぬきのもとよりちやうとをれ、くつとぬけて、河へさつとぞいりにける。頼む所は腰刀、死なんとのみぞくるひける。爰に乘圓房阿闍梨慶秀が召つかひける一來法師といふ大力の剛の者、淨妙房がうしろに續いて戰けるが、行桁はせばし、そばとほるべき樣はなし。淨妙房が甲の手さきに手をおいて、惡う候淨妙房とて、かたをつんとをどり越てぞたたかひける。一來法師討死してんげり。淨妙房ははふはふかへつて、平等院の門の前なる芝の上に物具ぬぎ捨、矢目を數たれば六十三、うらかく矢五所、され共大事の手ならねば、所所に灸治し、かしらからげ、淨衣き、弓切折、杖につき、平足駄はき、阿彌陀佛申て、奈良の方へぞまかりける。其後は淨妙房が渡つたるを手本として、三井寺の大衆、三位入道の一類、渡邊黨、我先にと走つづき、走つづき、橋の行桁をこそわたりけれ。或は分取して歸る者もあり、或は痛手負て、腹かき切、川へ飛入者も有。橋の上の戰、火出る程にぞ見えたりける。平家の方の侍大將上總守忠清、大將軍の御まへにまゐり、あれ御覽候へ、橋の上の戰、手いたう候。今は川を渡すべきにて候が、折節五月雨の比、水まさつて候。わたさば人馬多く亡び候なん。淀、一口へや向ふべき、又河內路へやまはるべき、いかがせんと申ければ、下野國の住人足利又太郎忠綱、進出て申けるは、淀、一口、河內路へは天竺、震旦の武士を召て向られ候はんずるか、それも我等こそ承つて向ひ候はんずれ。目にかけたる敵を討ずして、宮を南都

どしの鎧なり。今日を最後とやおもはれけん、わざと甲をばきたまはず。嫡子伊豆守仲綱は赤地の錦の直垂に、黒糸威の鎧也。弓をつようひかんがために、これも甲をば着ざりけり。爰に五智院但馬、大長刀の鞘をはづいて、只一人橋の上にぞすすんだる。平家の方には是を見て、ただいとれや、いとれとて、さしつめ引つめ散散に射けれ共、但馬すこしもさわがず、あがる矢をばついくぐり、さがる矢をばをどりこえ、むかつてくるをば長刀にて切ておとす。敵も御かたも見物す。それよりしてこそ矢切の但馬とはいはれけれ。

又堂衆の中に筒井の浄妙明秀は、かちの直垂に、くろ皮をどしの鎧着て、五枚甲の緒をしめ、黒漆の太刀をはき、廿四さいたる黒ほろの矢おひ、ぬりこめとうの弓に、このむ白柄の大長刀取副て、是も只一人はしのうへにぞすすんだる。大音聲をあげて、遠からん者は音にもきけ、近からん人は目にも見給へ。三井寺にはかくれなし、堂衆の中に筒井の浄妙明秀とて、一人當千の兵ぞや。我と思はん人人は寄あへや、見參せんとて、廿四さいたる矢を指つめ引つめ散散にいる。矢庭に敵十二人射ころし、十一人に手おほせたれば、箙に一ぞ殘つたる。其後弓をばからと投すてて、箙もといてすててけり。つらぬきぬいではだしになり、橋の行桁をさら、さら、さらとはしりける。人はおそれてわたらねども、浄妙房が心地には、一條、二條の大路とこそ振舞たれ。長刀にて向ふ敵五人なぎふせ、六人にあたア敵にあうて、長刀中より打をつて捨てけり。其後太刀をぬいてたたかふに、敵は大勢也、蜘蛛で、かくなは、十文字、とんばうかへり、水車、

へとて、涙をおさへてとゞまりぬ。宮もあはれにおぼしめして、いつのよしみにかくは申らんとて、御涙せきあへさせ給はず。

橋合戰

去程に、宮は宇治と寺とのあひだにて六度迄御落馬有けり。是は去ぬる夜御寝成ざりし故なりとて、宇治橋三間引絶し、平等院に入奉り、暫御休息有けり。六波羅には、すはや宮こそ南都へ落させ給ふなれ、追駈て討奉れやとて、大將軍には左兵衛督知盛、頭中將重衡、薩摩守忠度、侍大將には上總守忠清、其子上總太郎判官忠綱、飛騨守景家、其子飛騨太郎判官景高、高橋判官長綱、河内判官秀國、武藏三郎左衛門有國、越中次郎兵衛盛續、上總五郎兵衛忠光、惡七兵衛景清を先として、都合其勢二萬八千餘騎、木幡山うち越て、宇治橋のつめにぞ押寄たる。敵平等院にと見てければ、鬨をつくる事三ケ度也。宮の御方にもおなじう鬨の聲をぞ合せたる。先陣が橋をひいたるぞ、あやまちすな、橋を引たるぞ、あやまちすなとどよみけれども、後陣は是を聞つけず。我先に我先にとすゝむ程に、先陣二百餘騎おしおとされて、水に溺れてうせにけり。去程に橋の兩方のつめにうつ立て矢合す。宮の御方より大矢俊長、五智院但馬、渡邊省、授、續源太が射ける矢ぞ楯もたまらず、鎧もかけずとほりける。源三位入道頼政は長絹の鎧直垂に、した皮を

まだまゐらず。此寺ばかりではいかにも叶ふべからずとて、同廿三日の曉方に三井寺を出させ給ひて、南都へおちさせおはします。此宮は蟬折、小枝とて漢竹のふえを二つもち給へり。中にも蟬折は昔鳥羽院御時、宋朝の御門へ砂金を多くまゐらつさせ給ひたりしかば、返報と覺しくて、生たる蟬のごとくに節の附たる笛竹を一よまゐらさせ給ひけり。是ほどの重寶を如何左右なうゑらすべきとて、三井寺の大進僧正覺宗に仰せ、壇上に立、七日加持してゑらせ給へる御笛也、或時高松の中納言實平卿まゐつて、此笛をふかれけるに、よのつねの笛のやうに思ひ忘れて、膝より下に置れたりければ、笛やとがめけん、其時蟬折にけり。扠こそ蟬折とはめされけれ。此宮笛の御器量たるによつて御相傳有けるとかや。され共今を限とや覺し召れけん、金堂の彌勒にまゐらさせ給ひけり。龍華の曉、値遇の御ためかと覺しくて、哀なりし事共也。さる程に、宮は老僧共には皆いとまたうて留めさせおはします。然べき若大衆、惡僧共はまゐりけり。三位入道の一類、渡部一邊黨、三井寺の大衆引ぐして、其勢一千人とぞ聞えし。乘圓房阿闍梨慶秀は鳩の杖にすがり、宮の御前に參り、老眼より涙をはらはらと流いて申けるは、いづく迄も御伴仕べう候しか共、年既に八旬にたけて、行歩叶ひ難う候へば、弟子で候刑部房俊秀を參らせ候はん。是は一年、平治の合職の時、故左馬頭義朝が手に候うて、六條河原で討死仕り候ひし相摸國住人山內須藤刑部丞俊通が子にて候ひしを、いささかゆかり候に依ておほしたてて、心の底までも能知て候へば、いづく迄もめし具せられ候

源太淸、勘を先として、都合其勢一千五百餘人、三井寺をこそ打立けれ。寺には宮入らせ給ひて後、大關、小關ほり切、掻楯かき、逆も木引たりければ、堀に橋渡し、逆も木取のけなどしける程に、時剋おしうつつて、關路の雞啼あへり。伊豆守、ここにて鳥鳴いては六波羅へは白晝にこそよせんずれ、いかがはせんと宣へば、圓滿院の大輔源覺、又先のごとくに進み出て、むかし秦昭王、孟嘗君を召、いましめられたりしに、后の御助によつて、兵三千人を引具して、にげまぬかれけるが、程なく函谷關にいたりぬ。異國の習に雞の鳴かぬかぎりは關の戸を開事なし。彼孟嘗君が三千の客の中に、□□□二字空白、他本ニ田甲トアリ」といふ兵あり。雞の啼まね有がたうしければ雞鳴ともいはれけり。かの雞鳴、高き所にはしりのぼり、雞のなくまねをゆゆしうしたりければ、關路の雞聞傳へて皆鳴あへり。其時關守鳥のそらねにはかられて關の戸を明てぞとほしける。されば是も敵のはかりごとにやなかすらん、只寄よやとぞ申ける。かかりし程に五月の短夜なれば、ほのぼのとぞあけにける。伊豆守の宣ひけるは、夜打にこそさり共と思ひつれ、晝軍にはいかにも叶まじ。あれよびかへせやとて、大手は松坂より取てかへし、搦手は如意嶺より引返す。若大衆、惡僧共是は一女「如一房が長僉議にこそ夜は明たれ、其ばうきれとて、おし寄て坊を散散にきる。ふせぐ所の弟子、同宿、みなうたれにけり。我身手おひ、はうばう六波羅へ參つて、此由うつたへ申けれ共、六波羅には軍兵數万騎馳あつまりて、ちつともさわぐけしきもし給はず。去程に宮は山門は心がはりしつ、南都はい

杖につき、僉議の庭に進出て、證據を外に引べからず、先我寺の本願、天武天皇いまだ春宮の御時、大友皇子におそはれさせたまひて、芳野のおくへにげこもらせ給ひしが、大和國宇多郡を過させ給ふには、其勢僅に十七騎、され共伊賀、伊勢に打越、美濃、尾張の軍兵をもつて大友の皇子を亡して、終に位に即せ給き。窮鳥懐に入、人倫是をあはれぶといふ本文有。自餘はしらず、慶秀が門徒においては、今夜六波羅に押寄て打死せよやとぞ僉議しける。圓滿院大輔源覺進み出て、僉議端おほし、ただ夜のふくるに、いそげや、すすめとぞ申ける。先搦手にむかふ老僧共の大將軍には、源三位入道賴政、乘圓房阿闍梨慶秀、律成坊阿闍梨日胤、帥法印禪智、禪智が弟子義寶、禪永を先として、都合其勢一千人、手手に續松もつて如意が峰へぞ向ひける。大手の大將軍には伊豆守仲綱、次男源大夫判官兼綱、六條藏人仲家、其子藏人太郎仲光、大衆には圓滿院大輔源覺、律成房伊賀公、法輪院鬼佐渡、成喜院荒土佐、是等は力のつよさ、弓矢うち物とつては、いかなる鬼にも神にもあはうといふ、一人當千の兵なり。平等院には因幡竪者荒大夫、角六郎房、嶋阿闍梨、筒井法師に郷阿闍梨、惡少納言、北院には金光院六天狗、式部大輔、能登、加賀、佐渡、備後等なり。松井肥後、證南院筑後、賀屋備前、大矢俊長、五智院但馬、乘圓坊阿闍梨慶秀が房人六十人の內、加賀光乘、刑部春[俊]秀、法師原には一來法師しかざりき。堂衆には筒井淨妙、明秀、小藏尊月、尊永、慈慶、樂住、鐵拳玄永、武士には渡邊省、播磨の次郎授、薩摩兵衛長七唱、競瀧口、與馬允、續

大衆揃

去程に三井寺には貝鐘ならいて大衆又僉議す。抑山門は心がはりしつ、南都はいまだ參らず。此事延ては惡かりなん、いざや六波羅に押よせて夜うちにせん。其議ならば老少二手に分つて、先老僧共は如意が嶺より搦手へ向ふべし。足がる共四五百人先立て、白河の在家に火をかけ燒上ば、在京人、六波羅の武士ども、あはや事いできたりとて馳せむかはんずらん。其時岩坂、櫻本の邊にひかけ、ひかけ、しばし支て防闘はんまに、大手は松坂より伊豆守を大將軍として、若大衆、惡僧共は六波羅におしよせ、風うへに火かけ燒上、一もみもうでせめんに、などか太政入道燒出いて討ざるべきとぞ僉議したりける。ここに平家の祈りしける一如坊阿闍梨眞海は、弟子、同宿數十人引ぐして僉議の庭にすすみ出て申けるは、かやうに申せば平家の方人とやおぼしめされ候らん、縱さ候とも、いかが衆徒の義をもやぶり、我寺の名をもをしまでは候べき。昔は源平左右にあらそうて朝家の御かためたりしかども、近ごろは源氏の運かたぶき、平家世を取て廿餘年、天下になびかぬ草木も候はず。されば内内の館の有樣も小勢にてはたやすうかなひがたし。外に能能謀はかり事をめぐらし、勢を催ほし、後日に寄せらるべうもや候らんと、程を延さんが爲に長長とこそ僉議したりけれ。ここに乘圓房阿闍梨慶秀は、衣の下に腹卷を着、大なる打刀前たれに指〔差〕ほらし、白柄長刀

家。然去平治元年十二月、太上天皇感一戰之功、從授不次賞以來、高上相國、兼賜兵仗。男子或辱台階、或連羽林。女子或備中宮職、或蒙准后之宣。群弟庶子、皆歩棘路、其孫彼甥、悉割竹符。加之統領九州、進退百司、奴婢皆成僕從。一毛違心、雖王侯捕之、片言逆耳、雖公卿捕之。依是或爲延一旦身命、或思遁片時凌辱、萬乘聖主、猶作面轉之媚、重代家君、却致膝行之禮。雖奪代代相傳家領、上宰恐卷舌、雖取宮宮相承之庄園、憚權威無言。乘勝餘、去年冬十一月、追捕太上皇棲、推流博陸公之身。返〔反〕逆甚、誠絶古今。其時我等、雖須行向賊衆問其罪、或相憚神慮、或依稱倫〔綸〕言、抑鬱陶、送光陰間、重起軍兵、打圍一院第二親王宮處、八幡三所、春日大明神、竊垂影向、奉捧仙蹕、送付貴寺、奉預新羅之扉、王法不盡旨著。隨而又貴寺捨身命、奉守護條、含識之類、誰不隨喜。其時吾等在遠域、感其情處、淸盛公尚致勇氣、欲入貴寺由、依風傳承、兼致用意。十八日辰一點、催大衆、牒送諸寺、下知末寺、得軍士後、欲啓案内處、青鳥〔鳥〕飛來投芳翰。數日欝念、一時解散。彼唐家淸涼一山苾蒭、猶返武宗之官兵、況和國南北兩門衆徒、何不掃謀臣邪類。克固梁園左右陣、宜待此等進發之告。衆状莫作疑貽、以牒如件。治承四年五月廿一日、大衆等とぞ書たりける。

佛法。爰入道前太政大臣平朝臣清盛公、法名淨海、恣竊國威、亂朝政、就內就外成恨成歎間、今月十五日之夜、一院第二王子、爲遁不慮難儀令入寺。爰號院宣、可奉出旨、雖有責、衆徒一向奉惜之。仍彼禪門武士、欲入當時〔寺ノ誤〕。云佛法、云王法、一時正欲破滅。昔唐會昌天子、以軍兵滅佛法、時淸涼山衆、致合戰防之。王權猶如此、何況於謀叛八逆之輩、誰人可恐諛〔誠カ〕乎。就中南京無例、被配流、無罪長者。非今度、何日遂會稽。願衆徒、內助佛法之破滅、外退惡逆之伴類、同心至可足本懷。衆徒僉議如此。仍牒奏如件。治承四年五月十八日、大衆等とぞ書たりける。

南都返牒

南都の大衆此狀を披見て、一味同心に僉議して、やがて返牒をこそ送けれ。其返牒に云。

興福寺牒、園城寺衙。來牒被載一紙、右爲入道淨海欲滅貴寺之佛法由之事牒。雖立玉泉、玉花、兩家宗義、金章金句、同出從一代教文、南京北京、共以如來弟子、自寺他寺、互可伏調達魔障。抑淸盛入道、平氏糟糠、武家塵芥也。祖父正盛藏人、仕五位家、執諸國受領之鞭。大藏卿爲房、賀州刺史之古、補撿非所、修理大夫顯季、爲播磨大守昔、任厩別當職。然親父忠盛、赦昇殿時、都鄙老少、皆惜蓬戶之瑕瑾、內外榮幸、各啼馬臺之讖文。忠盛雖刷青雲之翅、世民猶輕白屋之種、惜名青侍、無望其

五月十八日大衆等とぞ書たりける。

南都牒狀

山門の大衆、此狀を披見して、こはいかに、當山の末寺で有ながら、鳥の左右の翅のごとく、又車の二つの輪に似たりと、押て書條、是もつて奇怪なりとて、返牒にも及ばず。其上入道相國、天台座主明雲大僧正に衆徒をしづめらるべきよし宣ひければ、座主いそぎ登山して大衆をしづめ給ふ。かかりし程に、宮の御方へは不定のよしをぞ申ける。又入道相國の謀に、近江米二万石、北國のおりのべぎぬ三千疋、往來の爲に山門へ寄らる。是を谷谷嶺嶺へ引れけるに、俄の事にて有ければ、一人して數多をとる大衆もあり、又手をむなしうして、一もとらぬ衆徒もあり。何者のしわざにや有けん、落書をぞしたりける。

山法師おりのべごろもうすくしてはぢをばえこそかくさざりけれ

又きぬにもあたらぬ大衆の讀[詠]たりけるにや、

おりのべを一きれも得ぬ我等さへうすはぢをかく數に入かな

又南都への狀に云。

園城寺牒、興福寺衙、殊致合力、乞被助當寺之破滅狀。右佛法殊勝、爲守王法、王法又長久、即依

にもして讎めを生捕にせよ、鋸で頸切らんと、をどりあがり、をどりあがりいかられけれども、畏廷が髮もおひず、かなやきも文失ざりけり。

山門牒狀

去程に、三井寺には貝鐘ならいて大衆僉議す。抑近日世上の躰を案ずるに、佛法の衰微、王法の牢籠、又今度入道の暴惡をいましめずば、何れの日をか期すべき。宮ここに入御ならせ給ふ事、正八幡宮の衛護、新羅大明神の冥助に非ずや。天衆、地類も影向を垂、佛力、神力も降伏を加へまします事、などかなからん。就中北嶺は圓宗一味の學地、南都は夏臈得度の戒場なり。牒奏の處かたらはんになどかくみせざるべきと、一味同心に僉議して、山へも奈良へも牒狀をこそつかはしけれ。先山門への狀に云、

園城寺牒、延暦寺衙、殊致合力、被助當寺之破滅狀。右入道淨海、恣滅佛法、欲亂王法、愁歎無極處、去十五日夜、一院第二王子、爲遁不慮之難、竊令入寺。爰號院宣、可奉出由、雖有責、不能奉出。仍可放遣官軍旨有其聞。當寺破滅、正當此時、諸衆何不愁歎哉。就中延暦、園城兩寺、雖相分門跡、所學是同圓頓一味之敎門、縱如鳥左右翅、又似車二輪。於一方闕、爭無其慨哉者、殊致合力、被助當寺破滅、早忘年來遺恨、復住山之昔、衆徒僉議如此。仍牒奏如件。治承四年

の骨法忘れじとや、鷹の羽ではいだりける的矢一手ぞさしそへたる。滋籐〔籐〕の弓持て、煖廷に打のり、乗替一騎打ぐし、舎人男に持楯わきばさませ、屋形に火かけ焼上て、三井寺へこそ馳たりけれ。六波羅には競がやかたより火出来たりとて騒けり。宗盛卿急出て、競はあるか。候はずと申す。すはきやつめを手延にして、たばかられぬるは。あれ追かけて討と宣へ共、競は勝れたる大力の剛の者、矢つぎばやの手ききにて有ければ、廿四さいたる矢では、先廿四人は射殺されなんず。音なせそとて、つゞく者こそなかりけれ。只今しも三井寺には渡邊黨寄あひて、競が沙汰有けり。いかにもして此競瀧口をば召ぐせられ候はんずる者を、六波羅に残留まつて、いかなる憂目にかあひ候はんずらんと、口口に申されければ、三位入道心をしつてのたまひけるは、競は入道に志ふかき者なれば、其者むなしうとらへからめられはよもせじ。みよ、只今參らうずるぞと宣ひもはてねば、競つつとまゐりたり。さればこそとぞ宣ひける。競畏て申けるは、伊豆守殿の木の下がかはりに六波羅の煖廷をこそとつてまゐつて候へ、まゐらせ候はんとて奉る。伊豆守なのめならずよろこび給ひて、やがて尾髪を切り、かな燒をして、次の夜六波羅へ遣ざる。夜半斗に門の内へおひ入たりければ、馬屋に入て馬どもとくひあひければ、其時舎人驚あひ、煖廷が參つて候と申。宗盛卿急ぎ出て見給ふに、昔は煖廷、今は平宗盛入道といふかなやきをこそしたりけれ。大將、にくい競めを切て捨べかりけるものを、手のびにしてたばかられぬる事こそ安からね。今度三井寺へ寄たらんずる人人は、いか

て申けるは、日來は自然の事も候はば、まつさきかけていのちを奉らうとこそ存しか。今度はいかが候へるやらん、かうともしらせられざりつる間、とどまつて候と申す。宗盛卿是にも兼［見］參の者ぞかし、先途後榮を存じて當家につゐて奉公せうとや思ふ、又朝敵賴政法師に同心せんとやおもふ、ありのままに申せとこそのたまひけれ。競涙をはらはらと流いて、たとひ相傳のよしみ候共、いかんが朝敵となれる人に同心をば仕り候べき。只殿中に奉公候とぞ申ける。大將、さらば奉公せよ、賴政法師がしけん恩にはちつとも劣まじきぞとて入給ひぬ。良有て、競はあるか。候。競は有か。候とて、其日はあしたより夕べに及ぶ迄伺候す。日も漸暮ければ大將出られたり。競畏て申けるは、まことや三位入道は三井寺にと聞え候、定て打手むけられ候はんずらん。三位入道の一類、渡邊黨、さては三井寺法師にてぞ候はんずらん。撰向てえりうちなども仕るべきに、のつて事にあふべき馬を持て候しを、此程渡邊のしたしいやつめにぬすまれて候。御馬一疋くだしあづかり候はばやと申ければ、大將、最さるべしとて、白葦毛なる馬の煖廷とて秘藏せられたりけるに、よい鞍おいて競にたぶ。給て宿所にかへり、はや日の暮よかし、三井寺へはせまゐり、入道殿のまつさきかけて打死せんとぞ申ける。日もやうやう暮ければ、妻子共をばかしここに立しのばせて、三井寺へと出立ける心のうちこそむざんなれ。狂「平山」文の狩衣の菊とぢ大きらかにしたるに、重代のきせなが、緋威の鎧着て、星白甲の緒をしめ、いか物作の太刀をはき、廿四指たる大中黑の矢おひ、瀧口

内の次に、中宮の御かたへ参らさせ給ふに、八尺斗ありける蛇はの、大臣の指貫の左のりんをばまはりけるを、重盛さわがば女房達もさわぎ、中宮も驚かせ給ひなんずと思食し、左の手にて尾を押へ、右の手にて頭を取て、直衣の袖のうちへ引入、ちつ共さわがず、つい立て、六位や候と召れければ、伊豆守仲綱、其時はいまだ衛府の蔵人にて候はれけるが、仲綱と名乗て参られたるに、此蛇をたぶ。給はつて弓場殿をへて、殿上の小庭に出つつ、御倉の小舎人をまねいて、是給はれといはれければ、大に頭をふつてにげ去ぬ。力およばで、我郎等の競をめして、是をたぶ。給はつてすててけり。其あした、小松殿よりよい馬に鞍おいて伊豆守の許へ遣はすとて、さても昨日の振舞こそいうにやさしう候ひつれ。是はのり一の馬で候ぞ。夕に及で陣外より傾城のもとへ通はれん時用らるべしとてつかはさる。伊豆守、大臣の御返事なれば、御馬畏て給り候ぬ。扨も昨日の御振舞は還城楽にこそ似て候ひしかとぞ申されける。いかなれば小松殿はかやうにいうなるためしもおはせしぞかし。此宗盛卿はさこそなるらめ、人のをしむ馬こひ取て、あまつさへ天下の大事に及びぬるこそうたてけれ。去程に、同十六日の夜に入て、源三位入道頼政、嫡子伊豆守仲綱、次男源大夫判官兼綱、六條蔵人仲家、其子蔵人太郎仲光已下、ひた甲三百余騎、館に火かけ焼上て、三井寺へこそ参られけれ。爰に三位入道の年比の侍に渡邊の源三瀧口競と云ふ者あり。馳おくれてとどまりたりけるを、六波羅へめして、など汝は相傳の主三位入道がともをばせで、とどまつたるぞと宣へば、競畏

の侍共、あつぱれ其馬は一昨日も候ひつ、きのふもみて候、今朝も庭乘し候つるなど、口々に申ければ、さてはをしむごさんなれ〔こそあんなれノ約語〕にくし、乞とて、侍して馳させ、文などにても一日が中に、五六度、七八度など乞はれければ、三位入道是をきき、伊豆守にむかつて宣ひけるは、たとひこがねをまろめたる馬なりとも、それほど人のこはうずるにをしむべきやうやある。その馬すみやかに六波羅へつかはせとこそのたまひけれ。伊豆守力及ばず、一首の歌を書そへて六波羅へつかはさる。

戀しくばきてもみよかし身にそふるかげ〔影、鹿毛〕をばいかではなちやるべき

宗盛の卿、先歌の返事をばしたまはで、あつぱれ馬や、馬はまことによい馬で有けり。され共餘に惜みつるがにくきに、やがて主が名乘をかなやきにせよとて、仲綱といふかなやきをして、馬屋にこそたてられけれ。客人來つて、聞え候名馬を見候はゞやと申ければ、其仲つなめに鞍おけ、ひきだせ、のれ、うてなどぞのたまひける。伊豆守此よしを傳へ聞たまひて、仲綱が身にかへて思ふ馬なれ共、權威についてとらるるさへあるに、あまつさへ仲綱が天下の咲はれ草とならんずる事こそやすからねと、大きにいきどほられければ、三位入道宣ひけるは、何條事の有べきと思ひあなづつて、平家の人どもがさ樣のしれ事をするにこそ有なれ。其儀ならば命いきても何かはせん、便宜を窺にこそあらめと、私にはおもひもたれず、高倉の宮を勸申されけるとぞ、後には聞えし。是に付ても、天下の人、小松大臣の事をぞ忍び申ける。或時大臣參

原の天皇賊徒におそはれさせ給ひて、吉野山へいらせ給ひけるにこそ乙女の姿をばからせ給ひけるなれ。今この宮の御有様もそれにはたがはせ給ふべからず。しらぬ山路を夜もすがら分入せ給ふに、いつ習はしの御事なれば、御足より出る血は沙を染て紅のごとし。夏草のしげみが中の露けさもさこそは所せう覺しめされけめ。かくして曉方に三井寺へいらせおはします。かひなき命の惜さに衆徒を憑んで入御有と仰ければ、大衆大きに畏悦んで、法輪院に御所をしつらひ、形のごとく供御したためてまゐらせけり。明れば十六日、高倉の宮の御謀叛おこさせ給ひて三井寺へ落させ給ふぞやと申程こそ有けれ、京中の騒動斜ならず、今三日の内の御悦びとは法皇の鳥羽殿を出させ給ふ御事、並に御歎とは泰親是をぞ申ける。抑此源三位入道頼政は、年比日來もあればこそありけめ、ことしいかなる心にて謀叛をば起されけるぞといふに、平家の次男宗盛の不思議の事をのみし給ひけるに依てなり。されば人の世にあればとて、すずろにいふまじき事をいひ、すまじき事をするは、能能思慮有べき事也。縱へば其比、三位入道の嫡子、伊豆守仲綱の許に、九重に聞たる名馬有、鹿毛なる馬のならびなき逸物、乘はしり、心むけ、世にあるべしとも覺えず、なをば木の下とぞいはれける。宗盛朝使者をたて、聞え候名馬を給はつて見候はばやと宣ひ遣されたりければ、伊豆守の返事には、さる馬をば持て候しを、此程餘に乘疲かして候程に、しばらくいたはらせんがために田舍へ遣して候と申されければ、さらんには力及ばずとて、其後は沙汰なかりけるが、おほくなみゐたりける平家

或は宣旨の御使など名乗申とかねがね承て候程に、宣旨とは何ぞとて切たる候。凡は信連物のぐをもおもふさまに仕り、かねよき太刀をもつて候はんには、只今の官人共をば、よも一人も安穏では歸し候はじ。其上宮の御在所はいづくに渡らせ給ひ候やらん、しりまゐらせぬ候。たとひ知參らせて候共、侍ほん［どノ音便］のもの、申さじと思ひ切てん事を、糺問に及で申べしやはとて、其後は物も申さず。いくらもなみゐたりける平家の侍ども、あつぱれ剛の者や、是等をこそ一人當千の兵とも云べけれと口口に申ければ、其中に或人の申けるは、あれが高名は今にはじめぬ事ぞかし、先年所に有し時、大番衆の者共の留めかねたりし剛盜六人に、只一人おつかかり、二條□□［二字空白、他本に堀川トアリ］の邊にて四人切伏、二人生捕て、其時なされたりし長兵衛尉ぞかし。あたら男の切れんずる事のむざんさよと、惜あへりければ、入道相國いかが思はれけん、さらばなきつそとて、伯耆の日野へぞながされける。平家滅び、源氏の世になりて東國へくだり、梶原平三景時に附て、事の根元一一に申たりければ、鎌倉殿神妙なりと感じ給ひて、能登國に御恩かうぶりけるとぞ聞えし。

競

去程に宮は高倉を北へ、近衛をひがしへ、賀茂川を渡らせ給ひて、如意山へいらせおはします。むかし淸見

嵐に木の葉の散様に、庭へさつとぞおりたりける。五月十五夜の雲間の月のあらはれ出てあかかりけるに、敵は無案内なり、信連は案内者にて有ければ、あそこの面廊〔馬道カ〕に追かけてはときり、ここのつまりにおつつめてはちやうときる。いかに宣旨の御使をばかうはするぞと謂ければ、宣旨とは何ぞとて、太刀ゆがめば、躍のき、おしなほして踏なほし、たち所によき者共十四五人ぞ切ふせたる。其後太刀のさき三寸斗うち折て捨てけり。腹をきらんと腰をさぐれ共、さやまき落てなかりければちから及ばず、大手をひろげて高倉面の小門よりをどりいでんとするところに、大長刀持たる男、一人よりあうたり。信連長刀に乘らんと飛んで懸るが乘損じて、股をぬひざまにつらぬかれ、心はたけくおもへども、大勢の中にとりこめられて生捕にこそせられけれ。其後御所中をさがせ共宮は渡らせ給はず、信連計搦め、六波羅へゐてまゐる。前右大將宗盛卿御大床に立て、信連を大庭にひつすゑさせ、まことにわ男は宣旨の御使と名のるを、宣旨とは何ぞとて切たりけるか、そのうへ廳の下部どもおほく刀傷殺害したんなれば、能能糺問して事の子細をたづねとひ、其後河原に引いだいて首はねよとぞ宣ひける。信連本より勝れたる大剛の者なりければ、ゐなほりあざ咲つて申けるは、此程あの御所をよなよな物のうかがひ候を、何條事のあるべきとおもひあなづつて、用心も仕らぬ所に、夜半ばかりよろうたる物共が二三百騎打入て候を、何者ぞと尋て候へば、宣旨の御使と申す。當時は竊盜、強盜、山賊、海賊など申やつばらが、或は公達の入せ給ひたるぞ、

名こそ惜う候へ。官人共に暫あひしらひ、一方打破て軈而參り候はんとて、走り歸る。信連が其夜の裝速〔束〕には、うすあをの狩衣のしたに、萠黃〔葱〕匂ひの腹卷をきて、衞府の太刀をぞ帶たりける。三條面の惣門をも、高倉面の小門をも、共にひらいて待かけたり。案のごとく、源大夫判官兼綱、出羽判官光長、都合其勢三百餘騎、十五日の子刻に宮の御所へぞむかひける。源大夫判官は存ずる旨ありと覺えて、はるかの門外にひかへたり。出羽判官光長はのりながら門の內へ打入れ、庭にひかへ、大音聲を揚て、宮の御謀判〔叛〕既にあらはれさせたまひて、土佐の畑へうつしまゐらせんがために、官人どもが別當宣を承て、只今御迎にまゐつて候。とうとう御出候へと申ければ、信連大床に立て、當時は御所でも候はず、御物まうでに候ぞ。何事ぞ、事の子細を申されよといひければ、出羽判官、何條此御所ならではいづくへかわたらせ給ふべかんなるぞ、其儀ならば下部どもまゐつてさがし奉れとぞ申ける。信連重ねて、物も覺えぬ官人共が申やうかな、乘ながら門の內へ參るだにも奇怪なるに、あまつさへ下部共參てさがし奉れとはいかで申ぞ。長兵衞尉長谷部信連が候ぞ。ちから寄てあやまちすなとぞいひける。廳の下部の中に金武と云大力の剛の者、打物のさやをはづし、信連に目をかけて、大床の上へ飛のぼる。是をみて同隷ども十四五人ぞ續いたる。信連これを見て狩衣の帶紐ひつきりてすつるままに、衞府の太刀なれど身をばこころえて作らせたるをぬきあはせて、散散にこそ振舞たれ。敵は大太刀、大長刀で振舞ども、信連が衞府の太刀に切たてられて、

を承て御迎にまゐり候。急御所を出させ給ひて、三井寺へいらせおはしませ。入道も軈而まゐり候はんとぞかかれたる。宮はこの事いかがせんとおぼしめしわづらはせ給ふ所に、宮の侍に長兵衛尉信連と云者あり。ただ何の様も候まじ、女房装束にいでさせ給へと申ければ、この義尤しかるべしとて、御ぐしをみだり、かさねたる御衣に市女笠をぞ召れける。六條の助大夫宗信傘もつて御供仕る。鶴丸といふ童、袋にもの入ていただいたり。たとへば青侍が女をむかへて行やうにいでたたせ給て、高倉を北へおちさせ給ふに、大なる溝の有けるを、いと物かるうこえさせ給へば、みち行人が立とどまつて、はしたなの女房の溝のこえ様やとて、あやしげに見まゐらせければ、いとどあしばやにぞすぎさせおはします。長兵衛尉信連をば御所の留守にぞおかれける。女房たちの少少おはしけるをば、かしこ爰へ立忍ばせて、見ぐるしき物あらば取したためんとてみる程に、さしも宮の御秘藏ありける小枝ときこえし御笛を、つねの御所の御枕に取忘れさせ給ひたるをぞ、立歸つても取まほしうや覺しめされけん、信連是を見つけて、あなあさまし、君の御秘藏の御笛をと申て、今五町が内で追ついてまゐらせたり。宮なのめならず御感有て、われしなば此笛をば御棺に入よとぞ仰ける。軈而御供仕れと仰ければ、信連申けるは、只今あの御所へ官人共が御迎にまゐり候なるに、人一人も候はざらんは無下に口をしく存候。其上あの御所に信連が候と申事をば、上下皆知れたる事でこそ候へ。今夜候はざらんは、それも其夜は逃たりなどいはれん事、弓矢とる身はかりにも

ける。同十三日前右大将宗盛卿、法皇の御事をたりふし申されければ、入道相國やうやうに思ひなほつて、法皇をば鳥羽殿を出し奉り、都へ還御なし奉り、八條烏丸の美福門院の御所へ入奉る。今三日が中の御よろこびとは泰親是をぞ申ける。かかりける所に、熊野の別當湛增、飛却〔脚〕をもつて、高倉宮の御謀叛の由を都へ申たりければ、前右大将宗盛卿大に噪いで、投節入道相國は福原の別業におはしけるに、此由申されたりければ、入道相國聞もあへず、いそぎ都へ馳上りて、是非に及ぶべからず、高倉宮をば搦取て、土佐の畑〔幡多〕へ還すべしとぞのたまひける。上卿には三條大納言實房、職事には頭辨光雅とぞ聞えし。武士には源大夫判官兼綱、出羽判官光長承て、都合其勢三百餘騎、宮の御所へぞむかひける。此源大夫判官と申は三位入道の次男也。然るを此人數に入られける事は、高倉宮の御謀叛を三位入道すすめ申されたりといふ事を、平家いまだしらざりけるによつて也。

信連合戰

去程に、宮は五月十五夜の雲間の月をながめさせ給て、何の行へも思食よらざりけるに、三位入道の使者とて、文もつて忙がはしげに出來たり。宮の御めのとご六條の亮大夫宗信、是をと〔つヲ略ス〕て御前へ參り、闢いて見るに、君の御謀叛既にあらはれさせ給て、土佐の畑へ遷しまゐらすべしとて、官人共が別當宣

人、鬨作り矢合して、源氏のかたにはとこそ射れ、平家のかたにはかうこそいれ、たがひに矢さけびの聲の退轉もなく、鏑の鳴やむひまもなく、三日が程こそたたかうたれ。おぼえの法眼堪〔湛〕增は家子、郎等おほく討せ、我身手負、からきいのちいきつつ、なくなく本宮へこそ還上りけれ。

鼬沙汰

さる程に法皇は、成親、俊寛等がやうに遠き國、はるかの島へもうつされんずるや〔と略カ〕おぼしめす處に、城南離宮にして今年は二年にならせおはします。同五月十二日の午刻ばかり、鳥羽殿には鼬おびただしうはしりさわぐ。法皇大に驚かせ給ひて、御占形あそばいて、近江守仲兼其時はいまだつる藏人にて候ひけるを御前へ召て、是もつて安陪〔倍〕泰親がもとへゆきて、きつと勘させて、勘狀をとつてまゐれとぞ仰ける。仲兼是を給はつて安陪泰親が本へ行。折節宿所にはなかりけり。白川なる所へといひければ、それへ尋行て勅定の趣仰すれば、泰親やがて勘狀をこそまゐらせけれ。仲兼是を取て鳥羽殿へ馳まゐり、門より參らんとすれば、守護の武士共ゆるさず。案內は知つたり、築地をこえ、大床の下をはうて、きり板より泰親が勘狀をこそまゐらせけれ。法皇是をひらいて叡覽あるに、今三日が中の御よろこび幷に御歎とこそ勘へ申たる〔れカ〕。法皇、此有樣にても御悦は然るべし、又いかなる御めにかあふべきやらんとぞ仰

の源氏ども夜を日についで馳上り、平家をほろぼさん事は時日をめぐらすべからず。入道も年こそよつて候へども、わかき子どもあまた候へば、引具して參り候べしとぞ申ける。宮は此事いかゞせんと思召わづらはせ給ひて、しばしは御領狀〔承〕もなかりけるが、爰に阿古丸大納言宗通卿の孫備後〔前脫カ〕司季通が子に、少納言維長と申しは、勝れたる相人なりければ、時の人相少納言とぞ申ける。其人此宮を見まゐらせて、位につかせ給ふべき御相まします、相構へて天下の事思食はなたせ給べからずと申されけるうへ、今此三位入道もかやうにすゝめ申されければ、さてはしかるべき天照太神の御告やらんとて、ひしひしとおぼしめしたゝせ給ひけり。先新宮の十郎義盛をめして藏人になさる。行家と改名して令旨の御使に東國へこそ下されけれ。四月廿八日都を立て近江國より始て美濃、尾張の源氏共に次第に觸れて下る程に、五月十日伊豆の北條に着て、流人前右兵衛佐殿に令旨取出て奉つる。信太三郎先生義教は兄なれば、とらせんとて信太の浮島へくだる。木曾冠者義仲は甥なれば、たばんとて山道へぞ赴きける。其比の熊野の別當湛增は平家重恩の身なりしが、何としてか聞出しけん、新宮の十郎義盛こそ高倉の宮の令旨給はつて既に謀判〔叛〕をおこすなれ。那智、新宮の者どもは、定而源氏の方人をぞせんずらん。湛增は平家の御恩を天山に蒙ぶりたれば、いかでか背き奉るべき。矢一射かけて其後、都へしさいを申さんとて、ひた甲一千餘人、新宮の湊へ發向す。新宮には鳥井法眼、高坊法眼、侍には宇井、鈴木、水屋、龜の甲、那智には執行法眼以下都合其勢二千餘

條判官爲義が末子十郎義盛とてかくれて候。攝津には多田藏人行綱こそ候へ共、是は新大納言成親卿の謀叛の時、同心しながら返忠したる不當人にて候へば申に及ばず。去ながらその弟に多田の次郎朝實、手島冠者高頼、太田太郎頼基、河内國には武藏權守入道義基、子息石川判官代義兼、大和國には宇野七郎親治が子共太郎有治、次郎清治、三郎成治、四郎義治、近江國には山本、柏木、錦古里、美濃、尾張には、山田次郎重廣、河邊太郎重直、泉太郎重光、浦野四郎重遠、安食次郎重頼、其子太郎重資、木太三郎重長、開田判官代重國、矢島の先生重高、其子太郎重行、甲斐國には逸見冠者義清、其子太郎淸光、武田太郎信義、加加美次郎遠光、同小次郎長淸、一條次郎忠頼、板垣三郎兼信、逸見兵衛有義、武田五郎信光、安田三郎義定、信濃國には大内太郎維義、岡田冠者親義、平賀冠者盛義、其子の四郎義信、故帶刀先生義方が次男木曾冠者義仲、伊豆國には流人前右兵衛佐頼朝、常陸國には信太三郎先生義教、佐竹冠者正義、其子太郎忠義、同三郎義宗、四郎高義、五郎義季、陸奥國には故左馬頭義朝が末子九郎冠者義經、是皆六孫王の御苗裔、多田新發道滿仲が後胤なり。朝敵をたひらげ、宿望をとぐる事は、源平いづれ勝劣なかりしかども、保元、平治以來雲泥まじはりをへだて、主從の禮にも猶おとれり。國は國司にしたがひ、庄は預所に召つかはれ、公事雜事にかりたてられて、安い心もし候はず。つらつら當世の躰を見候に、上には隨たるやうなれども、内内は一向平家をそねまぬ者や候。君もしおぼしめしたたせ給ひて、令旨をたうづる程ならば、國國

八條二位殿へまゐらせたりければ、咲を含でぞ悦ばれける。かやうに目出たき事共ありしか共、世間は猶にがにがしうぞ見えし。其比一院第二の皇子茂仁親王と申しは、御母加賀大納言季成卿の御娘也。三條高倉にましましければ高倉の宮とぞ申ける。去じ永萬元年十二月十五日の曉、御年十五にて、しのびつゝ近衛河原の御所にてひそかに御元服有けり。御手跡うつくしうぞあそばし、御才覺［學］もすぐれてましましければ、太子にもたち位にもつかせ給ふべきに、故建春門院の御そねみによつて押籠られさせ給ひけり。花のもとの春の遊びには紫毫を揮て手づから御作をかき、月の前の秋の宴には玉笛を吹てみづから雅音をあやつり給ふ。かくして明し暮させ給ふ程に、治承四年には御歳三十にぞならせましましける。其比近衛川原に候らはれける源三位入道よりまさ、或夜ひそかに此宮の御所に參て、申されける事こそおそろしけれ。「抑、君は天照太神四十八世の正統、神武天皇より七十八代にあたらせ給ふ。しかれば太子にもたち、位にもつかせ給ふべきに、宮にてわたらせ給ふ御事をば、御心うしとはおぼしめされ候らはずや。はやはや御謀叛おこさせ給ひて、平家をほろぼし、法皇のいつとなく鳥羽殿に押籠られてわたらせ給ふ御心をもやすめまゐらせ、君も位につかせ給ふべし。是ひとへに御孝行の御至りにてこそ候はんずれ。若おぼしめしたたせ給ひて、令旨を下され給ふ物ならば、悦をなして馳參らんずる源氏共こそ國國におほく候へとて申つゞく。先京都には出羽前司みつ信が子共、伊賀光基、出羽判官光長、出羽藏人光重、出羽冠者光能、熊野には、故六

は從四位とぞ聞えし。其日てら井につかせ給ふ。八日御迎の公卿、殿上人、鳥羽の草津までみなまゐられけり。還御の時は鳥羽殿へは御幸もならず、直に入道相國の西八條の亭へぞいらせおはします。同廿二日新帝の御即位あり。大極殿にておこなはるべかりしか共、一年炎上の後はいまだ作りも出されず。大極殿なからん上は太政官の廳にておこなはるべきかと、公卿僉議ありしかば、九條殿申させ給けるは、太政官の廳は凡人の家にとらば公文所ていの所なり、大極殿なからん上は紫震殿にてこそ御即位はあるべけれと申させ給へば、紫震殿にてぞ御即位はありける。去し康保四年十一月一日冷泉院の御即位紫震殿にてありしは、主上御邪氣によつて大極殿への行幸かなはざりし御故なり、其例いかがあるべかるらん。ただ後三條院の延久の佳例にまかせて、太政官の廳にておこなはるべき物をと、人人申あはれけれ共、その時の九條殿の御はからひの上は、左右に及ばず。中宮は弘徽殿より仁壽殿へ遷て、軈而高御藏［座］へまゐらせ給ふ。平家の人人皆出仕せられける中に、小松殿の公達は、去年大臣薨ぜられにしかば、いろにて籠居せられけり。

源氏揃

藏人の左衛門權佐定長、今度の御即位に違亂なく目出度やうを、厚紙十枚ばかりに書て、入道相國の北方

夜半ばかりに風しづまりて、浪もおだしかりければ、船共こぎ出させ、其日は備後國しきなの泊につかせ給ふ。此所は去應保のころほひ、一院御幸の時、國司藤原爲成つくりたりける御所の有けるを、入道相國御まうけにしつらはれたりしか共、上皇それへは御幸もならず。今日は卯月一日衣更といふ事のあるぞかしとて、おのおの都の事をのたまひ出し、ながめやり給程に、岸に色ふかき藤の松の枝に咲かかりけるを、上皇叡覽有て、あの花をりにつかはせとおほせければ、大宮大納言隆季卿承はつて、左史生中原康定が橋船に乘て、御前を漕とほりけるをめしてをりにつかはす。藤の花を松の枝に付ながらをりてまゐらせたりければ、心ばせありなどおほせられて、御感ありけり。此花にて歌つかまつれ、と仰ければ、隆季大納言、

千とせ經ん君がよはひに藤なみの松のえだにもかかりぬるかな

二日は備前兒島の泊につかせ給ふ。五日天晴て海上ものどけかりければ、御所の御船をはじめまゐらせて、人人の舟共皆漕出す。雲の波、煙の浪を分しのがせ給ひて、其日は播磨國やまだの浦につかせ給ふ。それより御輿にめして、福原へ入らせおはします。供奉の人人、今一日もさきに都へといそがれけれ共、六日は御逗留有て、福原の所所を皆叡覽あり。池中納言賴盛卿の山庄あら田まで御覽ぜらる。あくる七日福原を立たせ給ふとて、入道の家の賞行はる。入道相國の養子丹波守清邦〔邦〕正下四位、同う入道の孫越前少將

同廿六日、上皇嚴島へ御參著、入道相國の最愛の內侍が宿所、御所になる。中二日御逗留有て、經會、舞樂おこなはる。結願の導師には公顯僧正高座に登り、鐘うち鳴し、表白詞曰、九重の都を出させ給ひ、八重の鹽〔潮〕路をわきもつて、はるばるとこれまでまゐらせ給ひたる御志のかたじけなさよと、たからかに申されたりければ、君も臣も皆感淚をぞもよほされける。大宮、客人をはじめまゐらせて、社社、所所へ皆御幸なる。大宮より五町ばかり山をまはつて、瀧の宮へまゐらせ給ふ。公顯僧正拜殿のはしらに書付られけるとかや。

雲井より落くる瀧のしらいとにちぎりをむすぶことぞうれしき

神主佐伯景廣加階・從上五位、國司藤原有綱しなあげられて加階從下四品、やがて院の殿上ゆるさる。座主尊永法眼になさる。神慮もうごき、入道相國の心もやはらぎ給ひぬらんとぞみえし。同廿九日御舟かざつて還御なる。折節波風はげしかりければ、御船こぎもどさせ、其日は嚴島のうち、ありの浦と云所にとどまらせ給ふ。上皇、大明神の御名殘をしみに歌仕れ、と仰ければ、隆房の少將

立かへるなごりもありの浦なれば神もめぐみをかくるしら波

しまし、門の内へさしいらせ給ふに、人稀にして木ぐらく、物さびしげなる御住居、先あはれにぞおぼしめす。春既に暮なんとす、夏木立にも成にけり。梢の花色衰て、宮の鶯聲老たり。去年の正月六日、朝覲のために法住寺殿へ行幸有しには、樂屋に亂聲を奏し、諸卿列に立て諸衛陣をひき、院司の公卿まゐりむかつて、幔門をひらき、掃部寮筵道〔莚道〕をしき、ただしかりし儀式一事もなし。今日はただ夢とのみぞおぼしめす。成敎〔範〕卿まゐつて御氣色申されたりければ、法皇ははや寝殿の橋かくしの間へ御幸なつて、待まゐらさせ給ひけり。上皇は今年二十、あけがたの月の光りにはえさせ給ひて、玉躰もいとどうつくしうぞみえさせましましける。御母儀故建春門院にいたく似まゐらさせ給ひたりしかば、法皇は先故女院の御事おぼしめし出て、御涙せきあへさせ給はず。兩院の御座近くしつらはれたり。御問答は人承はるに及ばず。御前には尼ぜばかりぞ候はれける。良久御物語せさせおはしまし、はるかに日たけて後、御暇申させ給ひて、鳥羽の草津より御舟にぞめされける。上皇は法皇の離宮の故亭、幽閑寂寞の御住居、御心ぐるしう御覧じおかせ給へば、法皇は又上皇の旅泊、行宮の波の上、船の中の御ありさま、おぼつかなくぞ思し召れける。誠に宗廟、八幡、賀茂などをさしおかせ給て、はるばると安藝國までの御幸をば、神明もなどか御納受なかるべき。御願成就うたがひなしとぞ見えたりける。

心、下には法皇のいつとなく鳥羽殿におし籠られてわたらせ給へば、入道相國のこころもやはらぎ給ふかとの御謀とぞ聞えし。山門の大衆蜂起して、主上位をすべつて、諸社の御幸始には、石清水、賀茂、春日へ御幸ならずば我山の山王へこそ御幸はなるべけれ。安藝國までの御幸はいつの習ぞや。其儀ならば神輿をふり下し奉て、御幸をとどめ奉れとぞ申ける。是によつて暫御延引ありけり。入道相國やうやうになだめのたまへば、山門の大衆しづまりぬ。同十七日上皇嚴島御幸の御門出とて、入道相國の北方二位殿の宿所、八條大宮へ御幸なる。其日やがて嚴島の御神事はじめらる。其日の暮方に殿下よりからの御車、うつしの馬などまゐらせらる。あくる十八日、入道相國の亭へいらせおはします。前右大將宗盛卿を召して、明日嚴島御幸の御次に鳥羽殿へまゐつて、法皇の御見參に入らばやと思しめすは、相國禪門にしらせずしては惡かりなんやとおほせければ、宗盛卿何條事か候べきと奏せられたりければ、さらば汝今夜鳥羽殿へ參て、其樣を申せかしと仰ければ、畏承て急ぎ鳥羽へ參て、此由奏聞せられければ、法皇はあまりにおぼしめす御事にて、こは夢やらんとぞ仰ける。あくる十九日、大宮大納言隆季卿、いまだ夜ぶかう參て、御幸催されけり。此日來聞えさせ給ひつる嚴島御幸をば、西八條の亭よりすでに遂させおはします。三月も半過ぬれど、霞にくもる在明の月は猶おぼろなり。越路をさして歸雁の、雲井におとづれ行も、をりふしあはれにおぼしめす。いまだ夜のうちに鳥羽殿へ御幸なる。門前にて御車よりおりさせおは

影かすかに、鷄人の聲もとどまり、瀧口の文爵［問籍］も絕にしかば、ふるき人人はめでたき祝の中にも、今更あはれにおぼえて淚をながし、袖をぬらさぬはなかりけり。新帝今年三歲、あはれいつしかなる讓位かなど、時の人人ささやきあはれけり。平大納言時忠卿は內の御めのと帥亮の夫たるによつて、今度の讓位いつしかなりと誰かかたぶけ申べき。異國には周の成王三さい、晉の穆帝二歲、我朝には近衞院三歲、六條院二さい、是皆襁褓の中につつまれて、衣帶を正しうせざつ［りノ音便］しか共、或は攝政負て位につき、或母后抱て朝に臨とみえたり。後漢の孝章［殤］皇帝は、生て百日と云に踐祚有。天子位を踐む先蹤、和漢かくのごとしと申されければ、其時有職の人人、あなおそろし、物な申されそ、さればそれらはよき例共かやとぞつぶやきあはれける。春宮位につかせ給しかば、入道相國夫婦ともに外祖父、外祖母とて、准三后の宣旨を蒙ぶり、年官、年爵を給はつて、上日のものを召つかひ、繪かき花つけたる者共出入て、ひとへに院、宮のごとくにぞありける。出家の人の准三后の宣旨を蒙る事は、法興院の大入道殿兼家公の例なり。

同三月上旬に、上皇安藝の嚴島へ御幸なるべしときこえけり。帝王位をすべらせ給て諸社の御幸始には八幡、賀茂、春日へこそ御幸はなるべきに、はるばると安藝國までの御幸はいかにと人不審をなす。或人の申けるは、白河院は熊野へ御幸、後白川は日吉社へ御幸なる。既に知んぬ、叡慮にありと申事を。御こころにふかき御立願有、其上、此嚴島をば平家斜ならずにあがめうやまひ申されけるあひだ、上には平家御同

嚴嶋御幸

治承四年正月一日、鳥羽殿には、相國もゆるさず、法皇も恐れさせましましければ、元日、元三のあひだ、參入する人もなし。され共其中に故少納言入道信西の子息櫻町の中納言成敎〔範〕の卿、其弟左京の大夫長敎〔修範〕ばかりぞゆるされてはまゐられける。同廿日、春宮御袴着并に御魚〔眞魚〕はじめとて、めでたき事どもありしかども、法皇は鳥羽殿にて御耳の餘所にぞきこしめす。二月廿一日、主上ことなる御恙もわたらせ給はぬをおしおろし奉て、春宮踐祚有。是も入道相國よろづおもふさまなるが致す所也。時よく成ぬとてひしめきあへり。神璽、寶劍、內侍所わたし奉る。上達部陳〔陣〕に集て、ふるき事共先例に任せておこなひしに、左大臣殿陳〔陣〕に出て御位讓の事ども仰せしを聞て、心有人人の淚を流し、心をいたましめずといふ事なし。我と御位を儲君に讓り奉り、藐姑射の山のうちも閑になどおぼしめす。さきざきだにもあはれはおほき習ぞかし、況や是は御心ならず、おし下されさせましましけんあはれさは、申も中中おろか也。傳はれる御寶物共しなじな、つかさづかさ請取て、新帝の皇居、五條內裏へわたしたてまつる。閑院殿には火の

宮御最後

若宮出家

鵺

三井寺炎上

平家物語卷第四目錄

嚴島御幸付還御

源氏揃

鼬沙汰

信連

競

山門牒狀

南都牒狀

返牒

大衆揃

橋合戰

座主覺快法親王しきりに御辭退ありしかば、前の座主明雲大僧正還着し給ふ。入道相國かく散散にしちらされたりしかども、中宮と申も御娘、關白殿も又聟也ければ、よろづ心安やおもはれけん、政務は一向主上の御はからひたるべしとて、福原へぞ下られける。前右大將宗盛卿急ぎ參內して、此よし奏聞せられたりければ、主上は法皇の讓りましましたる世ならばこそ、只執柄にいひあはせて、宗盛兎も角もよきやうに相はからへとて、きこしめしも入ざりけり。法皇は城南の離宮にして、冬も半過させ給へば、射山の嵐の音のみはげしくて、寒庭の月ぞさやけき。庭には雪降積れ共跡踏付る人もなく、池にはつらら閉重ねて、群居し鳥も見えざりけり。大寺の鐘の聲、遺愛寺の聞を驚かし、西山の雪のいろ、香爐峰の望をもよほす。夜る、霜にさむけき砧の響幽に御枕につたひ、曉、氷を輾る車の跡、遙の門前に橫はれり。巷を過る行人征馬の忙はしげなる氣色、浮世を渡る有樣も、思食しられて哀なり。宮門を守る蠻夷の、夜晝驚[警]衛をつとむるも、先の世のいかなるちぎりにて今緣を結ぶらんと仰なりけるぞ忝けなき。凡て物に觸、事に隨て御心を傷いたましめずといふ事なし。さるままには彼をりをりの御遊覽、處處の御參詣、御賀のめでたかりし事ども、思召つづけて、懷舊の御淚おさへがたし。年去年來て治承も四年に成にけり。

平家物語　卷第三　終

そ候へとあそばされたりければ、法皇の御返事に、さな思召れ候そ、さてわたらせ給へばこそ、一の顧みにても候へ。跡なくおぼしめしならせ給ひなん後は、なんのたのみか候べき。只兎も角も愚老がならん様を御覽じはてさせ給べうもや候らんとあそばされたりければ、主上此御返事を龍顏におしあてさせ給ひて、御淚せきあへさせ給はず。君は船、臣は水、水よく船を浮べ、水又船を覆し、臣よく君をたもち、臣又君を覆す。保元、平治の比は、入道相國君をたもちたてまつるといへども、安元、治承の今は又君を困し奉る。史書の文に違はず。大宮の大相國、三條の內大臣、葉室大納言、中山の中納言も失せられぬ。いまふるき人とては成頼、親範ばかりなり。此人人もかからん世には朝に仕へ身を立、大中納言を經てもなにかはせんとて、いまださかんなつ「りノ音便」し人人の、家を出、世を遁れ、民部卿入道親範は大原の霜にともなひ、宰相入道成頼は高野の霧にまじはつて、一向後世菩提の外は他事なし。昔も商山の雲にかくれ、穎川の月に心を澄す人も有けんなれば、是豈博覽淸潔にして世を遁れたるにあらずや。中にも高野におはしける宰相入道成頼、此由を傳聞給て、あはれ心疾も世をばのがれたる物かな、かくて聞もおなじ事なれ共、まのあたり立交はつて見ましかばいかに心憂からん。保元平治の亂をこそ淺猿と思つるに、世すゑになればかかる不思議も出來にけり。此後天下にいかばかりの事か出來んずらん。雲を分ても登り、山を隔てても入なばやとぞのたまひける。げに心あらん程の人の、跡をとどむべき世ともおぼえず。同廿三日、天台

慰せおはします。主上は關白の流され給ひ、臣下のおほくほろび損ずる事をこそ御歎ありつるに、今又法皇の鳥羽殿へ御幸なりぬるよしきこしめして、つやつや供御もきこしめさず、御惱とてつねは夜るのおとゞにのみ入らせおはします。御前に候はせ給ふ女房達、きさいの宮をはじめまゐらせて、いかなるべしとも思召さず。法皇の鳥羽殿へ御かうなつて後、內裏には臨時の御神事とて、淸涼殿の石灰の壇にして、主上夜ごとに伊勢太神宮をぞ御拜有ける。是は一向法皇御祈りのためとぞ聞えし。二條院はさばかりの賢王にてわたらせ給ひしか共、天子に父母なしとて、つねは院の仰を申返させおはしましければにや、繼體の君にてもましまさず。されば御讓を受させ給たりし六條院も、安元二年七月十四日、御年十三にて終にかくれさせ給ぬ。淺猿かりし事共なり。

城南離宮

百行の中には孝行をもつて先とす、明王は孝をもつて天下ををさむといへり。されば唐堯は老衰たる母を貴び、虞舜はかたくななる父をうやまふとみえたり。彼賢王、聖主の先規を追はせましましけん叡慮の程こそめでたけれ。其比內裏より鳥羽殿へひそかに御書ありけり。かからん世には雲井に跡をとどめても何にかはし候べきなれば、寛平の昔をもとぶらひ、花山のいにしへをたづねて、山林流浪の行者とも成ぬべうこ

すきあげ、釜に水汲入、小柴墻こぼち、大床のつか柱わりなどして、かたのごとくの御湯し出いて奉つる。又靜憲法印、入道相國の西八條の亭へ行向て、ゆうべ法皇の鳥羽殿へ御幸なつて候なるに、御前に人一人も候はぬよし承はつて、餘りに淺ましくおぼえ候。何かくるしう候べき、靜憲ばかり御許されを蒙つて候はばやと申されければ、入道相國いかが思はれけん、御坊は事あやまつまじき人也、とうとうとてゆるされけり。法印斜ならずによろこび、急ぎ鳥羽殿へ參り、門前にて車よりおり、門の内へ差入給ふに、折しも法皇は御經を打あげ打あげあそばされける。御聲の殊にすごうぞ聞えさせおはします。法印のつつとまゐられたれば、あそばされける御經に、御涙のはらはらとかからせ給ふを見參らせて、法印あまりのかなしさに、舊苔〔裘代〕の袖を顏に押當て、泣泣御前へぞ參られける。御前には尼ぜばかりぞ候はれける。やや、法印の御坊、君は昨日のあした、法住寺殿にて供御きこしめして後は、ゆうべも今朝も聞食さず、ながき夜すから御寢もならず、御命も既に危ふうこそ見えさせおはしませと申されければ、法印涙を押へて申されけるは、何事も限ある事でこそ候へば、平家世を取て二十餘ねん、され共惡行法に過て既にほろび候なんず。されば天照太神、正八幡宮も、君をばいかでか思召はなたせ給ふべき。中にも君の御たのみましますひ吉山王七社、一乘守護の御誓いまだ改らずば、彼法花八軸に立かけつてこそ、君をばまほりまゐらさせ給ふらめ。されば政務は君の御代となり、凶徒は水の泡と消失候なんずと申されければ、法皇此詞にすこし

おぼしめさず。主上さて渡らせ給へば政務の口入するばかり也、それもさらずば自今以後さらでこそあらめと仰せければ、宗盛卿申されけるは、其儀では候はず、しばらく世をしづめん程、鳥羽の北殿へ御幸をなしまゐらせよと、父の禪門申候と申されたりければ、さらば宗盛やがて御供仕れと仰けれ共、父の禪門の氣色に恐れをなして、御供には參らず。あはれ是に付ても、兄の內府には事の外に劣りたる物かな、一年もかかる御目にあふべかりしを、內府が身にかへて制しとゞめてこそ今日までも御心やすかりつれ。今は諫る者のなきとて、かやうに振舞にこそ有なれ。行末とてもたのもしからず思召とて、御淚せきあへさせ給はず。さて御車に召れけり。公卿、殿上人一人も供奉せられず。さては金行といふ御力者ばかりなり。御車の尻にはあまぜ一人參られけり。此尼ぜと申はやがて法皇の御乳人、紀伊二位の御事也。七條を西へ、朱雀を南へ御幸なし奉る。あはや法皇の流されさせおはしますぞやとて、心なきあやしの賤の男、賤の女にいたるまで、皆淚を流し、袖をぬらさぬはなかりけり。去ぬる七日の夜の大地震も、かかるべかりける先表にて、十六洛叉の底までもこたへ、堅牢地神の驚き噪ぎ給ふらんも理哉とぞ人申ける。さて鳥羽殿へ御幸なつて後御前に人一人も候はず、大膳大夫信成が唯一人何としてまぎれ入たりけん、御前ちかう候けるを召て、我は近う失はれんずると思召すぞ、御行水をめさばやとおぼしめすはいかにと仰ければ、さらぬだに信成は今朝より肝魂も身にそはず、あきれたるさまにて候けるが、此仰承はる事のかたじけなさに、狩衣に玉だ

思ふには似ず、入道籬而出あひ對面有て、御邊の父卿は入道大小事を申あはせし人也。其ゆかりでおはすれば、御邊とても全くおろそかに思奉らず。年來籠居の事もいたはしうはおぼゆれ共、法皇の御政務のうへは力及ばず。いまは出仕し給へ、官途の事も申沙汰仕候はん。さらばとう歸られよとて、歸されたれば、宿所には女房達、死たる人の生返りたる心ちして、よろこび泣をぞせられける。其後源大夫判官季貞をもつて、知行し給ふべき庄園狀どもあまたつかはさる。出仕の料にとて雜色、牛飼、牛車きよげに沙汰してつかはさる。まづさこそおはすらんとて、百疋百兩によねを積で送られたりければ、行隆手の舞、足の踏ともおぼえ給はず、こは夢やらんとぞおどろかれける。同十七日、五位の侍中に補せられて、本のごとく左少辨になし返さる。今年五十一、今更わかやぎ給ひけり。ただ片時の榮花とぞみえし。

法皇被流

同十一月廿日、法住寺殿をば軍兵四面を打圍む。平治に信頼が三條殿をしたりし樣に、御所に火をかけ、人をば皆燒亡すべき由聞えしかば、局の女房、女の童にいたるまで、物をだにうちかづかずして、我先に我先にとぞにげ出ける。前右大將宗盛卿御車を寄て、とうとうと申されたりければ、法皇叡慮を驚かさせおはしまし、成親、俊寛等がやうに、遠き國、遙の嶋へも遷やられんずるにこそ、更に御咎あるべしとも

上、腹かき切て死なんにはしかじとて、又河原坂の宿所へ取て返す。案のごとく源大夫判官季定、攝津判官盛澄、ひた甲三百餘騎、河原坂の宿所へ押寄て、鬨をどつとぞつくりける。源大夫判官椽〔緣〕に立出、大音聲をあげて、いかにおのおの六波羅では、此やうを申させ給へとて、館に火かけ燒上、父子共に腹掻切て、焔の中にて燒死ぬ。抑かやうに人のほろび損ずる事をいかにといふに、前大殿の御子三位中將殿、と當時關白にならせたまふ二位中將殿と、中納言御相論故とぞ聞えし。さらば關白殿御一所ばかりこそいかなる御めにもあはせ給ふべきに、四十三人の人人の、事に逢べきやは。凡は是にも限まじかんなれ共、入道相國の心に天魔入かはつて、よろづ腹にすゑかね給ふよし聞えしかば、京中又さわぎあへり。去年讃岐院御追號有て崇德天皇と號し、宇治惡左府贈官贈位おこなはれたりといへども、世間は猶もしづかならず。其比前左少辨行隆卿と申しは、故中山中納言顯時卿の長男也。二條院の御時には辨官に加はつて、さしもゆゆしうおはせしか。此十餘年は官をも停られて、夏冬の衣がへにも及ばず、朝暮の飡も稀なり。有か無かの躰にておはしけるを、入道相國使者をもつてきつと立より給へ、申合べき事有と宣ひつかはされたりければ、行隆此十よ年は官も停られて、何事にも交はらざりつる物を、いか樣にも讒言してうしなはんとするもののあるにこそとて、大に恐れさわがれけり。北方以下女房達、聲聲にをめきさけび給ひけり。去程に西八條殿より使しきなみにありしかば、行隆、出向てこそともかうもならめとて、人に車借て出られたれば、

ぞながされける。按察大納言資方卿子息右近衛少將兼讃岐守源資時、ふたつの官を停らる。參議皇太后宮權大夫兼右兵衛督藤原光能、大藏卿右京大夫兼伊豫守高階康經、藏人左少辨兼中宮權大進藤原基親、三官ともにとゞめらる。中にも按察大納言子息右近衛少將、孫の右少將雅方、是三人をば今日やがて都の中を追出さるべしとて、上卿には藤大納言實國、博士判官中原範貞に仰せて、其日やがて都の中を追出さる。大納言のたまひけるは、三界廣しといへども五尺の身置所なし、一生程なしといへ共一日暮しがたしとて、夜中に九重のうちをまぎれ出て、八重立雲の外へぞ赴かれける。彼大江山やいくのの道にかかりつつ、始めは丹波國村雲といふ所にぞしばしやすらひ給ひける。それより終にはたづね出されて、信濃國とぞきこえし。

行隆沙汰

前關白松殿の侍に、江大夫判官遠成と云者あり。是も平家にこころよからざりければ、六波羅より搦捕らるべしと聞えし程に、子息江左衛門尉家成打具して、南を指て落行けるが、稻荷山にうちあがり、馬より下て、親子言合せけるは、抑是より東國へ落下り、流人前右兵衛佐賴朝を憑まばやとは思へ共、それも當時は勅勘の身にて、身一をだに叶がたうおはすなり。其外日本國に平家の庄園ならぬ所やある。年來住なれし所を人に見せんも恥がましかるべし。是より取て返し、六波羅より召使あらば、館に火かけ燒

言より權大納言にあがり給ふ。折節大納言あかざりければ、員の外にぞ加はられける。大納言六人になる事これ始。又前中納言より權大納言にあがる事も、後山階大臣躬守公、宇治大納言隆國の外はいまだ承及ばず。管絃の道に達し、才藝勝れておはしければ、次第の昇進とどこほらず、太政大臣まできはめさせ給ひて、又いかなる罪の報にや、重而流され給ふらん。保元のむかしは南海土佐へ遷され、治承のいまは又東關尾張國とかや。本より罪なくして配所の月をみんと云事をば、心あるきはの人のねがふ事なれば、大臣敢て事ともし給はず、彼唐太子賓客白樂天、潯陽の江の邊りにやすらひけん、其古を想像、鳴海潟潮路遥に遠見して、つねは朗月をのぞみ、浦風に嘯き、琵琶を彈じ、和歌を詠じて、等閑がてらに月日を送り給ひけり。或時當國第三の宮、熱田明神に參詣あつて、その夜神明法樂のために、琵琶ひき朗詠し給へ共、所本より無智の境なれば、情をしれる者なし。邑老、村女、漁人、野叟、頭を低れ、耳を欹つといへども、更に淸濁をわかで、呂律を知事なし。され共胡巴琴を彈ぜしかば魚鱗躍迸、虞公歌を發せしかば梁塵動搖、物の妙をきはむる時には、自然に感を催す理りなれば、諸人身の毛堅[竪]て、滿座奇異の思ひをなす。やうやう深更に及で、譜香調のうちには、花芬馥の氣を含み、流泉の曲の間には、月淸明の光をあらそふ。願はくは今生世俗文字の業、狂言綺語のあやまりをもつてといふ朗詠をして、祕曲をひき給ひしかば、神明感應にたへずして、寶殿大に震動す。平家の惡行なかりせば、今此瑞相をばいかでかをがむべきとて、大臣感涙を

人をと、世の惜み奉る事斜ならず。遠流の人の、道にて出家したるをば、約束の國へはつかはさぬ事にて有間、初はじめは日向の國と定られたりしが、是は御出家の間、備前の國府の邊、いはざまと云所にぞ置奉る。大臣流罪の例は、左大臣曾〔蘇〕我の赤兄、右大臣豐成、左大臣魚名、右大臣菅原、かけまくも忝く今の北野の天神の御事也。左大臣高明公、内大臣藤原伊周公に至るまで、其例既に六人、され共攝政關白流罪の例は、是始とぞ承る。故中殿の御子二位中將基通は入道の聟にておはしければ、大臣關白になし奉らる。去圓融院の御宇、天祿三年十一月一日、一條攝政謙德公うせ給ひしかば、御弟堀川關白仲義公、其時はいまだ從二位中納言にておはしき。其御弟法興院の大入道兼家公、其時はいまだ大納言右大將にてましましければ、仲義公は御弟に加階越られさせ給はりし。今又超返し、内大臣正二位して内覽の宣旨蒙らせ給ひしをこそ、人皆耳目を驚かしたる御昇進とは申合れしか。是はそれには猶超過せり。悲〔非〕參議二位の中將より大中納言を經ずして大臣攝政になる事、これはじめ、普賢寺殿の御事なり。上卿、宰相、大外記、大夫、史に至るまで、皆あきれたる樣にてぞ候はれける。太政大臣師長は司をとどめて、あつまの方へ流され給ふ。去ぬる保元には父惡左大臣殿の緣座によつて、兄弟四人流罪せられ給ひにき。御兄右大將兼長、御弟左中將隆長、範長禪師三人は歸洛を待たずして、配所にて終にうせ給ひぬ。是は土佐の畑〔幡多〕にて、九かへりの春秋を送りむかへ、長寬二年八月に召還されて本位に復す。次の年正二位して、仁安元年十月に前中納

けるは、誠に度度の御奉公淺からず候。一旦御恨み申させまします旨、其いはれ候。但官位といひ、俸祿といひ、御身にとつてはことごとく滿足す。されば功の莫太なる事を君御感あるでこそ候へ。然に近臣事を亂り、君御許容有と申事は、謀臣の凶害にてぞ候はんずらん。耳を信じて目をうたがふは、俗のつねの弊なり。小人の浮言を重して、朝恩の他に異なるに、今更又君をかたぶけまゐらせ給はん事、冥顯に付ても其恐れ少からず。凡天心は蒼蒼として測がたし、叡慮定而其儀でぞ候はんずらん。下として上に逆る事は豈人臣の禮たらんや、よくよく御思惟候べし。詮ずる所、此趣をこそ披露仕候はめとてたたれたれば、その座に並居給へる人人、あなおそろし、入道のあれ程いかり給ふに、ちつともさわがず、返事うちしてたたれけるよとて、法印をほめぬ人こそなかりけれ。

大臣流罪

法印歸參て、此由奏聞せられければ、法皇も道理至極して仰下さるる旨もなし。同十六日、入道相國此日來思立給へる事なれば、關白殿を始め奉て、太政大臣以下の卿相雲客四十三人が官職をとどめて追籠奉る。中にも關白殿をば太宰帥に遷して鎭西へとぞ聞えし。かからん世には、とてもかうでもありなんとて、鳥羽の邊、古川といふ所にて御出家あり。御年三十五、禮儀よくしろしめして、曇りなき鏡にておはしつる

おいて面目をうしなふ。是一。次に越前の國をば、子子孫孫まで御變改有間敷由御約束候て下給はつて候しかども、内府におくれて後やがて召返され候は、何の過怠にて候やらん。是一。次に中納言闕の候し時、二位の中將しきりに所望候しを、入道隨分執申しか共遂に御承引なくして、關白の息をなさるる事はいかに。縱入道如何なる非據申おこなふとも、一度はなどかきこしめし入ざるべき。家嫡といひ、位階といひ、理運左右に及ばぬ事を引ちがへさせ給御事は、あまりに本意なき御はからひとこそ存候へ。是一。次に新大納言成親卿已下近習の人人、鹿谷によりあひて謀叛を企し事も、全く私の計略にはあらず。併君御許容有によつて也。事あたらしき申事にて候へ共、此一門をば七代まではいかでか思食捨させ給ふべきに、それに入道七旬に及んで餘命いくばくならぬ一期の中にだにも、ややもすればほろぼすべきよしの御結構候。申候はんや、子孫相續て朝家にめしつかはれん事も有がたうこそ候へ。凡老て子をうしなふは枯木の枝なきにことならず。今は程なき憂世に心を費しても何にかはせんなれば、いかでも有なんと思なつてこそ候へとて、且は腹立し、且は落涙し給へば、法印おそろしうも又あはれにも覺て、汗水にこそなられけれ。その時はいかなる人も一言の返事には及がたき事ぞかし。其上我身も近習の仁にて、鹿谷に寄合し事をまさしう見きかれしかば、只今も其人數とて召や籠られんずらんとおもはれければ、龍の鬚を撫、虎の尾を踏心ちはせられけれ共、法印もさるおそろしき人にて、ちつともさわがず申され

は何事ぞと仰下さる。法印勅定の趣承て西八條の亭に行むかふ。入道對面もし給はず。朝より夕に及まで待れけれ共、無音なりければ、さればこそと無益に思ひ、源大夫判官季貞をもつて、勅定のおもむきいひ入させ、暇申てとて出られければ、その時入道、法印よべとて出されたり。喚返して、やや法印の御房、淨海が申所は僻事か。まづ内府が身まかりぬる事、當家の運命をはかるにも、入道隨分悲涙をおさへてこそ罷過候しか。御邊の心にも推察し給へ、保元以後は亂逆打續て、君やすい心もましまさざりしに、入道は只大方を執行ばかりでこそ候へ、内府こそ手をおろし、身を碎いて、度度の逆鱗をばしづめ參らせ候しか。其外臨時の御大事、朝夕の政務、内府程の功臣は有がたうこそ候らめ。ここをもつて古を案ずるに、唐の太宗は魏徵におくれてかなしみの餘に、昔の殷宗は夢の中に良弼を得、今の朕は覺の後賢臣を失ふと云碑文を、みづから書て廟に立てだにこそかなしみ給ひけるなれ。我朝にもまぢかう見候し事ぞかし。顯頼民部卿が逝去したりしをば故院殊に御歎有て、八幡の行幸延引あつて御遊なかりき。すべて臣下の卒するをば、代代の御門皆御歎ある事でこそ候へ。されば親よりもなつかしう、子よりもむつまじきは君と臣との御中と申事でこそ候へ。それに内府が中陰に八幡の御幸あつて御遊有き。御歎の色一事も是を見ず。縱内府が忠をこそ思食忘させ給ふとも、などか入道が悲みをば御憐みなくては候べき。たとひ入道がかなしみをこそ御憐みなく共、などか内府が忠をば思召忘させ給ふべき。父子とも叡慮に背申事今に

横にけしからぬ泰親の唯今の泣やうかなとぞ咲ひあはれける。され共此泰親は、淸〔晴〕明五代の苗裔を請て、天文は淵源を窮め、推調〔瑞兆〕掌を指がごとし、一事も違へざりければ、さすの神子とぞ〔脱文アルナラン〕。雷の落懸りたりしか共、雷火のために狩衣の袖は燒ながら、其身は恙もなかりけり。上代にも末代にも、有難かりし泰親なり。同十四日、入道相國いかがは思ひなられたりけん、數千騎の軍兵をたな引て、都へ歸入給由聞えしかば、京中何と聞分たる事はなけれ共、上下さわぎあへり。又何者の申出したりけるやらん、入道相國朝家を恨み奉るべしと云披露をなす。關白殿も内々きこしめさるる旨もやありけん、いそぎ御參内あつて、今度入道の入洛は偏に基房亡ぼすべき由の結構にて候へ、終にいかなる憂目にかあひ候はんずらんと奏せさせ給へば、主上聞しめして、そこにいかなる目にもあはんは偏にわがあふにてこそあらんずらめとて、龍顏より御泪を流させ給ふぞ忝なき。誠に天下の御政は、主上攝祿〔籙〕の御はからひにてこそあるに、こはいかにしつる事どもぞや。天照太神、春日大明神の神慮の程も量難し。同十五日、入道相國朝家を恨奉るべき事必定と聞えしかば、法皇大に驚かせ給ひて、故少納言入道信西の子息靜憲法師を御使にて、入道相國のもとへつかはさる。仰下されけるは、近年朝廷靖ならずして、人の心も調らず、世間もいまだ落居せぬさまに成行事を、惣別に付て歎思食せ共、さてそこにあればこそ萬事はたのみおぼしめされてこそ有に、天下をしづむるまでこそなからめ、嗷嗷なる躰にて、剩朝家を恨べしなど聞召す

西より妙典と云船頭をめしのぼせ、人を遥にのけて對面あり。金三千五百兩召寄て、汝は聞ゆる大正直の者なればとて、五百兩をば汝に得さす。三千兩をば宋朝へ渡し、千兩をば育王山の僧にひき、二千兩をば御門へまゐらせて田代を〔育ヲ略ス〕王山へ申寄て、重盛が後世とぶらはすべしとぞ宣ひける。妙典是を給はつて、萬里の煙波を凌ぎつつ、大宋國へぞわたりける。〔育ヲ略ス〕王山の方丈、佛照禪師德光に逢奉て、此由申ければ、隨喜感嘆して、軈而千兩をば〔育ヲ略ス〕王山の僧にひき、二千兩をば御門へ參らせて、小松殿の申されつる樣をつぶさに奏聞せられければ、御門大に感じ思召て、五百町の田代を〔育ヲ略ス〕王山へぞよせられける。されば日本の大臣平朝臣重盛公の後生善所と祈る事、今にありとぞ承る。

法印問答

入道相國、小松殿にはおくれ給ひぬ、よろづこころ細やおもはれけん、福原へ馳下り、閉門してこそおはしけれ。同十一月七日の夜の戌剋ばかり、大地おびただしう動いて良久し。陰陽頭安部泰親急内裏へ馳參り、今度の地震、占文の指所、其愼輕からず候。當道三經の中に坤儀經の說を見候に、年を得ては年を出ず、月を得ては月を出ず、日を得ては日を出ず、もつてのほかに火急に候とて、淚をはらはらと流しければ、傳奏の人も色をうしなひ、君も叡慮を驚かさせおはします。わかき公卿、殿上人は、何條事の有べき、

燈籠

又此大臣は、當來の浮沈を歎、六八弘誓の願になぞらへて、東山の麓〔に脫カ〕四十八けんの精舍を建、一間に一づつ四十八の燈籠を懸られたりければ、九品の臺めのまへに耀き、光耀鸞鏡を瑩て、浄土の砌にのぞむかとうたがはれ、毎月十四日、〔十脫カ〕五日を定めて、大念佛有しかば、當家、他家の人人の許より、みめよく壯んなる女房を請じて、一間に六人づつ二百八十八人の尼衆と定めて、大臣行道の中に交給ひて、一向此兩日が間は、一心不亂の稱名の聲退轉なし。されば後光明引接の悲願も此所に影向をたれ、接〔攝〕取不捨のひかりも此大臣をのみ照し給ふかとぞ覺えたる。十五日の日中を結願として、大臣西に向つて手をあはせ、南无安養世界彌陀善逝、三界六道衆生普く濟度し給へと、廻向發願し給へば、見人慈悲心を興し、聞者感涙をぞ催ける。それよりしてこそ此大臣を燈籠の大臣とは申けれ。

金渡

惣て此大臣は滅罪生善の御志ふかくおはしましければ、我朝にはいか成大善根をしおいたりといふとも、子孫相續て後世弔はれん事有がたし。他國にいかなる善根をもして、後世とぶらはれんとて、安元の比はひ鎭

と思食て、御涙を流させ給ふ。折節妻戸をほとほとと打敲。大臣、何者ぞ、あれきけと宣へば、瀬尾太郎兼康が今夜餘に不思議の事を見候て申あげんが爲に、夜の明るは遅う覺て參て候。御前の人をはるかにのけられ候へとて、人をのけて對面有けり。大臣御覽ぜられける夢に、少もたがはず、具にかたり申たりければ、扨こそ兼康は神にも通じたる者哉とぞ、大臣も感じ給ひける。其あした嫡子權亮少將維盛、院へ參らんとて出立れけるを、大臣喚寄て、人の親のかやうの事申すは、をこがましけれども、御邊は人の子には勝れて見え給へり。あれ少將に酒すすめよと宣へば、筑後守貞能御酌にまゐる。是をば少將にこそたぶべけれ共、親より先にはよも給はらじとて、大臣三度くんで、其後少將殿にぞさされける。少將又三度うけ給ふ時、あれ少將に引出物せよとの給へば、畏り承て、錦の袋に入たる御太刀を一つもつて參たり。少將是は當家に傳はる小烏と云太刀やらんと、うれしげに見給へば、さはなくして、大臣葬の時用る無文の太刀也。其時少將氣色かはつて見給へば、大臣涙をはらはらと〔他本流いノ語アリ、脱カ〕給て、それは貞能が咎にはあらず、大臣葬の時はいて伴する無文と云太刀也。日來は入道殿如何にも成給はば、重盛帶て供せんとこそ存しか。今は重盛、入道殿に先立奉らんずれば、御邊にたぶなりとぞのたまひける。少將とかうの返事にも及び給はず、涙を押て宿所にかへり、其日は出仕もし給はず、引かづいてぞ臥給ふ。其後大臣熊野へ參り、下向して、いくばくの日數をへずして、病づいて失給ひけるこそ、げにもと思ひしられけれ。

らんとて、上下皆なげきあへり。前右大將宗盛卿のかたさまの人人、世は只今大將殿へまゐりなんずとて、いさみ悦あはれけり。人の親の子をおもふ倣[習]は、おろかなるが先立だにもかなしきぞかし。いはんや是は當家の棟梁、當世の賢人にてましませば、恩愛の別、家の衰微、悲んでも猶あまり有。されば世には良臣を失へる事をなげき、家には武略のすたれぬる事をかなしむ。凡は此大臣、文章麗しうして、心に忠を存じ、才藝勝れて詞に德を兼給へり。

無文

天性此大臣は不思議の人にて、未來の事をも兼て悟り給ひけるにや、去ぬる四月七日の夜の夢に見給ひたりける事こそ不思儀[議]なれ。たとへばある濱路をはるばると歩行給ふ程に、傍に大なる鳥居の有けるを、大臣夢の中に、あれはいかなる御鳥居やらんととひたまへば、春日大明神の御鳥居なりとぞ申ける。人群集したり。其中より大なる法師の首を太刀のさきにつらぬき、高く指擧たるを、大臣何者の頸ぞと宣へば、平家太政入道殿、惡行超過せるによつて、當社大明神の召とらせ給ひて候と申と覺えて夢覺ぬ。當家は保元、平治より以降度度の朝敵をたひらげ、勸賞身に餘り、帝祖太政大臣に至り、一族の昇進六十餘人、二十餘年の以來は樂み榮え、又立ならぶ人もなかりつるに、入道の惡行によつて、當家の運命の末になるにこそ

る九卿に列し、三台にのばる。其運命はかるにもつて天心にあり。何ぞ天心を察せずしておろかに醫療をいたはしうせんや。所勞もし定業たらば、醫療を加ふるとも益無らん。又非業たらば療治を加へずともたすかる事をうべし。彼耆婆が醫術及ばずして、大覺世尊滅度を敍〔拔〕提河のほとりに唱ふ。是則定業の病いやさざる事をしめさんが爲也。治するは佛躰也、療するは耆婆也。定業もし醫療にかかはるべう候はば、豈釋尊入滅有らんや。定業猶治するに堪ざる旨明けし。然れば重盛が身佛体にあらず、名醫又耆婆に及べからず。縱四部の書を鑒て百療に長ずといふとも、いかでか有待の穢身を救療せん。たとひ五經の說に詳にして衆病をいやすといふ共、豈先世の業病を治せんや。もし彼醫術によつて存命せば本朝の醫道無に似たり。醫術効驗なくは面謁所詮なし。就中本朝鼎臣の外相をもつて、異朝富有〔浮遊〕の來客にま見えん事、且は國の恥、且は道の陵遲也。縱重盛命は亡ずといふとも、爭か國の恥をおもふ心を存ぜざらん。此由を申せとこそ宣ひけれ。盛俊泣泣福原へ馳下、此よしを申ければ、入道相國國の恥思ふ大臣、上古に未聞ず、まして末代に有べしとも覺えず。日本に相應せぬ大臣なれば、いか樣にも今度失なんずとて、急ぎ都へ上られけり。七月廿八日小松殿出家し給ひぬ。法名は淨蓮とこそつき給へ。やがて八月一日臨終正念に住して失給ひぬ。御年四十三、世は盛とこそみえつるに、哀成し事共也。入道相國のさしも橫紙をさかれしをも、此人のやうやうになだめ宣ひつればこそ世は今日までも穩しかりつれ。明日よりして天下にいか計の事か出來んず

ずとて、人あやしとおもへ共其心をば得ざりけり。然るに此公達程なくやがて誠の色を着給ひけるこそ不思議〔議〕なれ。其後大臣下向の時、いくばくの日數を經ずして、病づき給ひぬ。權現すでに御納受あるにこそとて、療治をもし給はず、祈禱をもいたされず。其比宋朝より優れたる名醫渡つて、本朝にやすらふ事ありけり。折節入道相國は福原の別業におはしけるが、越中前司盛俊を使者にて、小松殿へ宣ひ遣されけるは、所勞いよいよ大事なるよし其聞え有、兼ては又宋朝よりすぐれたる名醫渡れり。折節是をよろこびとす。仍てかれを召請じて醫療を加へしめ給へと宣ひ遣はされたりければ、大臣扶おこされ、盛俊を御前へ召てたいめんあり。先醫療の事、畏て承候ぬと申べし。但汝もよく承はれ。延喜の御門はさばか〔りノ音便んヲ略セルカ〕の賢王にて渡らせ給ひしかども、異國の相人を都のうちへ入られたりし事をば、末代までも賢王の御誤、本朝の恥とこそみえたれ。いはんや重盛ほどの凡人が、異國の醫師を王城へ入ん事、國の恥にあらずや。漢高祖は三尺の劍を提て天下を治しか共、淮南の黥布を討し時、流矢に當つて疵を蒙る。后呂太后良醫を迎てみせしむるに、醫の曰、疵治しつべし、但五十斤の金をあたへば治せんといふ。高祖のたばく。我守のつよか〔りノ音便つヲ略セルカ〕し程は、おほくの鬪に逢て疵を蒙りしかども其痛なし。運既に盡ぬ、命は則天に在、扁鵲といふとも何の益かあらん。然れば又金を惜むに似たりとて、五十斤の金を醫師にあたへながら遂に治せざりき。先言耳に在、今もつて甘心す。重盛いやしく

小松大臣はかやうの事どもに萬心細くや思はれけん、其比能〔熊〕野參詣の事ありけり。證誠殿の御前にて靜に法施まゐらせて、終夜敬白せられけるは、親父入道相國の躰をみるに、惡虐無道にして、ややもすれば君をなやませ奉る。重盛長子として頻りに諫をいたすといへ共、身不肖の間、彼もつて服膺せず。其振舞を見るに、一期の榮花猶あやふし。枝葉連續して親をあらはし、名を揚ん事難し。此時に當て重盛苟も思へり、なまじひに列して世に浮沈せん事、あへて良臣孝子の法にあらず。しかじ、名を遁、身を退いて今生の名望を投捨て、來世の菩提を求んには。ただし凡夫薄地、是非にまどへるがゆゑに、こころざしを猶ほしいままにせず。南无權現金剛童子、ねがはくば子孫繁榮絶ずして、つかへて朝廷にまじはるべくは、入道の惡心をやはらげて以〔天カ〕下の安全を得せしめ給へ。榮耀又一期を限つて後昆恥に及べくは、重盛が運命を縮て來世の苦輪を助給へ。兩ケの求願、ひとへに冥助を仰と肝膽を摧いて祈念せられければ、燈籠の火の様なる物の、大臣の御身より出て、はつと消ゆるが如くして失にけり。人あまた見奉りけれ共、恐て是を申さず。大臣下向の時、岩田河を渡られけるに、嫡子權亮少將維盛已下の公達、淨衣の下に薄色の絹を着て、夏の事なれば、何となう水にたはぶれ給ふ程に、淨衣のぬれて絹にうつりたるが、偏に色の如くに見えけるを、筑後守貞能是をみとがめて、何とやらんあの御淨衣の世にいまはしげにみえさせましまし候。いそぎ召換かへらるべうもや候らんと申ければ、大臣、扨は我が所願既に成就しにけり、あへて其淨衣あらたむべから

になり、奈良の法花寺に行ひすまして、父母の後世を弔ひ給ふぞあはれなる。有王は俊寛僧都の遺骨を頸にかけ、高野へのぼり、奥の院に納つつ、蓮花谷にて法師になり、諸國七道修行して主の後世をぞとぶらひける。か樣に人人のおもひなげきのつもりぬる平家のすゑこそおそろしけれ。

飈

去程に同五月十二日の午の剋ばかり、京中に飈おびただしう吹て、人屋おほく顛倒す。風は中御門京極より起つて坤の方へ吹て行に、棟門、平門吹ぬいて、四五町、十町ばか〔り脫カ〕吹もてゆく。桁、なげし、柱などは虛空に散在す。檜皮葺、板の類、冬の木葉の風に亂るるがごとし。おびただしう鳴とよむおと、かの地獄の業風なりとも、是には過じとぞみえし。只舍屋の破損するのみならず、命をうしなふ者もおほし。牛馬のたぐひ數をしらずうち殺さる。是ただ事にあらず、御占あるべしとて、神祇館〔官〕にして御占あり。今百日のうちに祿を重ずる大臣のつつしみ、別しては天下の大事、佛法、王法共に傾て兵革相續すべしとぞ、神祇館〔官〕、陰陽寮ともに占なひたてまつる。

醫師問答

かみざらん、などそれらがさ様に先立けるをも今までは夢幻にもしらざりけるぞ。親となり子となり、夫婦の縁を結も皆此世一にかぎらぬ契ぞかし。人めもしらず、いかにもして命をいかうと思ひしも、此等を今一度見ばやと思ふ爲也。今は生きても何にかはせん。姫が事斗こそ心ぐるしけれ共、それはいきみなれば嘆［歎カ］ながらも過さんずらん。さのみながらへておのれに憂目をみせんもわが身ながらつれなかるべしとて、自の食事をとどめ、偏に彌陀の名號をとなへ臨終正念をぞ祈られける。有王わたつて廿三日と申に、僧都遂に終り給ひぬ。歳三十七とぞ聞えし。有王空き姿に取つき奉り、天に仰、地に俯、心の行程泣あきて、軈而後世の御供仕るべう候へども、此世には姫御前斗こそ渡らせ給ひ候へ、後世とぶらひまゐらすべき人も候はず。しばしながらへて御菩提を弔參らすべしとて、ふしどを改め、庵をきりかけ、松の枯枝、蘆の枯葉ひしと取かけて、藻鹽の煙となし奉り、荼毘事をひぬれば、白骨を拾ひ、頸に懸、又商人船の便にて、九國の地にぞ付にける。其より僧都の御女のしのうでおはしける御許に參て、有し樣を初より細細と語申す。中中御文を御覽じてこそいとど御思ひはまさらせ給ひて候しか。件の島には硯も紙もなければ、御返事にも及ばず、おぼしめされつる御事どもはさながらむなしうてやみ候ぬ。今は生生世世をおくり、他生曠劫をば隔給ふとも、爭か御聲をも聞、御姿をも見まゐらさせ給ふべき。ただいかにもして御菩提をとぶらひまゐらせ給へと申ければ、姫御前ききもあへ給はず、伏まろびてぞなかれける。軈而十二の歳尼

も、又これの御事と申し、一かたならぬ御思におぼしめし沈ませ給ひしが、去三月二日遂にはかなく成せ給ひて候ぬ。今は姫御前ばかりこそ、奈良の姨御前の御許にしのうでおはしけるが、それより御文給て參て候とて、取出で奉る。僧都是をあけて見給へば、有王が申にたがはずかかれたり。奥にはなどや三人流されて坐します人の、二人は召還されてさぶらふに、いま一人のこされて、今まで御上りも侍らはぬぞ。あはれ高きも卑きも、女の身程いふがひなき事はさぶらはず。男の身にてもさぶらはば、わたらせ給ふ島へもなどか參らでさぶらふべき。此童を御伴にて急のぼらせ給へとぞかかれたる。是みよ、有王よ、此子が文の書やうのはかなさよ。おのれをともにていそぎ上れと書たる事のうらめしさよ。俊寛が心にまかせたる憂身ならば、爭でか此島にて三とせの春秋をばおくるべき。今年は十二に成と覺ゆるが、是程に墓无ては、爭か人にもみえ、宮仕へをもしてたすくべきかとてなかれけるにぞ、人のおやの心はやみにあらね共子をおもふ道迷にふとは今こそ思ひしられけれ。此島へ流されて後は暦もなければ月日の立をもしらず、只おのづから花の散り、葉の落るをみては、三年の春秋をしり、蟬の聲、麥秋を送れば夏と思ひ、雪のつもるを冬としる。白月、黒月のかはり行をみては三十日をわきまへ、指を折てかぞふれば今年は六になると覺ゆるをさなき者も、はや先立けるごさんなれ「こそあんなれノ約語」西八條へ出し時、此子が我もゆかんとしたひしを、やがて歸らうずるぞと慰置しが、只今のやうに覺るぞや。それを限とだにも思はましかば、いま暫もなど

僧都是にて何事をも謂ばやとは思へ共、いざ我家へと宣へば、有王あの御有様にても、家を持給へるふしぎさよと思ひ、僧都を肩に引かけまゐらせ、教に随ひて行程に、松の一村ある中に、蘆を結、桁、はりにわたし、上にも下にも松の枯枝、枯草の枯葉をひしと取懸たれば、雨風たまるべうも見えず。昔法勝寺の寺務職にて、八十余ヶ所の庄務を司り給ひしかば、棟門、平門の内に、四五百人の所従、眷屬に圍繞せられておはせし人の、まのあたりかかる憂目に合せ給ふ事の不思議さよ。業にさまざま有、順現、順生、順後業といへり。僧都一期が間、身に用る所、皆大伽藍の寺物、佛物ならずと謂事なし。去ば彼信施無慚の罪によつて、今生にてははや感ぜられけりとぞみえたりける。僧都こは現にて有けりとおもひ定て、去年少將や判官入道の迎の時も、是等が文と謂事もなし。今又汝が便にも音信の無はかうとも知らせざりつるかと宣へば、有王涙に咽、うつぶして、暫は御返事にも及ばず、良有て起あがり、涙を押へて申けるは、君の西八條へ出させ給ひし後、官人共參て、資財雑具を追補し、御内の人ども搦とり、御謀叛の次第を尋とひ、皆失ひ果て候き。北方は少人をかくしかねまゐらせ給て、鞍馬のおくにしのうで御渡り候しにも、此童ばかりこそ時時まゐりて、御宮仕へつかまつり候也。何か御歎の愚なる事は候はざりしか共、をさなき人はあまりに戀まゐらさせ給ひて、參り候度ごとには、いかに有王よ、我鬼界が島とかやへ具してまゐれとの給ひてむつがらせ給ひしが、過候し二月に痘と申事にうせさせおはしまし候ぬ。北方は其御歎と申

て憂目をばみせんとはせさせ給ひ候ぞと、さめざめとかきくどきければ、僧都少し人心ち出でき、たすけ起され、誠に汝多くの波路をしのぎつつはるばるこれまで參りたるこそ神妙なれ。只明ても暮ても都の事をのみ思ひ居たれば、戀しき者共の面影を夢に見るをりもあり、又幻しに立時も有。身もいたうつかれよわ〔つ脫カ〕て後は、夢もうつつもおもひわかず。今汝が來るをもただ夢とのみこそ覺ゆれ。若此事の夢也なば、さめての後はいかがせん。有王、こは幻にて候也、さても此御有樣にて今まで御命の延させ給ひたるこそ不思儀〔議〕にはおぼえ候へと申ければ、いさとよ、是は去年少將や判官入道がむかひの時、その瀬に身をも投べかりしを、由なき少將の今一度都の音信をもまてかしなど慰置しを、愚に若やと賴つつ、ながらへんとはせしか共、此島には人の食物も絕てなき所なれば、身に力の有し程は山にのぼつて、硫黃といふ物をほり、九國よりかよふ商人にあひ、食物にかへなどせしかども、日にそへてよわりゆけば、今はさやうのわざもえず。か樣に日ののどかなる時は、磯にいでて網人、釣人に、手をすり、膝をかがめて魚をもらひ、鹽干の時は貝を拾ひ、荒海布をとり、磯の苔に露の命をかけてこそ、憂ながらけふまではながらへたれ。さらでは憂世を渡よすがをばいかにしつらんとか思覽〔助動詞らん〕。

僧都死去

それは三人是に有しが、二人は召返されて都へ上りぬ。いま一人残されて、あそこここよと迷ひありきしが、其後は行へをもしらずとぞいひける。山の方の覺束なさに遙かに分入、嶺に攀、谷に下れ共、白雲跡を埋んで往來の道もさだかならず、晴嵐夢を破つては其面影もみえざりけり。山にては遂に尋ねあはず。海の邊りについて尋るに、沙頭に印を刻鷗、奥の白洲にすだく濱千鳥の外は、跡とふ者もなかりけり。あるあした磯の方より、蜻蛉などの如くに痩衰へたる者、よろぼひ出來たり。もとはほふしにて有けりと覺えて、かみはそら樣に生あがり、萬の藻取ついて荊をいただいたるがごとし。節あらはれて皮ゆたひ、身に着たる物は絹布の分も見えず。片手には荒海布を持ち、片手には魚を持、あゆむ樣にはしけれども、はかもゆかず、よろよろとしてぞ出來る。都にておほくの乞匃〔丐〕人は見しか共、かゝる者はいまだ見ず。諸阿修羅等、故在大海邊とて、修羅の三悪四趣は深山大海のほとりにありと、佛の説置給ひたれば、我しらず我鬼〔餓鬼〕道などへ迷ひ來るかとぞ覺えたる。はや彼も此も次第に歩み近く。若か樣の者にてもわが主の御行へやしつたると、物申さうといへば、何事と答ふ。是に都より流され給ひたりし法勝寺の執行俊寛僧都と申人やましますとゝふに、童こそ見忘たれ共、僧都は爭忘れ給べきなれば、是こそそよと宣ひもあへず、手にもてる物を投捨て、沙の上にぞ倒ふす。さてこそ我主の御行へとはしりてけれ。僧都軈て消入給ふを、有王膝の上にかきのせ奉り、おほくの波路を凌つつ、はるばると是まで尋ね參りたる甲斐もなく、いかにやが

去程に鬼界が島の流人、二人は召還されて都へのぼりぬ。一人殘されてうかりし島の島守となりにけるこそうたてけれ。僧都のをさなうより不便にして召しつかはれける童あり。名をば有王とぞ申ける。鬼界が島の流人共今日既に都へ入と聞えしかば、有王鳥羽まで行向てみけれども、我主はみえ給はず。いかにととへば、それは猶罪深しとて島に殘されぬと聞て、心うしなども愚なり。常は六波羅の邊にたたずみありいてききけれども、いつ赦免あるべしとも聞出さず。僧都の御女の忍うでおはしける所へまゐつて、此瀨にも洩させ給ひて御上りも候はず。今はいかにもして、かの島へ渡て御行へをもたづねまゐらせばやと存候。御文給て參候はんと申ければ、姫御前斜ならずに悅び、軈而書てぞたうでける。暇を請ともよもゆるさじとて、父にも母にも知らせず、もろこし船の纜は卯月五日に解なれば、夏衣たつをおそくや思けん、三月の末に都をたつ。おほくの波路をしのぎつつ、薩摩潟へぞ下ける。薩摩より彼島へ渡船津にて、有王を人あやしめ、着たる物を剝取などしけれども、すこしも後悔せず。姫御前の御文ばかりぞ人にしらせじと、髻結の中にはかくしける。さて商人舟に乘て、件の島へ渡つて見るに、都にて幽に傳聞しは事の數ならず、田もなし、畠もなし、里もなし、村もなし。自人はあれ共謂詞も聞しらず。有王、島の者に行むかつて、物申さうといへば、なに事と答。是に都より流されさせ給ひたる法勝寺の執行の御房と申人や在ますととふに、法勝寺共執行ともしつたらばこそ返事はせめ、ただ頭を掉て知ぬといふ。其中にある者が心得て、いさとよ、

おもひしられけん。少將はしうと平宰相の宿所へ立入給ふ。母上は靈山におはしけるが、きのふより宰相の宿所におはして待れけり。少將の立入給ふ姿を唯一めみ給ひて、命あればと斗にて引かづいてぞふし給ふ。宰相のかたには女房、侍ども〔來〕つどひて、死だる人の歸たる心ちして悦泣をぞせられける。まして北方、めのとの女房が心の中、いかばかり嬉しかりけん。めのとの六條が黑かりし髮も皆しろうなりたり。北方はさしもうつくしう、はなやかにおはせしかども、盡せぬ物思ひに瘦くろみて、その人とも見え給はず。少將ながされし時三歲で別給ひし若君、今は長しう成て髮結程也。そのそばに三つばかりなるをさなき人のおはしけるを、少將あれはいかにと宣へば、六條、これこそとばかり申て淚を落しけるにこそ、さては我下し時心ぐるしげなる有樣共を見置しが、事ゆゑなうそだちけるよと、おもひ出でもかなしかりけり。少將はもとのごとく院へ召つかはれて、宰相の中將にあがり給ふ。康賴入道は東山雙林寺に我山庄の有ければ、それに落着て先かうぞつゞけける。

故鄕の軒の板間に苔むしておもひし程はもらぬ月かな

軈而そこに籠居して、憂かりしむかしをおもひつゞけ、寶物集といふ物語を書けるとぞ聞えし。

有王　島下

ぶれて部遣戸もたえてなし。ここには大納言殿のとこそおはせしか。此妻戸をばかうこそ出入給ひしか、あの木をばみづからこそ植給ひしかなんどいひて、言の葉に付ても只父の事をのみ戀しげにこそのたまひけれ。三月中の六日なれば、花はいまだ名殘あり、楊梅、桃李の梢こそ折しりがほに色色なれ、むかしのあるじはなけれ共、春を忘れぬ花なれや。少將花のもとにたちよりて、

桃李不レ言春幾暮、煙霞無レ跡昔誰栖

ふるさとの花のものいふ世なりせばいかに昔の事をとはまし

此ふるき詩歌を口ずさみたまへば、康頼入道も折節哀に覺て墨染の袖をぞぬらしける。暮る程とは待れけれ共、餘に名殘惜くて夜更るまでこそおはしけれ。更行ままにはあれたる宿のならひとて、古き軒の板間よりもる月影ぞ隈もなき。鷄籠の山明なんとすれ共、家路は更にいそがれず。さてしも有べき事ならねば、迎に乘物共遣はして待らんも心なしとて、少將なくなく陶殿を出つつ、都へかへりのぼられける。人人の心の中、さこそはうれしうも又哀にも有けめ。康頼入道が迎にも乘物はありけれども、今更名殘の惜きにとて、それにはのらず、少將の車の尻に乘て七條河原まではゆく。それより行わかれけるが、猶行もやらざりけり。華の下の半日の客、月の前の一夜の友、旅人が一村雨の過行に、一樹の陰に立寄て、別るる名殘もをしきぞかし。況や是は憂かりし島の栖居、舟のうち、浪の上、一業所感の身なれば、先〔前〕世の芳緣も淺からずや

さるうれしさもさる事にては候へ共、父大納言殿のまさしう此世にわたらせ給はんを、みまゐらせても候はばこそ、さすが命の長きかひも候はめ。是までは急がれつれ共、今日より後はいそぐべし共覺えずとて、かきくどいてぞなかれける。誠に存生の時ならば、大納言入道殿こそいかにとも宣ふべきに、生をへだてたるならひほどうらめしかりける事はなし。苔の下には誰か答べき、ただ嵐にさわぐ松の響計也。その夜は康頼入道と二人、はかのめぐりを行道し、明ければ新しう壇築、くぎぬきせさせ、前に假屋作り、七日七夜があひだ念佛申、經かいて、結願には大なる卒都婆を立て、過去聖靈、出離生死、證大菩提とかいて、年號月日の下には孝子成經と書れたれば、しづ山がつのこころなきも、子に過たる寶なしとて袖をぬらさぬはなかりけり。年去年來共忘れ難きは撫育の昔の恩、夢の如く幻のごとし。盡がたきは戀慕の今の涙なり。三世十方の佛陀の聖衆も憐み給ひ、亡魂尊靈もいかに嬉と覺し劔「助動詞けん」。今しばらく念佛の功をつ積べう候へ共、都に待人どもの心元なう候らん、又こそまゐり候はめとて、亡者にいとま申つつ、なくなくそこをぞたたれける。草のかげにても名殘をしうやおもはれけん。同三月十六日、少將鳥羽へあかうぞつき給ふ。故大納言殿の山庄、陶殿とて鳥羽にあり。住あらして年經にければ、築地はあれ共蓋もなく、門はあれ共扉もなし。庭に立入見給へば、人跡絶て苔深し。池のほとりを見まはせば、秋の山の春風にしら波頻りにをりかけて、紫鴛白鷗逍遥す。興ぜし人の戀しさに、只盡せぬ物は涙也。家はあれ共らんもんや

少將都還

同正月下旬に、丹波少將成經、平判官康頼入道二人の人人は、肥前國鹿瀬庄を立て都へといそがれけれども、餘寒なほはげしう、海上もいたくあれければ、うら傳ひ島づたひして、きさらぎ十日比にぞ備前のこじまには着給ふ。それより父大納言殿の栖給ひける處に尋入てみ給へば、竹の柱、ふりたる障子などに書きおき給へる筆のすさびをみ給ひて、あはれ人の形見には、手跡に過たる物ぞなき。書きおき給はずばいかでか是をみるべきとて、康頼入道と二人讀てはなき、ないてはよむ。安元三年七月廿日出家、同廿六日信俊下向ともかかれたり。さてこそ源左衛門尉信俊が參りたるをも知れけれ。そばなる壁には、三尊來迎便あり、九品往生疑なしともかかれたり。此形見を見給ひてこそ、さすが欣求淨土の望も御座けりと、かぎりなき歎の中にも、いささかたのもしげにはのたまひければ、其墓をたづねて見給へば、松の一村ある中に、甲斐甲斐しう壇を築たる事もなし「くカ」、土のすこし高所に向ひ、少將袖掻合せ、いきたる人に物を申す樣に、なくなくかきくどいて申されけるは、遠き御まもりとならせおはしましたる事をば、島にてもかすかにつたへ承て候しか共、心に任せぬ憂身なれば急參事も候はず。成經彼島へながされて後のたよりなさ、一日片時の命の有がたうこそ候しか。さすが露の命は消やらで、此ふたとせをおくつて、今めしかへ

〔綸〕言汗のごとしとこそ承はつて候へ。是程の所望かなはざらんにおいては、我祈り出し奉たる皇子なれば、取奉て魔道へこそゆかんずらめとて、遂に對面もせざりけり。美作守歸り參て此由奏聞せられければ、主上御歎斜ならず。頼豪終にひじにに死にけり。去程に皇子御惱つかせ給ひてうちふさせ給しかば、さまざまの御祈共有けれ共、かなふべしともみえさせ給はず。白髪なる老僧の錫杖もつて、常は皇子の御枕にたたずむと人の夢にもみえ、現にも又たちけり。おそろしなどもおろかなり。承暦元年八月六日、皇子御年四歳にて遂にかくれさせ給ひぬ。敦文〔アツブミ〕親王是なり。主上斜ならず御なげき有て、其比又山門に西京の座主良信大僧正、その時はいまだ圓融坊の僧都と聞えしを内裏へめして、こはいかにと仰ければ、いつもかやうの御願は、我山の力でこそ成就する事では候へ。されば九條右丞相師輔公も慈惠〔慧〕大僧正に御契り申させ給てこそ、冷泉院の皇子御誕生は候しか。やすい程の御事候とて、山門に歸て、百日肝膽を摧て祈られければ、中宮やがて百日のうちに御懷姙あつて、承暦三年七月九日御産平安、皇子御誕生ありけり。堀川天皇是也。怨靈はかく昔もおそろしかりし事どもなり。今度さしもめでたき御産に、非常の大赦行はれたりといへ共、此俊寛僧都一人赦免なかりけるこそうたてけれ。同十二月八日皇子東宮にたたせ給ふ。傅には小松内大臣、大夫には池中納言頼盛卿ときこえし。さる程に今年もくれて治承も三年に成にけり。

賴豪

白河院御在位の時、京極の大殿の御むすめ、后にたち給事ありけり。賢子の中宮とて、御最愛ありしかば、主上この后の御腹に、皇子誕生あらまほしうおぼしめして、その比三井寺に有驗の僧ときこゆる賴豪阿闍梨をめして、汝此后の御腹に皇子誕生祈り申せ、御願成就せば所望はこふによるべしと仰下さる。賴豪畏承て三井寺に歸り、肝膽を摧ていのりければ、中宮程なく御懷姙有て、承保元年十二月十六日、御產平安、皇子御誕生有けり。主上斜ならず御感有て、賴豪阿闍梨を內裏へ召て、さて汝が所望はいかにと仰ければ、三井寺に戒壇建立の由を奏聞す。一階僧正などの事をも申さんずるかとこそ覺しめしつるに、是こそ存じの外の所望なれ、凡皇子誕生有て、祚をつがしめんも海內無爲を思食御故なり。今汝が所望を達せば、山門憤て世上もしづかなるべからず。兩門ともに合戰せば、天台の佛法ほろびなんずとて、聞しめしも入ざりけり。賴豪、こは口惜事にこそ有なれとて、いそぎ三井寺にはしり歸てひじにゝせんとす。主上大に驚かせ給ひて、江帥匡房［まさふさ］卿其時はいまだ美作守ときこえしをめして、汝は賴豪に師檀の契なれば、行てこしらへてみよと仰ければ、畏承て、いそぎ三井寺に行むかひ、賴豪阿闍梨が宿坊に行て、勅定の趣仰ふくめんとすれば、以外にふすぼつたる持佛堂に楯［立］籠、おそろしげなる聲して、天子には戲の詞なし、綸

界の垂跡にて候が、氣比の宮はさかえたれども、嚴島はなきがごとくにあれはてて候。あはれおなじうは、此次に奏聞して、修理せさせ給へかし。さだにも候はば、官、加階は肩を並ぶる人天下に又も有まじきぞとてたたれけり。此老僧の居給へる所に異香則薫じたり。人をつけて見せらるるに、三町ばかりは見え給ひて、其後はかきけすやうにうせ給ぬ。是ただ人にあらず、大師にてましましけりと、彌たつとくおぼえて、娑婆世界の思出でにとて、高野の金堂に曼陀羅をかかれけるが、西曼陀羅をば常明法印といふ繪師にかかせらる。東曼陀羅をば清盛かかんとて自筆にかかれけるが、八葉の中尊の寶冠をばいかが思はれけん、我首の血をいだいてかかれけるとぞ聞えし。其後都へのぼり、院參して、此よしを奏聞せられたりければ、君も臣も御感ありけり。なほ任をのべて、嚴島をも修理せらる。鳥居をたてかへ、社社をつくりかへ、百八十間の回廊をぞ作られける。修理畢て後、清盛嚴島へ參り通夜せられける夢に、御寶殿の御戸おしひらき、びんづらゆうたる天童の出て、汝此劍をもつて朝家の御かためたるべしとて、銀のひるまきしたる小長刀を給はるといふ夢をみて、さめて後見給へば、うつつに枕がみにぞたつたりける。さて大明神御託宣有て、汝しれりや、わすれりや、或聖をもつていはせし事は。但惡行あらば子孫まではかなふまじきぞとて、大明神あがらせ給ひけり。目出かりし事共なり。

大塔建立

御修法の結願には勸〔勧〕賞どもおこなはる。仁和寺の御室は東寺修造せらるべき也。後七日の御修法并に大元の法、灌頂興行せらるべき由、仰下さる。御弟子法眼圓良、法印になさる。座主の宮は二品并に牛車の宣旨を申させ給ふを、御室さへ申させ給によつて、御弟子覺誓僧都、法印になさる。其外の勸〔勧〕賞共、毛擧にいとまあらずとぞ聞えし。日數經にければ、中宮は六波羅より內裏へ歸りまゐらせ給ふ。入道相國の御女、后にたたせ給ふうへは、あはれとくして此御腹に皇子御誕生あれかし、位に卽奉て夫婦ともに外祖父、外祖母と仰がれんとねがはれけるが、我あがめ奉る嚴島へ申さんとて、月詣をせられけるに、中宮やがて御懷姙有て、御座〔産カ〕平安、皇子御誕生こそ目出けれ。抑平家、安藝嚴島を信じはじめられける事をいかにと云に、淸盛公いまだ安藝守たりし時、安藝國をもつて高野の大塔修理せられけるに、渡邊遠藤六郎賴方を雜掌につけられたり。六年に修理終ぬ。修理畢て後、淸盛高野へのぼり、大塔拜み、奧院へまゐられけるに、いづくより來るともなく、白髮なるが眉には霜をたれ、額に浪をたたみ、かせ杖のふたまたなるにすがつてき給へり。此僧なにとなう物語をしける程に、それ我が山は昔より密宗をひかへて退轉なし。天下に又も候はず。大塔既に修理をはり候ぬ。それに付候ては、越前の氣比の宮と、安藝の嚴島は兩

りに人おほく參りつどひ、たかんなをこみ、稻麻竹葦のごとし。役人ぞあけられ候へとて、大勢の中を押分押分參る程に、いかがはしたりけん、右の沓を踏みぬがれて、そこにてちつと立やすらふが、冠をさゝへつき落されて、さばかりの砌に束帶ただしき老者が、もとどりはなつてねり出たりければ、わかき公卿、殿上人は、こらへずして一度にどつとぞわらはれける。陰陽師など云は、反倍とて、あしをもあだにふまずとこそ承はれ。それにかかる不思議共の有けるを、其時は何とも覺えざりけれ共、後にこそおもひあはする事共はおほかりけれ。御產によつて、六波羅へまゐらせ給人人、關白松殿、太政大臣妙音院、左大臣大炊御門、右大臣月輪殿、內大臣小松殿、左大將實定、源大納言定房、三條大納言實房、五條大納言國綱、藤大納言實國、按察使資方、中御門中納言宗家、花山院中納言兼雅、源中納言雅賴、權中納言實綱、藤中納言資長、池中納言賴盛、左衛門督時忠、別當忠親、左宰相中將實家、右宰相中將實宗、新宰相中將通親、平宰相教盛、六角宰相家通、堀川宰相賴定、左大辨宰相長方、右大辨三位俊經、左兵衛督重孝、右兵衛督光能、皇太后宮大夫朝方、左京大夫長教、大宰大貳親宣、新三位實淸、以上三十三人、右大辨の外は直衣なり。不參の人人には花山院前太政大臣忠政公、大宮大納言隆季卿已下十餘人、後日に布衣〔二字袍衣〕着して、入道相國の西八條の亭へ向はれけるとぞ聞えし。

けるよろこび泣とはこれをいふべきにや。小松の大臣は、いそぎ中宮の御方へまゐらせ給て、金錢九十九文、皇子の御枕に置て、天をもつては父とし、地をもつては母とさだめ給へし。御命は方士東方朔が齡をたもち、御こゝろには天照太神入かはらせ給へとて、桑の弓、蓬の矢をもつて天地四方をいさせらる。

公卿揃

御乳には前右大將宗盛卿の北方と定められたりしが、去七月に難產をして失給しかば、平大納言時忠卿の北方帥佐殿、御乳には參らせ給ひて、後には帥の典侍とぞ人申ける。法皇軈而還御、門前に御車を立られたり。入道相國うれしさのあまりに、砂金一千兩、富士の綿二千兩、法皇へ進上せらるる。しかるべからずとぞ人申ける。今度の御產に勝事［笑止］あまたあり。先法皇の御驗者、次に后御產の時、御殿の棟より甑をまろばかす事有けり。皇子御誕生には南へおとし、皇女誕生には北へおとすを、是は北へおとされたりければ、人人いかにとさわぎ、とりあげ、おとしなほされたりけれども、猶あしき事にぞ人申ける。をかしかりしは入道相國のあきれざま、目出かりしは小松大臣の振舞、本意なかりしは前の右大將宗盛卿の最愛の北方におくれたまひて、大納言、大將兩職を辭して籠居せられし事、兄弟共に出仕あらばいかに目出からん。次に七人の陰陽師參て、千度の御祓仕る。その中に掃部頭時晴といふ老者あり。所從なども乏少なりけるが、あま

る。あはれ淨海いくさの陳〔陣〕ならば、さりとも是程まではおくせじ物をとぞ、後にはのたまひける。御驗者には房覺、性運兩僧正、春堯法印、豪禪、實專兩僧都、おのおの僧伽の句どもあげ、本寺、本山の三寶、年來所持の本尊だち、せめふせ、せめふせもまれけり。誠にさこそはとおぼえてたつとかりける中に、折節法皇は新熊野へ御幸なるべきに、御精進の次でなりけるが、錦帳近く御座有て、千手經を打あげ打あげあそばされけるにぞ、いま一きは事かはつて、さしもをどりくるひける御神子どもが縛もしばらく打しづめけり。法皇おほせなりけるは、たとひいかなる御物の氣なりとも、此老法師がかくて候はんにはいかでか近付奉るべき。就中今あらはるるところの怨靈は、みな我朝恩をもつて人と成たる者ぞかし。縱報謝の心をこそ存〔ぜ脱カ〕ずとも、いかでか祟障导をなすべきや。速に罷退候へとて、女人生產しがたからん時に臨で、邪魔庶〔遮〕障し、苦忍かたからんにも、心をいたして大悲呪を稱誦せば、鬼神退散して安樂に生ぜんとあそばいて、皆水晶の御數珠をおしもませ給へば、御產平安のみならず、皇子にてこそましましけれ。本三位中將重衡卿、其時はいまだ中宮の亮にておはしけるが、御簾の中より、つつと出て、御產平安、皇子御誕生候ぞと、たからかに申されたりければ、法皇をはじめまゐらせて、關白、松殿、太政大臣以下、卿相雲客、おのおの助修、陰陽頭、數輩の御驗者、すべて堂上堂下、一同にあつとどよめきあへる聲は、門外までもとよみて、しばしはしづまりもやらざりけり。入道相國うれしさの餘に聲をあげてぞなかれ

狩衣に帶劍したる者共が、色色の御誦經物、御劍、御衣を持つゞいて、東の臺〔對〕より南庭をわたつて、西の中門にいづ。目出たかりし見物なり。小松の大臣は例の善惡に付てさわぎ給はぬ人にておはしければ、はるかに程經て後、嫡子權亮少將維盛以下の公達の車共やりつづけさせ、色色の御衣四十領、銀劍七つ、廣蓋に置せ、御馬十二疋ひかせてまゐり給ふ。これは寛弘に上東門院御產の時、御堂殿の御馬まゐらせられし、その例とぞ聞えし。大臣は中宮の御せうとにておはしけるうへ、とりわき父子の御契なれば、御馬まゐらせ給ふも理なり。又五條の大納言國綱卿も御馬二疋進せらる。こころざしの至りか、德のあまりかとぞ人申ける。猶伊勢よりはじめ奉て、安藝の嚴島にいたるまで七十餘ヶ所へ神馬をたてらる。內裏にも寮の御馬に四手付て數十疋ひつ立たり。仁和寺の御室守覺法親王は、孔雀經の法、天台座主覺快法親王は七佛藥師の法、寺の長吏圓慶法親王は金剛童子の法、其外五大虛空藏、六觀音、一字金輪五壇の法、六字加輪、八字文殊、普賢、延命に至るまで、殘る所なう修せられけり。護摩のけぶり御所中にみち、鈴の音雲をひびかす。修法の聲身の毛よだつて、いかなる御物の氣成共、何面をむかふべしとも見えざりけり。なほ佛前の法印に仰せて、御身等身の七佛藥師并に五大尊の像をつくりはじめらる。かかりしか共、中宮はひまなくしきらせ給ふばかりにて、御產もとみになりやらず。入道相國、二位殿、胸に手をおほひて、こはいかがせん、いかにせんとぞあきれ給ふ。人のもの申けれども、ただともかうもよきやうに、よきやうにとばかりぞ宣ひけ

時は情ふかき人なれば、よきやうに申事もやと憑みをかけて、其瀬に身をもなげざりし心の中こそはかなけれ。昔壮里が海巖山へはなたれたりけんかなしみも、今こそおもひしられけれ。

御産巻

去程に二人の人人は、鬼界島を出て、肥前國鹿瀬庄にぞ着給。宰相京より人を下して、年のうちは波風もはげしう、道の間もおぼつかなう候へば、春に成てのぼられ候へとありしかば、少將鹿瀬庄にて年をくらす。

さる程に同十一月十二日の寅の刻より、中宮御産の氣ましますとて、京中、六波羅ひしめきあへり。御産所は六波羅池殿にてありければ、法皇も御幸なる。關白殿を始奉て、太政大臣以下の卿相雲客、すべて世に人とかぞへられ、官か階に望をかけ、所帶、所職を帶する程の人の、一人ももるるはなかりけり。先例も女御后御産の時に臨で大赦ありき。大治二年九月十一日待賢門院御産のとき、大赦おこなはるる事ありけり。今度も其例とて、非常の大赦おこなはれて、重科の輩おほくゆるされける中に、此俊寛僧都一人赦免なかりける事こそうたてけれ。御産平安、皇子御誕生ましまさば、八幡、平野、大原野などへ行啓有べき由、御立願あり。仙源法印承はつて是を敬白す。神社は太神宮を始奉て廿餘ケ所、佛寺は東大寺、興福寺已下十六ケ所へ御誦經あり。御誦經の御文〔使カ〕は、宮の侍の中に有官の輩是をつとむ。狂〔平カ〕紋の

なんず。成經先罷上て、人人にも能能申合せ、入道相國の氣色をもうかがひ、むかひに人を奉らん。其程は日來おはしつる樣におもひなして待給へ。命はいかにも大切の事なれば、縦此せ[瀬]にこそ漏れさせ給ふとも、つひにはなどか赦免なくて候べきと、やうやうになぐさめのたまへ共、僧都たへしのぶべうもみえ給はず。去程に舟出さんとしければ、僧都舟に乘てはおりつ、おりてはのりつつ、あらまし事をぞし給ける。少將の形見には夜るの衾、康頼入道が形見には一部の法花經をぞとどめける。すでに纜解て船おし出せば、僧都綱にとりつき、腰になり、脇になり、長のたつまではひかれていづ。長もおよばず成ければ、僧都船にとりつき、さておのおの俊寛をば終に捨て給か、日來の情も今は何ならず、赦されなければ、都までこそ叶はずとも、せめて此船にのせて九國の地までと、くどかれけれ共、都の御使、いかにもかなひ候まじとて、とりつき給へる手をひきのけて、舟をばつひにこぎ出す。僧都せんかたなきに、渚にあがりたふれふし、をさなきもののめのとや母などをしたふやうに、足ずりをして、是のせてゆけ、具して遊せ[二字ゆけカ]と宣ひて、をめきさけび給へ共、漕行船のならひにて、跡は白波ばかりなり。いまだ遠からぬ舟なれ共、涙にくれてみえざりければ、僧都高き所にのぼりあがり、沖の方をぞまねきける。彼松浦小夜姫がもろこし船をしたひつつ、ひれふりけんも是には過じとぞ見えし。さる程に舟もこぎかくれ、日も暮れども、僧都あやしのふしどへも歸らず、波に足うちあらはせ、その夜はそこにてあかしける。さりとも少

し。禮紙にぞ有覽とて、禮紙を見るにも見えず。奥へ讀けれ共二人と斗かかれて、三人とはかかれず。去程に少將や康頼法師も出來り、少將の取て見るにも、康頼法師が讀けるにも、二人と斗かかれて三人とはかかれざりけり。夢にこそかかる事はあれ、夢かとおもひなさんとすればうつつなり、うつつかとおもへば又夢のごとし。其上二人の人人の本へは、都よりことづてたる文共いくらも有けれ共、俊寛僧都の本へは事とふ文一もなし。されば我ゆかりの者共は、皆都の内に跡をとどめずなりにけるよと、おもひやるにもおぼつかなし。抑我等三人は同じ罪、配所も同所也。いかなれば赦免の時、二人は召返されて、一人爰に殘るべき。平家の思ひ忘れかや、執筆のあやまりか、こはいかにしつる事共ぞやと、天に仰ぎ地に府「俯」して泣かなしめ共かひぞなき。僧都、少將の袂にすがり、俊寛がかやうになるといふも、御邊の父故大納言殿の由なき謀叛の故なり、さればよその事とおもひ給ふべからず。ゆるされなければ都までこそ叶はず共、せめては此舟に乘せて、九國の地までつけてたべ。おのおのこれにおはしつる程こそ、春は燕、秋は田面の鴈のおとづるるやうに、おのづから故鄕の事をもつたへ聞つれ、今より後は何としてか聞べきとて、悶絶こがれ給けり。少將、誠にさこそはおぼしめされ候らめ。我等が召返さるるうれしさもさる事にては候へ共、御有樣を見置奉るに、更に行べき空も覺候はず。此舟に打乘奉て、のぼりたうは候へども、都の御使いかにもかなふまじきよしをしきりに申す。其上ゆるされもなきに、三人ながら嶋の内を出たりなど聞え候はば、中中あしう候

教盛を見候度ごとに涙をながし候しが不便に候とぞ申されける。小松殿、まことにさこそはおぼしめされ候らめ、子は誰とてもかなしければ、能能申候はんとて入給ぬ。去程に鬼界嶋の流人共の召返さるべき事さだまりしかば、入道相國の赦文かいてぞ給てける。御使既に都をたつ。宰相あまりのうれしさに、御使に私の使をそへて下されける。夜るを晝にして急ぎ下れとありしかども、心にまかせぬ海路なれば、浪風を凌で行程に、都をば七月下旬に出たれ共、長月廿日比にぞ鬼界嶋にはつきにける。

足摺

御使は丹左衛門尉基康と云者也。いそぎ船よりあがり、是に都より流され給たりし丹波少將成經、平判官康頼入道殿やおはすと聲聲にぞたづねける。二人の人人は例の熊野詣してなかりけり。俊寛一人有けるが、これを聞て、あまりにおもへば夢やらん、又天魔波旬の我心をたぶらかさんとていふ哉覽「助動詞らん」、うつつとも更に覺えぬ物哉とて、あわてふためき、走るともなく、たふるるともなく、いそぎ御使のまへに行向て、是こそ流されたる俊寛よと名乘給へば、雜色が頸にかけさせたる布袋より、入道相國の赦文取出て奉る。是をあけて見給ふに、重科はをんるにめんず、はやく歸洛の思ひを成すべし。今度中宮御產の御祈によつて、非常の赦おこなはる。然間鬼界嶋の流人少將成經、康頼法師赦免とばかりかかれて、俊寛と云文字はな

し、花山法皇の十善の帝位をすべらせ給ひしは、基〔元〕方の民部卿が靈也。又三條院の御目も御覽ぜられざりしは寛算供奉が靈とかや。門脇宰相かやうの事共をつたへ聞給て、小松殿に申されけるは、今度中宮御産の御祈、様様に候也。何と申とも非常の赦に過たる程の事、有べしとも覺候はず。中にも鬼界嶋の流人共をめしかへされたらん程の功德、善根、何事か候べきと申されたりければ、父の禪門の御前におはして、あの丹波少將が事を門脇宰相あまりに歎申が不便に候。殊更中宮御惱の御事承及ごとくんば、成親卿が死靈などきこえて候。大納言が死靈をなだめんとおぼしめさんにつけては、生て候少將を召こそ歸され候はめ。人の思をやめさせ給はば、思食事もかなひ、人の願をかなへさせましまさば、御願もすなはち成就して、御産平安、皇子御誕生有て、家門の榮花彌盛に候べしと申されければ、入道相國日來より事外にやはらいで、さてさて俊寛や康頼法師が事はいかにと宣へば、それも同じうは召こそ歸され候はめ。若一人も留されたらんは、中中罪業たるべう候と申されたりければ、入道相國、康頼法師が事はさる事なれども、俊寛はずゐぶん入道が口入をもつて人と成たる者ぞかし。それに所しもこそおほけれ、東山鹿谷山庄によりあひて奇怪の振舞共が有けんなれば、俊寛が事は思ひもよらずと宣ひける。大臣歸て伯父の宰相をよび奉て、少將はすでに赦免あるべきで候ぞ、御心安うおぼしめされ候へと申されたりければ、宰相聞もあへ給はず、泣泣手をあはせてぞよろこばれける。下り候し時も是程の事などや申請ざらんとおもひたりげにて、

の繁昌をりを得たり、皇子御誕生疑なしとぞ申あはれける。御懐姙さだまらせ給ひしかば、入道相國有驗の高僧に仰て大法秘法を修し、星宿、佛、菩薩につけて、皇子御誕生とのみ祈誓せらる。六月一日中宮御着帶有けり。仁和寺の御室守覺法親王、急ぎ参内有て、孔雀經の法をもつて御加持あり。天台座主覺快法親王、寺の長吏圓慶法親王も同く参らせ給て、變成男子の法を修せられけり。かかりし程に、中宮は月の重なるに随て、御身をくるしうせさせ給ふ。一度笑ば百の媚ありけん漢の李夫人、照陽殿の病のゆかもかくやとおぼえ、唐の陽〔楊〕貴妃、梨花一枝春の雨を帯び、芙蓉の風にしほれ、女郎花の露おもげなるよりも猶いたはしき御様なり。かかる御惱の折節にあはせて、こはき御物の氣どもあまたとりいり奉る。神子、明王の縛にかけて靈あらはれたり。殊に讃岐院の御靈、宇治悪左府の御憶念、新大納言成親卿の死靈、西光法師が悪靈、鬼界嶋の流人共の生靈などぞ申ける。是によつて生靈をも死靈をも宥らるべしとて、先讃岐院御追號有て崇徳天皇と號し、宇治悪左府、贈官贈位行なはれて、太政大臣正一位を贈らる。勅使は少内記惟基とぞ聞えし。件の墓所は大和國添の上の郡、河上の村、般若野の五三昧なり。保元の秋堀〔掘〕起て捨られし後は、死骸道の邊の土と成て年、年にたた春の草のみ滋れり。いま勅使尋來て宣命を讀けるに、亡魂いかにうれしとおぼしけん。怨靈はむかしもかくおそろしかりし事共なり。されば早良の廢太子をば崇道天皇と號し、井上内親王をば皇后の職位に復す。是皆怨靈を宥られし策とぞ聞えし。冷泉院の御物狂くるはしうましま

許文

治承二年正月一日院の御所には拜禮おこなはれて、四日朝覲の行幸ありけり。何事も例にかはりたる事はなけれども、去年の夏新大納言成親卿以下、近習の人人おほくながし失なはれし事、法皇御憤いまだやまず。されば世の政をもよろづ物うくおぼしめして、御心よからぬ事共にてぞ候ける。太政入道も、多田の藏人行綱が告知せ奉て後は、君をも御うしろめたき事に思奉り、上には事なきやうなれども、下には用心してにが咲てのみぞ候はられける。正月七日彗星東方にいづ。蚩尤氣とも申。又赤氣とも申す。同じき十八日光をます。入道相國の御女建禮門院、其時はいまだ中宮と聞えさせ給しが、御惱とて雲の上、天が下の歎にてぞ候ける。諸寺に御讀經はじまり、諸社へ官幣使を立らる。陰陽術をきはめ、醫家藥をつくす。大法祕法一として殘る所なう修せられけり。されども御惱ただにもわたらせ給はず、御懷姙とぞきこえし。主上は今年十八、中宮は廿二にならせ給。しかれどもいまだ皇子も姫宮も出來させ給はず、哀とくして皇子御誕生あれかしと、平家の人人、唯今皇子御誕生のあるやうに、いさみよろこびあはれけり。他家の人人も平氏

法印問答

大臣被流付行隆

法皇被流

城南離宮

平家物語巻第三目録

許文
足摺
御産巻付公卿揃
大塔建立
頼豪
少将都帰
有王嶋下
僧都死去付颷
医師問答
無紋付燈籠金渡

李少卿は、胡國にとどまつて終に歸らず。いかにもして漢朝へ歸らばやとなげきけれ共、胡王ゆるさねば力及ばず。漢王是をばしり給はで、李少卿は不忠なる者ぞかしとて、むなしくなれる二親が骸を掘起てうたせらる。李少卿此よしを傳聞て恨ふかうなりにける。去「然」ながらもなほ故郷を戀つつ全く不忠なきよしを、一卷の書につくつて漢朝へおくりたりければ、不便なりけるごさんなれ「こそあんなれノ約語」とて、はかなくなりける父母がかばねをうたせられたりける事をのみくやしみ給ひける。漢家の蘇武は書を雁のつばさに付て舊里へ送り、本朝の康頼は波のたよりに歌を故郷へつたふ。かれは一筆のすさみ、是は二首のうた、かれは上代、これは末代、胡國、鬼界嶋、さかひをへだてて世世はかはれ共、風情はおなじ風情、ありがたかりし事どもなり。

平家物語卷第二　終

ひろひ、里に出て根芹をつみ、秋は田面の落穂拾ひなどして、露の命を過しける。田にいくらも有ける鴈ども、蘇武にみなれて恐ざりければ、此等はわが故郷へ通ふ者ぞとなつかしさに、おもふ事一筆書て、相構て是漢王に得させよといひふくめて、鴈の翅に結び付てぞ放ちける。かひがひしうも田面の鴈、秋は必塞より都へ來る者なれば、漢の照帝上林苑に御遊有しに、夕されの空うすくもり、なにとなく物哀なりける折節、一行の鴈飛わたる。其中より鴈一飛さがつて、おのが翅に結付たる玉章をくひきつてぞ落ける。官人是をとつて、御門へ參らせたりければ、披て叡覽有るに、昔は巖窟の洞に籠られて三春の愁歎をおくり、今は曠田の畝に捨られて胡敵の一足となれり。たとひかばねは胡の地に散すといふ共、魂は二度君邊に仕んとぞかいたりける。それよりしてこそ文をば鴈書ともいひ鴈札とも又名づけけり。あなむざん、蘇武がほまれの跡なりけり。胡國にいまだ有にこそとて、此度は李廣と云將軍に仰せて、百萬騎をむけらる。今度は漢の戰つよく、胡國の軍破れにけり。御方たたかひかちぬときこえしかば、蘇武は曠野の中よりはひ出て、是こそいにしへの蘇武よと名乘る。かた足はなき身となつて、十九年の星霜をおくり、輿に昇れて舊里へ歸る。蘇武は十六の歳胡國へむけられし時、御門よりくだし給はつたりける節〔旗カ〕をば何としてかは持たりけん、此十九年が間卷て身を離たず。今とりいでて御門に奉る。君も臣も感歎なのめならず。蘇武は君の御ために大功雙なかりしかば、大國あまた給はつて、其上典屬國といふ司をぞ下されけるとぞ聞えし。

淚を流させ給ふぞ忝き。是を小松大臣の許へ遣されたりければ、父の禪門にみせたてまつる。柿本人丸は嶋がくれ行舟を思ひ、山邊の赤人は葦邊の田鶴を詠つつ、住吉の明神はかたそぎのおもひをなし、三輪の明神は、杉立る門をさす。昔素盞烏尊、三十一字の倭歌を始め給ひしより以來、もろもろの神明佛陀も、かの詠吟をもつて、百千萬端の思を述給へり。入道相國も岩木ならねば、世に哀れにこそのたまひけれ。

蘇武

入道相國のあはれみ給ふ上は、京中の上下、老たるも若きも、鬼界嶋の流人の歌とて口ずさまぬはなかりけり。千本までつくりいだせる卒都婆なれば、さこそはちひさうも有けめ。薩摩方〔潟〕よりはるばると都まで傳はりけるこそ不思儀〔議〕なれ。餘におもふ事にはかうしるしありけるにや。いにしへ漢王胡國をせめられけるに、はじめは李少卿を大將軍にて三十萬騎むけらる。漢のたたかひよわくして、胡國の軍つよくして、剰へ大將軍李少卿をば胡國のためにいけどりにせらる。次に蘇武を大將にて五十萬騎をむけらる。又漢のたたかひよわく、ゑびす〔えびす〕の軍勝にけり。つはもの六千餘人いけどりにせらる。その中に大將軍蘇武を始として、六百三十餘人すぐりいで、一一に片足をきつて逐はなつ。則死するものもあり、ほどへて死ぬる者もあり。其中に大將軍蘇武は一人しなざりけり。片足なき身となつて、山にのぼつて木のみを

大明神の御前の渚に打あげたり。爰に康頼入道がゆかり有ける僧の、若然べき便もあらば彼嶋へ渡つて其行へをもたづねんとて、西國修行にいでたりけるが、先嚴嶋へぞまゐりける。ここに宮人とおぼしくて、狩衣裝束なる俗一人よりあうたり。此僧何となう物語をしける程に、夫は和光同塵の利生様様なりとは申せども、此御神はいかなる因縁をもつて海邊の鱗に縁をば結ばせ給ふ覽と問奉れば、是はよな、娑竭羅龍王の第三の姫宮、胎藏介「界」の垂跡なり。此嶋へ「にカ」御影向有しはじめより、濟度利生の今にいたるまで、甚深奇特の事共をぞ語ける。さればにや、八社の御殿甍をならべ、社は海神のほとりなれば、潮の滿乾に月ぞすむ。潮滿くれば大鳥井、緋の玉垣、瑠璃のごとし。しほひきぬれば夏の夜なれども御前の白洲に霜ぞおく。此僧いよいよたつとく覺えてゐたりけれど、やうやう日暮、月さし出て盬「潮」のみちくるに、そこはかとなくゆられよりける藻くづどもの中に、卒都婆の見えけるを、何となう是を取て見ければ、沖の兒「小」嶋に我ありと、書流せる言の葉なり。文字をば彫入刻付たりければ、浪にも洗はれず、あざあざとしてこそ見えたりけれ。此僧不思儀「議」のおもひをなして、笈のかたにさして都へかへりのぼり、康頼入道が老母の尼公、妻子共の、一條の北、紫野と云處に忍つつ住みけるに、これを見せたりければ、さらば此卒都婆がもろこしのかたへもゆられゆかずして、なにしに是までつたへきて、今更物を思はす覽とぞかなしみける。はるかの叡聞に及んで、法皇これを叡覽有て、あな無慚「慙」、此者共が命のいまだ生て有にこそとて、御

しかへし三返歌ひ澄して、かき消樣にぞ失せにける。康頼入道夢覺てのち、奇異の思をなして、いか樣にも是は熊野神の化現と覺え候。三所權現の内に、西の御前と申奉るは、本地千手觀音にておはします。龍神は則千手の廿八部衆の其一にてましませば、もつて御納受こそたのもしけれ。有夜又二人通夜、同うまどろみたりつるひまに、沖よりも吹くる風に、二人の袂へ木の葉を二つ吹懸たり。何となうこれを取て見ければ、御熊野の梛〔梛〕の葉にてぞ有ける。彼二の梛の葉に、一首の歌を虫くひにこそしたりけれ。

ちはやぶる神に祈のしげければなどかみやこへ皈らざるべき

康頼入道は故郷の戀しさの餘りに、せめてのはかり事にや、千本の卒都婆つくり、阿字の梵字、年號月日、假名、實名、二首の歌をぞ書付ける。

さつまがた澳の小嶋に我ありと親にはつげよ八重のしほ風

思ひやれしばしとおもふたびだにもなほふる里は戀しき物を

これを浦に持ていでて、南無歸命頂禮、梵天帝釋、四大天王、堅牢地神、王城の鎭守諸大明神、別しては熊野權現、安藝嚴嶋の大明神、せめては一本なり共、都へ傳てたべとて、澳津白波よせては歸る度毎に卒都婆を海にぞ浮べける。卒都婆は造り出すにしたがつて海に入ければ、日數つもれば卒都婆の數も積けり。その思ふ心や便の風ともなりたりけん、又神明佛陀もやおくらせ給ひたりけん、千本の中に一本、安藝國嚴嶋の

爲₂現世安穩₁、或爲₂後世善所₁、朝結₂淨水₁、雪₂煩惱之垢₁、夕向₂深山₁、唱₂寶號₁、感應無ㇾ懈。峨峨嶺高、喩₂神德之高₁、嶮嶮谷深、准₂弘誓深₁。分ㇾ雲登、凌ㇾ露下。爰不ㇾ憑₂利益之地₁、爭運₂歩嶮難之路₁。不ㇾ仰₂權現之德₁、何必在₂幽遠之境₁。仍證誠權現、飛瀧大薩埵。各相₂並靑蓮慈悲眸₁、振₂立佐小鹿御耳₁、知₂見我等無二丹誠₁、納₂受一一懇志₁。然則結早玉之兩所權現、隨ㇾ機或導₂有緣之衆生₁、或爲ㇾ救₂無緣之群類₁、捨₂七寶莊嚴栖₁、和₂八萬四千之光₁、同₂六道三有之塵₁。故定業亦能轉、求₂長壽₁得₂長壽₁、禮拜連ㇾ袖、捧₂幣帛₁、禮奠無ㇾ暇。重₂忍辱衣₁、捧₂覺道之花₁、動₂神殿之床₁、濡₂信心之水₁、湛₂利生之池₁。神明納受、所願何不₂成就₁。仰願十二所權現、各雙₂利生之翅₁、翔₂遙苦海之空₁、歇₂左遷之愁₁、速遂₂歸洛之本懷₁。再拜とぞ、康賴祝言をば申ける。

卒都婆流

去程に二人の人人、つねは三所權現の御前に通夜する折もありけり。ある夜通夜してよもすがら今樣歌はれけるが、曉方くるしさに、ちつとうちまどろみたりつるゆめに、沖よりも白い帆掛たるに舟を一艘みぎはへむいて漕よせさせ、紅の袴きたりける女房達、二三十人渚にあがり鼓をうち聲をととのへて、よろづの佛の願よりも、千手の誓ひぞたのもしき、枯たる草木も忽に、花さき實なるとこそきけと、おしかへし、お

ぐれたり。南を望めば海漫漫として雲の波、煙の浪ふかく、北をかへりみれば、又山岳の峨峨たるより、百尺の瀧水みなぎりおちたり。瀧の音ことにすさまじく、松風神さびたる栖居、飛瀧權現のおはします那智の御山にさ「も脱カ」似たりけり。さてこそやがてそこをば那智の御山とは名付けれ。此嶺は新宮、かれは本宮、是はそんじやう、其王子、かの王子など、王子、王子の名を申て、康頼入道先達にて、丹波の少將相具して日ごとに熊野まうでのまねをして、皈洛の事をぞ祈ける。南無權現金剛童子、ねがはくは憐びを垂させおはしまして、我等を今一度故郷へ返し入させ給ひて、妻子をも見せしめ給へとぞいのりける。日數つもりて裁更べき淨衣もなければ、麻の衣を身にまとひ、澤邊の水をこりにかいては、岩田河の淸き流と思ひやり、高き所にあがつては發心門とぞ觀じける。康頼入道は參るたびごとに、三所權現の御前にてのつとを申に、御幣紙もなければ、華を手をりてささげつつ、

維當歳次、治承元年丁酉、月並十月、二月、日數三百五十餘ヶ日、擇吉日良辰、掛忝、日本第一大領權「權字ナシ、他本ニ由リテ補フ」現、熊野三所權現、飛瀧大薩埵之教令、宇豆之廣前而、信心大施主、羽林藤原成經、幷沙彌性照、致一心淸淨誠、抽三業相應之志、謹以敬白。夫證誠大菩薩、濟渡苦海教主、三身圓滿之覺王也。或東方淨瑠璃醫王之主、衆病悉除之如來也。或南方補陀落能化之主、入重玄門之大士。若王子、娑婆世界之本主、施無畏者之大士。現頂上佛面、滿衆生之所願。依是從上一人到下萬民、或

におはゝたてまつて、信濃國に下り、水内郡に安置し奉てより以來、星霜は五百八十餘歳、されども炎上は是始とぞ承る。王法盡んとては佛法先亡ずといへり。さればにや、さしも止事なかりつる靈寺、靈山のおほくほろびうせぬる事は、王法の末になりぬる先表やらんとぞ人申ける。

康頼祝

去程に鬼海が嶋の流人ども、露の命草葉の末にかかつて、をしむべきとにはあらねども、丹波の少將のしうと平宰相教盛の領肥前國鹿瀬の庄より、衣食を常に送られたり。其にてぞ俊寛も康頼も命生ては過しける。中にも康頼は流されし時、周防の室積にて出家してけり。法名をば性照とこそ付たりけれ。出家はもとよりの望なりければ、

つひにかくそむきはてける世中をとくすてざりしことぞくやしき

丹波少將と康頼入道は、本より熊野信心の人人にておはしければ、いかにもして此嶋のうちに三所權現を勸請し奉て歸洛の事をもいのらばやといふに、天性此俊寛は不信第一の人にて、これを用ず。二人はおなじ心にて、もし熊野に似たる所もやあると、嶋のうちをたづねまはるに、或は林塘の妙なる有、紅錦繡の粧品品に、或は雲嶺の恠あり、碧羅綾の色一に非ず。山の氣色、樹の木立に至るまで、外よりも猶す

一首の歌をぞかきつけたる。

いのりこし我立杣のひきかへて人なき嶺とあれやはてなん

是はむかし傳教大師、當山草創のはじめ、阿耨多羅三藐三菩提の佛達にいのり申させ給ひし事を、今思ひ出て讀〔詠〕たりけるにや、いとやさしうぞきこえし。八日は藥師の日なれ共、南無と唱る聲もせず。卯月は垂跡の月なれども、幣帛を捧る人もなく、緋の玉垣神さびてしめ繩のみや殘るらん。

善光寺炎上

其比信濃國善光寺炎上の事ありけり。彼如來はむかし中天竺舍衛國に五種の惡病おこつて人庶おほくほろびし時、月蓋長者が智性〔致請〕によつて龍宮城より閻浮檀金を得て、佛目連長〔尊力〕者、心を一として鑄顯し給へる一磔〔搩〕手半の彌陀三尊、三國無双の靈像也。佛滅度の後、天竺にとどまり給ふ事五百よ歲、されども佛法東漸のことわりにて、百濟國にうつらせ給ひて、一千歲の後百濟の齊明王、吾朝の欽明天皇の御宇に及て此國へうつらせ給ひて、攝津國難波の浦にして、星霜を送らせおはします。常に金色の光をはなたせ給ふ。かるが故に年號をば金光と號す。同じき三年三月に、信濃國の住人、大海の本田善光都へのぼり、如來に逢奉り、いざなひまゐらせてくだりけるが、ひるは善光、如來をおひ奉り、よるは善光、如來

ばかしうたたかはず、堂衆にかたらふ惡黨といふは、諸國の竊盜、强盜、山賊、海賊等也。慾心熾盛にして、死生不知の奴原［輩］なりければ、我一人と思ひ切てたたかふ程に、今度はさりともとこそおもひつるに、學生又軍に負けにけり。其後は山門、彌荒はてて、十二禪衆の外は、止住の僧りよ稀なり。谷谷の講演摩滅して、堂堂の行法も退轉す。修學の窓をとぢ、坐禪の床を空しうせり。四敎五時の春の花も匂はず、三大卽是の秋の月も曇れり。三百餘歳の法燈をかかぐる人もなく、六時不斷の香の煙も絶やしにけん。堂舍高くそびえて、三重の構を青漢の内にさしはさみ、棟梁遙に秀て、四面の椽を白霧の間に懸たりき。され共今は供佛を嶺の嵐に任せ、金容を紅瀝にうるほし、夜の月燈を挑て檐の隙よりもり、曉の露珠を垂て、蓮座のよそほひをそふとかや。夫末代の俗に至ては、三國の佛法も次第に衰微せり。遠く天竺に佛跡をとぶらふに、むかし佛の法をとき給ひし竹林精舍、給孤獨園も此比は狐狼野干の栖となつて、礎のみや殘る覽。白鷺池には水絶て草のみ深くしげれり。退梵下乘の卒都婆も苔のみむして傾きぬ。震旦にも天台山、五臺山、白馬寺、玉泉寺も、いまは住侶なき樣に荒はてて、大小乘の法門も、箱の底にやくちにけん。吾朝にも南都の七大寺あれはてて、八宗九宗も跡たえ、愛宕、高雄も昔は堂塔軒を双べたりしか共、一夜の中に荒にしかば、天狗のすみかと成はてぬ。さればにや、さしも止事なかりつる天台の佛法も、治承の今におよんで亡びはてぬるにや、心ある人の歎悲しまぬはなかりけり。何者のしわざにやありけん、離山しける僧の坊の柱に、

波、灌頂のためなり。然を今三井寺にてとげさせましまさば、寺を一向燒拂べしとぞ申ける。法皇これ無益也とて御加行、斗御結願有て、御灌頂はおぼしめし留らせ給ひけり。去ながらも猶御本意なればとて、公顯僧正を召具して、天王寺へ御幸なつて、五智光院をたて、龜井の水を五瓶の智水として、佛法最初の靈地にてぞ傳法灌頂をば遂させましましける。山門の騒動をしづめんがために、三井寺にて御灌頂はなかりしかども、山門には堂衆、學生、不快の事出來て、合戰度度に及ぶ。毎度に學侶打落さる。山門の滅亡、朝家の御大事とぞ見えし。堂衆といふは、學生の所衆なりける童部の法師に成たるや、若は中間法師原にてもや有けん。一年金剛壽院の座主、覺尋權僧正治山の時、三塔に結番して夏衆と號して、佛に花まゐらせし者共也。然るを近年行人とて、大衆をも事ともせず、かく度度の軍に打かちぬ。堂衆等師主の命を背て合戰を旣にくはだつ。大衆速に追討すべきよし公家へ奏聞し、武家にふれうつたふ。是によつて入道相國院宣を承はつて、紀伊國の住人、湯淺權守宗重以下、畿内のつはもの二千餘人、大衆にさしそへて、堂衆を攻らる。堂衆日來は東陽坊に有けるが、是を聞て近江國三ケの庄に下向して、又數多の勢を卒して、登山して早尾坂に城郭をかまへてたて籠る。九月廿日辰の一點に、大衆三千人、官軍二千餘人、都合其勢五千餘人、早尾坂におしよせて、鬨をどつとぞつくりける。城の内よりいしゆみはづしかけたりければ、大衆、官軍、數をつくしてうちころさる。大衆は官軍を先立んとす。官軍は又大衆を先立んとあらそふ程に、心心になつて、はか

われらが主の平家へまゐらであるべきとて、西八條殿へぞ參じたる。入道やがて出合、對面あつて、いかに内侍どもは何事の烈［列］參ぞやとの給へば、徳大寺殿の嚴嶋へ御參候ふ程に、我等が舟をしたてて、一日路送參らせて侍へば、徳大寺殿あまりに名殘惜きに、今一日路、二日路と仰られて、是まで召具せられて侍ふと申す。いかに徳大寺は何事の祈誓に嚴嶋へは參られける哉覽と問はれければ、大將を人に超られて其祈誓也とこそ仰られ侍りつれと申ければ、其時入道大に打うなづいて、王城にさしもあらたなる靈佛、靈社のいくらもましますをさしおいて、淨海が崇奉る嚴嶋へ、はるばると參られけるこそいとほしけれ。是程に切ならんうへはとて、嫡子重盛内大臣左大將にてましましけるを辭せさせ奉り、次男宗盛大納言の右大將にておはしけるを超させて、徳大寺を左大將にぞなされける。あはれかしこきはからひ哉、新大納言もかゝのはかりごとをばし給はで、由なき謀叛おこいて、我身も子孫もほろびぬるこそうたてけれ。

山門滅亡

さる程に法皇は、三井寺の公顯僧正を御師範として、眞言の祕法を傳受せさせおはします。大日經、金剛頂經、蘇悉地經、此三部の祕經を受させ給ひて、九月四日の日、三井寺にて御灌頂あるべきよしきこゆ。山門の大衆憤、申けるは、御灌頂、御受戒、當山にしてとげさせまします事先規也。就中山王の化導は受

つひの事なり、出家せんとぞの給ひける。藤藏人なみだをはらはらとながいて、君の御出家候はば、御内の上下皆まどひ者となり候なんず。重衡こそ珍事を案じ出して候へ、安藝の嚴島をば平家斜ならずあがめうやまはれ候、御まゐり候へかし。彼社には内侍とて優舞姫どもあまた候なれば、珍しく思ひまゐらせて、もてなしまゐらせ候はんずらん。何事の御祈誓やらんと尋申候はば、ありのままにぞ仰候べし。一七日ばかりこもらせ給ひて、さて御下向の時、むねとの内侍一兩人都までめしぐせさせ給ひて候はば、定て西八條の亭へぞ參候はんずらん。入道何事ぞと尋申され候はば、有のままにぞ申候はんずらん。入道極て物めでし給ふ人なれば、然べきはからひも有ぬとおぼえ候と申ければ、德大寺殿是こそ思寄ざりつれ、さらばやがてまゐらんとて、俄に精進はじめつつ、嚴嶋へぞ參られける。げにも優なる舞姫どもおほかりけり。當社へは我等が主の平家の公達だちこそ御參り侍ふに、是にぞ珍敷御參りにて侍へとて、むねとの内侍十餘人つきそひ奉て、夜晝やうやうにもてなし奉る。さて内侍ども、何事の御祈誓やらんとたづね侍へば、大將を人に超られて其祈のため也とぞの給ひける。一七日御參籠あつて、神樂を奏し、風俗、催馬樂うたはる。舞樂も三ケ度までありけり。さて御下向の時むねとの内侍十餘人、船をしたてて一日路おくり奉る。德大寺殿餘に名殘をしきに、今一日路、二日路と宣ひ、都までこそ具せられけれ。德大寺の亭へ入させおはしまし、やうやうにもてなし、樣樣の引出物たうで歸されけり。さて内侍ども、是まで上りたらんずるに、いかでか

は山城守敦方のむすめ、後白河の法皇の御おもひ人、ならびなき美人にておはしけるを、此大納言有がたき御寵愛の人にて下し給はられたりけるとかや。若君、姫君も面面に花を手折、閼伽の水を結で、父の後世をとぶらひ給ふぞあはれなる。かくて時うつり、ころ去てのち、世のかはり行ありさまは、ただ天人の五衰にことならず。

徳大寺嚴島詣

爰に徳大寺の大納言實定卿は、平家の次男宗盛卿に大将を越られて、しばらく世のならん様をみんとて、大納言を辭して籠居しておはしけるが、出家せんと宣へば、御門の上下みな歎あひ悲びあはれけり。其中に藤藏人大夫重兼と云諸大夫あり、諸事に心得たる人にておはしけるが、ある月の夜、德大寺殿南面のみ格子擧させ、月にうそぶいておはしけるところに、藤藏人まゐりたり。誰とのたまへば、重兼候。夜ははるかにふけぬらん、いかに只今何事ぞと宣へば、今夜は月さえ、よろづ心の澄候ままにまゐつて候と申す。德大寺殿、神妙也、何とやらん今宵はよに徒然なるによとぞ宣ける。さて昔今の物語どもし給ひて後、大納言宣ひけるは、つらつら平家の榮昌する有様をみるに、嫡子重盛、次男宗盛左右の大将にてあり。やがて三男知盛、嫡孫維盛もあるぞかし、かれも是も次第にならば、他家の人いつ大将に當付べしともおぼえず。されば

てみ給ふに、水茎の跡は涙にかきくれて、そこはかとは見えねども、をさなき人人のあまりに戀かなしませ給ふ有樣、我身も盡せぬ物思にたへ忍ぶべうもなしなどかかれたれば、日來の戀しさは事の數ならずとぞ悲しみ給ける。かくて四五日も過しかば、信俊是に候て御最後の御あり樣をも見まゐらせんと申ければ、預りの武士、いかにも叶ふまじき由を申間、大納言いくほども延ざらんもの故に、只とう歸れとこそ宣ひけれ。御返事書てたうたりければ、信俊これを給て、又こそ參り候はめとて、暇申て出ければ、大納言、汝が又來度を待つくべし共覺えねど、餘にしたはしう覺るに、しばししばしと宣ひて、度度よびぞ返されける。さてしも有べき事ならねば、信俊涙をおさへつつ、都へ歸り上りけり。北方に御返事取出いて奉る。是をあけて見給へば、はや御樣かへさせ給ひたりとおぼしくて、御ぐしの一房文の奥にありけるを、二目とも見給はず。形見こそ中中いまはあだなれとて、ひきかづいてぞ臥給ふ。若君、姫君も聲もをしまずにをめきさけび給ひけり。去程に、同八月十九日、大納言入道殿をば、備前、備中の境、吉備の中山、有木の別所にてぞ終に失ひ奉る。其最後の有さまやうやうにぞ聞えける。始は酒に毒を入て進けれども、かなはざりければ、二丈計有ける岸の下に菱［稜木］をうゑて、つきおとし奉れば、ひしにつらぬかつてぞうせられける。無下にうたてき事共なり。ためしすくなうぞ聞えし。北方此由を傳へ聞給ひて、今は何をかは期すべきとて、やがて菩提院と云寺におはして、さまをかへ、かたのごとく佛事をいとなみ給ふぞあはれなる。この北方と申

月日もあかしかね、くらしわづらふさま也けり。女房、侍おほかりけれ共、或は世を恐れ、或は人めをつつむ程に、問訪者一人もなし。され共其中に、源左衛門尉信俊と云侍計こそ情有者にて、つねにとぶらひ奉る。或時北方、信俊を召て、誠や是には備前の兒島におはしけるが、此程は有木の別所とかやにましますよし聞ゆ也。いかにもしてはかなき筆の跡をも奉り、御返事をも今一度見ばやとおもふはいかにとの給へば、信俊涙をはらはらと流て、幼少の時より御あはれみを蒙、片時もはなれ參らせず、めされ參らせし御耳にとまり、いさめられ參らせし御詞の肝に銘じて忘るる事も候はず。西國へ御下候し時も、御供つかまつるべう候しか共、六波羅よりゆるされなければ、ちから及び候はず。今度たとひいかなるうきめにもあひ候へ、御文給はつて參り候はんと申ければ、北方なのめならずよろこび、軈てかいてぞたうでける。若君、姫君も面面に御文あり。信俊此御文共を給はつて、はるばると有木の別所へ尋下り、先預りの武士難波次郎經遠に案内をいひ入たりければ、經遠志の程を感じて、やがて御見參に入てけり。大納言入道殿は、只今しも都の事をのみのたまひ出して、歎沈でおはしける所に、京より信俊が參て候と申ければ、大納言おきあがつて、いかにやいかに、夢かやうつつか、是へとぞのたまひける。信俊御そば近うまゐつて、御有樣をみ奉るに、先御栖居の物うさはさる御事にて、墨染の御袖を見奉るにぞ、目もくれ、心もきえてぞ覺たる。さてしも有べき事ならねば、北方の仰蒙し次第、こまごまとかたり申、御文取出で奉る。これをあけ

らめとて、其後はこひしけれ共問給はず。

新大納言死去

去程に法勝寺の執行俊寛僧都、丹波少將成經、平判官康頼、是三人をば又薩摩方〔潟〕鬼界が島へぞ流されける。件の島へは都を出て、遙遙とおほくの波路を凌で行處なれば、おぼろげにてはふねもかよはず、島には人稀なりけり。おのづから人はあれども、色黑して牛のごとし。身には頻に毛生つつ、いふ詞をも聞しらず。男は烏帽子もきず、女は髮もさげず。衣裳なければ人にも似ず、食する物もなければ、只殺生をのみ先とす。賤が山田をかへさねば米穀の類もなく、園の桑をとらざれば絹綿のたぐひもなかりけり。島の中にはたかき山あり。とこしなへに火燃、硫黃と云物滿みてり。かるが故にこそ硫黃が島とは名付たれ。雷常に鳴上り、鳴下り、麓には雨繁く、一日片時も人の命のたへて有べき樣はなし。新大納言はすこしくつろぐ事もやとまたれけれども、子息丹波少將も薩摩方〔潟〕鬼界が島へ流されぬと聞て、今は何をか期すべきとて、出家の心ざしの候よしを便につけて小松殿へ申されたりければ、法皇へうかがひ申て御免有けり。やがて出家し給ぬ。榮花の袂を引かへて、浮世を餘所に墨染の袖にぞやつれ給ひける。去程に大納言の北方は、都の北山雲林院の邊に忍でおはしけるが、さらぬだに住馴ぬ處はものうきに、ましてしのばれければ、過行

へば、兼康すぐにしらせ奉ては悪かりなんとや思ひけん、かた道十二三日候と申。其時小將泪をはらはらと流て、日本はむかしは三十三ヶ國にて有しを、中比六十六か國にわけられたなり。さいふ備前、備中、備後も本は一國にて有けるなり。又東に聞ゆる出羽、陸奥國も、むかしは六十六郡が一國なりしを、十二郡さきわかつてのちにこそ、出羽の國とはたてられたなり。されば實方中將奥州へ流されし時、當國の名所阿古屋の松を見んとて、國の内を尋迥に、たづねかねてむなしう歸らんとしけるが、道にて或老翁に行逢たり。中將、老翁の袖をひかへて、やや、御邉は舊人とこそみれ、當國の名所阿古屋の松や知たると問ふに、全く國の内には候はず、出羽の國にや候覽と申ければ、さては汝もしらざりけり、いまは世末になりて、國の名所をもはや呼失ひてけるにこそとて、既に過んとし給へば、老翁、中將の袖をひかへて、あはれ君は

　みちのくのあこやの松に木がくれていづべき月のいでもやらぬか

といふ歌のこころをもつて、當國の名所あこやの松とは御たづね候か。それは昔兩國が一國成し時よみ侍る歌なり。十二郡割分て後は出羽國にぞ候らんと申ければ、さばとて、實方中將も出羽國にこえてこそ阿古屋の松をばみてけれ。筑紫の太宰府より都へ鯖の使ののぼるこそ歩路十五日とは定めたなれ。すでに十二三日と申は、これより殆ど鎭西へ下向ごさんなれ［こそあんなれノ約語］、遠しといふとも、備前、備中、備後の間は兩三日にはよも過じ。ちかいをとほう申は、父大納言殿の御渡有なる所を成經にしらせじとてこそ申

りたり。少將膝の上におき、髮かきなで、淚をはらはらとながいて、あはれ汝七才にならば男になして、君へ參らせんとこそ存しか、され共今はいふかひなし。もし不思議〔議〕に命生ておひたちたらば、法師に成て我後の世を能弔へよとぞ宣ひける。いまだいとけなき心に何事をか聞わけ給ふべきなれども、うちうなづき給へば、少將を始まゐらせて、母上、めのとの女房、其座にいくらもなみゐ給へる人々、心有も心なきも皆袖をぞぬらされける。福原の御使、今夜鳥羽まで出させ給ふべき由を申す。少將幾程も延ざらん物ゆゑに、今宵ばかりは都の内にてあかさばやとの給へども、いかにも叶ふまじきよしをしきりに申ければ、力及ばず、其夜鳥羽へぞ出られける。宰相あまりの物うさに、今度は參も具し給はず、少將ばかりぞ出されたる。同廿二日、少將福原へ下着給ひたりしかば、入道相國、備中國の住人瀨尾太郎兼康に仰て、備中國へぞながされける。兼康も宰相のかへり聞給はんずる所をおそれて、道すがらやうやうにいたはりまゐらせけれ共、少將少も慰給ふ心ちもし給はず、夜晝只佛の御名をのみ唱て、父の事をぞ祈られける。去程に新大納言成親卿は備前の兒島におはしけるを、預りの武士難波乃二郎經遠、これは舟つきちかうてあしかりなんとて、地〔他カ〕へわたし奉り、備前備中の境、庭瀨の鄉、有木の別所といふ所にぞ置奉る。備中の瀨尾と有木の別所の境は出あひ纔に五十町に足らぬ所なれば、少將さすがそなたの風もなつかしうや思はれけん、或時兼康をめして、これより父大納言殿の御わたり有なる有木の別所とかやへはいか程の道ぞと問ひ給

ましげなる柴の庵に入奉る。島のならひ、うしろは山、前は海、磯の松風、波の音、いづれもあはれはつきせず。

阿古屋松

新大納言一人にも限らず、警を蒙る輩おほかりき。近江中将入道蓮浄佐渡國、山城守基兼伯耆國、式部大夫正綱播磨國、宗判官信房阿波國、新平判官資行は美作國とぞきこえし。折節入道相國は福原の別業におはしけるが、同廿日、攝津左衛門盛澄を使者にて、門脇の宰相のもとへ、丹波の少將をいそぎ是へたび候へ、尋べき事ありと宣ひ遣はされたりければ、宰相、さらばたゞ有し時兎も角も成たりせばいかゞせん、今更又物を思はせんずる事のかなしさよとて、福原へ下り給ふべきよしをのたまひければ、少將泣泣出たたれけり。北方已下の女房達は、叶はぬ物ゆゑに、猶も宰相のよき樣に申されよかしと歎きあひ、かなしみあはれければ、宰相、存ずる程の事をば申しつ、今は世を捨んより外は又何事をか申べき。さりながら、いづくの浦にもおはせよ、我が命のあらんかぎりは訪ひ奉るべしとぞ宣ひける。少將は今年三になり給ふをさなき人のおはしけれども、日ごろはわかき人にて、君達などの事をばさしもこまやかにもおはせざりしか共、今はの時にも成ぬれば、さすが心にやかかられけん、をさなき者をいま一度見ばやとの給へば、めのと抱て參

はけしかるかきすゑ屋形舟に大幕ひかせ、見もなれぬ兵どもに具せられて、今日をかぎりに都をいで、浪路遙に赴かれけん心のうち、推量られて哀なり。新大納言は死罪に行はるべかりし人の、流罪になだめられける事は、小松殿のやうやうに申されけるによつて也。其日は攝津國大物の浦にぞ着給ふ。明る三日、大物の浦へは京より御使ありとて、ひしめきけり。新大納言是にてうしなへとにやと聞給へば、さはなくして、はるばると備前の兒島へ流べしとの御使也。又小松殿より御文有。哀いかにもして都近き片山里にも置〔た脱カ〕てまつらばやと、さしも申つる事のかなはぬ事こそ世に有甲斐も候はね。さりながら御命斗をば乞請奉て候ぞ、御心安おぼしめされ候へとて、難波が許へも能能宮づかひ〔ヘノ訛カ〕奉れ、相構て御心にはしたがふなど宣ひつかはし、旅の粧細細と沙汰し送られたり。新大納言はさしも忝うおぼしめされける君にも離まゐらせ、つかの間もさりがたう思はれける北方、をさなき人人にもわかれはてて、こはいづちへとて行らん、二たび故鄕に歸て妻子を相見ん事も有がたし。一年山門の訴詔〔訟〕によつてすでにながされしをも、君惜ませ給て、西の七條より召歸されぬ。されば是は君の御いましめにもあらず、こはいかにしつる事どもぞやと、天にあふぎ地にふして泣かなしめ共かひぞなき。明ければ舟推出て下り給ふ。道すがらも只涙にのみむせんで、ながらふべしとはおぼえねども、さすが露の命は消やらず、跡の白波隔つれば、都は次第に遠ざかり、日數やうやう重なれば、遠國は既に近付ぬ。備前の兒島にこぎよせて、民のいへのあさ

ずぞ乘給ふ。あはれいかにもして、今一度小松殿にみもし見え奉らばやと思はれけれども、それもかなはず。見渡せば軍兵共前後左右に打圍だり。我方ざまの者は一人もなし。縦重科蒙て遠國へ行者も、人一人身にそへざる事や有とて、車のうちにてかきくどかれければ、守護の武士共も皆鎧の袖をぞぬらしける。西の朱雀を南へ行ば、大内山をも今は餘所にぞ見給ひける。年比見なれ奉りし雜色、牛飼に至るまで、涙をながし袖をぬらさぬはなかりけり。まして都に殘留給ふ北方、をさなき人人のこころの中、推量られてあはれ也。鳥羽殿を過給にも、此御所へ御幸成しには、一度も御供にははづれざりし物をとて、我山庄、洲濱殿とてありしをも、餘所に見てこそとほられけれ。鳥羽の南の門出て、舟遲しとぞ急がせける。こはいづちへとて行らん、同う失はるべくは、都近き此邊にてもあれかしと宣ひけるこそ、せめての事なれ。近うそひ奉たる武士をたぞと問給へば、難波次郎經遠となのり申。若此邊に我かた樣の者やある、たづねて參らせよ、舟にのらぬ先に、いひおくべき事有と宣へば、經遠其邊をはしりまはつて尋けれ共、我こそ大納言殿の御方と申者一人もなし。其時大な言涙をはらはらと流いて、さりともわが世にありし時は、隨つきたりし者共一二千人も有つらんに、今はよそにてだに此あり樣を見おくる者のなかりけるかなしさよとて、なかれければ、たけきもののふ共も、みな鎧の袖をぞぬらしける。只身にそふ物とてはつきせぬ涙ばかり也。熊野まうで、天王寺詣などには、二瓦の三棟に造たるふねにのり、次の舟二三十艘漕つづけてこそ有しに、今

くまゐるべし。重盛不思議〔議〕の事を聞出してめしつるなり。され共此事きなほしつつ僻事にて有けり。さらばとう歸れとて、侍共皆歸されけり。實にはさせる事をも聞出されざりけれ共、今朝父をいさめ申されける詞にしたがつて、父子軍をせんとにはあらねども、我身に勢の付か付ぬかの程をもしり、かうして入道大相國の謀叛の心もやはらぎ給ふかとの謀とぞ聞えし。君きみたらずといふとも、臣もつて臣たらずんばあるべからず。父ちちたらずといふ共、子もつて子たらずんばあるべからず。君のためには忠有て、父のためには孝あれと、文宣王の宣ひけるに違はず。君も此由聞しめして、今にはじめぬ事なれ共、内府が心の内こそはづかしけれ、怨をば恩をもつて報ぜられたりとぞ仰ける。果報こそめでたうて、大臣の大將にいたらめ。容儀躰はい〔佩カ〕人に勝れ、才智、才覺〔學〕さへ世に超たるべしやはとぞ、時の人人感じ合れける。國に諫むる臣あれば、其國必やすく、家にいさむる子あれば、其家かならずただしといへり。上代にも末代にもありがたかりし大臣也。

新大納言被流

去程に六月二日、新大納言成親卿をば、公卿の座に出し奉て、御物まゐらせたりけれ共、胸せきふさがつて、御箸をだにも立られず。あづかりの武士難波次郎經遠御車を寄て、とうとうと申ければ、大納言心なら

宣へば、貞能涙をはらはらと流て、人も人にこそよらせ給ひ候へ、爭か只今さる御事候べき。今朝是にて申させ給ひつる御事共も、皆はや御後悔ぞ候覽と申ければ、入道、内府に中たがうてはあしかりなんとや思はれけん、法皇むかへまゐらせんと思はれける心もやはらぎ、急腹卷ぬぎおき、素絹の衣に袈裟うちかけて、いと心にもおこらぬ念誦してこそおはしけれ。其後小松殿には、盛國承はつて着到つけけり。馳參じたる兵共一萬餘騎とぞしるしける。大臣着到披見の後、中門に出て侍どもに宣ひけるは、日來の契約をたがへずみなまゐりたり［るカ］こそ神妙なれ。異國にさるためし有。周の幽王、褒姒［姒］と云最愛の后を持給へり。天下第一の美人なり。されども此后幽王の心にかなはざりける事には、褒姒［姒］ゑみを含ずとて、すべてわらふ事をし給はず。異國の習に、天下に兵革の起る時、所所に火を擧、太鼓を打て兵をめす謀有。これを烽火となづく。ある時天下に兵亂おこつて烽火をあげたりければ、后是を御覽じて、あなおびただし、あれ程に火もおほかりけりなとて、その時始てわらひ給へり。ひとたびゑめば百の媚ありけり。幽王是をうれしき事にし給て、其事となくつねに烽火をあげたまふ。諸侯きたるにあだなし。あだなければ則去ぬ。か樣にする事度度に及べば、其後はまゐらず。或時隣國より凶賊おこつて幽王の都を攻けるに、烽火を擧れども例の后の火に習て兵もまゐらず。其時都かたぶいて、幽王終にほろびにけり。彼后は野干と成つて走失けるぞおそろしき。加［斯］樣のたとへのある時は、自今以後、是より召さんには皆かくのごと

のみ切たる内府は加〔斯〕様に宣ふ。世に力なげにて、いやいや、それまでは思もよりさらず。悪黨共の申事に君のつかせ給ひて、ひが事などもや出こんずらんと思計でこそ候へ。大臣、縦いかなる御ひが事出來候とも、君をば何とかしまゐらせ給べきとて、つい立て中門にいで、侍共に宣ひけるは、汝等能能承らずや、今朝より是に候て、加〔斯〕様の事共をも申しづめんとは存知つれ共、餘にひたさわぎに見えつる間、先歸り候なり。院參の御ともにおいては、重盛が首のはねられてんを見てつかまつれ。さらば人まゐれとて、小松殿へぞかへられける。其後大臣、主馬判官盛國を召て、重盛こそ天下の大事を聞出したれ。我をわれと思はんずる者どもは、急物具して參れと披露せよとの給へば、馳まはつて披露す。おぼろげにてはさわぎ給はぬ人の、加〔斯〕様の披露の有は、別の子細のあるにこそとて、皆物具して我も我もと馳せ參る。淀、羽束瀬、宇治、岡屋、日野、勸修寺、醍醐、小栗栖、梅津、桂、大原、しづ原、芹生の里にあふれゐたりける兵共、或は鎧きていまだ甲をきぬもあり、あるひは矢負ていまだ弓をもたぬもあり、片鐙ふむやふまずにて、あわてさわいで馳參る。小松殿に噪事ありと聞えしかば、西八條に數千騎ありける兵共、入道にはかうとも申も入ず、さやめきつれて、みな小松殿へぞ馳たりける。すこしも弓箭に携らん程の者、一人も洩るるはなかりけり。其時入道大におどろき、筑後守貞能が只一人候けるを召て、内府は何とて是等をば皆かくのごとくよび取やらん。今朝是にて申つる様に、浄海が許へ打手などもや向へ〔術カ〕んずらんと

ば院中へ參り籠り候べし。其儀にて候はば、重盛が身にかはり、命にかはらんと契たる侍ども少少候らん。是等をみなめし具して、院の御所法住寺殿を守護しまゐらせ候はば、さすが以外の御大事にてこそ候はんずらめ。かなしき哉、君の御ために奉公の忠をいたさんとすれば、迷盧［盧］八萬の頂よりも猶たかき父の恩たちまちにわすれんとす。いたましきかな、不孝の罪をのがれんとすれば、君の御ためには不忠の逆臣となりぬべし。進退これきはまれり、是非いかにもわきまへがたし。申請る所詮は只重盛が頸をめされ候へ。さ候はば院參の御供をも仕べからず、又院中をも守護しまゐらせ候まじ。かの蕭何は大功かたへにこえたるによつて、官大相國にいたり、劍を帶し沓をはきながら殿上へのぼる事をゆるされしかども、叡慮にそむく事ありしかば、高祖おもう警てふかうつみせられにき。かやうの先蹤を思ふにも、富貴といひ、榮花といひ、朝恩といひ、重職といひ、旁きはめさせ給ぬれば、御運のつきん事も難かるべきにも候はず。富貴の家には祿位重疊せり、ふたたび實なる木は其根かならずいたむとこそ見えたれ。心細こそ候へ。いつまでか命生てみだれん世をもみ候べき。只末代に生をうけて、かかるうきめに逢候重盛が果報の程こそつたなく候へ。ただ今もさぶらひ一人に仰付られ、御坪の內へ引出されて、重盛が首の刎られんずる事は、いとやすい程の御事でこそ候はんずらめ。是をおのおの聞給へとて、直衣の袖を顏に押當て、さめざめとなきくどかれければ、其座にいくらもなみゐ給へる平家一門の人人、みな袖をぞぬらされける。入道た

其賞にほこる事は傍若無人とも申つべし。聖德太子十七か條の御憲法に、人みな心あり、心各執あり、彼を是し我を非し、我を是し、彼を非す。是非のことわり誰かよくさだむべき。相共に賢愚なつて環の端なきがごとし。ここをもつて、たとひ人いかるといふとも、却つて我咎をおそれよとこそみえて候へ。されども當家の運命いまだつきざるによつて、御謀叛すでにあらはれぬ。其うへ仰あはさるる成親卿をめしおかれぬるうへは、縱君いかなる不思儀〔議〕をおぼしめしたたせ給とも何の恐か候べき。所當の罪科をおこなはれぬるうへは、しりぞいて事のよしを陳じ申させたまひて、君の御ためにはいよいよ奉公の忠勤をつくし、民の爲にはますます撫育の愛憐を致させ給はば、神明の加護にあづかつて、佛陀の冥慮にそむくべからず。神明、佛陀、感應あらば、君もおぼしめしなほす事などか候はざるべき。君と臣とならぶれば、親疎わくかたなし。道理と僻事をならべんに、いかでか道理につかざるべき。

烽火

尤是は君の御ことわりにて候へば、かなはざらんまでも、重盛は院中を守護しまゐらせ候べし。其故は、重盛はじめ叙爵よりいま大臣の大將にいたるまで、しかしながら君の御恩ならずと云事なし。其恩のおもき事を思へば、千顆萬顆の玉にもこえ、其恩の深きいろを案ずるに、一入再入の紅にもなほ過たらん。然ら

ぼえ候。人の運命のかたぶかんとては、かならず惡事をおもひ立候也。又御有樣をみまゐらせ候に、更にうつゝとも覺候はず。さすが我朝は邊里粟散の境と申ながら、天照太神の御子孫、國のあるじとして、天兒屋根尊の御すゑ、朝のまつりごとをつかさどり給ひしより以來、太政大臣の官に至る人の甲冑をよろふこと禮義をそむくにあらずや。就中御出家の御身也。夫三世の諸佛、解脫同相の法衣をぬぎすてて忽に甲冑をよろひ、弓箭を帶しましまさん事、うちにはすでに破戒無慚の罪をまねくのみならず、外には仁義禮智信の法にもそむき給候なんず。かたがたおそれある申事にて候へ共、こころのそこに旨趣をのこすべきにも候はず。まづ世に四恩候。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是也。其中にもつともおもきは朝恩也。普天の下王地にあらずといふ事なし。されば彼潁川の水に耳を洗ひ、首陽山に蕨を折し賢人も勅命背がたき禮義をば存知すとこそ承はれ。いかにいはんや、先祖にもいまだきかさつし太政大臣をきはめさせ給ふ。いはゆる重盛が無才愚闇の身をもつて、蓮府槐門の位に至。しかのみならず、國郡なかば一門の所領となつて、田園ことごとく一家の進止たり。これ希代の朝恩にあらずや。今これらの莫太〔大〕の御恩を思召忘て、みだりがはしく法皇をかたぶけ參らせ給はん事、天照太神、正八幡宮の神慮にもそむかせたまひ候なんず。それ日本は神國なり、神は非禮をうけたまはず。しかれば君のおぼしめし立せ給ふ所、道理なかばなきにあらず。なかにも此一門は代代の朝敵をたひらげて、四海の逆浪をしづむる事は無雙の忠なれども、

ぎ車をとばせ、西八條へぞおはしたる。門前にて車よりおり、門のうちへさし入て見給へば、入道腹卷をき給ふ上、一門の卿相雲客數十人、おのおの色色の直垂に、思ひ思ひの鎧着て、中門の廊に二行に着せられたり。其外諸國の受領、衛府、諸司などは椽〔緣〕に居こぼれ、庭にもひしとなみ居たり。旗竿どもひきそばめ、ひきそばめ、馬腹帶をかため、甲の緒をしめ、惟今皆うつたたんずるけしきどもなるに、小松殿烏帽子直衣に、大文の指貫のそばとつて、さやめき入給へば、事の外にぞみえられける。入道ふし目に成て、例の内府が世をへう〔二字解シ難シ〕する樣に振舞ものかな、大きにいさめばやと思はれけれ共、さすが子ながらも内には五戒をたもつて慈悲をさきとし、外には五常をみだらず、禮義をただしうし給ふ人なり。あの姿に腹卷をきて向むかはん事、さすがはづかしうおもはゆうや思はれけん、障子をすこし引立てて、腹卷の上に素絹の衣をあわてぎにき給ひたりけるが、胸板の金物のすこしはづれて見えけるをかくさうと、しきりに衣のむねを引ちがへ引ちがへぞし給ひける。其後大臣、舍弟宗盛卿の座上につき給ふ。入道もの給ひ出さるる旨もなく、大臣も又申上らるる事もなし。良有て入道宣ひけるは、成親卿が謀叛は事の數にも非らず、一向法皇の御結構にて候けるぞや。しばらく世をしづめん程、法皇をば鳥羽の北殿へうつしまゐらするか、しからずは是へまれ御幸をなしまゐらせうとおもふはいかにとの給へば、大臣聞もあへ給はず、はらはらとぞなかれける。入道さていかにやいかにとあきれ給ふ。良有て大臣涙を押て、此仰承候に御運ははやすゑになりぬとお

是一の奉公也。次に平治元年十二月信頼、義朝が謀叛の時、院、内をとり奉て、大内に楯〔立〕こもり、天下くらやみと成たりしにも、入道隨分身を捨て凶徒をおひおとし、經宗、惟方をめしいましめしに至るまで、君の御ために既に命をうしなはんとする事度々におよぶ。されば人何と申とも、此一門をば七代まではいかでかおぼしめし捨てさせ給ふべきに、それに成親と云無用の徒物、西光といふ下賤の不當人が申事に付せ給ひて、ややもすれば此一門ほろぼさるべき由の、法皇の御結構こそ遺恨の次第なれ。此後も讒奏するものあらば、當家追討の院宣を下されつ〔んずノ誤カ〕とおぼゆるなり。朝敵となりて後は、いかに悔とも益あるまじ。しばらく世をしづめん程、法皇をば鳥羽の北殿へうつしまゐらするか、しからずは是へまれ御幸を成參らせうと思ふはいかに。其義ならば定て北面の輩どもが中より箭をも一射んずらん、其用意せよと侍どもにふるべし。凡は入道、院方の奉公おもひきつたり。馬に鞍を、きせなが取いだせとこその給ひければ。主馬判官盛國、急小松殿へ馳參て、世ははやかう候と申ければ、大臣聞もあへず、あははや成親卿が首をはねられたんなと宣へば、其義にては候はね共、入道殿のきせながを召れ候上は、侍共皆うつ立て、只今法住寺殿へ寄んと出立候。しばらく世をしづめん程、法皇をば鳥羽の北殿へうつし參らせうとはとは〔二字重複カ〕是候へ共、内内は鎭西の方へ流し參らせうとこそ擬せられ候ひつれと申ければ、大臣いかでかさる事あるべきとはおもはれけれ共、今朝の禪門のきしよく、さる物ぐるはしき事もやおはすらんとて、いそ

うやうに申たれ、それまではおもひもよらざりつれ共、今朝内大臣のやうやうに申されつれば、それもしばしはよき様にこそきけと宣へば、少將ききもあへ給はず、手を合てぞよろこばれける。子ならざらん者は誰か只今我身の上を指おいて是程までは悦べき、誠の契りはおやこのなかにぞありける、子をば人のもつべかりける物かなと、やがて思ぞ返されける。さて今朝のごとくに同車して歸られたれば、宿所には女房侍さしつどひて、死たる人の生かへりたるここちして、よろこび泣をぞせられける。

教訓

大〔太〕政入道は、か様に人人あまた召いましめおいても、猶こころゆかずや思はれけん、既に赤地の錦の直垂に、黒糸威の腹巻の、白金物うつたる胸板せめ、先年安藝守たりし時、神拜のついでに靈夢を蒙て嚴〔嚴〕島大明神より、幻に給はられたりける銀のひるまきしたる小長刀、つねの枕をはなたず立られたりしを脇にはさんで、中門の廊へぞ出られたる。其氣しき大方ゆゆしうぞ見えし。貞能と召。筑後守貞能は、木蘭地の直垂に緋縅の鎧きて、御前に畏てぞ候ける。貞能此事いかがおもふ。抑保元に平馬助を始として、一門なかば過て新院のみかたにまゐりにき。一の宮の御事は故刑部卿の殿の養君にてましまししかば、かたがたみはなちまゐらせがたかりしかども、こ院の御遺誡にまかせて、御方にて先をかけたりき。

ば、身のいとまを給て、出家入道仕り、高野、粉川にもこもりゐて、一すぢに後世菩提のつとめをいとなみ侍らはん。よしなきうき世のまじはりなり、世にあればこそ望もあれ、望のかなはねばこそ恨もあれ、しかじ、浮世をいとひ眞の道に入なんにはとぞ宣ひける。季貞まゐつて、宰相殿ははやおぼしめしきつて候ぞ、ともかうもよき樣に御はからひ候へと申ければ、入道、いやいや出家入道まではあまりにけしからず。其義ならば少將をばしばらく敎盛にあづくると云べしとぞ宣ひける。季貞歸參て、宰相殿に此由を申。宰相、あはれ人の子をば持まじかりける物哉、我子の緣にむすぼら〔ほカ〕れざらんには、是程までこころをばくだかじ物をとて出られけり。少將まちうけ奉て、さていかが候つるやらんと申されければ、宰相、入道餘に怒て、敎盛には終に對面もし給はず。いかにもかなふまじきよしをしきりに宣ふ間、出家入道まで申たればにや、其義ならば御邊をば暫敎盛にあづくると宣ひつれ共、それも始終はよかるべしとも覺えずと宣へば、少將、さ候はんには、はや成經は御恩をもつてしばしの命ののび候にこそ。さては父で候大納言が事は、何とかきこしめされて候。宰相、いさとよ、御邊の事をこそやうやうに申たれ、其までの事は思もよらずと宣へば、少將涙をはらはらとながいて、今命のをしう候も父を今一度みばやと思ため也、ゆさり大納言きられ候はんずるにおいては、成經とても命いきて何にかはし候べきなれば、只一所でよきやうに申てたばせ給ふべうもや候らんと申されければ、宰相よにも心ぐるしげにて、重ねて宣ひけるは、御邊の事をこそや

侍の許におろしおき奉り、宰相計ぞ門の内へは參られける。いつしか少將殿をば武士共打かこんできびしう守護し奉る。さしもさりがたうたのまれたりつる宰相殿にははなれ給ひぬ。少將の心の内さこそはたよりなかりけめ。宰相中門に居給ひたれども、入道出もあはれず。良有て宰相、源大夫判官季貞をもつて申されけるは、敎盛こそ由なきものにしたしうなつて、返返くやしみ候へ共甲斐ぞなき。相ぐせさせて候ものの、此程なやむ事の候が、今朝より此なげき打そへて、既に命も絶候なんず。敎盛からで候へば、なじかはひが事せさせ候べき。少將をばしばらく敎盛に預けさせおはしませと申されければ、季貞參て此由を申す。入道あはれれいの宰相が物に心得ぬよとて、とみに返事もし給はず。ややあつて入道の給ひけるは。新納言成親卿は此一門ほろぼして天下みだらんとするくはだてあり。この少將といふはすでに彼大納言が嫡子也、うとうもなれ、したしうもなれ、えこそ申なだむまじけれ。若此謀叛とげなましかば、御邊とても、おだしうてやおはすべきと云べしと宣ひける。季貞歸參て、宰相殿に此由を申す。宰相よにも本意なげにて、重て申されけるは、保元平治より以降、度度の合戰にも御命にはかはり參らせんとこそ存候しか。此後もあらき風をば先ふせぎまゐらせ候べし。縱敎盛こそ年老て候共、若き子共あまた候へば、一方の御かためにもなどかならでは候べき。それにしばらく少將をあづからうと申に、御ゆるされ無は、一向敎盛を二心ある者とおぼし召れ候にこそ。是程にうしろめたうおもはれまゐらせては、世に有ても何にかはし候べきなれ

又も御覽ぜぬ事もやあらんずらんとて、御涙せきあへさせ給はず。少將御前をまかり出られけるに、院中の人人、つぼねの女房たちにいたるまで、名殘をゝしみ、袂にすがり、泪をながし袖をぬらさぬはなかりけり。しうとの宰相の許へ出られたれば、北方はちから產すべき人にておはしけるが、今朝より此歎打そへて、すでに命も消えいる心ちぞせられける。少將御所をまかり出られけるより流るゝなみだつきせぬに、今北方のあり樣を見たまひてぞ、いとゞせんかたなげにぞみえられける。少將のめのとに六條と云女あり。御乳に參り始め侍て、君をちの中よりいだきあげ奉り、おほしたてまゐらせしより以來、月日のかさなるに隨て、我身のとしの行をばなげかずして、偏に君のおとなしうならせ給事をのみよろこび、あからさまとはおもへ共、ことしは廿一年はなれ參らせ侍はず。院、内へまゐらせ給ひて、おそういでさせ給ふだに心ぐるしう思參らせ侍つるに、つひにいかなるうきめにかあはせ給ふべきやらんとて泣、少將、いたう「たく脫カ」なげいそ、宰相さておはすれば、さり共命斗をば乞請給はんずらんと、樣樣になぐさめ宣へども、六條人めも恥ずなき悶へけり。さるほどに西八條殿より使しきなみにありしかば、宰相出向つてこそ兎も角もならめとて出られ「けれ脫カ」ば、少將も宰相の車のしりに乘てぞ出られける。保元平治より以來、平家の人人は樂み榮えのみ有て、うれへなげきはなかりしに、此宰相ばかりこそ由なき聟故にかかるなげきをばせられけれ。西八條近うなつて、先案内を申されたりければ、少將をば門の内へは入らるべからずと宣ふあひだ、其邊なる

少將乞請

丹波少將成經、その夜しも院の御所法住寺殿にうへぶしして、いまだ出られざりけるに、大納言の侍どもいそぎ院の御所に馳まゐり、少將殿をよび出し奉り、此よしかくと申ければ、少將、是程の事などや宰相の許より今まで告知せられざるらんと宣ひもはてぬに、宰相殿よりとて御使あり。此宰相と申は、入道相國の御弟、宿所は六波羅の惣門の内におはしければ、門脇の宰相とぞ申ける。丹波の少將にはしうとなり。何事にて候やらん、今朝西八條殿より急度ぐし奉れと候との給ひつかはされたりければ、少將此事心得て、近習の女房たちをよび出しまゐらせて、夜邊何となう世の物さわがしう候しを、れいの山法師のくだるかなど餘所に思ひて候へば、はや成經が身のうへにまかり成て候ひけるぞや。ゆさり大納言きらるべう候なれば、成經とても同罪にてぞ候はんずらん。今一度御前へ參て君をみまゐらせ度候へども、かかる身にまかり成て候へば、はばかり存候と申されたりければ、女房たち御前へ參て、このよし奏聞せられたりければ、法皇、さればこそ今朝の禪門のつかひにはや御心得有て、さるにてもこれへと御氣色有ければ、少將御前へまゐられたり。法皇御涙を流させ給て、仰せ下さるる旨もなく、少將も又涙にむせんで申上らるる事もなし。良有て少將御前をまかり出られけるに、法皇うしろをはるかに御覽じ送て、ただ末代こそ心うけれ、是が限にて

ば、北方い〔以〕下の女房達、聲々にをめきさけび給ひけり。少將殿をはじめまゐらせて、をさなき人人も皆取れ〔二字因はれ〕させ給ふべしとこそ承りて候へ。いそぎ何方へも忍ばせ給ふべうもや候らんと申ければ、北の方、今は此身とても安穩にてなにゝかはせむなれば、只一夜の露ともきえんことこそ本意なれ。さては今朝を限にておはしつる事のかなしさよとて、引かづいてぞ臥給ふ。すでに武士どものちかづくよし聞えしかば、かくて恥がましう、うたてきめを見んもさすがなればとて、十に成給女子、八歳の男子、ひとつ車にとり乘て、いづちを指ともなくやり出す。さてしもあるべき事ならねば、大宮をのぼりに、北山の邊、雲林院にぞおはしける。其邊なる僧坊におろしおき奉り、送りの者どもは、身々の捨がたさに、皆暇申て歸りにけり。今はいとけなきをさなき人々斗殘ゐて、又事とふ人もなくしておはしける。北方の心の中推量られてあはれなり。暮行影を見給ふにつけても、大納言の露の命、今明の此夕をかぎる也とおもひやるにもきえぬべし。宿所には女房、侍おほかりけれ共、物をだに取したためず、かどをだにおしもたてず、馬共厩になみたちたれども、草かふ者一人もなし。夜明れば馬、車、門に立なみ、賓客座につらなつて、遊びたはぶれ、舞をどり、世を世ともし給はず、ちかきあたりの者どもは物をだに高くいはずおち恐てこそ明るまでも有しに、夜のまにかはるあり樣、盛者必衰の理も目の前にこそあらはれたれ。たのしび盡てかなしびきたると書れたる江相公の筆の跡、いまこそ思ひしられけれ。

督藤原仲成を誅せられてより以來、保元までは君廿五代のあひだ、行はれざりし死罪を始て行ひ、宇治の惡左府の死骸を掘おこいて實撿せられたりし御事なんどは、餘なる御政とこそ存候へ。さればいにしへの人も死罪をおこなへば海内に謀叛の輩絕ずとこそ承て候へ。やがて中二年有て、平治に又世みだれて、信西が埋れたりしをほりおこし、首を刎て大路を渡され候き。保元に申行ひし事のいくほどもなくてはや身の上にむかはれにきと思へば、おそろしうこそ候へ。これはさせる朝敵にても候はず、旁恐あるべし。御榮花殘所なければ、思召る事はあるまじけれ共、子々孫々迄も繁昌こそあらまほしう候へ。父祖の善惡は必子孫に及とこそ見えて候へ。積善の家には餘慶あり、積惡の門には餘殃たらずとこそ承はれ。いか樣にも今夜首をはねられん事、然べうも候はずと申されたりければ、入道げにもとや思はれけん、死罪は思とどまり給けり。其後大臣中門に出て、侍共に宣ひけるは、仰なればとて、あの大納言うしなはん事、左右なう有べからず。入道腹たちのままに、物さわがしき事し給ひて、後にかならずくやしみ給ふべし。ひが事して我恨なと宣へば、兵共皆したをふつて恐れをののく。扨も今朝經遠、兼康があの大納言に情なう當り奉たる事こそ返々も奇怪なれ。など重盛が歸聞んずる所をば恐ざりけるぞ。片田舍の侍は皆かかるぞとよと宣へば、難波も瀬尾も共に恐入たりけり。大臣は加「斯」樣に宣ひて小松殿へぞ歸られける。去程に大納言の侍ども、いそぎ中御門烏丸の新大納言の宿所に歸まゐつて、此由かくと申けれ

り候。御恩こそ生生世世に報じ盡しがたう候へ共、今度も又甲斐なきいのちをたすけさせおはしませ。さだにも候はば、身の暇を給て出家入道つかまつり、いかならん片山里にも籠居て、一すぢに後世菩提のつとめをいとなみ候はんとぞ申されける。大臣、誠にさこそはおぼしめされ候らめ。さ候へばとて、御命失ひ奉るまでの事はよも候はじ。縦さ候共、重盛かうで候へば、御命にはかはりまゐらせ候べし。御心安おぼし召れ候へとて、父の禪門の御前におはして、あの大納言うしなはれん事は、よくよく御思惟候べし。先祖修理大夫顯季、白河院に召つかはれ參らせしより以來、家に其例なき正二位の大納言にへあがつて、當時君無双の御いとほしみ、やがて首をはねられん事しかるべくも候はず。只都のほかへ出されたらんに事たり候なんず。北野天神は時平大臣の讒奏にて憂名を西海の浪にながし、西宮の大臣は多田滿仲の讒言に依てうらみを山陽の雲によす。おのおの無實なりしかども流罪せられ給ひにき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御ひが事とぞ申つたへたる。上古猶かくのごとし、況や末代においてをや。賢王猶御誤あり、況や凡人においてをや。既に召置れぬる上は、急失はれずとも何の恐か候べき。刑のうたがはしきをば輕んぜよ、功の疑はしきをば重ぜよとこそみえて候へ。事新しき申事にて候へども、重盛彼大納言が妹に相ぐして候、維盛又聟也けり。かやうにしたしう成て候へば申すとや思召され候らん、其儀では候はず。ただ君のため、國のため、家のための事を思て申候。ひととせ故少納言入道信西執權の時に相當て、我朝には嵯峨皇帝の御時、右兵衛

かあふらんと、思ひやるにもおぼつかなし。さばかりあつき六月に、裝束をだにもくつろげられず、あつさもたへがたければ、胸もせき上る心ちして、汗も涙もあらそひてぞながれける。さり共小松殿はおぼしめしはなたじものをとは思はれけれども、誰して申べしともおぼえ給はず。大臣は例の善惡につけてさわぎ給はぬ人にておはしければ、はるかに日たけて後、嫡子權亮少將維盛を車のしりにのせつゝ、衞府四五人、隨身二三人めしぐして、軍兵共をば一人もぐせられず、誠に大樣げにておはしたれば、入道を始奉て、一門の人人、皆思はずげにぞ見給ひける。大臣、中門のくちにて車よりおり給ふ處へ、貞能つと參て、などこれほどの御大事に、軍兵をば一人もめしぐせられ候はぬやらんと申ければ、大臣、大事とは天下の事をこそいへ、かやうの私事を大事といふやうやあると宣へば、兵仗を帶したりける兵どもみなそゞろいてぞみえたりける。其のち大臣、大納言をばいづくに置奉たるやらんと、ここかしこの障子を引あけ引あけ見給に、ある障子の上に蛛手ゆうたる所あり。ここやらんとてあけられたれば、大納言おはしけり。涙にむせびうつぶして、目も見あげ給はず。いかにやとの給へば、其時見つけ奉て、うれしげに思はれたる氣色、地獄にて罪人どもが地藏菩薩を見奉るらんもかくやと覺てあはれなり。何事にて候やらん、今朝よりこれにてかかる憂めにあひ候。渡らせ給へば、さりともとこそふかうたのみ奉て候へ。平治にもすでに誅せらるべかりしを、御恩をもつて頸をつがれまゐらせ、正二位の大納言にあがつて歳すでに四十にあま

はむかへたんなり。日ごろのあらましの次第、直に承らんとの給へば、大納言、それは人の讒言にてぞ候らむ、能能御尋候べしとぞ申されける。其時入道大に怒て、人やある、人やあると召れければ、貞能つと參たり。西光めが白狀取て參れと宣へば、持て參たり。入道是を取て、推返推返二三遍よみきかせ、あなにくや、此うへをばなにとか陣〔陳〕ずべかなるぞとぞ、大納言のかほにさつとなげかけ、障子をちやうとたて出られけるが、猶腹にすゑかねて、經遠、兼康とめす。難波次郎、瀨尾太郎參りたり。あの男とつて、庭へ引落せと宣へ共、これら左右なくもし奉らず。小松殿の御氣色いかが候やらんと申ければ、入道、よしよし、おのれらは内府が命を重じて、入道が仰をばかるうしけるごさんなれ〔こそあんなれノ約語〕、力及ばずと宣へば、是等あしかりなんとや思けん、たちあがり、大納言の左右の手を取て、庭へひきおとし奉る。其時入道心地よげにて、取てふせてをめかせよとぞ宣ひける。二人の者共、大納言の左右の耳に口をあてて、いかさまにも御聲のいづべう候ささやいて、ひきふせ奉れば、二聲三聲をめかれける。其體冥土にて娑婆世界の罪人を、或は業の秤にかけ、あるひは淨頗梨の鏡にひきむけて、罪の輕重にまかせつつ、阿防羅刹が呵責すらんもこれには過じとぞ見えし。蕭樊囚はれて韓彭葅醢たり。晁錯戮をうけ、周儀罪せらる。たとへば蕭何、樊噲、韓信、彭越、これらはみな高祖の忠臣たりしかども、小人の讒によつて過敗の恥をかくとも、か樣の事をや申べき。新大納言は我身のかくなるにつけても、子息丹波少將成經已下、をさなき者共のいかなるうきめに

たりしを、同國の住人、胡麻の郡司維季に仰てうたせらる。弟近藤判官師經をば獄より引出て誅せらる。其弟左衛門尉師平、郎等三人おなじく首を刎られけり。是等は皆いふ甲斐なきものの秀、いろふ間敷事をのみいろひ、あやまたぬ天台座主流罪に申行ひ、果報や盡にけん、山王大師の神罰冥罰を立所に蒙て、かかるうきめにあへりけり。

小教訓

新大納言は一間なる所に推籠られて、汗水になりつつ、あはれこれは日ごろのあらまし事のもれきこえてけるにこそ。たれもらしぬらん、定て北面の輩どもの中にぞあるらんなれ「んカ」ど、おもはじ事なう案じつづけておはしける所に、後より足音の高らかにしければ、すは只今我命失はんとて、もののふ共の參るにこそと思はれければ、さはなくして、入道みづからいたじき高らかにふみならし、大納言のおはしけるうしろの障子をさつとあけられたり。素絹のころものみじからかなるに、しろき大口ふみくくみ、聖柄の刀推くつろげてさすままに、大納言をしばし睨まへて、抑御邊は平治にもすでに誅せらるべかりしを、内府が身にかへて申請、頸を繼奉りしは、いかに恩を知るを人とはいふぞ、恩を知らぬを畜生とこそいへ。しかるをなにの遺恨有てこの一門ほろぼすべき結構は候ぞ。されども當家の運命いまだつきざるによつて、これまで

てけるなり。ありのまゝに申せとこそ宣ひけれ。西光もとよりすぐれたる大剛の者なりければ、ちとも色も變ぜず、わろびれたるけしきもなく居なほり、あざ咲て申けるは、院中に召つかはるる身なれば、執事の別當成親卿の院宣とてもよほされ候事、くみせずとは申べき樣なし、それはくみしたり。只耳にとまる事をも宣ふ物かな。他人の前は知べからず、西光がきかんずる所にては、さ樣の事をばえこそ宣ふまじけれ。抑御邊は刑部卿忠盛の嫡子にておはせしが、十四五までは出仕もし給はず。良あつて故中御門の藤中納言家成〔いへなり〕卿の邊に立入給ひしをば、京童部は例の高平太とこそいひしか。然を保延の比、海賊の張本三十餘人からめいだされたりし勸賞に四品して、四位の兵衛佐と申しをだに、人人はみな過分とこそ申あはれしか。殿上の交をだにきらはれし人の子孫にて、太政大臣まで成あがつたるや過分なるらん。もとより侍程の者の、受領、撿非違使に至る事先例なきにあらず、なじかは過分なるべきと、はばかる所もなういひちらしたりければ、入道相國餘に腹をすゑかねて、しばしは物をも宣はず、良有て入道の給ひけるは、しやつが頸よさうなら斬な、よくよく糺問して事の子細をたづねとひ、其後河原へ引出て首を刎よとぞの給ひける。松浦太〔太〕郎重俊承て、手をはさみ、さまざまにしていためとふ。西光もとよりあらそひ申さざりけるうへ、糺問はきびしかりけり、のこりなうこそ申けれ。白狀四五枚に記せられて、其後口を裂とて口をさかれ、五條西の朱雀にして終にきられにけり。嫡子加賀守師高は闕官せられて、尾張の井戸田へ流され

ざまも无〔無〕ぞ滿滿たる。中門の口にはおそろしげなる者どもあまた待うけ奉り、大納言の手を取て引張、こはいましむべう候やらんと申ければ、入道簾中より遥に見出し給て、あるべうもなしと宣へば、椽〔緣〕の上へひきのぼせ奉り、一間なる處に押籠奉てけり。大納言は夢の心ちして、つやつや物も覺給はず。供にありつるさぶらひ共大勢におしへだてられて、ちりぢりになりぬ。雜色、牛飼、色をうしなひ、牛車を捨て皆逃去ぬ。去程に近江の中將入道蓮淨、法勝寺執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大夫正綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行もとらはれてこそ出來たれ。西光法師このよし聞て、我身の上とやおもひけん、鞭を打て院の御所へまゐる。六波羅の兵共道にて行相、西八條殿よりめさるるぞ、きつと參れといひければ、これは奏すべき事有て院の御所へまゐる、軈而こそ歸りまゐらめといひければ、につくい入道めが、何事をか奏すべかんなるぞとて、しや馬より取てひきおとし、ちうにくつて西八條殿へさげてまゐる。日の始より根元與力の者なりければ、殊につよう警〔縛〕めて、御坪〔壺〕の内にぞひつすゑたる。入道相國大床に立てしばし睨へ、あなにくや、當家傾けうとする謀叛のやつがなれる姿よ。しやつここへ引よせよとて、椽〔緣〕のきはへひきよせさせ、物はきながら、しやつらをむずむずとぞふまれける。もとよりおのれらが樣なる下臈のはてを、君のめしつかはせ給ひて、なさるまじき官職をなしたび、父子共に過分の振舞をすると見しにあはせて、あやまたぬ天台座主流罪に申行ひ、剰當家かたぶけうとする謀叛の黨どもにくみし

を招て急度院の御所へ參り、大膳大夫信成を呼出て申さんずる事はよな、新大納言成親卿已下近習の人人、此一門を亡して、天下亂らんとする企あり。一一にからめ取て、尋沙汰仕り候べし。それをば君もしろしめさるまじう候と申すべしとぞ宣ひける。資成急ぎ院の御所に馳參り、信成を呼出て此事申に、色をうしなふ。雖而御前へ參りて、このよしかくと奏聞したりければ、法皇あはや内内此等が謀りし事の洩聞えけるにこそ。さるにても、こは何事と斗仰られて、分明の御返事もなかりけり。資成急走歸て、此由かくと申ければ、入道、さればこそ行綱はまことを申たれ。行綱此事告しらせずは、淨海安穩にてやはあるべきとて、筑後守貞能、飛驒守景家をめして、當家傾うとする謀叛のともがら京中にみちみちたんなれ、一一に搦捕べきよし下知せらる。仍二百餘騎、三百餘騎、あそこ爰に押寄押寄からめ取。入道相國先雜色をもつて、中御門烏丸の新大納言の宿所へきつとたちより給へ、申合ずべき事の候と、宣遣されければ、大納言我身のうへとは露しらず、あはれ是は法皇の山攻らるべき御結構あるを申なだめられんずるにこそ。御憤深げ也、いかにも叶間敷物をとて、ない「ヘノ訛音」きよげなる布「袍」衣たをやかにきなし、あざやかなる車にのり、侍三四人召具して、雜色、牛飼に至まで常よりも猶ひきつくろはれたり。そも最後とは後にこそ思ひしられけれ。西八條近うなりて見給へば、四五町に軍兵どもみちみちたり。あなおびたたし、そも何事なるらんと、胸打噪がれけれ共、門前にて車よりおり、門の内へさし入て見給へば、内にも兵ども隙は

候へと、案内をいひ入たりければ、入道常にも參らぬ者の參じたるは何事ぞ、あれきけとて、主馬判官盛國を出されたり。全く人傳には申間敷事なりと云間、さらばとて、入道自中門の廊へぞ出られたる。夜は遙に更ぬらんに、いかに只今何事ぞとの給へば、ひるは人めのしげう候間、夜にまぎれて參て候。この程院中の人人の兵具をととのへ、軍兵もよほされ候事をばなにときこしめされて候。入道、いざとよ、それは法皇の山攻られ〔るカ〕べしと聞けと、事もなげにぞ宣ひける。行綱ちかより、小聲に成て、其儀では候はず、一向當家の御上とこそ承て候へ。入道、さてそれをば法皇もしろし召れたるか。子細にや及候、執事の別當成親卿の軍兵催され候事も、院宣とてこそめされ候へ。康頼が免〔兎〕申て、俊寛が角申て、西光がとふるまうてなど、始よりありのままにはさし過ていひちらし、我身は暇申てとて出ければ、其時入道大聲をもつて、侍共呼ののしり給事、きくもおびただし。行綱なまじひなる事申出て、證人にやひかれんずらんとおそろしさに、人もおはぬに取袴し、大野に火を放たる心ちして、急門外へぞ逃出ける。其後入道筑後守貞能をめして、當家かたぶけうとする謀叛の輩共こそ京中に滿滿たんなれ。一門の人人にも觸申せ、侍共催せと宣へば、馳廻て催す。右大將宗盛、三位中將知盛、頭中將重衡、左馬頭行盛、一門の人人、甲冑、弓笴〔箭〕を帶して馳つどふ。其外侍ども雲霞の如に馳集り、其夜の中に入道相國の西八條の亭には、兵ども六七千騎も有らんとぞみえし。明れば六月一日也、いまだ闇かりけるに、入道相國、撿非違使安部資成

は、むかしより山門の大衆は、發向のみだりがはしき訴仕る事、今にはじめずと申ながら、今度は以外に過分に候。能能御はからひ候べし、是を御警候はずは世が世でも候まじとぞ申ける。只今我身のほろびんずる事をも顧ず、山王大師の神慮にも憚らず、加〔斯〕樣に申て辰〔宸〕襟を悩まし奉る。讒臣は國をみだるといへり、まことなる哉、叢蘭茂からんとすれ共、秋の風是を破り、王者明らかならんとすれ共、讒臣是を闇すとも、か樣の事をや申べき。執事の別當成親卿以下近習の人人に仰て、法皇山攻らるべしと聞えしかば、山門の大衆は、さのみ王地にはらま〔孕カ〕れて、詔命を對捍せんも恐なりとて、內內院宣に、隨奉る衆徒もありなど聞えしかば、先座主は、東塔の南谷妙光坊におはしけるが、大衆二心ありと聞給ひて、又いかなるうき目にかあふべきやらんとぞ宣ひける。され共流罪の沙汰はなかりけり。さる程に新大納言は、山門の騷動によつて、私の宿意をばしばらくおさへられけり。そも內義〔議〕支度はさまざまなりしか共、義勢〔擬勢〕計で此謀叛叶べし共みえざりければ、さしも頼れたりつる多田藏人行綱、此事無益なりと思ふ心やつきにけん、弓袋の料にとて送られたりける布共をば、直垂、帷に裁縫せ、家子、郎等共にきせつつ、目うち瞬てゐたりけるが、つらつら平家の繁昌するありさまを見るに、當時たやすう傾がたし。若此事洩ぬる程ならば、行綱先うしなはれなんず。他人の口よりもれぬ先に返り忠して、命生うと思ふ心ぞつきにける。同廿九日の小夜深がたに、入道相國の西八條の亭に向て、行綱こそ申べき事有て是まで參て

を刎られん事、今生の面目、冥途の思出なるべしとて、双眼より涙をはらはらとながしければ、す千人の大衆も皆尤尤とぞ同じける。それよりしてこそ祐慶をば怒房とは謂れけれ。其弟子惠慶律師をば時の人、小いかめ房とぞ申ける。先座主をば、東塔の南谷、妙光坊に入奉る。時の横災をば權化の人も免れ給はざりけるにや。むかし唐の一行阿闍梨は、玄宗皇帝の御〔護〕持僧にておはしけるが、玄宗の后楊貴妃に名を立給へり。昔も今も大國も小國も、人の口の嶮なさは、跡姿なき事也しか共、其疑によつて果羅國へ流されさせ給ふ。件の國へは三の道あり。輪地道とて御幸みち、幽地道とて雜人の通道、暗穴道とて重科の者を遣す道なり。されば一行阿闍梨は、大犯の人なればとて、彼暗穴道へぞつかはされける。七日七夜が間、月日の光も見ずして行所也。冥冥として人もなく、江浦に前途迷ひ、森森として山深し。只澗谷に鳥の一聲斗にて、苔のぬれ衣ほしあへず。無實の罪によつて、遠流の重科蒙る事を天道あはれび給て、九曜の象を現じつつ、一行阿闍梨を守り給ふ。時に一行右の指を食裂て、左の袂に九曜のかたちを寫されけり。和漢兩朝に眞言の本尊たる九曜曼陀羅是也。

西光被斬

去程に山門の大衆、先座主取留奉つたる事、法皇聞召て、いと安からずおぼしめす處に、西光法師申ける

ここに西塔の住侶、戒淨坊の阿闍梨祐慶と云惡僧あり。長七尺ばかり有けるが、黑革威の鎧の、大荒目に金まぜたるを、草摺ながにきなし、甲をば脫で法師原〔輩〕にもたせつつ、白柄の長刀杖につき、大衆の中を推分推分、先座主の御前に參り、大の眼を見瞋し、先座主をしばしにらまへ奉て、其御心でこそかかる御目にもあはせ給ひ候へ、とうとうめさるべう候と申ければ、先座主おそろしさに、急上〔乘〕給。大衆取得奉る事のうれしさに、賤しき法師原にはあらず、やんごとなき修學者、智慧深き大衆共が舁捧奉て上る程に、人はかはれ共祐慶はかはらず、さきこしかいて、輿の轅も、長刀の柄も、摧よと取ままに、さしも嶮しき東坂、平地を行がごとく也。大講堂の庭に御輿舁すゑて、大衆又僉議す。抑我等粟津へ行向て、貫主をば奪留奉りぬ。但勅勘を蒙て遠流せられ給ふ人を取留奉て、貫主にもちひ申さん事いかが有べかるらんと評定す。戒淨坊阿闍梨幽〔祐〕慶、又先のごとく進出て僉議しける事は、夫當山は日本無双の靈地、鎭護國家の道場、山王の后〔御〕威光盛にして、佛法、王法牛角也。されば衆徒の意趣に至るまで並なく、賤法師原までも世もつて輕しめず。昔は智慧高貴にして、三千の衆徒の貫主たり。今は德行重して一山の和尙たり。罪なくして罪を蒙り給事、山上、洛中の憤、興福、園城の嘲にあらずや。此時顯密の主を失て、數輩の學侶、螢雪勤怠らん事心うかるべし。詮ずる所幽〔祐〕慶張本に稱せられ、禁獄、流罪におよび、首

に本のぬしに返したべとて、老僧共四五百人手手に持たる數珠どもを、十禪師權現の大床の上へぞなげ上たる。後、物ぐるひ、走まはり拾あつめて、少もたがへず一一にもとの主にぞ賦ける。大衆神明の靈驗新なる事の貴さに、みな掌を合て隨喜の感淚をぞ催ける。其義ならば行向て奪留奉れやと云程こそ有けれ、雲霞の如くに發向す。或は志賀、辛崎の濱路にあゆみつづける大衆もあり、或は山田、矢ばせの湖上に舟推出す衆徒もあり。これをみてさしもきびしげなりつる追立の鬱使、兩[領]送使散散に皆逃去ぬ。大衆國分寺へ參むかふ。先座主大にさわいで、勅勘の者は月日の光にだに當らずとこそ承れ、いかにいはんや、時刻をめぐらさずいそぎおひ下さるべしと、院宣の旨のなりたるに、少もやすらふべからず。衆徒とうとう歸りのぼり給へやと、端ちかく居出て宣けるは、三台槐門の家を出で、四明幽溪の窓に入しより以來、廣く圓宗の教法を學して顯密兩宗を學びき。只吾山の興隆をのみ思へり、又國家を祈奉る事も疎ならず、衆徒をはぐくむ志も深りき。兩所山上定て照覽し給ふらん。身にあやまつ事なし。無實の罪に依て遠流の重科をかうぶれば、世をも人をも神をも佛をもうらみ奉る事なし。誠に是まで訪ひ來り給ふ衆徒の芳志こそ報じがたけれとて、香染の御衣の袖をしぼりもあへさせ給はねば、大衆もみな鎧の袖をぞぬらしける。すでに御輿さしよせて、とうとうと申ければ、先座主宣けるは、昔こそ三千の衆徒の貫主たりしが、今はかかる流人の身となつて、いかでかやむ事なき修學者、智惠ふかき大衆達に舁捧られては上べき。縱上べきなり

を聞ず。つらつら事の心をあんずるに、延暦の比ほひ、皇帝は帝都を立〔建〕て、大師は當山に攀上て、四明の教法を此所に弘め給ひしより以降、五障の女人跡絶て、三千の淨侶居占たり。嶺には一乘讀誦年ふりて、麓には七社の靈驗日新也。彼月氏の靈山は王城の東北大聖の幽窟也、此日域の叡覺〔岳〕も帝都の鬼門に峙て、護國の靈地也。代代の賢王、智臣、此所に壇場を占。末代ならんからに、爭當山に瑕をば付べき。こは心うしとて、をめき叫と云程こそ有けれ、滿山の大衆、のこりとどまる者もなく、皆東坂本へおりくだる。

一行

十禪師權現の御前にて大衆又僉議す。抑我等粟津へ行向て、貫首をば奪とどめ奉るべし。但追立の鬱使、兩〔領〕送使有なれば、左右なら取得たてまつらん事有がたし。山王大師の御力の外は又頼奉る方なし。まことに別の仔細なく取得奉るべくは、爰にて先我等にしるしを見せしめ給へとて、老僧共肝膽を摧て祈ければ、爰に無動寺法師乘圓律師が童に、鶴丸とて生年十八歲になりけるが、心身を苦め、五躰に汗を流て俄に狂出たり。我十禪師權現乘ゐさせ給へり。末代といふとも、爭か我山の貫首をば他國へは移さるべき。生生世世に心うし。さらんにとつては、吾此麓に跡を留ても何にかはせんとて、左右の袖を顏に押當て、さめざめとなきければ、大衆是を恠て、誠に十禪師權現の御託宣にてましませば、我ら驗をまゐらせん。一一

人人様様に申されけれども、西光法師が讒訴によつてかやうにはおこなはれけるなり。やがて今日都の内を追出さるべしとて、追立の官人、白河の御坊に行向て追奉る。僧正なくなく御坊を出つつ、粟田口のほとり、一切經の別所へ入らせおはします。山門には詮ずる所、我等が敵は西光法師父子に過たる者なしとて、かれら父子が名字を書て、根本中堂におはします十二神將の内、金毘羅大將の左の御足の下に踏せ奉り、十二神將、七千夜叉、時刻をめぐらさず西光法師父子が命をめし取給へやと、をめき叫で咒咀しけるこそ聞もおそろしけれ。同廿三日一切經の別所より配所へおもむき給ひけり。さばかりの法務の大僧正ほどの人の、逐立の鬱使がさきにけたてられて、今日をかぎりに都を出で、關の東へ赴かれけん心の中推量られてあはれなり。大津の打出の濱にも成ぬれば、文珠樓の軒端のしろじろとして見えけるを、二目とも見給はず、袖を顔に推當てて、涙に咽給けり。山門には宿老碩德多しといへ共、澄縄〔憲〕法印其時はいまだ僧都にておはしけるが、餘に名殘を惜み奉り、粟津まで送まゐらせて、其より暇乞て歸られけるに、僧正志の切なる事を感じて、年來孤心中に祕せられたりし一心三觀の血脈相承を授らる。此法は釋尊の附屬、波羅奈國馬鳴比丘、南天竺の龍樹菩薩より次第に相傳し來れるを、けふの情にさづけらる。さすが我朝は粟散邊地の境、濁世末代といひながら、澄憲是を附屬して、法衣の袂をしぼりつつ、都へ歸上れけん心の中こそ貴けれ。去程に山門には大衆起て僉議す。抑義眞和尚より以來、天台座主はじまつて五十五代に至まで、いまだ流罪の例

候へども、先〔前〕座主明雲大僧正は、顯密兼學して、淨行持律のうへ、大乘妙經を公家に授奉り、菩薩淨戒を法皇にたもたせたてまつる。御經の師、御戒の師、重科に行なはれん事は、冥の照覽はかりがたし。還俗遠流をなだめらるべきかと、はばかる所もなう申されたりければ、當座の公卿皆長方の儀に同ずと申あはれけれども、法皇の御憤深りければ、猶遠流に定らる。太政入道も此事申さんとて院參せられたりけれ共、法皇御風の氣とて、御前へも召れ給はねば、本意なげにて退出せらる。僧を罪する習とて度緣を召返し、還俗せさせたてまつり、大納言の大輔、藤井の松枝と云俗名をこそつけられけれ。此明雲と申は村上天皇第七の皇子、具平親王より六代の御末、久我大納言顯道卿の御子也。誠に無双の碩德、天下第一の高僧にておはしければ、君も臣もたつとび給て、天王寺六勝寺の別當をもかけ給へり。され共陰陽頭安部の泰親が申けるは、さばかりの智者の明雲と名乘給こそ心得ね、上には日月の光を並べ、下に雲有とぞ難じける。仁安元年二月廿日天台座主にならせ給ふ。同三月十五日御拜堂有。中堂の寶藏をひらかれけるに、種種の重寶どもの中に、方一尺の箱あり。白布にてつつまれたり。一生不犯の座主、かのはこをあけて見給ふに、黄紙にかける文一卷有。傳教大師、未來の座主の名字をかねてしるし置れたり。我名の有所までは見て、それよりおくをば見給はず、もとのごとく卷き返て置るるならひ也。さればこの僧正もさこそはおはしましけめ。かかる貴き人なれども、先世の宿業をばまぬかれ給はず、哀なりし事共也。同廿一日配所伊豆の國と定らる。

平家物語　卷第二

座主流

治承元年五月五日、天台座主明雲大僧正、公請を停止せらるゝうへ、藏人を御使にて如意輪の御本尊を召返て、御〔護〕持僧を改易せらる。則使廳の使をつけて、今度神輿内裏へ振奉る衆徒の張本をめされけり。加賀國に座主の御坊領あり。國司師高是を停廢のあひだ、其宿意によつて、大衆をかたらひ訴詔〔訟〕をいたさる。すでに朝家の御大事に及べきよし、西光法師父子が讒奏によつて、法皇大に逆鱗有けり。殊に重科行はるべしときこゆ。此明雲は院の御氣色あしかりければ、印鑰を返し奉りて、座主を辭し申されけり。同十一日鳥羽院の七の宮、覺快法親王天台座主にならせ給ふ。是は青蓮院の大僧正行玄の御弟子なり。同じき十二日先〔前〕座主所職を停めらるゝうへ、撿非違使二人を付て、井に蓋をし、火に水をかけて、水火のせめに及ぶ。是によつて大衆猶參洛すと聞えしかば、京中又さわぎあへり。同十八日太政大臣已下の公卿十三人參內いして、陣の座に着、先の座主罪科の事議定あり。八條中納言長方卿、その時はいまだ左少辨宰相にて末座に候はれけるが、進出で申されけるは、法家の勘狀に任て死罪一等を減じて、遠流せらるべしとはみえて

卒都婆流

蘇武

平家物語卷第二目錄

座主流付一行
西光被斬
小教訓
少將乞請
教訓付烽火
新大納言被流
阿古屋松
新大納言死去付德寺嚴島詣
山門滅亡付善光寺炎上
康賴祝

松殿、鴨居殿、東三條〔殿脱カ〕、冬嗣大臣の閑院殿、昭宣公の堀川殿、是を始て、むかし今の名所卅餘ケ所、公卿の家だにも十六か所まで燒にけり。そのほか殿上人、諸大夫の家家はしるすに及ばず、はては大内に吹つけて、朱雀門より始て、應田〔天〕門、會昌門、大極殿、豐樂院、諸司、八省、朝所、一時がうちに皆灰燼の地とぞ成にける。家家の日記、代代の文書、七珍萬寶、さながら塵灰となりぬ。其あひだのつひえいかばかりぞ。人の燒死ぬる事す百人、牛馬のたぐひ數をしらず。是ただ事にあらず、山王の御とがめとて、比叡山より大なる猿共が二三千おり下り手手に松火をともいて京中を燒とぞ、人の夢にみえたりける。大極殿は淸和天皇の御宇、貞觀十八年にはじめて燒たりければ、同十九年正月三日、陽成院の御卽位は豐樂院にてぞ有ける。元慶元年四月九日事はじめ有て、同二年十月八日ぞ造出されたりける。後冷泉院の御宇、天喜五年二月廿六日又燒にけり。治曆四年八月十四日に事始有しかども、いまだ作りも出されずして後冷泉院崩御なりぬ。後三條院の御宇、延久四年四月十五日につくり出されて、文人詩をたてまつり、伶人樂を奏して、還幸なし奉る。今は世末に成て、國の力も皆おとろへたれば、其後は終につくられず。

平家物語卷第一　終

法皇御はからひあるべしときこえしは、山門の上綱等子細を衆徒にふれんとて登山すと聞えしかば、大衆西坂本におり下て、皆追返す。平大納言時忠卿、其時はいまだ左衛門の督にておはしけるが上卿にたつ。大講堂の庭に三塔會合して、上卿を取てひつはり、しや冠を打おとし、其身を搦て、湖にしづめよなどぞ申ける。既にかうと見えし時、時忠卿、大衆の中へ使者を立て、しばらくしづまられ候へ、衆徒の御中へ申べき事の候とて、懐より、小硯、疊紙取出し、一筆とて大衆の中へおくらるる。是を開て見るに、衆徒の濫惡をいたすは魔縁の所行なり、明王の制止をくはふるは、善逝の加護也とこそかかれたれ。是をみて、大衆ひつはるにも及ばず、皆尤尤と同じて、谷谷におり、坊坊へぞ入にける。一紙一句をもつて三塔三千のいきどほりをやすめ、公私の恥をも遁れ給ひけん時忠卿こそゆゆしけれ。山門の大衆は、發向のみだりがはしきばかりかと思ひゐたれば、ことわりをも存知しけりとぞ人人感じあはれける。同廿日花山院權中納言忠親卿を上卿にて、國司加賀守師高を闕官せられて、尾張の井戸田へながさるる。弟近藤判官師經をば禁獄せらる。又去十三日神輿射奉りし武士六人獄定せらる。これらは皆小松殿の侍なり。同四月廿八日の亥剋ばかり、樋口富小路より火出來て、京中おほく燒にけり。をりふし巽の風はげしく吹ければ、大なる車輪のごとくなるほむらが、三町五町を隔てて乾の方へすぢかへに飛こえ飛こえ燒行は、おそろしなども愚なり。或は具平親王の千種殿、或は北野天神の紅梅殿、橘逸勢「タチバナノハヤナリ」の蠅松殿、鬼殿、高

夕に及で、藏人の左少辨兼光に仰て、院の殿上にて、俄に公卿僉儀〔議〕ありけり。去保安四年四月に神輿入洛の時は、座主に仰て赤山の社へ入奉る。又保延四年七月に神輿入洛の時は、祇園の別當に仰て祇園の社へ入奉らる。今度は保延の例たるべしとて、祇園の別當權大僧都澄憲に仰、秉燭に及で祇園の社へ入奉らる。神輿に立所の矢をば、神人して是をぬかせらる。むかしより山門の大衆、神輿を陣頭へふり奉る事は、永久より以來、治承までは六度也。されども毎度に武士に仰て防せらるるに、神輿射奉る事是始とぞ承はる。靈神怒りをなせば災害衢にみつといへり。おそろしおそろしとぞおのおの宣ひあはれける。同十四日の夜半ばかり、山門の大衆又おびただしう下洛すと聞えしかば、主上は夜中に腰輿にめして、院御所法住寺殿へ行幸なる。中宮、宮宮は御車にたてまつりて、他所へ行啓有けり。小松の大臣は直衣に矢負て供奉せらる。嫡子權亮少將維盛は東帶にひらやなぐひ負てぞ參られける。關白殿をはじめ奉て太政大臣已下の卿相雲客われもわれもと供奉せらる。凡そ禁中の貴賤、京中の上下、さわぎののしる事おびただし。され共山門には神輿に矢たち、神人、宮仕射殺され、衆徒多く疵を蒙りたりしかば、大宮、二宮以下講堂、中堂、すべて諸堂、一字ものこさず皆燒拂て山野にまじはるべきよし、三千一同に僉議す。これによつて大衆の申所、

内裏炎上

らせ給べうもや候らんといひおくりたりければ、唱がかくいふにふせがれて、神人、宮仕しばらくゆらへたり。若大衆、惡僧共は何條其儀あるべき、ただ此陣より神輿を入奉れやといふやからおほかりけれども、老僧の中に、三塔一の僉議者と聞えし攝津竪者豪運進み出で申けるは、尤此義さいはれたり、我等神輿を先立まゐらせて訴詔〔訟〕を致さば、大勢の中を打破てこそ後代のきこえもあらんずれ。就中この頼政卿は六孫王より以來、源氏嫡々の正統、弓矢を取ていまだ其不覺をきかず。およそは武藝にもかぎらず、歌道にもすぐれたるをのこなり。一年近衛院御在位の御時、當座の御會のありしに、深山の花といふ題を出されたりけるに、人人皆よみわづらひたりしに、此頼政卿、

深山木のそのこずゑともみえざりしさくらは花にあらはれにけり

と云名歌仕て、御感にあづかりたる程のやさ男に、いかが時に臨で情なう恥辱をばあたふべき。此陣より神輿かきかへし奉れやと、僉議したりければ、數千人の大衆、先陣より後陣まで、尤尤とぞ同じける。さて神輿をばかきかへし奉り、東の陣頭、待賢門より入奉らんとしけるに、狼藉忽に出來て、武士共散散に射たてまつる。十禪師の御輿にも矢共あまたいたてけり。神人、宮仕射殺され、衆徒おほく疵をかうぶり、をめきさけぶ聲、梵天までもきこえ、堅牢地神もおどろくらんとぞおぼえける。大衆神輿をば陣頭にふりすて奉り、なくなく本山へぞかへりのぼりける。

四方の陣頭をかためて、大衆ふせぐべきよし仰下さる。平家には小松内大臣左大將重盛公、其勢三千餘騎にて、大宮面の陽明、待賢、郁芳、三の門をかため給。弟宗盛、知盛、重衡、伯父頼盛、經盛などは西南の陣をかため給ふ。源氏には、大内守護の源三位頼政、渡邊省、授をさきとして、其勢わづかに三百餘騎、北の門、縫殿の陣をかため給ふ。所はひろし、勢はすくなし、まばらにこそみえたりけれ。大衆其勢たるによつて、北の門、縫殿の陣より神輿を入奉らんとす。頼政卿さる人にて、いそぎ馬よりおり、甲をぬぎ、てうづ、うがひして、神輿を拜し奉らる。兵共もみなかくのごとし。頼政、大衆の中へ使者を立て、いひ送らるる旨あり。其使は渡邊の長七唱とぞ聞えし。唱その日はきちんの直垂に、小櫻を黄にかへいたる鎧着て、赤銅作りの太刀をはき、廿四さいたる白羽の矢おひ、滋籐〔藤〕の弓わきにはさみ、かぶとをばぬいでたかひもにかけ、神輿の御前に畏て、しばらくしづまられ候へ、源三位殿より衆徒の御中へ申せと候とて、今度山門の御訴詔〔訟〕、理運の條勿論に候。御裁斷遲遲こそは餘所にても遺恨に覺候へ。神輿入奉らん事、子細に及び候はねども、ただし頼政無勢に候。開けて入奉る陣よりいらせ給ひなば、山門の大衆は目たりがほしけりなど、京童部の申さん事、後日の難にや候はんずらん。あけて入奉れば宣旨を背くに似たり。又ふせぎ奉らんとすれば、年來醫王山王に首をかたぶけて候身が、今日より後、ながく弓矢の道にわかれ候なんず。かれといひ是と云、かたがた難治の樣に覺え候。東の陣頭をば小松殿の大勢にてかためられて候。其陣よりい

ませたまひて、もとのごとくにならせ給ふ。上下よろこびあはれし程に、三年の過るは夢なれや、永長二年になりにけり。六月廿一日、又後二條關白殿、御髮のきはにあしき御瘡出させ給て、打ふさせ給しが、同廿七日、御とし三十八にて終にかくれさせ給ぬ。御心の猛さ、理のつよさ、さしもゆゆしうおはせしかども、まめやかに事の急にもなりぬれば、御命をしませ給けり。誠にをしかるべし。四十にだに滿せ給はで、大殿にさきだたせ給ふこそかなしけれ。必父を先立べしといふ事はなけれども、生死のおきてにしたがふ習、萬德圓滿の世尊、十地究竟の大士達も、力およばせ給はぬ次第也。慈悲具足の山王、利物方便にてましませば、御とがめなかるべし共覺えず。

御輿振

去程に、山門には國司加賀守師高を流罪に處せられ、弟近藤判官師經を禁獄せらるべきよし、奏聞度度に及といへ共、御裁許なかりければ、日吉の祭禮を打とどめて安元三年四月十三日の辰の一點に、十禪師、客人、八王子、三社の神輿をかざり奉つて、陣頭へふりたてまつる。さがり松、きれ堤、加茂の川原、河合、梅ただ、柳原、東北院邊に、しら大衆、神人、宮仕、專當滿滿て、いくらと云數をしらず。神輿は一條を西へ入せ給へば、御神寶天にかがやき、日月地に落給かと驚かる。是によつて、源平兩家の大將軍に仰て、

にも晴にも社參の時いたはしうおぼゆるに、回廊つくられたらんはいかにめでたからん。三つには、今度殿下の壽命をたすけさせおはしませ、さもさふらはば、八王子の御社にて、法花問答講、毎日退轉なくおこなはすべしと也。此立願共はいづれもおろかならねども、せめては上の二はさなく共有なん。法花問答講こそ一定あらまほしうおぼしめせ。ただし今度の訴詔「訟」は無下に安かりぬべき事にてありつるを、御裁許なくして神人、宮司射殺され、衆徒おほく疵を承て、なくなく參て訴申が心うければ、いかならん世にわするべしともおぼしめさず。そのうへかれらにあたる所の矢は、即和光垂跡の御膚に立たるなり。まことそらことは是をみよとて、かたぬいだるをみれば、左の脇の下、大なるかはらけの口ほど、うげのいてぞ見えたりける。是が餘に心うければ、いかに申とも始終の事は叶まじ。法花問答講一定有べくは、三年が命を延て奉らん。それを不足に思食さば力およばずとて、山王あがらせ給けり。母上此御立願の御事、人にもかたらせ給はねば、たれもらしぬらんとすこしもうたがふ方もましまさず。御心の中の事共を、ありのままに御託宣ありければ、いよいよ心肝にそうて、ことにたつとく思召され、縱一日片時でさふらふ共、有がたうこそさふらふべきに、まして三年が命を延て給らんと仰らるるこそ、誠に有難う侍へとて、御涙を押て御下向ありけり。其後紀伊國に殿下の領、田中庄と云所を、永代八王子へ寄進せらる。されば今の世に至るまで、八王子の御社にて法花問答講、毎日退轉なしとぞ承はる。かかりし程に、後二條の關白殿、御病かる

り、後二條の關白殿、山王の御とがめとて、重き御病をうけさせ給てうちふさせ給ひしかば、母上大殿の北政所、大に御なげき有つて、御樣をやつし、賤しき下臈のまねをして、日吉社へ參らせ給て、七日七夜があひだいのり申させおはします。先あらはれての御立願には、芝田樂百番、百番のひとつもの、競馬、流鏑、相撲各百番、百座の仁王講、百座の藥師講、一搩手半の藥師百体、等身の藥師一躰、幷に釋迦、阿彌陀像おのおの造立供養せられけり。又御心中に三の御立願あり、御心の中の御事なれば、人いかでしり奉るべきに、それに何よりも又不思儀〔議〕なりける事には、七夜に滿ずる夜、八王子の御社にいくらもありける參人どもの中に、陸奥國よりはるばるとのぼりたりける童神子、夜半ばかり俄にたえ入にけり。はるかにかき出して祈ければ、やがて立て舞かなづ。人奇特のおもひなして是を見る。半時斗舞て後、山王おりさせ給て、樣樣の御託宣こそおそろしけれ。衆生等たしかに承はれ、おほとのの北政所、今日七日我御前に籠らせ給ひたり。御立願三あり。まづ一つには、今度殿下の壽命を助けさせおはしませ、さも侍らはば、大宮のしたどのに侍ふもろもろのかたわら人にまじはつて、一千日があひだ、朝夕宮づかへ申さんと也。大殿の北政所にて、世を世ともおぼしめさで過させ給ふ御心に、子を思道にまよひぬれば、いぶせき事をも忘られて、淺ましげなるかたわら人にまじはりて、一千日が間、朝夕宮仕へ申さんと仰らるるこそ誠に哀におぼしめせ。二つには大宮の波止土濃〔端殿〕より八王子の御社まで、回廊作りて參らせんとなり。三千人の大衆、雨

ち仰なりけるとかや。鳥羽院の御時も、越前の平泉寺を山門へよせられける事は、當山を御皈依淺からざるによつてなり、非をもつて理とすと宣下されてこそ、院宣をば下されけれ。されば江師〔帥〕匡房卿の申されし樣は、日吉の神輿を陣頭へ振奉て、訴申さんには、君はいかが御はからひ候べきと申されければ、げにも山門の訴詔〔訟〕はもだしがたしとぞ仰ける。去にし嘉保二年三月二日、美濃守源義綱朝臣、當國新立の庄をたふすあひだ、山の久住者圓應を殺害す。これによつて日吉の社司、延暦寺の寺官、都合卅餘人、申文を捧て陣頭へ參じたるを、後二條の關白殿、大和源氏中務權少輔賴春に仰て、是をふせがせらるるに、賴春が郎等矢を放。やにはに射殺さるる者八人、疵を蒙る者十餘人、社司四方へ皆退散す。これによつて山門の上綱等、子細を奏聞の爲におびただしう下洛すと聞えしかば、武士、撿非違使、西坂本に行向てみな追かへす。山門には、御裁斷遲遲の間、七社の神輿を根本中堂に振上奉り、其御前にて信讀の大般若を七日讀て、後二條の關白殿を呪咀し奉る。結願の導師には仲胤法印、其時はいまだ仲胤供奉と申しが、高座にのぼり、鐘打ならし、敬白の詞に曰、我等が菜種の二葉よりおほしたて給し神たち、後二條關白殿に鏑矢一はなちあて給へ、大八王子權現と、たからかにこそ祈誓したりけれ。其夜軈而ふしぎの事有けり。八王子の御殿より鏑矢の聲出て、王城をさして鳴て行とぞ人の夢にはみえたりける。そのあした、關白殿の御所の御格子をあげけるに、只今山より取て來たる樣に、露にぬれたる樒一枝立たりけるこそふしぎなれ。やがて其夜よ

さらば山門へ訴んとて、白山中宮の神輿かざり奉つて、比叡山へふりあげ奉る。八月十二日の午の刻に、白山の神輿既に比叡山東坂本に付〔着〕せ給ときこえしかば、北國の方よりいかづちおびたゞしく鳴て、都を指てなりのぼり、白雪降て地を埋み、山上、洛中、おしなべて常盤山の梢まで、皆白妙にぞ成にける。

願立

神輿をば客人の宮へ入奉る。客人と申は、白山妙利權現にておはします。申せば父子の御中なり。先沙汰の成否はしらず、生前の御よろこび、たゞこの事にあり。浦島が子の七世の孫にあへりしにも過、胎内のものの靈山の父を見しにも超たり。三千の衆徒踵をつぎ、七社の神人袖をつらね、時時刻刻の法施、祈念、言語道斷の事共にてぞ候ける。去程に山門の大衆、國司加賀守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經を禁獄せらるべき由、奏聞すといへども、御裁許なかりければ、然るべき公卿、殿上人は、あはれとくして御裁許あるべき物を、むかしより山門の訴詔〔訟〕は他に異也、大藏卿爲房、太宰權帥季仲卿は、さしも朝家の重臣たりしかども、山門の訴詔〔訟〕に依て流罪せられ給にき。いはんや師高などは事の數にもやはあるべき。子細にや及べきと申あはれけれ共、大臣は祿を重じて諫めず、小臣は罪におそれて申さずと云事なれば、各口をとぢ給へり。加茂川の水、双六の簺〔采〕、山法師、これぞわが御心に叶はぬものと、白河院

間、同二年夏の比、國司師高が弟近藤判官師經を加賀の目代に補せらる。目代下着のはじめ、國府の邊に鵜川と云山寺あり、折節寺僧どもがゆをわかいてあびけるを、亂入しおひあげ、我身あび、雜人どもおろし、馬あらはせなどしけり。寺僧怒をなして、昔より此所は國方の者の入部する事なし、すみやかに先例に任て入部の押妨とどめよやとぞ申ける。目代大に怒て、先先の目代は不覺でこそいやしまれたれ、當目代はすべてその儀あるまじ、只法にまかせよと云程こそ有けれ、寺僧共は國方の者を追出せんとす。國方の者共はついでをもつて亂入せんと、うちあひ、はりあひしける程に、目代師經が祕藏しける馬のあしをぞうちをりける。其後はたがひに弓箭兵杖「仗」を帶して射あひ、きりあひ、數刻たたかふ。夜に入ては目代叶はじとやおもひけん、引退。其後當國の在廳等、一千餘人もよほしあつめて、鵜川におしよせて、坊舍一宇ものこさず燒はらふ。鵜川と云は白山の末寺なり。此事語「訟」へんとてすすむ老僧たれだれぞ。智尺、學明、寶臺坊、正智、學音、土佐阿闍梨ぞ進みける。白山三社、八院の大衆、ことごとくおこりあひ、都合其勢二千餘人、同七月九日の暮方に、目代師經が舘ちかうこそ押寄たれ。けふは日暮ぬ、明日のいくさと定て、其日はよせてゆらへたり。露ふき結ぶ秋風はいむけの袖をひるがへし、雲井をてらす稲妻は甲の星をかがやかす。目代かなはじとやおもひけん、夜にげにして京へのぼる。あくる卯の刻に押よせて、閧をどつとぞ作りける。城の中には音もせず。人を入てみせければ、皆落て候と申す。大衆力およばで引退。

の悪左府の御例その憚あり。北面は上古にはなかりけり。白河院の御時はじめおかれてより以來、衛府どもあまた候けり。爲俊、盛重、童より今犬丸、千年丸とて、これらは左右なききりものにてぞ有ける。鳥羽院の御時も季教、季頼父子共に朝家に召つかはれて有しが、常は傳奏する折もありなんと聞えしかども、皆身の程をばふるまうてこそありしか。此時の北面の輩は以外に過分にて、公卿、殿上人をも事ともせず、下北面より上北面にあがり、上北面より殿上のまじはりをゆるさるる者おほかりけり。かくのみ行る間、奢れる心共ついて、よしなき謀叛にもくみしてけるにこそ。中にも故少納言入道信西がもとに召つかひ〔はノ誤カ〕れける師光、成景といふものあり。師光は阿波國の在廳、成景は京の者、宿〔原本空白、活字無カリシ爲メカ。今他本ニ據リテ補フ。熟ト書キタル本モアリ〕根いやしき下臈なり。こんでい童もしは格勤者などにてもや有けん。さかさかしかりしによつて院にも召つかはれけるが、師光は左衛門尉、成景は右衛門尉とて、二人一度に靱負尉に成ぬ。信西事にあひし時、二人ともに出家して、左衛門入道西光、右衛門入道西敬とて、此等は出家の後も院の御倉あづかりにてぞ候ける。彼西光が子に師高と云者有。是も左右なききり物にて、撿非違使五位尉まで經上て、安元元年十二月廿九日追儺〔儺〕の除目に、加賀守にぞなされける。國務をおこなふ間、非法非禮を張行し、神社、佛寺、權門、勢家の庄領を沒倒して、散散の事共にてぞ有ける。たとひ召公が跡をへだつと云共、穩便の政を行べかりしに、かく心のままにふるまふ

頸をとつてぞ入にける。法印あまりのあさましさに、つやつや物も申されず。かへすがへすおそろしかりし事どもなり。與力のともがらたれだれぞ。近江中將入道蓮淨、俗名成政、法勝寺執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔雅綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、武士には多田の藏人行綱をはじめとして、北面の者共おほくよ力してけり。

鵜川合戰

抑この俊寛僧都と申は、京極の源大納言雅俊卿の孫、木寺法印寛雅には子也けり。祖父大納言は弓矢取家にはあらねども、あまりに腹あしき人にて、三條坊門、京極の宿所のまへをば、人をもやすくとほされず。つねは中門にたたずみ、齒をくひしばり、怒てのみぞおはしける。かかるおそろしき人の孫なればにや、此俊寛も僧なれども、こころたけく奢れる人にて、よしなき謀叛にもくみしてけるにこそ。新大納言成親卿、多田藏人行綱をめして、今度御へんをば、一方の大將にたのむなり。此事しおほせつる物ならば、國をも庄をも所望によるべし。まづ弓袋の料にとて、白布五十端送られたり。安元三年三月五日、妙音院殿太政大臣に轉じ給へるかはりに、小松殿、源大納言定房卿をこえて內大臣左大將になりて、やがて大饗おこなはる。大臣大將めでたかりき。尊者には、大炊の御門右大臣經宗公とぞきこえし。一上こそ先途なれども、父宇治

の次男宗盛卿に越られぬるこそ遺恨の次第なれ。いかにもして平家を亡して、本望を遂んと宣ひけるこそおそろしけれ。父卿は此齢ではわづか中納言までこそ至られしか。其末子にて位正二位官大納言にあがり、大國あまた給て、子息所從朝恩にほこれり。何の不足有てか、かかる心つかれけん、偏に天魔の所爲とぞみえし。平治にも越後中將とて、信頼卿に同心のあひだ、既に誅せらるべかりしを、小松殿やうやうに申て頸をつぎ給り。然に其恩を忘て、外人もなき所に兵具をととのへ、軍兵をかたらひおき、朝夕はただいくさ合戰のいとなみの外は又他事なしとぞみえたりける。東山鹿の谷といふ所は、うしろは三井寺につづいて、ゆゆしき城郭にてぞありける。それに俊寛僧都の山庄あり。かれに常はよりあひよりあひ、平家ほろぼすべき謀をぞめぐらしける。ある夜法皇も御幸なる。故少納言入道信西の子息、淨憲法印御供仕らる。其夜の酒宴に、此よしを仰合られたりければ、法印あなあさまし、人あまた承り候ぬ。ただ今もれきこえて、天下の御大事に及候なんずと申されければ、新大納言けしきかはりて、さつと立れけるが、御前にたてられたりける瓶子を、狩衣の袖にかけて、引たふされたりけるを、法皇叡覽有て、あれはいかにと仰ければ、大納言立皈て、平氏たふれ候ぬとぞ申されける。法皇もゑつぼに入らせおはしまして、もの共參て猿樂つかまつれと仰ければ、平判官康頼つと參て、あああまりに平氏のおほう候に、もてゑひて候と申す。俊寛僧都、さてそれをばいかが仕べきと申ければ、西光法師、ただ頸をとるにはしかじとて、瓶子の

新大納言、是に猶おそれをもいたされず、賀茂の上の社の御寶殿の御後ろなる杉の洞に檀〔壇〕を立て、ある聖をこめて、吒枳尼の法を百日行はせられける最中に、俄にそらかきくもり、いかづちおびたゞしう成〔鳴〕て、彼大杉におちかかり、雷火もえ上て、宮中既にあやふくみえけるを、宮人どもはしり集てこれをうちけつ。さて後外法おこなひける聖を追出せんとするに、我當社に百日參籠の志あり、けふはわづか七十五日になる、全く出まじとて働〔動〕かず。此よしを社家より内裏へ奏聞しければ、たゞ法に任せよと宣旨をくださる。其時神人白杖をもつて彼聖がうなじをしらげて、一條の大路より南へおつこしてけり。神は非禮をうけ給はずと申に、此大納言非分の大將をいのり申されければにや、かゝる不思議も出來にけり。其比の叙位、除目と申は、院、内の御はからひにもあらず、攝政關白の御成敗にも及ばず、たゞ一向平家のままにて有ければ、德大寺、花山院も成給ず、入道相國の嫡男小松殿、其時はいまだ大納言右大將にてましましけるが、左にうつりて、次男宗盛中納言にておはせしが、數輩の上臈を超越して、右にくははられけるこそ、申ばかりもなかりしか。中にも德大寺殿は、一の大納言にて、花族、英雄、才學雄長、家嫡にてましましけるが、平家の次男宗盛卿に加階越られ給ぬるこそ遺恨の次第なれ。さだめて御出家などもやあるらんずらんと、人人さゝやきあはれけれ共、德大寺殿はしばらく世のならんやうを見んとて、大納言を辭して籠居とぞ聞えし。新大納言成親卿の宣ひけるは、德大寺、花山院に越られたらんはいかにせん、平家

も三年に成にけり。正月五日、主上御元服有て、同十三日朝勤〔覲〕の行幸有けり。法皇、女院、待うけまゐらさせ給て、初冠の御粧もいかばかりらうたくおぼしめされけん。入道相國の御むすめ、女御にまゐらせ給ふ。御年十五歳。法皇御猶子の儀なり。其比妙音院の太政大臣殿、大將を辭し申させ給ふ事ありけり。時に德大寺の大納言實定卿、其仁にあひあたり給ふ。又花山院の中納言兼雅卿も所望有。其外、故中御門の藤中納言家成卿の三男、新大納言成親卿もひらに申さる。此大納言は院の御氣色よかりければ、樣樣祈をはじめらる。先八幡に百人の僧を籠て、眞讀の大般若を七日讀せられたりける最中に、甲良大明神の御前なる橘の木へ男山のかたより山鳩三飛來て、くひあひてぞ死にける。鳩は八幡大菩薩の第一の使者なり、宮寺にかかるふしぎなしとて、時の檢校匡清法印、此由內裏へ奏聞したりければ、是ただ事にあらず、御占有べしとて神祇官にして御占あり。おもき御つつしみとうらなひ申す。ただし是は君の御つつしみにはあらず、臣下のつつしみとぞ申ける。大納言それに恐をもいたされず、ひるはひとめのしげければ、よなよな歩行にて、中御門烏丸新大納言の宿所より、賀茂の上の社へ七夜つづけて參られけり。七夜に滿ずる夜、宿所に下向して、くるしさに少まどろみたりける夢に、賀茂のかみのやしろへまゐりたるとおぼしくて、御寶殿の御戸おしひらき、ゆゆしうけだかげなる御聲にて、

さくらばな賀茂の川風うらむなよちるをばえこそとどめざりけれ

り、六波羅へこそ參りけれ。入道、神妙なりとぞ宣ひける。御車ぞへには因幡のさい使、鳥羽の國久丸と云をのこ、下臈なれども、さかさかしき者にて、やうやうにしつらひ、御車つかまつて中御門の御所へ還御なし奉る。束帶の御袖にて、御涙を押つつ還御の儀式の淺猿さ、申も中中疎也。大織冠淡海公の御事はあげて申に及ず。忠仁公、昭宣公より以來、攝政關白のかかる御目にあはせ給ふ事いまだうけ給及ばす。是こそ平家の惡行のはじめなれ。小松殿大にさわいで、其時行むかふたる侍どもめしよせて、みな勘當せらる。たとひ入道いかなる不思儀〔議〕を下知し給ふとも、など重盛に夢をば見せざりけるぞ。凡は資盛奇怪なり。梅檀は二葉よりかうばしとこそ見えたれ、既に十二三にならんずる者が、今は禮義を存知してこそ振舞べきに、か樣の尾籠を現じて、入道の惡名をたつ。不孝のいたり、汝ひとりにありけりとて、暫伊勢國へ追下さる。されば此大將をば君も臣も御感ありけりとぞ聞えし。

鹿谷

是によつて、主上御元服の御定は其日は延させ給ひて、同廿五日、院の殿上にてぞ御元服の御定は有ける。攝政殿さてもわたらせ給べきならねば、同十一月九日、兼宣旨をかうぶらせ給て、十四日太政大臣に上あがらせ給ふ。やがて同十七日慶申の有しか共、世中にがにがしうぞ見えし。去程に今年も暮て嘉應

者の、殿の御出に參逢て、乘物よりおり候はぬ事こそ、かへすがへす尾籠に候へとて、其時事に逢たる侍共、皆召よせて、自今以後も汝等能能心うべし、あやまつて殿下へ無禮の由を申さばやとおもへとてこそかへされけれ。其後入道、小松殿にはかうとも宣ひもあはせずして、かたゐなかの侍どもの、きはめてこはらかにて、入道の仰より外は又おそろしき事なしと思ふ者ども、難波、瀬尾をはじめとして、都合六十よ人めしよせて、來る廿一日、主上御元服の御さだめのために、殿下御出あるべかなり。いづくにても待うけ奉り、前驅、御隨身どもがもとどりきつて資盛が恥すすげとこそ宣けれ。兵共畏て承て罷出。殿下これをば夢にもしろしめされず。主上、明年御元服、御加冠拜官の御定のために、御直廬〔廬〕にしばらく御座有べきにて、常の御出よりひきつくろはせ給て、今度は待賢門より入御有べきにて、中御門を西へ御出なる。猪熊、堀川の邊にて、六波羅の兵共、ひた甲三百餘騎待うけ奉り、殿下を中に取籠まゐらせて、前後より一度に閧をどつとぞつくりける。前驅、御隨身共が、今日をはれと裝束たるを、あそこにおひかけ、爰におつつめ、馬より取て引おとし、散散に陵礫〔凌礫〕し、一一に皆もとどりをきる。隨身十人がうち、右の府生武基がもとどりをきられてけり。其中に、藤藏人太夫隆敎がもとどりをきるとて、是は汝がもとどりと思ふべからず、主のもとどりと思ふべしと、いひふくめてぞきつてける。そののち御車のうちへも、弓の弭つき入などして、簾かなぐり落し、御牛の鞦、胷胸きり放ち、かく散散にしちらして、悦の閧をつく

けり。枯野のけしき誠におもしろかりければ、わかき侍共三十騎斗召具して、蓮臺野や、紫野、右近馬場に打出て、鷹どもあまたすゑさせ、鶉、雲雀、追立追立終日にかりくらし、薄暮に及て六波羅へこそ歸られけれ。その時の御攝祿〔籙〕は松殿にてましましけるが、東洞院御所より御參内ありけり。郁芳門より入御あるべきにて、東洞院を南へ、大炊御門を西へ御出なる。資盛朝臣、大炊御門猪熊にて、殿下の御出にはなつきに參あふ。御供の人人、何者ぞ、狼藉なり、御出のなるに、のり物よりおり候へおり候へといらてけれ共、あまりにほこりいさみ、世を世ともせざりける上、召具したる侍共も、みな二十よりうちの若者共なれば、禮義骨法わきまへたる者一人もなし。殿下の御出ともいはず、一切下馬の禮義にも及ばず、只かけやぶつて通らんとする間、くらさはくらし、つやつや太政入道の孫共しらず。又少少は知たれ共、そらしらずして、資盛朝臣を始として、侍ども皆馬より取て引おとす。頗恥辱に及けり。資盛朝臣はふはふ六波羅へおはして、祖父の相國前〔禪〕門に此よし訴へ申されければ、入道大に怒つて、たとひ殿下なり共、淨海があたりをば憚り給べきに、をさなき者に左右なう恥辱をあたへられけるこそ遺恨の次第なれ。かかる事よりして、人にはあざむかるるぞ、此事思ひしらせ奉らでは、えこそ有まじけれ。いかにもして殿下をうらみ奉らばやと思ふはいかにと宣へば、重盛の卿申されけるは、これはすこしも苦しう候まじ、頼政、光基など申す源氏共にあざむかれて候はんは、まことに一門の恥辱にても候べし。重盛が子どもとて候はんずる

けるが、遲速こそ有けれ、四人の尼等皆往生の素懷を遂けるとぞ聞えし。されば後白河法皇の長講堂の過去帳にも、妓王、妓女、佛、とぢ等が尊靈と四人一所に入られたり。有がたかりし事なりけり。

殿下乘合

去程に、嘉應元年七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、萬機の政をしろしめされければ、院内わくかたなし。院中にちからめしつかはれける公卿、殿上人、上下の北面に至るまで、官位俸祿皆身にあまるばかりなり。されど其人の心の習にて、猶あきたらで、あつぱれ其人のうせたらば、その國はあきなん、其人のほろびたらば其官には成なんなど、うとからぬどちは、よりあひよりあひささやきけり。一院も内内仰なりけるは、むかしより、代代の朝敵をたひらぐる者おほしといへ共、いまだかやうの事なし。貞盛、秀鄕が將門をうち、頼義[よりよし]が貞任、宗任をほろぼし、義家[よしいへ]が武平[衡]、家平[衡]を責[攻]たりしにも勸賞おこなはれし事、纔に受領には過ざりき。淸盛はかく心のままに振舞事こそしかるべからね。これも世すゑに成て、王法のつきぬる故なりと仰なりけれ共、ついでなければ御誡なし。平家も又、別して朝家をうらみ奉つる事もなかりしに、世のみだれそめける根本は、去し嘉應二年十月十六日に、小松殿の次男、新三位中將資盛、その時はいまだ越前の守とて、生年十三になられけるが、雪はだれにふつたり

かひなり、出る息入をも待べからず、かげろふ稲妻よりも猶はかなし。一旦の樂にほこつて後世をしらざらん事の悲しさに、今朝まぎれ出て、かく成てこそまゐりたれとて、かづいたるきぬをうちのけたるを見れば、尼に成てぞ出來たる。かやうにさまをかへて參りたれば、日比の科をばゆるし給へ、ゆるさんとのたまはば、もろ共に念佛して一つ蓮の身とならん。それにも猶心ゆかずは、是よりいづちへもまよひゆき、いかならん松がね、苔の莚にもたふれ臥、命のあらんかぎりは念佛して、往生の素懷をとげんと、袖を顔に押當て、さめざめとかきくどきければ、妓王涙をおさへて、わごぜの是程に思ひ給ひけるとは夢にもしらず。うき世中の嵯峨なれば、身のうしとこそ思ふべきに、ともすればわごぜの事のみうらめしくて、往生の素懷をとげん事かなふべしともおぼえず。今生も後生もなまじひにしそんじたる心ちにて有つるに、かやうに樣をかへておはしたれば、日比のとがは露塵程も殘らず。今は往生うたがひなし。このたび素懷をとげんこそ何よりも又うれしけれ。わらはが尼になりしをだに世に有がたき事の樣に人もいひ、我等も思ひしが、今わごぜの出家にくらぶれば事の數にもあらざりけり。されども、それは世をうらみ、身をうらみてさまをかふるは常のならひ、わごぜは恨もなく、歎もなし。今年はわづかに十七にこそなる人の、是程に穢土をいとひ淨土をねがはんと、ふかくおもひ入給ふこそ誠の大道心とは覺えさふらひしか。うれしかりける善知識かな、いざもろともにねがはんとて、四人一所にこもりゐて、朝夕佛前に花香をそなへ、餘念なくねがひ

べし、中中只あけて入れんと思ふなり。それになさけをかけずして命をうしなふ物ならば、年來たのみ奉る彌陀の本願をつよく信じて、隙なく名號を唱へ奉るべし。聲をたづねてむかへ給ふなる聖衆の來迎にてましませば、などか引接なかるべき。相構て念佛おこたり給ふなと、たがひに心をいましめて、竹のあみ戸をあけたれば、魔縁にてはなかりけり、佛御前ぞ出來たる。妓王、あれは如何に、佛御前と見奉るは夢かや、うつつかといひければ、佛御前、涙をおさへて、かやうの事申せば事あたらしうは侍へ共、申さずば又思ひしらぬ身ともなりぬべければ、始よりして申也。もとよりわらはは推參の者にて、出されまゐらせ侍ひしを、妓王御前の申譲「說カ」によつてこそめしかへされても侍ふに、女の身のいふかひなき事は、我身を心にまかせずして、おしとどめられまゐらせし事、心うくこそ侍しか。わごぜの出され給ひしを見しに付ても、いつか又我身の上と思ひて、うれしとは更に思はず。障子に又、いづれか秋にあはではつべきとかきおき給し筆の跡、げにもと思ひ侍しぞや。いつぞや又、めされまゐらせて、今樣うたひ給ひしにも思ひしられてこそ侍ひしか。其後は御行へをいづくとも知まゐらせざりつるが、かやうに一所にと承て後は、餘にうらやましくて、つねにはいとまを申しか共、入道殿更に御もちひましまさず。つくづく物を案ずるに、娑婆の榮花は夢のゆめ、樂榮て何かせん。人身受がたく、佛教には遇がたし。此度泥梨に沈みなば、多生廣劫をばへだつ共、うかびあがらん事かたかるべし。年のわかきを頼べきにあらず。老少不定のさ

事の悲しさよと、さめざめとかきくどきければ　妓王、げにもさ樣に侍はば五逆罪うたがひなし、一旦うき耻を見つる事の口惜さにこそ身をなげんとは申たれ。さ侍らはば自害をば思ひとどまり侍りぬ。かくてうき世に有ならば、又もうきめを見んずらん、今は只都の外へ出んとて、妓王廿一にて尼になり、嵯峨の奥なる山里に、柴の庵をひきむすび、念佛してぞ居たりける。妹の妓女是をみて、姉身をなげば我も共に身をなげんとこそちぎりしか。まして世をいとはんに誰かはおとるべきとて、十九にて樣をかへ、姉と一所に籠ゐて、後世をねがふぞ哀なる。母とぢこれをみて、わかき娘どもだに樣をかふる世中に、年老衰たる母、白髮をつけても何にかはせんとて、四十五にて髮をそり、二人の娘もろ共に、一向專修に念佛して偏に後世をぞ願ける。かくて春すぎ夏たけぬ。秋の初風吹ぬれば、星合のそらを詠つつ、天の戸渡る梶の葉に思事かく比なれや。夕日の影の西の山の端にかくるるを見ても、日の入給所は西方淨土にて有なり。いつか我等もかしこへ生て、物も思はで過さんずらんと、かかるにつけても過にしむかしの憂事共思ひつづけて、ただ盡せぬ物は涙なり。たそがれ時も過ぬれば、竹の編戸を閉ふさぎ、燈幽にかきたてて、おや子三人念佛してゐたる所に、竹の編戸をほとほとと打たたく者出來たり。其時尼共肝をけし、あはれ是はいふかひなき我等が念佛してゐたるを妨げんとて、魔緣のきたるにてぞ有らん。ひるだにも人もとひ來ぬ山里の柴の庵のうちなれば、夜更て誰かたづぬべき。わづかの竹の編戸なれば、あけず共おしやぶらん事やすかる

先今様一うたへかしと宣へば、妓王、まゐる程では、ともかうも入道殿の仰をば背くまじと思ひければ、流るる涙をおさへつつ、今様一ぞうたうたる。佛も昔は凡夫なり、我等も終には佛也。いづれも佛性具せる身を、へだつるのみこそ悲しけれ、と泣泣二へんうたふたりければ、その座にいくらもなみゐ給へる平家一門の公卿、殿上人、諸大夫、侍に至るまで、皆感涙をぞながされける。入道も、ときに取ては神妙にも申たるものかな、扨は舞も見たけれ共、今日はまぎるる事のいできたり、この後はめさずともつねにまゐりて今様をもうたひ、舞などをもまうて佛なぐさめよとぞ宣ひける。妓王とかうの御返事にもおよばず、涙をおさへて出にけり。うしと思ひし道なれ共、親の命を背かじと、つらき道に趣て、二度うきめを見つる事の心うさよ。かくて此世にあるならば又もうきめをみんずらん。今はただ身をなげんと思ふなりといへば、妹の妓女、是を聞て、姉身をなげば我も共に身をなげんといふ。母とぢ、是を聞にかなしくて、泣泣又教訓しけるは、いかに妓王御前、さ様の事あるべし共しらずして、教訓してまゐらせつる事のうらめしさよ。まことにわごぜのうらむるもことわり也。ただしわごぜが身を投げば妹の妓女も共に身をなげんといふ。二人の娘共におくれなん後、年老衰たる母、命生きて何にかはせんなれば、我も共に身をなげんと思ふ也。いまだ死期も來らぬ親に身をなげさせんずる事は五逆罪にてぞあらんずらん。此世はかりのやどりなり、耻てもはぢても何ならず、只ながき世の闇こそこころうけれ。今生でこそあらめ、後世でだに惡道へ赴んずる

し。千年萬年とは契れ共、軈而わかるる中もあり。白地とは思へども、ながらへはつる事もあり。世に定なき物は男女の倣〔習〕なり。況やわごぜは此三年が間思はれ參らせたれば、有がたき御情でこそ侍らへ。此度めさんに參らねばとて、命をうしなはるるまではよもあらじ、都の外へぞ出されんずらん。縱都を出さるる共、わごせ達は、年わかければいかならん岩木のはざまにてもすぐさん事やすかるべし。されども我身は年たけ齢かたぶいて、ならはぬ鄙の住居こそ、かねて思もかなしかりけれ。只我を都の中にて住はてさせよ、それぞ今生後生の親子の孝養にてあらんずるといへば、妓王うしとおもひし道なれ共、親の命をそむかじと、つらき道に趣て泣泣出立ける心の中こそむざんなれ。ひとり參らんは餘物うしとて、妹の妓女をも相ぐし、又外白拍子二人、惣じて四人一車に取乘て、西八條殿へぞ參たる。さきざきめされける所へは入られず、遥にさがりたる所に座敷しつらうてぞ置れける。妓王、こはされば何事ぞや、我身にあやまつ事はなけれ共、すてられ奉るだにあるに、座敷をさへさげらるる事の心うさよ。こはいかにせんと思ふ心に、しらせじとおさふる袖の隙よりも餘て涙ぞこぼれける。佛御前これを見て餘に哀におもひければ、あれはいかに、日來めされぬ所にてもさふらはばこそ、是へ召され侍へかし、さらずはわらはに暇を給、出て見參せんと申ければ、入道すべてその儀あるまじと宣ふ間、ちから及ばで出ざりけり。入道やがて出會、對面ありて、妓王が心の中をば知り給はず、いかに其後は何事かある、さては舞も見たけれ共、それは次の事、

上下、此由を傳聞て、誠や妓王御前こそ西八條殿よりいとま給て出たるなれ、いざ見參してあそばんとて、或は文をつかはす人もあり、或は使者をたつる者もあり。妓王、さればとて今更又人に對面してあそびたはぶるべきにもあらねば、文を取入る事もなし。まして使にあひしらふまでもなかりけり。これにつけてもかなしくて、いとど涙にのみぞ沈みたる。かくて今年も暮ぬ。有る「二字明くるカ」春のころ、入道相國、妓王が許へ使者を立て、いかにや、其後何事かある。あまりに徒然げに見ゆるに、參て今樣をもうたひ、舞などをも舞て、佛なぐさめよとぞ宣ける。妓王兎角の御返事にも及ばず、涙を押て伏にけり。入道重て、など妓王は返事をばせぬぞ、參るまじいか、參るまじくはその樣を申せ。淨海もはからふ旨有とぞ宣ける。母とぢ是を聞にかなしくて、いかなるべし共覺えず。泣泣教訓しけるは、いかに妓王御前、など御返事をば申ぬぞ、か樣にしかられ參らせんよりはといへば、妓王涙を押て、參らんと思ふ道ならばこそやがて參る共申さめ、參らざらん物故に何と御返事を申べし共おぼえず。此たびめさんにまゐらずばはからふ旨ありと仰らるるは、都の外へ出さるるか、さらずは命をめさるるか、是二にはよも過じ。縱都を出さるるとも歎べき道にあらず、縱命をめさるる共惜かるべき我身かは。一度うき物に思はれ參らせて、二度面を向べきにもあらずとて、猶御返事をも申さず。母とぢ重て教訓しけるは、いかにや妓王御前、夫天が下にすまん程は、ともかうも入道殿の仰をば背くまじき事にてあるぞよ。男女の緣、宿世、今にはじめぬことぞか

ちはづかしう侍べし。はやばやいとま給ていださせおはしませと申ければ、入道、すべて其儀あさまし、妓王が有をはばかるか、其儀ならば妓王をこそ出さめと宣へば、佛御前、それ又いかでかさる事侍ふべき。もろともに召置れんだにも心うくさふらふべきに、妓王御前を出されまゐらせて、わらはが一人召置れなば、いとど心憂侍ふべし。おのづから後までも忘ぬ御事ならば、召れて又は參る共、今日は暇を給らんとぞ申ける。入道、何條其儀有べき、只妓王を出さめとて、妓王とうとうまかり出よと、御使かさねて三度までこそ立られけれ。妓王日比より思ひまうけたる道なれ共、さすが昨日今日とは思ひもよらず、しきりに出べき由宣ふ間、はきのごひ、塵ひろはせ、みぐるしき物共とりしたためて出べきにこそ定まりけれ。一樹の陰にやどりあひ、同じ流を結「掬」ぶだに別は悲しき習ぞかし。まして此は三年が間住なれし所なれば、名殘もをしうかなしくて、かひなき涙ぞこぼれける。さてしも有るべき事ならねば、いまはかうとて出けるが、なからん跡のわすれがたみにもとや思けん、障子になくなく一首の哥「歌」をぞ書付ける。

もえ出るもかるるもおなじ野邊の草いづれか秋にあはではつべき

さて車に乘て宿所へ歸り、障子の内に到「倒」臥、ただ泣より外の事ぞなき。母や妹是を見て、いかにやいかにと問けれども、妓王とかうの返事にも及ばず。具したる女に尋てこそさる事ありとも知てける。「れカ」去程に毎月おくられける百石百貫をも止られて、今は佛御前のゆかりの者共ぞ始てたのしび榮ける。京中の

れ。いかばかりはづかしう、かたはらいたくもさふらふ覽〔助動詞らん〕。我たてし道なれば人の上ともおぼえず、縦舞を御覽じ哥〔歌〕を聞し召さるるまでこそなくとも、御對面斗はなじかはくるしうさふらふべき。ただ理をまげてめしかへし、御對面有てかへさせ給はば、有難き御情でこそさふらはんずらめと申ければ、入道、いでいで、わごぜが餘にいふ事なれば、見參して返さんとて、御使を立て召れけり。佛御前はすげなういはれ奉て、既に車に乘て出んとしけるが、召れて歸參りたり。入道軈而出合、對面有て、今日の見參は有まじかりつれども、妓王が何と思ふや覽、あまりに申進る間、見參はしつ。見參する程ではいかでか聲をきかで有べき。先今樣一つうたへかしと宣へば、佛御前、承りさふらふとて、今樣一つぞうたうたる。

君を始て見るをりは、千よもへぬべし姫小松、御前の池なる龜岡に、鶴こそむれゐてあそぶめれ　とおし返しおし返し三べんうたひすましければ、見聞の人人も皆耳目を驚かす。入道もおもしろげに思ひ給て、わごぜは今樣は上手にて有けり、此定では舞も定てよかるらん、一番見ばや、鼓打めせ、とて召されけり。うたせて一番舞たりけり。佛御前は髮姿より始て見めかたち世にすぐれ、聲よく、ふしも上手なりければ、なじかは舞もそんずべき。心も及ばず舞すましたりければ、入道相國舞にめで給て、佛に心をうつされたり。佛御前、こはされば何事さふらふぞや、本よりわらはは推參の者にて、出されまゐらせ侍ひしを、妓王御前の申し訖〔詑カ〕によつてこそめしかへされてもさふらへ。かやうに召おかれなば妓王御前の思ひ給はん心のう

烏帽子、刀をのけられて、水干ばかりを用たり。さてこそ白拍子とは名付けれ。京中の白拍子ども妓王が幸の目出度やうを聞て、うらやむ者も有、そねむ者も有けり。うらやむ者は、あなめでたの妓王御前の幸やな、同じ遊女とならば誰も皆あの樣でこそありたけれ。いかさま是は妓といふ文字を名に付て、かくは目出たきや覽。いざ我等もついて見んとて、或は妓一とつき、妓二とつき、或は妓福、妓德などいふ者もありけり。そねむ者は、何條名により文字には依べき。幸はたゞ先世の生付でこそ有なれとて、付ぬ者もおほかりけり。かくて三年と申に、都に又白拍子の上手一人いできたり。加賀國の者なり、名をば佛とぞ申ける。年十六とぞきこえし。むかしよりおほくの白拍子共はありしか共、かゝる舞はいまだ見ずとて、京中の上下もてなす事斜ならず。或時佛御前申けるは、我天下に聞えたれ共、當時さしもめでたう榮させ給ふ西八條殿へ召れぬ事こそほいなけれ。遊び物のならひ、何かくるしかるべき、推參して見んとて、或時西八條殿へぞまゐりたる。人參て、當時都に聞え候佛御前が參て候と申ければ、入道、何條さ樣の遊ものは人の召に隨てこそまゐれ、さうなう推參するやうやある。其上神ともいへ、佛ともいへ、妓王があらん所へはいかにもかなふまじい。とうとうまかり出よとぞ宣ける。佛御前すげなういはれ奉て、既にいでんとしけるを、妓王、入道殿に申けるは、遊び者の推參は常のならひにてこそさふらへ、其上年もいまだをさなうさふらふなるが、たまたまおもひ立て參てさふらふを、すげなう仰られて返させ給はん事こそ不便な

て御即位あり。此君の位につかせ給ひぬるは、彌平家の榮花とぞみえし。國母建春門院と申は、平家の一門にておはしける上、とりわき入道相國の北方、八條院〔院ハ衍ニテ、のトアルベキナラン〕二位殿の御妹なり。又平大納言時忠と申も、女院の御せうとにてましましければ、内外につけても執權の臣とぞみえし。其比の叙位、除日と申も、ひとへに此時忠卿のままなりけり。楊貴妃が幸し時、楊國忠がさかえしがごとし。世のおぼえ、時のきら、めでたかりき。入道相國、天下の大小事を宣ひあはせられければ、時の人、平關白とぞ申ける。

妓王

入道は相國、一天四海を掌の中に握給しうへは、世のそしりをも憚らず、人の嘲をもかへり見ず、不思儀〔議〕の事をのみし給へり。たとへば其比都に聞えたる白拍子の上手、妓王、妓女とて、おとどひあり。とぢと云白拍子の娘也。然るに姉の妓王をば入道相國寵愛せられけり。是に依て妹の妓女をも世の人もてなす事斜ならず。母とぢにもよき屋作りてとらせ、毎月百石百貫を送られければ、家内富貴してたのしい事斜ならず。抑我朝に白拍子のはじまりける事は、昔鳥羽院の御宇にしまのせんざい、和歌の前、彼等二人が舞出したりける也。始は水干に立烏帽子、白鞘卷をさいて舞ければ男舞とぞ申ける。然るを中比より

ば、重盛卿はゆゆしう大様なるものかなとぞ父卿も宣ける。一院還御の後、御前にうとからぬ近習者達あまた候はれけるに、中に、さても不思議の事を申出したる物かな、露もおぼしめしよらぬ物をと仰せければ、院中のきり物に西光法師と云者あり、をりふし御前ちかう候けるが、進出て、天に口なし、人をもつていはせよと申す。平家以外に過分に候間、天の御いましめにやとぞ申ける。人人此事よしなし、壁に耳あり、おそろし、おそろしとぞ各ささやきあはれける。

春宮立

去程に、其年は諒闇なりければ、御禊、大嘗會も行はれず。建春門院、其時はいまだ東の御方と申ける。其御腹に、一院の宮のましましけるを、太子にたてまゐらさせ給ふべしと聞えし程に、同十二月廿四日、俄に親王の宣旨蒙せ給。あくれば改元有て仁安と號す。同年の十月八日、去年親王の宣旨蒙らせ給ひし皇子、東三條にて春宮にたたせ給ふ。春宮は御伯父六歳、主上は御甥三歳、いづれも昭穆に相叶はず。但寛和二年に一條院七歳にて御即位有、三條院十一歳にて春宮にたたせたまふ。先例なきにしもあらず。主上は二歳にて御禪をうけさせ給、僅に五歳と申し二月十九日に御位をすべりて新院とぞ申ける。いまだ御元服もなくして大〔太〕上天皇の尊號あり、漢家、本朝、これやはじめならん。仁安三年三月廿日、新帝大極殿にし

だしう下落〔洛〕すと聞えしかば、武士、撿非違使、西坂本に行向て防けれども、事ともせず、押破て亂入す。又何ものの申出したりけるやらん、一院、山門の大衆に仰せて、平家追討せらるべしときこえしかば、軍兵、内裏に參じて四方の陳〔陣〕頭を警固す。平氏の一類皆六波羅へ馳集る。一院もいそぎ六波羅へ御幸なる。清盛公其時はいまだ大納言右大將にておはしけるが、大におそれさわがれけり。小松殿、なにによつて只今さる事候べきと、しづめ申されけれ共、兵共躁ぎののしる事おびただし。され共山門の大衆、六波羅へは寄ずして、すぞろなる清水寺におし寄て佛閣、僧房、一宇も殘さず皆燒はらふ。是は去ぬる御葬送の夜の會稽の恥を雪んが爲とぞきこえし。清水寺は興福寺の末寺たるによつてなり。清水寺やけたりける朝や、觀音火坑變成地はいかにと、札に書て、大門の前に立たりければ、次の日又、歷劫不思議力及ばずと、返の札をぞ打たりける。衆徒歸のぼりにければ、一院もいそぎ六波羅より還御なる。重盛卿斗ぞ御供には參られける。父卿は參られず、猶用心の爲かとぞみえし。重盛卿御送りより歸られたりければ、父大納言宣ひけるは、さても一院の御幸こそ大に恐覺ゆれ。兼ても思召寄仰らるる旨のあればこそ、かうは聞えめ。それにも打とけ給まじと宣へば、重盛卿申されけるは、此事ゆめゆめ御氣色にも御詞にも出させ給べからず。人に心つけがほに中中あしき御事也。それに付ても、能能叡慮に背かせ給はで、人の爲に御情をほどこさせましまさば、神明、三寶加護有べし。さらんに取ては、御身の恐候まじとて、立れけれ

ひに狼籍に及ぶ。一天の君崩御成て後、御墓所へ渡し奉る時の作法は、南北二京の大衆悉く供奉して、御墓所のめぐりに、我寺寺の額をうつ事有けり。先聖武天皇の御願、あらそふべき寺なければ、東大寺の額をうつ。次に淡海公の御願とて、興福寺の額をうつ。北京には興福寺にむかへて延暦寺の額をうつ。次に天皇の御願、教待和尚、知證大師の草創とて、園城寺の額をうつ。しかるを山門の大衆いかが思けん、先例を背て、東大寺の次、興福寺の上に延暦寺の額をうつ間、南都の大衆、とやせまし、かうやせましと僉議する處に、ここに興福寺の西金堂衆、觀音房、勢至房とてきこえたる大惡僧二人ありけり。觀音坊は黒糸威の腹卷に白柄の長刀くきみじかにとり、勢至房は萠黄威の腹卷に黒漆の大たち持て、二人つと走り出、興福寺〔延暦寺ノ誤カ〕の額を切ておとし、散散にうちわり、うれしや水、鳴は瀧の水、日は照とも、たえずとうたへ、とはやしつつ南都の衆徒の中へぞ入にける。

清水炎上

山門の大衆、狼籍を致さば、てむかへすべき處に、心ふかうねらうふかたもやありけん、一言葉もいださず。御門かくれさせ給て後は、心なき草木までも皆愁たる色にこそあるべきに、此騒動のあさましさに、たかきもいやしきも、肝魄をうしなひて、四方へ皆退散す。同廿九日の午剋ばかり、山門の大衆おびた

おもひきやうき身ながらにめぐりきておなじ雲井の月をの〔のノ字衍〕見んとは

其間の御なからひ、いひしらずあはれにやさしき御事なり。

額打論

去程に、永萬元年の春の比より、主上御不豫の御事と聞えさせ給ひしが、夏の始にも成しかば、事の外に重らせ給ふ。これによつて、大藏大輔伊紀兼盛が娘の腹に今上一の宮の二歳にならせ給ふがましましけるを、太子にたてまゐ〔い〕らさせ給べしときこえし程に、同六月廿五日、俄に親王の宣旨下させ給。やがてその夜受禪有しかば、天下何とならうあわてたる樣なりけり。其時の有識の人人申しあはれけるは、先本朝に童帝の例をたづぬるに、清和天皇九歳にして、文德天皇の御禪を受させ給ふ。是はかの周公旦の成王にかはり、南面にして一日萬機の政を治め給しに准て、外祖忠仁公、幼主を扶持し給へり。これぞ攝政の始なる。鳥羽院五歳、近衛院三歳にて踐祚有。彼をこそいつしかなれと申しに、是は二歳にならせ給ふ。先例なし。物さわがしとも愚なり。去程に同七月廿七日上皇終に崩御なりぬ。御年廿三。つぼめる花の散れるがごとし。玉の簾、錦の帳のうち、皆御泪にむせばせおはします。やがてその夜、香〔廣〕隆寺の艮、蓮臺野のおく、舟岡山に納めたてまつる。御葬送の夜、興福、延曆兩寺の大衆、額打論と云事をし出て、たが

人とすと見えたり。既に詔命を下さる、子細を申に所なし、たゞ速に參らせ給ふべきなり。もし皇子御誕生有て、君も國母といはれ、愚老も外祖とあふがるべき瑞相にてもや候覽。是ひとへに愚老を助けさせおはします御孝行の御いたりなるべしと、やうやうにこしらへ申させ給へ共、御返事もなかりけり。大宮其比なにとなき御てならひの次に、

　うきふしにしづみもやらで河竹の世にためしなき名をやながさん

世にはいかにしてもれける哉覽、あはれにやさしきためしにぞ人皆申あはれける。既に御入内の日にも成しかば、父の大臣供奉の上達部、出車の儀式など、心[殊脫カ]にだしたてまゐらさせ給ひけり。大宮懶き御出立なれば、とみにも參らず。遙に夜更、さ夜も半に成て後、御車にたすけのせられさせ給けり。御入内の後は、麗景殿にぞましましける。ひたすら朝政を進申させ給御さまなり。かの紫宸殿の皇居には、賢聖の障子を立てられたり。伊尹、鄭伍倫、虞世南、太公望、甪里先生、李勣、司馬、手なが、足なが、馬形の障子、鬼の間、李將軍が姿をさながらうつせる障子も有、尾張守小野道風が七廻賢聖の障子とかけるも、理とぞ見えし。彼淸涼殿の畫圖の御障子には、昔金岡がかきたりし遠山の有明の月もありとかや。故院のいまだ幼主にてましましけるそのかみ、何となき御てまさぐりのついでに、かきくもらかさせ給たりしが、有しながらに少もたがはぬを御覽じて、先帝のむかしもや御戀しうおぼしめされけん、

后宮と申しは大炊御門の右大臣公能公の御娘なり。先帝におくれ奉り給て後は、九重の外、近衛川原の御所にぞ移り住せ給ける。前のきさいの宮にて、かすかなる御ありさまにてわたらせ給しが、永暦のころほひは、御年廿二三にもやならせましましけん。御さかりもすこし過させおはします程なり。されども天下第一の美人の聞えましましければ、主上色にのみ染る御心にて、ひそかに高力士に詔じて、外宮に引もとめしむるに及て、此大宮へ御艶書あり。大宮敢てきこし召もいれず。主上ひたすら、はやほにあらはれて、后御入内あるべき由、右大臣家に宣旨を下さる。この事天下において、ことなる勝事なれば、公卿僉議ありけり。各異見をいふ。先異朝の先蹤をとぶらふに、震旦の則天皇后は、唐の大宗の后、高宗皇帝の繼母なり。大宗崩御の後、高宗の后に立給ふ事あり。それは異朝の先規たる上、別段の事也。然ども我朝には、神武天皇より以來、人皇七十餘代に及まで、いまだ二代の后にならせ給例をきかずと、諸卿一同に申されたり。上皇も然るべからざる由、こしらへ申させ給へ共、主上仰なりけるは、天子に父母なし、我十善の戒功によつて萬乘の寶位をたもつ。是程の事、などか叡慮にまかせざるべきとて、軈而御入内の日、宣下せられける上は、力およばせ給はず。大宮かくと聞しめされけるより、御泪にしづませおはします。先帝におくれ參らせにし久壽の秋の始、同じ野原の露とも消、家をも出、世をも遁れたりせば、今かかるうき事をばきかざらましとぞ御歎ありける。父の大臣、こしらへ申させ給ひけるは、世にしたがはざるをもつて狂

平家知行の國、卅余箇國、既に半國に越たり。其外庄園田畠いくらといふ數をしらず。綺羅充滿して堂上花のごとし。軒騎群集して門前市をなす。楊州の金、荊州の珠、呉郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶一つとしてかけたる事なし。歌堂舞閣の基、魚龍爵馬のもてあそび物、恐くは帝闕も仙洞も是には過じとぞみえし。

二代后

昔より今にいたるまで、源平両氏朝家に召つかはれて、王化に隨はず、おのづから朝權を輕ずるものには、互にいましめを加へしかば、代の亂はなかりしに、保元に爲義斬られ、平治に義朝誅せられて後は、末末の源氏共、或はながされ、或は失はれて、今は平家の一類のみ繁昌して、頭をさしいだす者なし。いかならん末の代までも何事かあらんとぞみえし。され共鳥羽院御晏駕の後は、兵革うちつづいて、死罪、流刑、闕官、停任つねにおこなはれて、海內も靜ならず、世間もいまだ落居せず。就中永曆、應保の比よりして、院の近習者をば、內より御いましめあり。內の近習者をば、院よりいましめらるゝ間、上下おそれをののいて、安心もなし。ただ深淵に臨で薄氷を踏むに同じ。主上、上皇、父子の御間に、何事の御隔り有べきなれ共、思の外の事共おほかりけり。是も世澆季に及で、人梟惡を先とする故なり。主上、院の仰をつねは申かへさせましける中にも、人耳目を驚し、世もつて大にかたぶけ申事有けり。故近衛院の后、太皇太

の子孫にて禁色雜袍をゆり、綾羅錦繡を身にまとひ、大臣大將に成て兄弟左右に相並ぶ事、末代とはいひながら、不思儀〔議〕成し事共なり。其外御女八人おはしき。皆とりどりにさいはひ給へり。一人は櫻町の中納言重教〔範〕卿の北方にておはすべかりしが、八歳のとし御約束斗にて平治の亂以後引ちがへられて、後には花山院の左大臣殿の御臺盤所にならせ給て公達あまたましましけり。抑此重教〔範〕卿を櫻町の中納言と申ける事は、勝て心數奇給へる人にて、つねは芳野の山を戀つつ、町に櫻を植並、其内に屋をたてて住給ひしかば、來る年の春毎に見る人みな櫻町とぞ申ける。櫻は咲て七か日に散を、名殘を惜み、天照太神に祈申されければにや、三七日まで名殘ありけり。君も賢王にてましませば、神も神德をかがやかし、花も心有ければ、廿日の齡をたもちけり。一人は后にたたせ給ふ。皇子御誕生有て、皇太子にたち、位につかせ給しかば、院號蒙らせ給て、建禮門院とぞ申ける。入道相國の御娘なる上、天下の國母にてましませば、とかう申に及ばれず、一人は六條の攝政殿の北政所にならせたまふ。高倉院御在位の御とき御母代とて、准三后の宣旨を蒙り、白河殿とておもき人にてぞましましける。一人は普賢寺殿の北政所にならせたまふ。一人は七條の修理大夫信隆卿に相具し給へり。一人は冷泉大納言隆房の卿の北方、又安藝國嚴嶋の內侍が腹に一人おはしけるは、後白河法皇へ參らせ給て、偏に女御のやうでぞましましける。其外九條院の雜仕常盤〔磐〕が腹に一人、是は花山院殿の上臈女房にて、臈〔廊〕の御方とぞ申ける。日本秋津嶋は纔に六十六か國、

者あれば、一人聞いださぬ程こそ有けれ、餘黨にふれ催し、其家に亂入し、資財、雜具を追捕し、其やつをからめ取て、六波羅へゐて參る。凡目に見、心にしるといへども、詞にあらはして申者なし。六波羅殿のかぶろとだにいひてしかば、道を過る馬、車もみなよぎてぞとほりける。禁門を出入すといへども、姓名をたづねらるるに及ばず、京師の長吏是がために目を側と見えたり。

我身榮花

我身の榮花を極るのみならず、一門共に繁昌して、嫡男重盛内大臣左大將、次男宗盛中納言右大將、三男知盛三位中將、嫡孫維盛四位少將、すべて一門の公卿十六人、殿上人卅餘人、諸國の受領、衞府、諸司、都合六十餘人なり。世には又人なくぞみえられける。むかし奈良御門の御時、神龜五年、朝家に中衞の大將を始おかれ、大同四年に中衞を近衞と改られしより以來、兄弟左右に相ならぶ事わづかに三四か度也。文德天皇の御時は、左に良房右大臣左大將、右に良相大納言右大將、これは閑院の左大臣冬嗣の御子なり。朱雀院の御宇には、左に實賴小野宮殿、右に師輔九條殿、貞仁〔信〕公の御子也。後冷泉院の御時は、左に教通大二條殿、右に賴宗堀川殿、御堂關白の御子なり。二條院の御宇には、左に基房松殿、右に兼實月輪殿、法性寺殿の御子なり。是皆攝祿〔籙〕の臣の御子息、凡人に取てはその例なし。殿上のまじはりをだに嫌はれし人

ほ速なり。九代の先蹤をこえ給ふこそ目出けれ。

禿童

かくて清盛、仁安三年十一月十一日年五十一にて病に侵され、存命の爲に忽に出家入道す。法名は淨海とこそつき給へ。そのゆゑにや、宿病たちどころにいえて天命を全うす。出家の後も英雄は猶つきずとぞみえし。凡人のおもひつき奉る事は、ふる雨の國土をうるほすがごとく、世のあまねくあふげる事も吹風の草木をなびかすに同じ。六波羅殿の一家の君達とだにいひてしかば、花族も英雄も、誰肩をならべ、面を向ふ君なし。入道相國のこじうと、平大納言時忠卿宣ひけるは、此一門にあらざらんものは、皆人非人たるべしとぞ宣ける。さればいかなる人もそのゆかりにむすぼれんとぞしける。烏帽子のためやうよりはじめて、衣文のさしぬきのりんにいたるまで、何事も六波羅様とだにいひてしかば、一天四海の人皆是をまなぶ。いかなる賢王、賢主の御政、攝政、關白の御成敗をも、世に餘されたる徒ら者などの、人のきかぬ所により相て、何とならそしり傾申事は常のならひなれ共、この禪門、世ざかりの程は、聊ゆるかせに申者なし。其故は入道相國の謀に、十四五六の童を三百人すくへ「つカ」て、髮をかぶろに切まはし、あかき直垂をきせて召つかはれけるが、京中にみちみちて、往反しけり。おのづから平家の御事を、あしざまに申

て忠盛のすいたりければ、此女房も優なりけり。かくて忠盛刑部卿になつて、仁平三年正月十五日歳五十八にてうせ給ひしかば、淸盛嫡男たるによつて其跡をつぐ。保元元年七月に宇治の左府世を亂り給ひし時、安藝守とて御方にて勳功ありしかば、播磨守に遷て同三年太宰大貳になる。次に平治元年十二月信賴、義朝が謀叛の時も御方にて賊徒をうちたひらげたりしかば、勳功一つにあらず、恩賞是重かるべしとて、次の年正三位に叙せられ、打つづき宰相、衞府督、撿非違使の別當、中納言、大納言に上て、剩丞相の位に至り、左右を經ずして内大臣より大政大臣從一位にあがる。大將にあらね共、兵仗を給て隨身を召し具す。牛車輦車の宣旨を蒙、乘ながら宮中に出入す。偏に執政の臣のごとし。太政大臣は一人に師範して四海に儀刑せり。國を治め道を論じ、陰陽をやはらげをさむ。其人にあらずはすなはちかけよといへり。されば則闕官とも名付られたり。其人ならではけがすまじき官なりとも、入道相國一天四海を掌の中に握給し上は子細に及ばず。抑平家かやうに繁昌する事は熊野權現の御利生とぞ聞えし。其故は、淸盛いまだ安藝守たりし時、伊勢國阿野津より舟にて熊野へ參られけるに、大なる鱸の舟へをどり入たりけるを、先達申けるは、是はめでたき御事哉、まゐるべしと申ければ、入道相國さしも十戒をたもつて精進潔齋の道なれども、昔周武王の舟にこそ白魚はをどり入たなれとて、調味して我身くひ、家子郎等どもにもくはせらる。その故にや、下向の後打續て吉事のみおほかりけり。我身太政大臣にいたり、子孫の官も龍の雲にのぼるよりはな

日の訴詔〔訟〕を存じて木刀を帯したる用意の程こそ神妙なれ。弓箭に携らん程の者の謀は尤かうこそあらまほしけれ。兼ては又、郎從小庭に伺候の由、且は武士の郎等の習なり、忠盛が科にはあらずとて、却而叡感に預し上は、敢て罪科の沙汰はなかりけり。

鱸、

その子どもはみな諸衛佐になりて昇殿せしに、殿上のまじはりを人きらふに及ばず。或時忠盛、備前國より都へのぼりたりけるに、鳥羽院御前へ召して明石浦はいかにと仰せければ、忠盛

有明の月もあかしの浦風に波ばかりこそよるとみえしか

と申されたりければ、斜ならずに御感有て、軈而此歌をば金葉集にぞ入られける。忠盛又仙洞に最愛の女房をもつて通はれけるが、或時おはしたりけるに、此女房のつぼねに、つまに月出したる扇をとり忘て出られたりければ、かたへの女房達、是はいづくよりの月かげぞや、出所おぼつかなしなど、わらひあはれければ、彼女房

雲井よりただもり〔忠盛〕きたる月なればおぼろげにてはいはじとぞおもふ

とよみたりければ、いとどあさからずおもはれける。薩摩守忠度の母、これなり。似るを友とかやの風情に

れける。又花山院の前太政大臣忠雅公、いまだ十歳と申し時、父中納言忠宗卿におくれ給て、みなし子にておはせしを、故中御門藤中納言家成「イヘナリ」卿、其時はいまだ播磨守にておはしけるが、聟に取て、はなやかにもてなされければ、是も五節には播磨よねはとくさか、むくのはか、人のきらをみがくはとぞはやされける。上古にはかやうに有しか共、事いでこず。末代いかがあらんずらん、おぼつかなしとぞ、人人申あはれける。あんのごとく、五節はてにしかば、殿上人一同に訴へ申されけるは、夫雄劍を帶して公宴に列し、兵仗を給て宮中を出入するは、皆是格式の禮を守る綸命、由ある先規也。然を忠盛朝臣、或は相傳の郎從と號して、布衣の兵を殿上の小庭に召置、或は腰の刀を横へさいて節會の座につらなる。兩條希代いまだ聞ざる狼藉なり。事既に重疊せり、罪科尤ものがれがたし。はやく殿上の御札を削て闕官停任せらるべき由、諸卿一同に訴申されければ、上皇大に驚かせ給て、忠盛を召て御尋あり。陳じ申されけるは、先郎從小庭に祗候の由、全く覺悟仕らず。ただし近日人人あひたくまるる旨子細あるかの間、年來の家人、事を傳聞かによつて、其恥を助けむがために、忠盛にはしらせずして、ひそかに參候の條、ちから及ばざる次第なり。若其咎有べくば彼身を召進ずべきか。次に刀の事は、主殿司にあづけ置候畢。召出され、刀の實否に付て咎のさうあるべきかと申す。此義尤然べしとて、かの刀を召出て叡覽あるに、うへは鞘卷の黑う塗たりけるが、中は木刀に銀薄をぞおしたりける。當座の恥辱をのがれんがために刀を帶する由顯すといへども、後

うとう罷出よと、六位をもつて、いはせられたりければ、家貞畏て申けるは、相傳の主、備前守殿今夜闇討ちにせられ給べき由、傳承て、其ならん樣をみんとて、かくて候なり。えこそ出まじう候へとて、畏てぞ候ける。是等をよしなしとや思はれけん、其夜の闇討なかりけり。忠盛又御前の召にまはれけるに、人人拍子をかへて、伊勢瓶子は醯甕なりけり、とぞはやされける。かけまくもかたじけなく、此人人は柏原天皇の御末とは申ながら、中比は都の住居もうとうとしく、地下にのみ振舞なつて、伊勢の國に住國ふかかりしかば、その國の器にことよせて、伊勢平氏とぞはやされける。其上忠盛の目の眇たりける故にこそかやうにははやされけるなれ。忠盛何とすべきやうもなくして御遊もいまだをはらざるさきに、ひそかに御前を罷出らるるとて、紫宸殿の御後にして、かたへの殿上人の見られける所にて、主殿司を召て、横たへさされたりける刀をばあづけ置てぞいでられける。家貞待うけたてまつりて、さていかが候つると申ければ、かくともいはまほしうは思はれけれ共、いひつる程ならば、やがて殿上までもきりのぼらんずるものの、つらたましひにて有間、別の事なしとぞ答へられける。五節には白薄樣、こせんしのかみ、卷あげの筆、巴かいたる筆の管[軸]など、さまざまかやうにおもしろき事をのみこそうたひまはるるに、中比太宰權帥季仲卿と云人ありけり。あまりに色の黒かりければ、見る人、黒帥とぞ申ける。その人いまだ藏人頭たりし時、御前の召にまはれけるに、人人拍子をかへて、あなくろ、くろ、黒き頭哉、いかなる人のうるしぬりけんとぞ、はやさ

りしか共、殿上の仙籍をばいまだゆるされず。

殿上闇討

然るに忠盛朝臣いまだ備前守たりし時、鳥羽院の御願、得長壽院を造進して卅三間の御堂をたて、一千一躰の御佛をすゑ奉らる。供養は天承元年三月十三日也。勸賞には闕國を給べき由、仰下されける。折節但馬國のあきたりけるをぞ給ける。上皇猶御感の餘に内の昇殿をゆるさる。忠盛卅六にて始て昇殿す。雲の上人是をそねみ、いきどほり、同年の十一月廿三日、五節豐の明の節會の夜、忠盛を闇うちにせんとぞ議せられける。忠盛此由を傳へ聞て、我右弼の身にあらず、武勇の家に生れて、今不慮の恥にあはん事、家のため、身のため、心うかるべし。詮ずる所、身を全して、君に仕奉れと云本文有とて、兼て用意をいたす。參内のはじめより大なる鞘卷を用意し、束帶の下にしどけなげにさし、火のほのくらき方にむかつて、やはら、此刀を拔出て、鬢に引あてられたりけるが、餘所よりは氷などのやうにぞみえたりける。諸人目をすましけり。又忠盛の郎等、もとは一門たりし木工助平貞光が孫、しんのし郎大夫家房が子に、左兵衛尉家貞といふものあり。薄靑の狩衣の下に萠黃威の腹卷を着、弦袋附けたる太刀脇挾で、殿上の小庭に畏てぞ候ける。貫首以下あやしみをなして、うつぼ柱よりうち、鈴の綱の邊に布衣のもの候は何者ぞ、狼藉なり、と

平家物語　卷第一

祇園精舍

祇園精舍の鐘の聲、諸行無常の響あり。沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を顯す。奢れる人も久しからず、ただ春の夜の夢のごとし。猛き者も遂にはほろびぬ、偏に風の前の塵に同じ。遠く異朝をとぶらへば、秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、是等は皆舊主先皇の政ごとにもしたがはず、樂を極め、諫をも思入ず、天下の亂ん事をさとらずして、民間の憂る所をしらざりしかば、久しからずして亡じにし者共なり。ちかく本朝をうかがふに承平の將門、天慶の純友、康和の義親〔ヨシチカ〕、平治の信頼〔ノブヨリ〕、是等は猛き心も奢れる事も、みなとりどりにこそありしか。まぢかくは六波羅の入道、前太政大臣平朝臣清盛公と申し人の有樣、つたへ承るこそ心も詞も及ばれね。其先祖を尋ぬれば、桓武天王第五の皇子、一品式部卿葛原親王九代の後胤讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛朝臣の嫡男なり。彼親王の御子、高視王、無官無位にしてうせ給ひぬ。其御子高望王の時始て平の姓を給て、上総介に成給しより、忽に王氏をいでて人臣につらなる。其子鎭守府將軍義茂、後には國香と改む。國香より正盛に至るまで、六代は諸國の受領た

鵜川合戦
願立
御輿振
内裏炎上

平家物語卷第一目錄

祇園精舍
殿上闇討
鱸付禿童
我身榮花
二代后
額打論
清水炎上付春宮立
妓王
殿下乘合
鹿谷付俊寛

平家物語巻第一

祇園精舎

祇園精舎の鐘の聲諸行無常の響あり
沙羅雙樹の花の色盛者必衰の理をあらはす
奢れる人もひさしからす只春の夜の
夢のことし猛き者も遂にはほろひぬ偏に
風の前の塵に同し遠く異朝をとふらへは
秦の趙高漢の王莽梁の周伊唐の禄山
これらは皆旧主先皇の政にもしたかはす
楽をきはめ諫をも思ひいれす天下の乱れん事を

平家物語巻第一目録

祇園精舎
鱸 付禿童
二代后
清水炎上 付春宮立
殿下乗合
鵜川合戦
御輿振
殿上闇討
我身栄花
額打論
妓王
鹿谷 付俊寛
願立
内裏炎上

平家物語上卷目次

衆揃。橋合戰。宮御最後。若宮出家。鵼。三井寺炎上。
卷第五……………………………………二〇五
都遷 付 新都沙汰。月見。物怪。早馬。朝敵揃。咸陽宮。文覺强行。同勸進帳。
文覺被流。伊豆院宣。富士川。五節沙汰 付 都歸。奈良炎上。
卷第六……………………………………二四九
新院崩御。紅葉 付 葵前。小督。廻文 付 飛脚到來。入道死去 付 經島。慈心坊。祇
園女御。洲股合戰 付 嗄聲。橫田河原合戰。

平家物語上卷目次

卷第一……三
祇園精舍。殿上闇討。鱸付禿童。我身榮花。二代后。額打論。淸水炎上付春宮立。妓王。殿下乘合。鹿谷付俊寬。鵜川合戰。願立。御輿振。內裏炎上。
卷第二……五一
座主流付一行。西光被斬。小教訓。少將乞請。教訓付烽火。新大納言被流。阿古屋松。新大納言死去付德大寺嚴島詣。山門滅亡付善光寺炎上。康賴祝。卒都婆流。蘇武。
卷第三……一〇七
許文。足摺。御產卷付公卿揃。大塔建立。賴豪。少將都歸。有王嶋下。僧都死去付飇。醫師問答。無紋付燈籠金渡。法印問答。大臣被流付行隆。法皇被流。城南離宮。
卷第四……一五七
嚴島御幸付還御。源氏揃。鼬沙汰。信連。競。山門牒狀。南都牒狀。返牒。大

西風物語

上巻

のあり。古來之が愛讀者の最も多きは主としてこの美點に化せらるるが故なり。

この物語の文の妙は箇箇の語の上にあらずして主として文體及び聲調の上にあるを忘るべからず。謡ひ物はそれ自身として聲調の美あるは云ふを要せず。讀み物と詞とは普通の讀者には單に聲調の變化より生じ來る美感を起すに止まるものなるべし。さてその地の文に至りては或は七五調を以て進み、玲瓏たる白玉を銀盤上に轉ずるが如く瑯瑯として天籟をきくの快あらしむるものあり。或は對句によりて歩武を整へ堂堂廣野に兵を練るが如き感あらしむるものあり。忽ちにして之を破り蕩蕩として聲あらしむる散體あり。散體律體相織り相交りて或は來り或は去り、應接に遑あらざらしむ。これその文章の一言一句には光彩なきが如くにしてしかも實にえも云はぬ力ある所、讀者をして知らず知らず興に入らしめ、はては、我を忘れてこの物語と同化するに到らしむる所以實にここに存す。

れしなるべく、一は文學的の手段を加へしが爲の結果も加はりしならむか。

この物語の文章の概觀

この物語の文章は余がかつて論ぜる如くに、所謂和漢混淆文の上乘なるものとして人口に膾炙するものなるが、そのよく漢語を用ゐて國文に調和せしめたる伎倆はわが文章史上に於ける偉觀なり。惟ふにかくの如き和漢文學の調和の成熟はわが文學史に於て鎌倉時代を一大時期と立つべき主因の第一とするに足るべきものなり。この點より見れば鎌倉時代はわが國文學史上空前の一時期なり。而してこの物語は即ちこの成熟を體現せる代表的の一大產物なりとす。

この物語の文章は之を四に大別すべし。

一は地の文にして主として七五調又は對句にてあやなせり。

二は詞にして當時の談話語を描寫せり。

三は平曲家の所謂讀み物にして當時の往來の文をさす。その組織聲調おのづから特殊の趣あり。

四は謠ひ物にして和歌、謌謠、朗詠等あり。

上の四種は各その特色あり。交互錯綜して音樂としての美をなせること、たとへば、器樂と聲樂とによりて複雜にして調和せる音樂を起し、更に時時噪音的の節奏を加へて單調を破る等の如くその妙言語に絕するも

の末路をも記述せる本にても義經の死を記したるもの無し。これ卽ち作者の用意を見るに足る事なり。
之につれてかの腰越狀を載するが如きはこれ作者の一手段にして之によりて義經の寃を知らしめ同情を求めむとする間接の方法とせしものならずんばあらず。かく觀じ來れば一言一句作者の用意の非凡なるに驚かざるを得ざるなり。

義仲と宗盛

これらに反して同情なき書きざまを以て叙述せられしは源氏にては義仲、平家にては宗盛なり。その義仲に同情の無くなりしは入洛後なりしことは文勢のその前後によりて違ひあるにても知られたり。これは一は野人禮に嫺はずして故實を知らず禮節を守らずして直情徑行なりしことの京紳の目に傍若無人に映ぜしが爲の反響なりしなるべく、げにも作者の云へる如く、詔勅にて在りたりせば、彼れが如き悲慘なる最後は演ぜざりしなるべしといへども此人は義經賴朝を對手とせざるべからざりし人なればその運命は早晚の差こそあれ同一轍に終りしならむ。宗盛に至りてはかの重盛に對すると反對の感情を茲に反映し出したりしものなると共に一は成敗の見に捕はれたる僻說も混入せるなりしなるべく、本書に記述せるところに宗盛の態度の正正堂たる點ももとより見えざるにあらず。
之を要するに、上述の如く人物を多少理想的に典型化せしめしものは一は材料の多少と性質とに影響せら

大には義經の事なり。この人の行動また必ずしも一一首肯せらるべきにあらじ、されど、諺にも判官贔負と云ふ語の存する如く、今に至るまでも武將の龜鑑として何となく同情せらるる人なり。こはその人の軍略の功績にもよるべく、又多くの源氏中最もよく當時の京人と親しかりしにもよるべく、又功ありて賞せられず、讒者の爲に非業の死を遂げしを惜む同情にもよるべしといへども、一はこの物語にその行動を詳細に記述せしにもよるべし。この事は徒然草にもすでに云へるところなるが、げにも範頼義經二將の行動中義經の方の事はいづれも詳細にして範頼の事は殆ど略せられたり。これ上にも云へる如く、中心人物として描寫せしが爲にもよるべけれど、またかくせる原因は他にも存ずべし。

按ずるに當時御室の守覺法親王が思ほす所おはして義經を召して合戰の次第を親しく問ひきかせ給ひて之を記し留めおかせられしこと左記の序に見えたり。この記錄或は出でてこの物語の主要なる材料となりしにあらずや。この左記の序中に安德天皇の御衣の長樂寺に奉納ありし事、又經正、忠度が事などを載せられたるが、その事いづれもこの物語に載せられたる旨と一致す。

義經すでに京中に同情あり。而してその戰記の御室に存するありて、それがこの物語の材料となりたりとせば、この作者が、他の人よりも一層深く義經に同情すべきは自然の勢なり。作者が義經に同情せるはその最後を忌みて語らざるに徵しても知らるべし。もとより平家の行動を主とする物語なれば源氏の事は如何にありてもよき事なれど、さばかりの大立物の末路をそのままに打すておくべきにあらず。然るに行家その他

を研究せざるが爲なり。眞摯に本書をよみては平家の公達の意氣と膽力とには同情せざるべからざるなり。かの教經の如き、知盛の如きその勇實に關東軍の中に比すべきものあらざりしなり。宗盛の如きも、その態度の堂堂たるものは三種神器奉還を拒絕せしにて知らるべし。殊にかの忠度がさばかりの歌人にて、しかも片腕を切られながら敵なる岡部忠澄をその片手にて丈餘も投げ退けたりしはこれ抑も文弱に流れたる貴公子の爲し得むわざならむや。

かの貴公子敦盛の如きまた然り。その海に馬を乘り入るるや、後より認めたる熊谷直實の卑怯なり返し給へと呼ばるるを聞きて奮然として取つて返し之と組討する處、成敗を外にしたる意氣實に愛すべきなり。當時かれ十六歲、熊谷の子直家之と同年なり。直實之を憐み助けむと思ひてその名を問ひければ、先づ汝の名を云へと反問するところ貴人の態度を失はず。さて熊谷の名を聞いて「さては汝が爲にはよい敵ぞ。名のらずとも首を取つて人に問へ。見知らうずるぞ。」と宣するところ、年こそ若けれ、力こそ未だ足らざれ。あつぱれの大將軍にあらずや。余は、實にこの敦盛の如きを以て日本人の眞骨頭を有せる快男子とするに躊躇せざるなり。熊谷の如きは、その崇高なる人格にうたれてやがて現世の矛盾を觀じて遁世するに至りしものなるや必せり。

同情を以て描かれし義經

於いて頗る重大なる精神にて小松殿の一統救濟の意義にて描寫せられしことは勿論にして、重盛の死よりここに至りて首尾相照すと云ふべきなり。

上の他の平家の人人

小松殿の一統以外同情ある筆にて描かれたりしは經正と忠度とを主とす。この事の原因は、蓋し、この物語の原料が、仁和寺御室より出でたりしと想像する事によりてはじめて解すべし。守覺法親王の左記の序によれば、但馬守經正が靑山を率還せしこと、又經盛忠度の如きも和歌の嗜好者として御室の寵遇を蒙りたりし由は見えたり。さればこの物語の作者は、その原料によりて間接に、また法親王の左右の者より直接にその事實を聽取せしものならむ。卽ち經正の琵琶の爲に二章を設け、忠度の歌の爲に特に一章を設けたるが如きはこの方面の關係によると見ざるべからず。

この物語をよみて平家一門の人人の多くが文弱にして武事に疎かりしとは想像するを得ず。然るに世人常に說をなして平家の滅亡は文弱に流れて武備を怠りしが爲なりとせり。本書、全篇いづこにかさる跟迹を認むべき。平家の敗れし原因は一にして足らずといへども一はその榮華を極めし反動として世人の同情を失へると、一はその改新の急激にして保守思想の激しき反撥を誘起せしめしを主とし、内には衆心個個にして統一を失へるによるものなり。之を措きてその文弱を罵るが如きは、畢竟讀むべき書を讀まず、研究すべき事

ら、そは所謂不用意の發露にして直接の動機は維盛の後生善所を得べきことを叙したるものなるべく、かくの如くにして極樂往生疑なしと信ぜしものにして、これ卽ち小松殿に對する同情の餘波ここに及びしものなるべく、作者として維盛が恩愛斷ち難きの妻子をも見ずして斷然として死地に赴きしその勇猛心を叙したりしものなるべきなり。上の如くに解してはじめて維盛に對する作者の心情も伺ふ事を得べきなり。

重盛の嫡子維盛の運命はかくの如くにして善く佛敎化せられたり。次には維盛の嫡子の六代なり。この人は壇浦の激戰後平家の遺孽を求むること急なるにつれて遂に發見せられ、頑是なき少年ながら平家の嫡嫡なれば斬らるべかりしを文覺の周旋によりて命をつぎ終に出家して三位禪師と云はれたりしが、文覺流罪の後には遂に斬られたりとなり。

之を以て見るときは六代は非業の死を遂げたるにて同情ある人の書き方としては如何はしと云はざるべからず。若し同情ある人の筆なりせば、その斬られたるにつきても何等かの因緣談なかるべからざるなり。然るに諸本ただその十二の年より三十にあまるまでたもちたりしは長谷の觀音の利生と云ふに止まれり。されど源平盛衰記にはその出家を說きてその斬死を說かず。これ蓋し古き面目をそのまま傳へしものにして卽ち同情ある人の書き方としてここに筆を收めて他を云はざりしものなりしならむ。(次の義經の死を說かざるもこの筆法なり。參照すべし。)

それ一子出家すれば、七世の父母六親眷屬皆往生極樂の福を受くと云へり。卽ち六代の出家はこの意義に

あるに至りしならめ。

既に重盛の理想は現世の苦患を離脱し後生善所の安樂境に住するにありきとせば、その子孫のこの世に永續せむことをも希ふこと無かりしものとせざるべからず。即ちこの事の必然に起るべきを豫想したりしはかの金渡の一條にて之を描寫し盡したりと云ふべし。果然その嫡子維盛は熊野に入水し、嫡孫六代は希有に命助かりて出家して世を早くしたりしなり。而してこの事は即ちこれ重盛に對すると同じ同情の精神にて描かれたりしものと見ゆ。

維盛は平家の嫡流とは云ひながら、源平爭衡の當面の立物にはあらざりしこと既に述べし如くなるに拘らず、その行動は頗る注意して精細に描かれたり。かくてその最後の一段に至りては、叙述詳密を極めたること平家の他の公達の比にあらず。その高野山に入りて剃髮し、熊野に詣でて、父祖の冥福を祈り、十念安らかに唱へて入水する最後は悲慘なりといへども、竺羅の巷に横死するに比して禍福の差天涯のみならずとせむものこれ當時の信仰なりしや疑ふべからず。

余この物語をよみ初めし頃より常にこの維盛入水の事のいたく武人の面目と異るものあるを思ひ、しかもその記事の如何にも詳細にして同情ある記述なるによりて解すること能はざりしが、その後よくよく思ひみれば、これ即ち作者がその滿腔の同情を以てその最後を飾らむとせるものなるを知るに至りていたく驚かされたりき。惟ふにこれ一は實に當時天下に彌りたりし往生思想の維盛に託して宣傳せられしものなるべき

なりしが故に頼盛と共に京中に殘りて源氏の同情を受けうべきものはこの一流なりしことを想像しうべし。なほその上に世の同情を惹くべきことは重盛の死後その嫡流たる維盛は平家の實權を宗盛に握られて部屋住の體にてありし點なり。この點は當時の事情止むを得ざりしとは云へ、子孫嫡嫡の本義に於ては即ち合せざるなり。宗盛の世の同情を失ひし點も一はここにありしなるべく、維盛に同情する人多く、さるにても小松殿おはしまさましかばの嘆聲は當時到る處に聞かれしなるべし。

さてかく種種の事情より重盛の同情せられたるは、即ちこの作者をして重盛の行動を描寫して理想的人物たらしめたるなるべし。而してその同情は延いてその嫡統維盛及び六代に及びたるものなり。

重盛に對して同情ある作者は之をその後生善所の福音を以て描寫せり。これ當時の思想としては蓋し無上の幸福と目せられたるものならむ。されば今日の吾人の目より見れば、奇異に見ゆるまで矛盾せる事蹟を平然として列記せるを見る。見よ。かの卷第三「醫師問答」の條中には身命を輕んじて國家の體面を重んじたる賢人が、「金渡」の條にては

我朝にはいかなる大善根をしおいたりとも子孫あひつづいて重盛が後世とぶらはむことありがたし。大國にいかなるぜんごんをもして後世とぶらはれむ。

とて黄金三千兩を大宋國育王山に寄進して冥福を祈りたりと云ふにあらずや。これ實に前後撞着の事なり。されど、その當時にては佛果を得むことは國家を超越しての善事と認めたりしなるべく、さてこそこの記事

もありたりし人なるは古今に異論もあるまじけれど、しかもこの物語に叙せる事のすべてが實際にありしにあらざることもあるべし。現に卷第一「殿下の乘會」の條にあるその子資盛の狼藉につきては之を嫉したるは淸盛として、重盛は後に之を聞きて勘當せし由に記せれど、玉葉愚管抄などにてはその責の重盛にあることを記して淸盛の之に關係なき由を云へり。

重盛がかく如何はしき點までも除かれて理想の善人として傳へられしに至りしは蓋し三の方面よりなりしならむ。一は重盛その人の人格の力によりて盛名當時に赫赫として延いて後世に及ぼしたるもの。二はその父に先ちて世を早く去りたりしによりて世の惜むところとなり、平家の滅亡もこの人の死が、多少の因をなししものならむ。少くともこの人世を繼ぎしならば、かく平家の衰亡は速ならざりしならむと惜む人の多かりしならむ。この思想はこの物語中に所所に見えたり。三は平家滅亡の後京に止まれる人人のうち平家に緣故あるもの多くは重盛の一統の同情者なりしが故なるべし。案ずるに重盛在世の時既に淸盛と重盛との間に同情者分れてありしものとおぼしく、宗盛の一黨ありて淸盛に力を添へ重盛の一派と暗鬪せりしものの如し。そはこの物語にも重盛の薨去の條中に

又さきの右大將宗盛の卿のかたざまの人人「世はただ今大將殿へ參りなむず」とていさみよろこびあはれけり

とあるにて知られたり。又思ふに賴朝が死を免れしは池禪尼の同情に基づく所なるが、之を斡旋せしは重盛

へし問題なるべく、而して實際上の事實は自ら上の如き三部分をなすに至るべきは恐らくは誰人も想ひ及ぶべき事實なり。されば、今之を心に置きてこの物語を讀まむ人は一しほ感高く興深きものあるを覺えむ。これ卽ち叙述の中心を立てて特に心を用ゐ高潮に達せしめられたるものあればなり。

更に翻つてこの物語全部を通觀するにその文章は光彩のとりたてて云ふべきものなきが如くにして、しかも讀む者をして卷を措く能はざらしむるものあるは、これ全部として整頓せる一貫の主義あるが故ならずんばあらず。卽ちその平家の盛衰を以て一貫せるものあるによるは勿論なりといへども、その叙述はいつも中心人物によりて統一せらるるが故なり。しかしてその中心人物の變換する間を寸分の隙なく巧みに連絡せしめたる伎倆に至りては眞に驚嘆の外なきなり。

同情を以て描かれし重盛及びその嫡流

上の如くなれば、この物語は單に客觀的に記述せしにあらで著しく偏せる點あるを認むべし。この物語の作者によりて同情を以て描かれたる人物は平家にては重盛及びその嫡統の人人を主とし、忠度經正敦盛の如き、源氏にては義經なり。今これらにつきて少しく卑見を述べむ。

按ずるに重盛はもとより世に傳ふるが如き善良なる人物なりしなるべし。然れども人間の常として一言一行悉く模範とすべき程の人は現實としては殆ど見られざるなり。重盛の如きは當時世に同情もあり、又功績

でを叙したるなり。ここにては中心人物は云ふまでもなく淸盛にして重盛之が副たり。
第二部の首たる卷六にてはまづ高倉院崩御よりして淸盛の薨去を叙し、形勢急轉せることを明にして局面展開の端を啓けり。ここに義仲崛起して大なる威嚇を以て迫り、平家の一門遂に京を退散する否運に會せしが、頼朝は坐して出でざりしかば、京は義仲活動の獨舞臺となれり。而して義仲も亦徒に勢に乘じて謙抑を加へざりしかば、旭將軍の威望も、その盛に達すると共に内既に衰運を萠せり。之を第八卷の終とす。この部は義仲の活動のみ主として描かれ、平家の東奔西走は之が副次的事項として配せられたるなり。
第三部は頼朝の兵、上京して義仲を滅すことより筆を起せり。その當時、鎌倉に頼朝あり、京に義仲あり、平家は一旦西國に走れりといへども、大擧東上して一谷に城廓を構ふるあり。頼朝は先づ義仲を滅し、次に平家を攻めて之を壇浦にて全滅せしめ以て天下を掌にしたり。されど當面の主動人物は九郎義經なり。頼朝は背後にありて實權を握れりといへども、義仲の討伐といひ、一谷の突擊といひ、屋島の奇襲といひ、壇浦の殲滅といひ、義經の力によらざるもの無し。
之を要するに第一部は平家盛時の叙事にして中心人物は淸盛なり。第二部は平家流離時代の叙事にして中心人物は義仲なり。第三部は平家滅亡の叙事にして中心人物は義經たり。かくの如くこの物語の三部分の結構と叙事の主眼と中心人物とが相一致するは抑も何によれるか。思ふにこの物語の如きものを著作せむにあたりては之を如何なる部分に分ち、如何なる事實をとり、中心を何にとるべきかは、必ず著作者の最初に考

卷のみなるによりて

一、(一、二、三、四、五)　二、(六、七、八)　三、(九、十、十一、十二)

の三部に分ちたりしものならむことを推定し得たり。而してこの三區分の偶然にあらずしてこの物語全部の構造より生じたる根本的の事實なるを推定し得たり。

文學士内海月杖氏はよく國文を體讀するの士なり。その著中に平家物語の結構を論じて之を淸盛を中心としたる前半と平家沒落を中心としたる後半との二部に分ちて見るべきを主張し、之を以てこの物語の作者の伎倆の特に傑出せしを見るに足ると云へり。從來殆ど何人もこの種の見解を立つること能はざりし間に立ち、かくの如き識見を有せる氏はまた卓絕せる國文家なるが故なるべし。

されど、吾人はその平家沒落時代の記事にも中心人物の存することを主張し來れるものなり。源平の榮枯一旦地を易へては先に能動的なりし平家は受動的となり、之に打擊を加ふる能動的人物の出現は叙事の局面をもおのづから改め來らずんばあらず。その能動的人物は前に義仲あり、後に義經あり。かくて前述の三部はおのづから三の中心人物を得たるなり。

余がこの書の研究によりて分ちたる三部と三の中心人物の活動舞臺とは全然一致せり。次に之を述べむ。

第一部は平家全盛時代の叙述にして、先づその勃興より盛運を叙し、その終の卷に至りて源氏の蜂起によりて形勢の不穩に見ゆるを叙し、第二部の卷首につづけたり。即ち平家の極盛とその反動の現れ初めたるま

なるに、突如としてここにあらはれたるはその故なくんばあらず。按ずるにこれ行長の父たる人の事蹟なれば、その事を後世に傳へむの精神にて少しく筆を曲げしなるべし。然らずばこの事載すべき必要と關係とあらざるなり。

時長と云ふ說に至りては、或はその二十四卷本と云ふものの作者と云ふこととせば、別に行長の作の平家ありて之を增補せしものとせざるべからず。然らずとせば、これ從父兄弟にして名も似たれば誤り傳へしならむ。

吉田資經に至りては、また說あり。この時十二卷平家を書くと云へれば、恐らくは、原本を增補して現存の十二卷本の形を與へし人ならむ。この人の作者と云ふ事につきて直ちに思ひ出さるるはその祖父經房の事なり。これも卷第十二に「吉田大納言の沙汰」と云ふ一章を設けてその人物を稱揚したり。これまた大局にはさまで關係なきにことごとしくこの事を述べたるは即ちかの「行隆の沙汰」の鑿に傚ひしものにして資經のしわざなるべし。

この物語は三部に分ちて見るべし

この物語のもと三卷なりしことは殆ど想像に足るものなるが、その三卷は如何なる結構によりしものなりしかを硏究せしに、余はすべての異本の比較によりてその發端の記事の全然一致する點が、一、六、九の三

云へり。

按ずるにこの行長と云ふ人は蓋し玉葉明月記等に前下野守行長と屢見えたる人をさせるなるべし。その行長はこの物語にある行隆の子にして攝政兼實公の家司たりし人にして明月記によれば文筆の才ありしなり。行長入道の後之を扶持せしと云ふ慈鎭和尙は兼實の弟なれば、緣故ありしならむ。

さてその生佛と云ふものの事明かならざりしが、校者は之を源資時の法名正佛と云ひしを基として誤り傳へられしものかと思ふ。この資時はこの物語にも載せたる人にして郢曲の名家たる綾小路家に生れ、當時天下無雙の達人なりしが、故ありて出家し、これまた慈鎭和尙の坊官となりて世を終へし人なり。徒然草に生佛を東國の人なりと云へるは恐らくは如一(ニョイチ)檢校の出身を混じたるものなるべし。

今この行長と正佛とが、常に慈鎭和尙の許に相會せしことは疑ふべからざる事なるを以て考ふれば、徒然草にある平家の濫觴說は卽ち事實と想像して略過(ホヾアイアヤマリ)なきを得べし。しかも上に推定したる著作時代は卽ち、これらの人人の共に存してありし時代なるに於いてをや。されば、この時既に平家物語の原本の成立ありしを疑ふべからず。その本は三卷或は六卷なるべくして現存のいづれの本よりも遙に內容少かりしならむ。されば正佛卽ち資時自身に關する事の如きは、原本には無くして後人の增補せるところなりしならむ。

行長のこの物語の作者たりしによれるならむと思はるる記事一條あり、これ卷第三の末に近き處に載せたる「行隆の沙汰」なり。この事は平家物語の大局とは全然沒交涉の事にして實は載せざるをよしとするもの

近藤芳樹の梅櫻日記には岡田爲恭の許にて

古本の悉曇音義を反故のうらにかけるを見る。そのほうごの中に仙覺の新平家上卷をかるよしの消息あり。めづらしきものなり云云

の語あり。この悉曇音義今如何になりしかを知らず。隨つてその消息の如何なるものなりしかを知らずと云へども、その仙覺は或は萬葉抄の作者の仙覺か。然らば、新平家と云ふものは、既に寛元より文永頃に存したりしものと云ふべく、その他にもとの平家と云ふものもありしを想像しうべく、更に面白きは上卷とある以上二卷又は三卷の本なりしことをも考へうべし。即ち三卷本の平家物語は或はありしならむの想像はますます力を得たりと云ふべし。

かかれば、三卷また六卷なりしより漸次に增補して延慶本の如くにせるあり。又細く册を分ちて長門本源平盛衰記の如くにせるあり。看聞御記に見えたる「平家一合四十帖」とあるものも源平盛衰記又は之に近き本なりしなるべし。

この物語の作者

この物語の作者としては徒然草に信濃前司行長(ユキナガ)が、之を作り、生佛(シヤウブツ)と云ふ盲目に敎へて語らせたりと云ふ說を初めとして醍醐雜抄には民部少輔時長(トキナガ)二十四卷の平家を作ると云ひ、又十二卷の平家は資經(スケツネ)之を書くと

上の一事以てその著作年代を推すに足るべし。されど現在の諸本いづれもその以後の增補になれりしものにして原本の面目をそのままに傳へたりと認むべきもの、未だ一も見ず。古來の傳說によれば平家物語ははじめ三卷なりしを六卷とし、又十二卷にしたりと云へり。又その十二卷の平家と云ふは吉田資經の作なりと云ふ事醍醐雜抄に引けるものに見えたり。

然るにここに延慶本と稱へらるる平家物語あり。この本は花園院天皇の御宇延慶年間に書寫せし由の奧書ある本にしてその內容は源平盛衰記よりも稍少き程にして流布本に比して殆ど二倍に近しといふべきものなり。かくてこの本は現存の諸本中最も古きものなれど、諸本を集大成せし跟迹歷然たれば、原本にあらざるは勿論、當時源平盛衰記に似たる本、長門本に似たる本、流布本に近き本、八坂本に近き本の存したりしことは吾人が硏究の結果立證し得たるところなり。

その延慶本の編次如何と云ふに、もと六卷にして之を次の如く本末又は本中末に分ちたるものありて十二册とはなれるなり。

一、本末、　二、本中末、　三、本末、　四、　五、本末、　六、本末、

之を以て見れば、その增補の多かりし卷は勢之を分ち、多からざりし四の卷は分册せざりしものと云はざるべからず。卽ち六卷の本のありしことは旣に立證せられたりと云ふべし。かくの如くなれば、三卷本もまた存せざりきとは斷言すべからず。

備中長尾村小野直吉よく書を讀む。其子本太郎もまた其の意を繼ぐ。其の說に平家物語は源平盛衰記より前に出でしものなり。（中略）時代は鎌倉將軍藤氏二代の中に作れるなるべし。源中納言の靑侍の夢に平家の方人したまへる嚴島明神を追ひたてて八幡大菩薩の日ごろ平家へあづけおきたまへる節刀を賜はんと仰せければ、其の後は吾が孫にたび候へと春日明神の仰せられしなどにても知るべし。藤原賴經關東下向なきにいかでかやうの事かきも思ひもせむ。

とあり。この推論は蓋し當を得たるものと云ふべし。然るに翻つて八坂本をみるにこの事には嚴島明神、八幡大菩薩の二神のみあらはれて春日明神の事は載せず。こはすべての八坂本に通じて一致するところなり。之を上の論法にて推せば、この記事は卽ち源氏が、平家に代りて將軍たるべきを豫言せるものにして當時藤原氏の將軍の生ずべき豫想なかりしことを反證するものとしてまさに實朝薨去以前に草したりしものなるを見るべく、卽ち舊來の諸說を顚覆せしめて別に意見を立てしむべき一大契點なりとす。

かかる見地よりすれば、この物語の著作年代は略建久より建保まで約三十年の間に短縮せらるべく、徒然草に後鳥羽院の御時信濃前司行長の作れりといへるは、院の御在位又は御院政の時と見れば、少くも年代の上にては事實を傳へたりと認めざるを得ず。

原本と增補本

とあるを「きえぬべきかは」とし、灌頂卷「女院御出家の事」の章中にある歌

ほととぎす花橘の香をとめてなくは昔の人やこひしき

とあるを「人ぞこひしき」とせるが如き、古き本には、一も見ることなき誤りあり。かくてその歌全く意義不通となり、文學としての平家物語の價値を損すること幾何なるかを測り知るべからざるなり。

この種の俗惡なる手段は隨所に之れを發見し得べし。吾人が語學上の見地より云へば、流布本には下二段活用の動詞の下一段活用に化せるもの三所あり。そは寛永以後の俗本のみにしてそれ以前の本には一も見ること無し。又第四卷「鼬の沙汰」中の「たりふし」（一七〇頁）と云へる語の如きは、萬治版までは之をそのままに保存せるに、その以前よりの平假名本及び、明治以後の刊本みなこれを「をりふし」と改めて意義不通とならしめたり。この「たりふし」は「垂臥」又は「低伏」とも書きて古き平家物語には一齊に用ゐたりし一種の副詞たりしなり。之を耳遠しとにや意義を不通に終らしむるをも顧みずして之を濫に換へたりしは妄斷驚くべきなり。

平家物語著作の年代

さてここにこの物語の著作年代の事を少しく述べむ。從來の說は菅茶山の「筆のすさび」の說に從ひて之を承久亂以後藤原將軍二代の間になれりとするものなり。その說の基づく所は

に、その章のはじめに

同き廿八日に鎌倉兵衞佐從二位し給ひけり。云云

と云ふ文あり。これを始めとして同日夜より三箇日內侍所に御神樂ありし事を載せ、さて後內侍所の御鏡の由來に及べるなり。然るに流布本にはこの一章を全く載せずして次章「時忠文の沙汰」の文中に

これを鎌倉の源二位に見せなば云云

と云へるあるを見る。この物語の例として主要なる人の官位黜陟を漫然略しおくが如き事なきに、この鏡の卷なくば、先に四位に叙せられたりし賴朝がいつの間にか源二位と呼ばるることとなりて前後不調となるべきや必せり。即ちこの鏡の卷なくば、記事の連絡を缺くこと云ふまでも無し。之を以てこの鏡の卷を載せたる本の多き理由も知らるべく、流布本が完本にあらざるをも知ることを得べし。

流布本の杜撰

さて流布本の缺陷は上の如き處に存するのみならず、辭句文章の上にも俗惡なる改刪を加へたるものなり。次に二三の例をあげむ。

たとへば、第十卷「重衡大路被渡」の章中にある歌

かぎりとて立ち別るれば、露の身の君より先にきえぬべきかな。

にて失せ賜ひし事を主として記しゝもの、鏡の卷はまた內侍所に奉齋せられし神鏡の壇浦の激戰にも事故なく歸洛あらせ賜ひし事よりして、その神鏡の由來と威靈とを述べたるものなり。この二條を大祕事としたるはもとその神聖を貴ぶの精神よりして漫りに之を演奏するを憚りたるものなるべし。

劍の卷

さて上の劍の卷は祕事として之を除きたる本多く、鏡の卷を載する本にても之を載せぬもの多し。これ神劍喪失の事を忌みたるによれること疑ふべからず。然るに、ここにこの劍の卷のみ特に一種の遊離せる物語として別に發達せり。これ世に劍の卷と稱へて流布本太平記の卷首に附載せらるるものなり。

その劍の卷は初發は平家物語の祕事たりしこと勿論なれど、獨立の物語として多く潤色せられて內容を增し、曾我兄弟の物語、源平の家寶たる名劍などを說くに至れり。されば、それは、平家物語の一部分とは目すべからずして別種の物語とせざるべからず。平家物語本來の部分たる劍の卷は本書第十一卷に載するものを見て知らるべく、かの劍の卷に比して量は半に達せず叙述は單純なるものなり。

鏡の卷　流布本の缺陷

さて同じく祕事ながら劍の卷を載せぬ本にても鏡の卷は之を載せたるもの少からず。今その故を考ふる

たりとの奥書ある本に基づくものなれば、灌頂卷を特立せしめたるは云ふまでもなし。而して世人は流布本のみを見て他を知らざれば、平家物語は本來かくの如きものとして疑はず。その灌頂卷を平曲傳授制度の必要より生ぜしものとは心づかざりしのみならず、之を文學として解釋せむとして徒に苦心せしは思へば氣の毒の感なき能はざるなり。

祕事

かくて又八坂流一方流を通じて祕事と稱するものあり。この祕事と稱するものは、これまた濫りに演奏すべからざるものとして一方流にては灌頂卷を授けてもなほ教授せざりしが故に普通に單に檢校と稱する徒は終生之を演奏すること能はざりしなり。八坂流には灌頂卷を立てねどもなほ祕事として別卷にせるものあれば、一方流と同じ取扱をなししものの如し。されば、世に流布することを許したりし普通の平家物語にはこの祕事の載せられざりしは、當時の事情として蓋し止むを得ざりしものならむ。

祕事にも種種あり。大祕事小祕事の目あり。小祕事は普通の本には文句を載すれど、曲譜なきを常とし、大祕事はその文句をも除くを常とす。かくてこの大祕事も又流派によりて異同あれど、根本的に大祕事とせられしものと認むるは劍の卷と鏡の卷との二なり。

劍の卷は三種の神器の一として崇神天皇の朝に模造せられて宮中に奉齋せられし神劍の由來及びその壇浦

坂方との二の區別に該當す。一方は明石檢校覺一を中興の祖として、近世まで盛に行はれし流派にして灌頂卷を立つるものなり。八坂方は八坂檢校城玄を祖とし德川時代には旣に亡びたる流派にして灌頂卷を立つること無し。源平盛衰記の第四十八卷は即ち灌頂卷なれば、かれは平家物語中の異本と目すべきものにして平家物語以外の別本にあらざるのみならず、吾人の目より見れば、その平曲の分派たる一方流の本の異本たるにすぎず。即ち、平家物語と對立すべきものにあらずして八坂流の本と對立すべき一異本なるに止まる。

灌頂卷

抑も灌頂卷とは何の意義ぞ。古來之を釋するもの頗る多く諸說紛然たりといへども一も正鵠を得たるもの無し。校者さきに之を琵琶法師の事實及び制度に徵し、また多くの異本を對校してその平曲傳授上の制度に基づけるものなるを明にせり。蓋し灌頂は密宗の授職灌頂に擬したるものにして密宗にては灌頂を受けたるものは阿闍梨となりて一個獨立の師範職となり、又他に灌頂を授くるを得るものなり。即ちこの灌頂卷を授けられたる琵琶法師はその成業を證明せられたるものなり。實にこの灌頂卷は平家物語の敍事の必要上かく特立せしめしものにあらずして授職灌頂に準據して之を別卷と立てたるものなることは平家物語考に詳述せるを見て知らるべし。

一方流の用ゐる平家物語は上の如き組織によれるものなるが、現今流布の本は、その流の檢校の校閱を經

平家物語序說　　山田孝雄

平家物語の異本と源平盛衰記

平家物語はわが散文詩中最大の産物なり。國民の性情の今に至りてなほ共鳴を感ずるものあるは蓋し偶然にあらず。然るに明治以降文運の勃興せるに關せず、俗惡なる本のみ行はるるは慨嘆に堪へざるところなり。之を以て校訂者等この弊を救はむとしてここにこの本を公刊せり。

然るに平家物語には異本頗る多くして何れをとり何れを措くべきかは十分の考量を經て決せられざるべからざる問題なれば、先づこれらの梗概を次次に述べむ。

平家物語の異本は校者のかつて之を研究せしものによれば三十種十七類に分つことを得べし。惟ふにかく異本の多くなれるは、蓋し之を傳ふる平曲家の流派頗る多かりしによれるものなるべく、それらが、各多少の潤色改修をその文章事實に加へたりしが故なるべし。

平家物語は異本多きこと上述の如くなれど、之を大別すれば、二の種類に攝すべし。即ち建禮門院の大原入御及び法皇大原御幸の事を骨子としたる一巻即ち灌頂巻といふものを別に立つるものと、之を別巻とせずしてその事實を他の事實と略年月の順に編次せるものとなり。この二大系統は即ち、平曲二大統の一方と八

ら寫眞版に複製したのである。

一、この「下村時房本」の外に今一種「嵯峨本」と稱せられる「平家物語」の異本が東京帝國大學に藏せられて居たが、大正十二年九月の大震火災に由つて燒失した。之を山田先生は「嵯峨本」とし、「下村時房本」を以て「嵯峨本系統の本」とせられたが、「嵯峨本考」の著者和田氏は「下村時房本」を以て「類似嵯峨本」とし、「東京帝國大學本」の方を「疑似嵯峨本」とせられてゐる。されば和田氏の研究では角倉素庵の印行した「純嵯峨本」の中に「平家物語」と云ふものは本來存在しないのである。

一、山田孝雄先生は、今や學界の新人が等しく知る如く、其の國語、國文及び佛典に亘る研究は廣汎且つ精緻を極められてゐるのであるが、「平家物語」の研究に就ても早くより刻苦せられ、現代に於ける此研究の權威であり、「平家物語考」、「校定平家物語」等の雄篇叢著に其業績を示されてゐる。茲に先生の許諾を得て掲げた「平家物語序說」は、其の「校定平家物語」の卷首に書かれた序說の殆ど全部を轉載したのである。「平家物語」の成立年代、作者、諸本の異同、內容の結構等は之に盡されてゐる。猶我我の「日本古典全集」に「下村時房本」の複刻を慫慂せられたのも先生であり、東北大學の藏本を底本とするに就いても、同大學に在任中の先生は、貴重なる精力と時間とを割き、全部に亘つて對校の勞を取られたのである。篤學、濃情の先生が此書の爲めに爲された是等の事を、我我は忝くも勿體なくも感じてゐる。茲に併せて深大の感謝を捧げる。

は句讀點も、傍訓も、漢文の返り點も一切無い。今他本を參照して「　」此印の中に缺字を補ひ、傍訓と句讀點を施し、假名遣をも訂した。但し原本の本行の文字は、假名遣を訂したのと、「む」を「ん」に一定したとの外は一字も動かさず、假名書きの所には横に漢字を添へた。此中に多い「去る程に」と云ふ語はすべて「然る程に」の意であるが一一理ることを止めた。また明かに脱落とも誤植とも見える所は「　」此印の中に他本から補入して讀者の便を計り、併せて編者の注意をも加へた。傍訓は他本を參照して古訓を存するに力めたが、參照すべき根據を他本に見出ださないものは、「平家物語」以外の平安鎌倉兩期の古典に於ける讀字例を考へて加へた。但し古訓と云つても、家成卿を「カセイノキヤウ」、「雅賴卿」を「ガライノキヤウ」と訓ずる如きは、琵琶法師の語り癖を傳へたもので作者の讀法では無いであらう。一體に平安朝の「源氏」や「榮華」を讀み慣れた者から之に移ると、可なり崩れた訓讀に多く出會ふが、是れには言語の變遷も交つてゐると共に、無學な琵琶法師が語り僻めた所も少なからぬ事であらうと想はれる。

一、「平家物語」の「下村時房本」は今日に於て希覯本である。編者の知る所では內閣文庫に一本、東北大學に一本、和田維四郎氏に一本が藏せられてゐる。我我が底本としたのは此中の東北大學の分であるが、校正の際に至つて書肆南陽堂に一本の寶物が現れたので、同主人の厚意に由り、更に其れと對校する事を得た。南陽堂本は雲母刷の舊の表紙も揃ひ、手ずれも殆ど無く、珍しい完本である。題簽として用ひた文字も、上下兩卷に一葉づつ挿んだ原本の標本も、下卷の末に添へた「下村時房刊之」の刊記も南陽堂本か

誤らざるものあり。既に嵯峨本の筆者が光悦ならざること明瞭なる以上は、此等の書は皆實實上、嵯峨本と同一なる價値あるものなり。只世人の好事心に由りて其價に大差あるのみ。他日若し此時代の私版者に關する考證を爲す人あらば、此等嵯峨本に讓らざる良書を出版し世益を謀りたる人ありし事實を發見するに至らん」と云はれてゐるが、我我も同感である。

一、この「類似嵯峨本」の「平家物語」は最後の十二卷の末に「下村時房刊之」と刻されてゐるので、「下村時房本」とも稱せられる。之に就きて、山田孝雄先生は「下村時房と云ふ人の事指未だ詳ならず、隨つて刊行の年月を明らかに知ること難し。されど寛永を下らざるものなるべしと思はる」と云はれ、和田氏は「下村時房刊本」は凡ての點に於て嵯峨本と認むべけれど、猶該書は下村氏の出版したるものと認むるを穩當とすべし」と云はれてゐるが、編者の一人にして京都に生れたる與謝野寛は、下村時房と云ふ人を以て吳服商下村大丸の遠祖では無いかと臆測する。而して角倉素庵の實擧を賛し、私費を出だして「嵯峨本」の體裁に從ひ「平家物語」の印行を擔當したので無かつたかと想像する。若し然らば「純嵯峨本」の體裁でありながら特に「下村時房刊之」と附記した理由も明かにせられるであらう。但し吳服商下村氏の家系を調べた上で之を決定したい。

一、「平家物語」の「下村時房本」は卷頭に原本の標本を添へた通り、平假名木活字を以て印刷されてゐるが、中に往往空白缺划の所のあるのは、木活字の不足より生じた缺字を塡め忘れたのであらうか。原本に

刷、裝幀等に就きて兩者を比較するに、光悅本は（一）悉く光悅自筆の原稿に依りたるものにして、字格崩れず。（二）印刷鮮明にして誤植少く、且つ其裝幀に用ひたる意匠は高尚優雅にして、何れの點より論ずるも印本としては優良の標本と認むべきものなり。然るに嵯峨本は（一）光悅風の書體なれども、眞筆を稿本としたるもの無く、（二）印刷鮮明、用紙亦良好なれども、惜しいかな誤植尠からず、（三）其裝幀に至りては徒然草の並紙に雲母摺せるものは高尚優雅なれども、伊勢物語、及び同肖聞抄は光悅の諸本に及ばず、（四）此他並紙摺たる源氏物語等は、印刷の鮮明にして用紙の良好なる點に於ては、此種の他の印本に優れること勿論なれども、光悅本に比すべくもあらず。要するに嵯峨本の價値は、慶長年間未だ何人も國文書に着手せざりし時に於て、いちはやく之を印行せるにありと謂はざるを得ず」と云はれてゐる。

一、さて茲に我我の底本としたる「平家物語」は、世に「嵯峨本」の一種と稱せられてゐるが、實は「嵯峨本」に促されて同時代に印行したる「類似嵯峨本」の一である。此の「類似嵯峨本」に就て和田氏は同じく「嵯峨本考」の中に「また慶長より元和、寛永間に亘りて出版せられたる物語書の內、嵯峨本と唱へられし能花傳書と略同一の版式、製版にして、紙質、印刷共に之に讓らざるものあり。只其書體は光悅風なれども、嵯峨本に比すれば字體稍變化せりと認めらるる差あるのみ。……又慶長年間、光悅風書體の流行せし結果、元和寛永以後の印本に同書體なるもの尠からず、世人往往之を嵯峨本と誤認せるものあり。……又同時代に出版せられたる國文書は其數極めて多し。其中、紙質及び印刷の良好なる點に於て嵯峨本に

角倉本と稱ふるものは、慶長年間、山城國嵯峨の素封角倉素庵（一五七〇「元龜元年」——一六三二「寛永九年」）の私版を指すものなり。嵯峨本は紙質の良好、印刷の鮮明、表裝の優美なる點に於て他に比類なき佳本にして、其書光悦（本阿彌、一五五七「弘治三年」——一六三七「寛永十四年」）の筆に成れりと唱へらるるより光悦本とも云ふ」と云ひ、更に「光悦本」と「嵯峨本」の別を述べて、「角倉素庵は藤原惺窩の門弟として和漢の學を修め、和文學にも拙からず、また光悦に就きて書法を學びたる人にして、父の遺業なる海外貿易、海運及び治水の諸業を本業とし、之に由りて巨大なる資産を作り、京都附近に於ける屈指の分限者なりしが、當時富豪の間に流行せし骨董茶事を嗜まず、而かも其人物の雄邁高尙なることは、毫も光悦に讓らざりしを以て、兩人の意氣相投じ、相謀りて、當時何人も企圖せざりし國文學書類を印行し、世益を計れるものなるべし。而して兩者其嗜好を異にせるを以て、光悦は自ら謠本、方丈記等を自書し、私費を以て之を印行し、之に其意匠に成れる裝幀を加へ、且つ素庵にも慫慂して二三の書に就きては之に倣はしめたれど、素庵は斯の如く裝幀に意匠を凝すことは、浩瀚なる多數の書籍を出版するに適せざることを覺り、美裝をば伊勢物語、徒然草等二三の書に止め、其他は專ら實用を主とし、紙質を選み、印刷を鮮明にせる外、一切虛飾を廢したり。……此光悦本と嵯峨本との區分は、能く兩偉人の性格を表し、其嗜好は異れども、其世を益する點に於ては互に讓る所無しと謂ふべきか」と云ひ、また「光悦本及び嵯峨本とも、其内容は皆從來寫本として傳はれる國文學上の古典を印刷したるものなり。而して其字體、印

「古事記」、「萬葉集」、「源氏物語」よりも、此の「平家物語」に負ふ所が多いと思はれる。

一、「平家物語」には古來異本が頗る多い。久しい間の傳寫に由つて異本を生ずる事は「源氏物語」を初め、すべての古典に免れ難いことであるが、「平家物語」に於ては、之を語る琵琶法師の二系統、一方(イチカタ)と八坂方(ヤサカカタ)との流派に由つて卷册及び章節の廣略異同を意識的に備へ、中には俗惡なる改删潤飾を加へたるものも有つて、山田先生の考證に由れば、一方本、八坂本二大別の下に三十種、十七類の異本が現存するのである。而して「源平盛衰記」もまた「平家物語」の異本の一種が増修せられて別様の觀を成すに至つたのである。されば行長の原著、時長、資經等の補筆以外に、之を語る後世幾人の琵琶法師に由つて、字句の末に少しづつの改删を加へられた事、引いて種種の音便を交へたる所に鎌倉時代の口語脈のみならず室町時代の口語脈を加味したる事も想像すべきである。

一、「平家物語」の流布本は早く明治に於て「日本文學全書本」、「國文大觀本」の二本を見、次いで今日に至るまでに刊行された異本に、國民文庫の「八坂本古本」、國書刊行會の「長門本」、梅澤和軒氏評釋の「狹野檢校正節本」、前記山田孝雄先生の「校定平家物語」の「覺一本別本」、通俗日本全史の「盛衰記古本」等を見るのであるが、茲に我我の「日本古典全集」は「嵯峨本(サガボン)」の一種「下村時房本」を複刻して、更に異本善本の一を世に布くに至つた。

一、「嵯峨本」に就ては、和田維四郎氏の「嵯峨本考」(大正五年「一九一六」著者發行)に「世に嵯峨本文は

りが、然らずして趣味本位に種種の說話を排列し、史實と空想とを相半して、理性よりも感情に重きを置いたのは、一章を一曲として獨立せしめる用意の下に作られた「語り物」だからである。また合作とは云へ、餘りに時を隔てぬ人人にして、併せて才學、見識、趣味の酷似した人人の手に成つたが故に、文章の上にも破綻を示さず、さながら一人の作と思はれるまでの完璧を得たのであらう。

一、「能樂」と「淨瑠璃」との發生せぬ以前より、發生して後までも、久しく行れた「語り物」は實に此の「平曲」であつた。平安朝の散文文學は「源氏物語」を初として特殊の古典的教養を經なければ味解されなくなつた時代に、「平家物語」は題材も思想趣味も近代的であり、その文章が彼れに比べて簡素卑近であり、殊に肉聲と絃聲と相待つ歌曲として耳より入る藝術の受容し易い爲めに、「平家物語」ほど遍く一般人に賞翫された文學は他に比類が無い。まだ國民文學と云ふ語は無かつたが、國民文學の實を備へたものは「平家物語」であつた。平安朝の「伊勢物語」、「古今和歌集」、「源氏物語」の三書が國民の知識階級に薫染してゐる事の深いのと並んで、「平家物語」の一書は廣く國民一般の思想趣味を更により深く基礎づけてゐる。淸盛、重盛、賴政、維盛、敦盛、賴朝、義仲、義經、俊寬、文覺、辨慶、建禮門院、常盤、小督、妓王、妓女、佛御前、靜、袈裟御前、是等の固有名詞を聞くだけでも、國民の心情に各樣の親しい感動を生じるのは、「平家物語」が間接に沁み込んでゐるからである。敬神、愛國、忠孝、節義、任俠、武勇等より、無常觀、戀愛感情、淨土教的信仰、物の哀れを知る美的感情に至るまで、國民性の大部分は

に教へて語らせけり。さて山門の事ゆゆしく書けり。九郎判官の事は詳しく知りて書き載せたり。蒲冠者の事は能く知らざりけるにや、多くの事どもを記るし洩せり。武士の事、弓馬の技は、生佛、東國の者にて、武士に問ひ聞きて書かせけり。彼の生佛が生れつきの聲を今の琵琶法師は學びたるなり」と書かれてゐる。「平家物語」が出來てから百十餘年を經てゐるに過ぎぬ鎌倉末期に「徒然草」を書いた僧兼好（一二八二「弘安五年」——一三五〇「觀應元年」）の語を信ずべきものとすれば、作者行長は中山行隆の子にして、入道して後、大僧正慈鎭（慈圓、一一四七「久安三年」——一二二五「嘉祿元年」）に才學を以て愛養せられた人である。「平家物語」の作者の態度が、自己と同時の見聞を題目としながら、源平二氏の何れにも厚薄無く、さながら傍觀者の餘裕を存してゐるのは、遁世者の態度であり、しかも時に僧兵の記述に詳細にして延暦寺（山門）を揚げたる跡のあるは、如何にも行長入道の作者たる故であらう。また山田孝雄先生の述べられたる如く、卷三に於て前後に關係の無い「行隆の沙汰」の一章を挿んで、行長の父である行隆が淸盛の知遇を得た記事を特筆した事に就ても首肯される。

一、「平家物語」の當初の形は三卷本或は六卷本であつたと云はれる。それが行長の書いた原本であつて、今の十二卷本は藤原時長、吉田資經其他に由つて增修せられたものである事は、また山田先生の研究に由つて推定せられる。若し之が「榮華物語」や「大鏡」の如く讀み物の假名歴史として企畫せられたものであつたら、最初の作者行長は編年體または列傳體を以て統一ある敍述を爲し、一人の筆で完成したであら

たのである。想ふに平安朝文化の頽廢期を承けたる平氏及び其時代は、新舊の思想趣味の交錯すること恰も「平家物語」の文體の如くであつたであらう。平氏は其新しき長所を源氏に傳へ、自らは其舊き弊害に陷つて亡び去つたが、「平家物語」は其の新舊の美所を巧みに調和する事に由り、文學として成功した。

一、「平家物語」が歴史小説として一面にまた遠き世の「古事記」と類似する所のあるは、其れが共に單なる散文で無くして、有韻散文、歐洲の謂ゆるProse Rythmに屬する事である。此點は全く他の軍記物語と撰を異にしてゐる。「古事記」が語部(カタリベ)の傳へたる「語り物」の調子を存する以上に、「平家物語」は謂ゆる「平曲」の稱の如く、實際に琵琶法師の「語り物」として書かれたのである。即ち七五調の如き韻文體を隨所に發見するのみならず、全體に「讀むべき」よりも「歌ふべき」聲律を豐かに備へた文章である。七五調の文脈は既に和讃、今様等の歌謠の影響に由り、「保元」、「平治」の二書、其他「海道記」、「東關紀行」の如き同期の散文文學にも散見するのであるが、「平家物語」に於ては明かに「語り物」としての意圖の下に用ひられてゐる。

一、「平家物語」の作者に就ては、「徒然草」に「後鳥羽院の御時、信濃の前司行長(ユキナガ)、稽古の譽(ホマレ)ありけるが、樂府(ガフ)の御論義の番に召されて七德の舞を二つ忘れたりければ、五德の冠者と異名を附きけるを、心憂きことにして、學問を捨てて遁世したりけるを、慈鎭和尚、一藝ある者をば下部までも召し置きて不便(フビン)にせさせ給ひければ、この信濃入道を扶持し給ひけり。この行長入道、平家物語を作りて、生佛(シャウブツ)と云ひける盲目

平家物語解題

一、「平家物語（ヘイケモノガタリ）」は鎌倉時代（一一九二「建久三年」——一三三三「元弘三年」）に書かれたる歷史小說の一であり、此時代の散文文學を代表する隨一の傑作である。等しく歷史小說ながら、平安朝に出でたる「榮華物語」、「大鏡」の類と區別し、彼れに無かつた戰爭の記述を含むが故に、之を軍記物語または軍記文學の一類に數へる。軍記物語は少しく之に先だつて書かれたと思はれる「保元物語」と「平治物語」に始まり、此の「平家物語」を容れて、室町時代の作である「義經記」、「太平記」に及ぶのであるが、此類の文學の中に於ても亦「平家物語」は隨一の傑作である。

一、源平二氏は藤原氏に代つて政治的、經濟的、文化的の中心勢力となつた新興階級であつた。武人專權時代は平安末期に於ける平氏の崛起に由來し、平氏忽ちに亡んで源氏之を承け、而して近世の德川時代に至るまで八百年間の勢力を保持した。「平家物語」は其の武人專權時代の當初に於ける平氏一門の興亡盛衰を主要なる題材とし、之に源氏の興隆を加へ、併せて交ふるに當時の戀愛談、武勇談、恩愛談、藝術談、宗教談、靈異談、緣起談、教訓談の挿話を以てし、而して其文章は、平安朝の小說隨筆類に於て成熟したる優麗哀婉なる國文の上に、同じく平安朝に行れたる漢文、漢詩、及び佛典の用語及び其訓讀の語法語氣を採用し、且つ當時の地方武人の影響を受けたる口語をも加味して、簡勁遒麗なる特殊の新文體を創造し

日本古典全集刊行會板

日本古典全集

平家物語　上卷

與謝野寛
正宗敦夫　編纂

與謝野晶子　校訂